

令和八年二月十六日招集

福島県議会定例会会議録

令和八年二月福島県議会定例会会議録

目次

ページ

会期及び会議日程	一
議員席次	二
●二月十六日	
議事日程	五
本日の会議に付した事件	五
出席議員	五
説明のため出席した者	六
議会事務局職員	七
開会挨拶	七
永年勤続功労者の表彰	七
新任者挨拶	八
議員の辞職許可（報告）	八
常任委員の所属変更（報告）	八
議席の一部変更	八
会議録署名議員の指名	九
会期決定の件	九
地方自治法第二百一十一条の規定による委任または嘱託を受けた者の職氏名について	九
議長提出報告第一号から第六号まで	一四
知事提出議案第一号から第六十八号まで（知事説明）	一四
休会の件	一二
●二月二十四日	

議事日程	二三
本日の会議に付した事件	二三
出席議員	二三
説明のため出席した者	二三
議会事務局職員	二四
議長提出報告第七号	二五
県の一般事務に関する質問及び知事提出議案第一号から第六十八号までに対する質疑	二五

●二月二十五日	
議事日程	四七
本日の会議に付した事件	四七
出席議員	四七
説明のため出席した者	四七
議会事務局職員	四八
県の一般事務に関する質問及び知事提出議案第一号から第六十八号までに対する質疑	四九
知事提出議案第六十九号から第八十六号まで（知事説明）	七〇
休会の件	七一

●二月二十七日	
議事日程	七三
本日の会議に付した事件	七三
出席議員	七三
説明のため出席した者	七三
議会事務局職員	七四
県の一般事務に関する質問及び知事提出議案第一号から第八十六号までに対する質疑	七四

までに対する質疑……………七五

●三月二日

議事日程……………九七

本日の会議に付した事件……………九七

出席議員……………九七

欠席議員……………九七

説明のため出席した者……………九七

議会事務局職員……………九八

県の一般事務に関する質問及び知事提出議案第一号から第八十六号

までに対する質疑……………九九

●三月三日

議事日程……………一三九

本日の会議に付した事件……………一三九

出席議員……………一三九

欠席議員……………一三九

説明のため出席した者……………一三九

議会事務局職員……………一四〇

県の一般事務に関する質問及び知事提出議案第一号から第八十六号

までに対する質疑……………一四一

●三月四日

議事日程……………一七九

本日の会議に付した事件……………一七九

出席議員……………一七九

欠席議員……………一八〇

説明のため出席した者……………一八〇

議会事務局職員……………一八〇

県の一般事務に関する質問及び知事提出議案第一号から第八十六号

までに対する質疑……………一八一

知事提出議案第一号から第八十六号まで各常任委員会付託……………二〇八

議案撤回の件……………二〇八

議員提出議案第四百四十一号から第四百四十五号まで各常任委員会付託……………二〇九

請願撤回の件……………二一五

議長提出報告第八号……………二一六

●三月六日

議事日程……………二一九

本日の会議に付した事件……………二一九

出席議員……………二一九

欠席議員……………二一九

説明のため出席した者……………二一九

議会事務局職員……………二二〇

知事提出議案第六十九号から第八十六号まで（委員長報告、採決）……………二二一

休会の件……………二二四

●三月十九日

議事日程……………二三五

本日の会議に付した事件……………二三五

出席議員……………二三六

説明のため出席した者……………二三六

議会事務局職員……………二三七

議長提出報告第九号から第十三号まで……………二三七

知事提出議案第一号から第六十八号まで並びに議員提出議案

第四百一十一号から第四百四十五号まで及び前回より継続審査中の議員提出議案並びに議長提出報告第八号及び前回より継続審査中の各請願（委員長報告、討論、採決）	二三八
継続審査、調査付議	二四五
復興・創生推進対策について（委員長中間報告、継続調査付議）	二四六
県民の安全・安心対策について（委員長中間報告、継続調査付議）	二四七
人口減少・地域活力創造対策について（委員長中間報告、継続調査付議）	二四七
知事提出議案第八十七号（知事説明、採決）	二四八
議員提出議案第四百十六号（即決）	二四九
臨時的な協議等の場の設置の件	二五〇
閉会挨拶	二五一

◆ 発言の索引

◆ 議長及び議員

ページ

●議長 矢吹貢一君

開会挨拶……………七

議事進行……………

七八、九一、四一六、三三二、四二五、三七、四六、四九、六二、七〇、七一、
七四、七五、八一、八四、九一、九五、九八、九九、一〇三、一〇六、一一〇、
一一二、一一七、一一九、一四〇、一四一、一四六、一四九、一五二、一五四、
一五八、一六一、一九五、一九九、二〇一、二〇六、二〇八、二〇九、二一四、
二二五、二二六、三二一、三三二、三三三、三四二、三七、三八、三九、
三三〇、三三一、三六、四〇、四三、四五、四六、四七、四八、
二四九、二五〇、二五一

閉会挨拶……………二五一

●副議長 佐藤雅裕君

議事進行……………
一九、二四、二六、三三、三七、六一、六六、六七、七四、
一七七、一八一、一八五、一八八、一九一、一九五

●一番 金澤拓哉君

一般質問……………二〇一

●二番 誉田憲孝君

一般質問……………二四一

●三番 木村謙一郎君

土木委員長報告……………二二二

●五番 石井信夫君

一般質問……………二二二

企画環境委員長報告……………二二二

●六番 佐藤徹哉君

一般質問（追加代表）……………七五

福祉公安委員長報告……………二二二

●九番 猪俣明伸君

一般質問……………二一九

●十番 山田真太郎君

一般質問……………二六一

●十一番 吉田誠君

一般質問……………二〇六

県民の安全・安心対策特別委員長中間報告……………二四七

●十三番 佐々木恵寿君

一般質問……………一九五

●十四番 山内長君

農林水産委員長報告……………二二二

●十五番 渡辺康平君

商労文教委員長報告……………二二二

●十六番 鈴木優樹君

一般質問……………一八一

農林水産委員長報告……………二二〇

復興・創生推進対策特別委員長中間報告……………二四六

●十七番 渡邊哲也君

商労文教委員長報告……………二二九

●十八番 江花圭司君

企画環境委員長報告……………三八

●十九番 鳥居 作 弥 君

一般質問……………一六七

●二十番 真山 祐一 君

一般質問……………一二六

●二十二番 渡部 英明 君

一般質問……………一四九

人口減少・地域活力創造対策特別委員長中間報告……………一四八

●二十三番 三村 博隆 君

一般質問……………一八八

討論（知事提出議案第一号）……………二四〇

●二十四番 大橋 沙織 君

討論（知事提出議案第一号外）……………二三三

●二十六番 山口 信雄 君

一般質問……………九九一〇六

土木委員長報告……………一三〇

●二十七番 佐藤 郁雄 君

一般質問……………一五四

総務委員長報告……………一三三、一三一

●二十九番 佐々木 彰 君

討論（知事提出議案第一号）……………一三六

●四十一番 鈴木 智 君

一般質問（代表）……………一三五

●四十四番 三瓶 正栄 君

一般質問（追加代表）……………八四

●五十四番 今井 久敏 君
福祉公安委員長報告……………一三八

●五十五番 宮下 雅志 君

一般質問（代表）……………四九

◆議会事務局

●次 長 佐藤 尚美 君

議事進行……………七

◆知事部局

●知 事 内堀 雅雄 君

提案理由の説明……………一六、七一、二四九

鈴木智議員に対する答弁……………三七

宮下雅志議員に対する答弁……………六一

佐藤徹哉議員に対する答弁……………八一

三瓶正栄議員に対する答弁……………九一

山口信雄議員に対する答弁……………一〇三

吉田誠議員に対する答弁……………一一〇

石井信夫議員に対する答弁……………一二七

猪俣明伸議員に対する答弁……………一二四

真山祐一議員に対する答弁……………一三三

菅田憲孝議員に対する答弁……………一四六

渡部英明議員に対する答弁……………一五二

佐藤郁雄議員に対する答弁	一五八
山田真太郎議員に対する答弁	一六六
鳥居作弥議員に対する答弁	一七四
鈴木優樹議員に対する答弁	一八五
三村博隆議員に対する答弁	一九二
佐々木恵寿議員に対する答弁	一九九
金澤拓哉議員に対する答弁	二〇六
閉会挨拶	一五一

●総務部長 國 分 守 君

鈴木智議員に対する答弁	四一
佐藤徹哉議員に対する答弁	八二
三瓶正栄議員に対する答弁	九二
吉田誠議員に対する答弁	一一一
真山祐一議員に対する答弁	一三四
誉田憲孝議員に対する答弁	一四六
鳥居作弥議員に対する答弁	一七四

●危機管理部長 細 川 了 君

鈴木智議員に対する答弁	四一
宮下雅志議員に対する答弁	六五
佐藤徹哉議員に対する答弁	八二
三瓶正栄議員に対する答弁	九二
山口信雄議員に対する答弁	一〇四
誉田憲孝議員に対する答弁	一四七

鳥居作弥議員に対する答弁	一七四
三村博隆議員に対する答弁	一九三
佐々木恵寿議員に対する答弁	一九九
金澤拓哉議員に対する答弁	二〇六

●企画調整部長 五月女 有 良 君

鈴木智議員に対する答弁	四一
宮下雅志議員に対する答弁	六五
佐藤徹哉議員に対する答弁	八二
三瓶正栄議員に対する答弁	九二
山口信雄議員に対する答弁	一〇四
山田真太郎議員に対する答弁	一六六
鳥居作弥議員に対する答弁	一七五
鈴木優樹議員に対する答弁	一八六
佐々木恵寿議員に対する答弁	二〇〇
金澤拓哉議員に対する答弁	二〇七

●生活環境部長 宍 戸 陽 介 君

鈴木智議員に対する答弁	四二
宮下雅志議員に対する答弁	六五
佐藤徹哉議員に対する答弁	八三
三瓶正栄議員に対する答弁	九二
山口信雄議員に対する答弁	一〇四
石井信夫議員に対する答弁	一七
真山祐一議員に対する答弁	一三四

菅田憲孝議員に対する答弁……………	一四七
渡部英明議員に対する答弁……………	一五三
佐藤郁雄議員に対する答弁……………	一五九
三村博隆議員に対する答弁……………	一九三
佐々木恵寿議員に対する答弁……………	二〇〇

●保健福祉部長 菅野俊彦君

鈴木智議員に対する答弁……………	四二
宮下雅志議員に対する答弁……………	六六
佐藤徹哉議員に対する答弁……………	八三
三瓶正栄議員に対する答弁……………	九三
山口信雄議員に対する答弁……………	一〇五
吉田誠議員に対する答弁……………	一一一
石井信夫議員に対する答弁……………	一二七
猪俣明伸議員に対する答弁……………	一二四
真山祐一議員に対する答弁……………	一三四
菅田憲孝議員に対する答弁……………	一四七
佐藤郁雄議員に対する答弁……………	一五九
山田真太郎議員に対する答弁……………	一六六
鈴木優樹議員に対する答弁……………	一八六
三村博隆議員に対する答弁……………	一九三
金澤拓哉議員に対する答弁……………	二〇七

●商工労働部長 小貫薫君

鈴木智議員に対する答弁……………	四二
------------------	----

宮下雅志議員に対する答弁……………	六六
三瓶正栄議員に対する答弁……………	九三
猪俣明伸議員に対する答弁……………	一二四
真山祐一議員に対する答弁……………	一三五
菅田憲孝議員に対する答弁……………	一四七
渡部英明議員に対する答弁……………	一五三
佐藤郁雄議員に対する答弁……………	一六〇
鳥居作弥議員に対する答弁……………	一七五
三村博隆議員に対する答弁……………	一九三

●農林水産部長 沖野浩之君

鈴木智議員に対する答弁……………	四三
宮下雅志議員に対する答弁……………	六七
三瓶正栄議員に対する答弁……………	九三
山口信雄議員に対する答弁……………	一〇五
石井信夫議員に対する答弁……………	一一七
猪俣明伸議員に対する答弁……………	一二五
真山祐一議員に対する答弁……………	一三五
渡部英明議員に対する答弁……………	一五三
山田真太郎議員に対する答弁……………	一六六
鳥居作弥議員に対する答弁……………	一七五
三村博隆議員に対する答弁……………	一九四

●土木部長 矢澤敏幸君

鈴木智議員に対する答弁……………	四四
------------------	----

宮下雅志議員に対する答弁……………六八

三瓶正栄議員に対する答弁……………九三

吉田誠議員に対する答弁……………一一

石井信夫議員に対する答弁……………一八

猪俣明伸議員に対する答弁……………二五

渡部英明議員に対する答弁……………五三

山田真太郎議員に対する答弁……………六七

三村博隆議員に対する答弁……………九四

佐々木恵寿議員に対する答弁……………二〇〇

●風評・風化戦略担当理事兼原子力損害対策担当理事 半澤浩司君

鈴木智議員に対する答弁……………四五

金澤拓哉議員に対する答弁……………二〇七

●避難地域復興局長 市村尊広君

佐藤徹哉議員に対する答弁……………八三

石井信夫議員に対する答弁……………一八

佐々木恵寿議員に対する答弁……………二〇〇

●文化スポーツ局長 紺野香里君

鈴木智議員に対する答弁……………四五

三瓶正栄議員に対する答弁……………九四

山田真太郎議員に対する答弁……………六七

三村博隆議員に対する答弁……………九四

●こども未来局長 菅野寿井君

鈴木智議員に対する答弁……………四五

宮下雅志議員に対する答弁……………六八

吉田誠議員に対する答弁……………一二

猪俣明伸議員に対する答弁……………二五

真山祐一議員に対する答弁……………三六

菅田憲孝議員に対する答弁……………四八

山田真太郎議員に対する答弁……………六七

鳥居作弥議員に対する答弁……………七五

鈴木優樹議員に対する答弁……………八六

金澤拓哉議員に対する答弁……………二〇八

●観光交流局長 藤城良教君

宮下雅志議員に対する答弁……………六九

三瓶正栄議員に対する答弁……………九四

吉田誠議員に対する答弁……………一二

石井信夫議員に対する答弁……………一八

猪俣明伸議員に対する答弁……………二六

真山祐一議員に対する答弁……………三六

菅田憲孝議員に対する答弁……………四八

佐藤郁雄議員に対する答弁……………六〇

鳥居作弥議員に対する答弁……………七六

鈴木優樹議員に対する答弁……………八七

佐々木恵寿議員に対する答弁……………二〇一

金澤拓哉議員に対する答弁……………二〇八

◆出納局

●会計管理者兼出納局長 岸 孝志君

鈴木智議員に対する答弁……………四四

宮下雅志議員に対する答弁……………六八

◆病院局

●病院局長 菅野 崇君

鈴木智議員に対する答弁……………四五

真山祐一議員に対する答弁……………一三六

◆教育委員会

●委員 午來 勝顕君

新任者挨拶……………八

●教育長 鈴木 竜次君

鈴木智議員に対する答弁……………四五

宮下雅志議員に対する答弁……………六九

佐藤徹哉議員に対する答弁……………八三

三瓶正栄議員に対する答弁……………九四

山口信雄議員に対する答弁……………一〇五、一〇六

吉田誠議員に対する答弁……………一二

石井信夫議員に対する答弁……………一一九

猪俣明伸議員に対する答弁……………一二六

菅田憲孝議員に対する答弁……………一四八

渡部英明議員に対する答弁……………一五三

佐藤郁雄議員に対する答弁……………一六〇

鳥居作弥議員に対する答弁……………一七六

鈴木優樹議員に対する答弁……………一八七

三村博隆議員に対する答弁……………一九五

佐々木恵寿議員に対する答弁……………二〇一

◆公安委員会

●警察本部長 森末 治君

鈴木智議員に対する答弁……………四六

宮下雅志議員に対する答弁……………六九

三瓶正栄議員に対する答弁……………九五

山口信雄議員に対する答弁……………一〇六

石井信夫議員に対する答弁……………一一九

真山祐一議員に対する答弁……………一三七

鳥居作弥議員に対する答弁……………一七七

鈴木優樹議員に対する答弁……………一八八

三村博隆議員に対する答弁……………一九五

一、会期及び会議日程

一 会 期 三十二日間

令和八年二月十六日開会

令和八年三月十九日閉会

二 会議日程

二月十六日(月)	開 会	議席の一部変更
		会議録署名議員の指名
	会 期 の 決 定	
	諸 般 の 報 告	
	知 事 説 明	
二月十七日(火)	(議案調査のため休会)	
二月十八日(水)	(同)	
二月十九日(木)	(同)	
二月二十日(金)	(同)	
二月二十一日(土)	(休 会)	
二月二十二日(日)	(同)	
二月二十三日(月)	(同)	
二月二十四日(火)	一般質問及び質疑(代表)	
二月二十五日(水)	同 (代表)	
二月二十六日(木)	(議案調査のため休会)	
二月二十七日(金)	一般質問及び質疑(追加代表)	
二月二十八日(土)	(休 会)	

三月一日(日)	(同)	
三月二日(月)	一般質問及び質疑(一般)	
三月三日(火)	同 (一般)	
三月四日(水)	同 (一般)	
三月五日(木)	各常任委員会(整理予算関係)	
三月六日(金)	委員長報告(整理予算関係)	
	採 決	
三月七日(土)	(休 会)	
三月八日(日)	(同)	
三月九日(月)	各常任委員会(当初予算関係)	
三月十日(火)	同 (当初予算関係)	
三月十一日(水)	(議事都合のため休会)	
三月十二日(木)	各常任委員会(当初予算関係)	
三月十三日(金)	同 (当初予算関係)	
三月十四日(土)	(休 会)	
三月十五日(日)	(同)	
三月十六日(月)	各調査特別委員会	
三月十七日(火)	総括審査会	
三月十八日(水)	同	
三月十九日(木)	各常任委員会(当初予算関係採決)	
	委員長報告	
	採 決	
	閉 会	

二、議員 席 次（令和八年二月十六日一部変更）

二十一番	二十番	十九番	十八番	十七番	十六番	十五番	十四番	十三番	十二番	十一番	十番	九番	八番	七番	六番	五番	四番	三番	二番	一番
渡部英明	安田成一	真山祐一	鳥居作弥	江花圭司	渡邊哲也	鈴木優樹	渡辺康平	山内恵長	佐々木恵寿	欠	吉田真太郎	猪俣明伸	半沢雄助	欠	佐藤徹哉	石井信夫	矢吹貢一	木村謙一郎	誉田憲孝	金澤拓哉

四十七番	四十六番	四十五番	四十四番	四十三番	四十二番	四十一番	四十番	三十九番	三十八番	三十七番	三十六番	三十五番	三十四番	三十三番	三十二番	三十一番	三十番	二十九番	二十八番	二十七番	二十六番	二十五番	二十四番	二十三番
古市三久	高野光二	佐久間俊男	三瓶正栄	安部泰男	佐藤雅裕	鈴木智智	先崎温容	佐藤政隆	山田平四郎	欠	宮本しづえ	大場秀樹	橋本徹	荒井秀一	伊藤達也	水野さちこ	高宮光敏	佐々木彰	佐藤義憲	佐藤郁雄	山口信雄	水野透	大橋沙織	三村博隆

五十八番	五十七番	五十六番	五十五番	五十四番	五十三番	五十二番	五十一番	五十番	四十九番	四十八番
神	瓜	亀	宮	今	佐	太	渡	満	長	宮
山	生	岡	下	井	藤	田	辺	山	尾	川
悦	信	義	雅	久	憲	光	義	喜	ト	え
子	一郎	尚	志	敏	保	秋	信	一	モ子	み子

令和八年二月十六日（月曜日）

午後一時一分開会

午後一時四十三分散会

議事日程

午後一時開会

一、開 会

二、日程第一 議席の一部変更

三、日程第二 会議録署名議員の指名

四、日程第三 会期の決定

五、諸般の報告

1 地方自治法第百二十一条の規定による委任または囑託を受けた者の
職氏名について

2 議長提出報告第一号から第六号まで

六、日程第四 知事提出議案第一号から第六十八号まで

付議議案に対する知事説明

七、日程第五 休会の件

本日の会議に付した事件

一、開 会

二、議席の一部変更

三、会議録署名議員の指名

四、会期の決定

五、諸般の報告

1 地方自治法第百二十一条の規定による委任または囑託を受けた者の

職氏名について

2 議長提出報告第一号から第六号まで

六、知事提出議案第一号から第六十八号まで

1 知事説明

七、休会の件

出席議員

一 番 金 澤 拓 哉 君

二 番 菅 田 憲 孝 君

三 番 木 村 謙 一 郎 君

四 番 矢 吹 貢 一 君

五 番 石 井 信 夫 君

六 番 佐 藤 徹 哉 君

七 番 半 沢 雄 助 君

八 番 猪 俣 明 伸 君

九 番 山 田 真 太 郎 君

十 番 吉 田 誠 君

十一 番 佐 々 木 恵 寿 君

十二 番 山 内 長 君

十三 番 渡 辺 康 平 君

十四 番 鈴 木 優 樹 君

十五 番 渡 邊 哲 也 君

十六 番 江 花 圭 司 君

十七 番 鳥 居 作 弥 君

十八 番 真 山 祐 一 君

十九 番 安 田 成 一 君

二十 番 渡 部 英 明 君

二十一 番 三 村 博 隆 君

二十二 番 大 橋 沙 織 君

二十三 番 水 野 透 君

二十四 番 山 口 信 雄 君

二十五 番 佐 藤 郁 雄 君

二十六 番 佐 藤 義 憲 君

二十七 番 佐 藤 彰 君

二十八 番 高 宮 光 敏 君

二十九 番 水 野 さ ち こ 君

三十 番 伊 藤 達 也 君

三十一 番 荒 秀 一 君

三十二 番 橋 本 徹 君

三十三 番 大 場 秀 樹 君

三十四 番 宮 本 し づ え 君

三十五 番 山 田 平 四 郎 君

三十六 番 佐 藤 政 隆 君

三十七 番 先 崎 温 容 君

三十八 番 鈴 木 智 君

三十九 番 四 十 一 番

四十 番

説明のため出席した者

県

四十二番	佐藤雅裕君	四十三番	安部泰男君
四十四番	三瓶正栄君	四十五番	佐久間俊男君
四十六番	高野光二君	四十七番	古市三久君
四十八番	宮川えみ子君	四十九番	長尾トモ子君
五十番	満山喜一君	五十一番	渡辺義信君
五十二番	太田光秋君	五十三番	佐藤憲保君
五十四番	今井久敏君	五十五番	宮下雅志君
五十六番	亀岡義尚君	五十七番	瓜生信一郎君
五十八番	神山悦子君		
知事	内堀雅雄君		
副知事	鈴木正晃君		
副知事	佐藤宏隆君		
総務部長	國分守君		
危機管理部長	細川了君		
企画調整部長	五月女良君		
生活環境部長	穴戸陽介君		
保健福祉部長	菅野俊彦君		
商工労働部長	小貫薫君		
農林水産部長	沖野浩之君		
土木部長	矢野敏幸君		
会計管理者	岸孝志君		
出納局長(兼)	岸孝志君		
風評・風化戦略担当理事	半澤浩司君		

原子力損害対策担当理事(兼)	半澤浩司君
企画調整部長	市村尊広君
避難地域復興局長	紺野香里君
企画調整部長	文化スポーツ局長
保健福祉部長	こども未来局長
商工労働部長	観光交流局長
総務部	秘書課長
総務部主幹	佐藤基君
企業局	企業局長
病院局	病院事業管理者
病院局長	挾間章博君
教育委員会	教育局長
選挙管理委員会	鈴木竜次君
人事委員会	成田良洋君
公安委員会	千葉悦子君
警察本部長	山本真一君
労働委員会	森末治君

監査委員	事務局	局長	長根由里子君
監査委員	監査委員	渡辺仁君	
議会議務局職員	事務局	白石孝之君	
	事務局次長	佐藤尚美君	
	総務課長	菅野義君	
	議事課長	市川新吾君	
	政務調査課長	後藤康治君	
	議事課主幹兼 課長補佐	富塚誠君	
	議事課主任主査	中村大君	

午後一時一分開会

●議長（矢吹貢一君） ただいま出席議員が定足数に達しております。

これより令和八年二月福島県議会定例会を開会いたします。

●開会挨拶

●議長（矢吹貢一君） 開会に当たり、一言御挨拶を申し上げます。

本日、二月定例会が招集されましたところ、議員をはじめ関係の皆様方には御壮健にて御出席をいただき、ここに開会できますことは、誠に御同慶に堪えないところであります。

今期定例会は、総額一兆二千六百六億円に上る令和八年度福島県一般会計予算をはじめ各種条例の改正など、多数の重要な案件を審議する長期にわた

る議会であります。

去る二月八日には衆議院議員総選挙が執行され、国政においては特別国会を召集し、新体制の下、令和八年度予算をはじめとした各種施策の審議が行われるところでありますが、令和八年度は震災と原発事故から十五年が経過するとともに、県政百五十周年という大きな節目を迎える年でありますことから、国の施策の動向をしっかりと注視し、私たちは今後とも本県の復興・創生を成し遂げるべく、全力で取り組んでまいらねばなりません。

議員の皆様方には、会期中格別の御精励を賜り、未曾有の複合災害からの復興再生や喫緊の課題である物価高騰対策、防災力強化などの対応に加え、令和八年度予算により第三期復興・創生期間の初年度にふさわしい実効ある施策となりますよう、慎重審議を尽くされるとともに、議事運営につきましても、特段の御協力を賜りますようお願い申し上げます、開会の挨拶いたします。

●永年勤続功労者の表彰

●議長（矢吹貢一君） この際、永年勤続功労者の表彰を行います。

●議会議務局次長（佐藤尚美君） 永年勤続功労者、太田光秋殿。

●議長（矢吹貢一君）

表 彰 状

太 田 光 秋 殿

あなたは福島県議会議員として二十四年の永きにわたり職務に精励され県政の進展に大きく貢献されました

よってここに多年の功績をたたえ肖像画を贈るとともにこれを掲額して表彰いたします

令和八年二月十六日

福島県議会

(議員太田光秋君、議長より表彰状を受ける)(拍手)

●議長(矢吹貢一君) これをもって、永年勤続功労者の表彰を終わります。

●新任者挨拶

●議長(矢吹貢一君) この際、新任者より挨拶のため発言を求められておりますから、これを許します。教育委員会委員午來勝顕君。

(教育委員会委員午來勝顕君登壇)

●教育委員会委員(午來勝顕君) 去る十二月二十四日付をもちまして教育委員会委員を拝命いたしました午來勝顕と申します。本県教育の進展、発展のために全力を尽くしてまいりたいと思います。どうぞよろしくお願いいたします。

●議長(矢吹貢一君) これより本日の会議を開きます。

●議員の辞職許可(報告)

●議長(矢吹貢一君) この際、御報告いたします。
去る一月十九日に山口洋太君、一月二十三日に西山尚利君の辞職をそれぞれ許可いたしました。

●常任委員の所属変更(報告)

●議長(矢吹貢一君) 次に、常任委員の所属変更について御報告いたします。

去る二月三日に渡辺義信君を農林水産委員から総務委員に所属変更いたしました。

●議席の一部変更

●議長(矢吹貢一君) これより日程に入ります。
日程第一、議席の一部変更の件を議題といたします。
本件は、別紙の議席変更書により行います。

(参 照)

議 席 変 更 書

福島県議会会議規則第四条第三項の規定により、議員の議席の一部を令和八年二月十六日より、次のとおり変更する。

記

新議席番号	氏 名	旧議席番号
三十八番	山 田 平四郎	三十七番
三十九番	佐 藤 政 隆	三十八番

●議長(矢吹貢一君) お諮りいたします。議員の議席の一部を別紙議席変更書記載のとおり変更することに御異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

●議長(矢吹貢一君) 御異議ないと認めます。よって、本件は議席変更書記載のとおり変更することに決しました。

議席の変更になった方は、新しい議席にお着き願います。

(議席変更書のとおり新議席に着席)

●会議録署名議員の指名

●議長（矢吹貢一君） 次に、日程第二、会議録署名議員の指名を行います。
会議録署名議員は、議長より

三十四番 橋 本 徹 君
四十九番 長 尾 トモ子 君
五十番 満 山 喜 一 君

以上のとおり指名いたします。

●会期決定の件

●議長（矢吹貢一君） 次に、日程第三、会期決定の件を議題といたします。
お諮りいたします。今期定例会の会期は、本日から三月十九日まで、三十二日間とすることに御異議ありませんか。

〔異議なし〕と呼ぶ者あり

●議長（矢吹貢一君） 御異議ないと認めます。よって、会期は本日から三十二日間と決定いたしました。

●地方自治法第二百二十一条の規定による委任

または嘱託を受けた者の職氏名について

●議長（矢吹貢一君） 次に、本定例会に当たり、知事並びに教育委員会教育長及び選挙管理委員会、人事委員会、公安委員会の各委員長並びに労働委員会の委員及び監査委員に対し、説明のためあらかじめ出席を求めていますか

ら、御了承願います。

次に、地方自治法第二百二十一条の規定による委任または嘱託を受けた者の職氏名について、それぞれ別紙のとおり通知になっておりますから、御報告いたします。

（参 照）

七財第二九七七号

令和八年二月三日

福島県議会議長 様

福島県知事

地方自治法第二百二十一条の規定による委任又は

嘱託をした者の職氏名について（回答）

このことについては、下記のとおりです。

記

副 知 事	鈴 木 正 晃
副 知 事	佐 藤 宏 隆
総 務 部 長	國 分 守
危機管理部長	細 川 了
企画調整部長	五 月 女 有 良
生活環境部長	宍 戸 陽 介
保健福祉部長	菅 野 俊 彦
商工労働部長	小 貫 薫
農林水産部長	沖 野 浩 之
土木部長	矢 澤 敏 幸
会 計 管 理 者	岸 孝 志

出納局長(兼)	風評・風化戦略担当理事	原子力損害対策担当理事(兼)	企画調整部長	避難地域復興局長	企画調整部長	文化スポーツ局長	保健福祉部	こども未来局長	商工労働部	観光交流局長	農林水産部技監	土木部技監	商工労働部理事(企業誘致担当)	総務部政策監	総務部	総務部次長(人事担当)	総務部次長(文書管財担当)	総務部次長(市町村担当)	危機管理部政策監	危機管理部次長(原子力安全担当)	企画調整部	福島イノベーション・コースト構想推進監
岸	半	半	市	紺	菅	藤	鈴	山	星	金	本	山	濱	二	佐	濱	佐	津	安彦			
孝志	浩司	浩司	尊広	香里	寿井	良教	幸則	毅	正敏	茂行	建史	内	達也	隆広	ひろみ	津	藤	安彦				

企画調整部政策監(兼)	企画調整部次長(地域づくり担当)	企画調整部次長(情報統計担当)	企画調整部長	避難地域復興局長	企画調整部長	文化スポーツ局長	生活環境部政策監	生活環境部	カーボンニュートラル推進監	生活環境部	環境回復推進監	生活環境部次長(環境共生担当)(兼)	生活環境部次長(環境保全担当)(兼)	保健福祉部政策監	保健福祉部次長(生活福祉担当)	保健福祉部次長(健康衛生担当)	保健福祉部	こども未来局次長	商工労働部政策監	商工労働部	再生可能エネルギー産業推進監	商工労働部次長(産業振興担当)(兼)
佐藤	内田	長塚	本多	丹治	佐藤	加藤	角田	加藤	角田	加藤	角田	佐藤	武藤	玉川	三塚	鈴木	藁谷	藁谷	藁谷	藁谷	藁谷	藁谷
安彦	基博	仁一	貴子	靖宏	靖宏	靖宏	和行	靖宏	和行	和行	和行	和行	和行	みゆき	清	啓	淳	人	豪	豪	豪	豪

商工労働部 観光交流局長	農林水産部政策監	農林水産部振興監	農林水産部次長 (農業支援担当)	農林水産部次長 (生産流通担当)	農林水産部次長 (農村整備担当)	農林水産部次長 (森林林業担当)	土木部政策監	土木部技術担当	土木部次長 (道路担当)	土木部次長 (河川港湾担当)	土木部次長 (都市担当)	土木部次長 (建築担当)	出納局次長	企画調整部参事(兼)	企画調整部参事(兼)	企画調整部参事(兼)	商工労働部参事(兼)
加藤	有我	上野	古川	倉澤	小久保	平野	渡邊	芳賀	鈴木	唐橋	和知	星	菅野	二瓶	本多	角田	上野
泰	兼	直	勝	義	和	尚	重	英	由起					達	達	和	直
広	一	之	弘	則	秀	巳	勝	幸	彦	薫	聡	剛		也	明	行	之

総務部
土木部参事
野地重和

秘書課長
川俣千津基

総務課長
吉田千修宏

財政課長
徳永修宏

総務部主幹
佐藤修宏

財政課主幹
小池大介

総務課主任主査
梅津俊哉

総務課主査
栗城卓生

企業局長
阿部俊彦

企業局次長
小池敏哉

病院事業管理者
挾間章博

病院局長
菅野崇

病院局次長
熊田昌由

七教総第五九〇号
令和八年二月二日
福島県議会議長様

地方自治法第二百一十一条の規定による委任又は
嘱託をした者の職氏名について(回答)

令和八年二月二日付け七福局議第二九一号で照会のありましたこのことについて、下記のとおりです。

記

教育庁政策監	高橋浩一
教育庁教育次長 (業務担当)	箱崎兼一
教育庁県立高校改革監	根本卓也
教育庁参事兼 義務教育課長	佐藤敏宏

七福選管第五七四号

令和八年二月三日

福島県議会議長 様

選挙管理委員会委員長

地方自治法第二百一条の規定による委任又は

嘱託をした者の職氏名について (回答)

令和八年二月二日付け七福局議第二九一号で照会ありましたこのことについて、下記のとおりです。

記

事務局 長 二 瓶 達 也

七人委第一〇四三号

令和八年二月二日

福島県議会議長 様

福島県人事委員会委員長

地方自治法第二百一条の規定による委任又は

嘱託をした者の職氏名について (回答)

令和八年二月二日付け七福局議第二九一号で照会のありましたこのことに

については、下記のとおりです。

記

事務局 局長	伊藤賢一
事務局 次長	川名義則

福公委(総)第一号

令和八年二月二日

福島県議会議長 様

福島県公安委員会委員長

地方自治法第二百一条の規定による委任又は

嘱託をした者の職氏名について (回答)

令和八年二月二日付け七福局議第二九一号により照会のあった二月県議会定例会のみだしのことについては、別紙のとおり回答します。

別 紙

警察 本部長	森末治
警 務 部長	日比修史
生活安全 部長	佐藤剛
地 域 部長	根本雅彦
刑 事 部長	馬場孝二
交 通 部長	武藤孝雄
警 備 部長	齋藤秀幸
首席 監察官	辺見孝行
警 務 部 総務 監	江連俊治
警 備 部 警備 監	黒澤毅

警務部統括参事官兼 警務課長	警務部参事官兼 情報管理課長	警務部参事官兼 教養課長	警務部参事官兼 厚生課長	警務部参事官兼 會計課長	警務部参事官兼 施設整備課長	生活安全部統括参事官兼 生活安全企画課長	生活安全部参事官兼 刑事部参事官	地域部統括参事官兼 地域企画課長	地域部参事官兼 通信指令課長	刑事部統括参事官兼 刑事総務課長	刑事部参事官兼 生活安全部参事官	刑事部参事官兼 捜査第一課長	刑事部参事官兼 組織犯罪対策課長	刑事部参事官兼 捜査支援分析課長	交通部統括参事官兼 交通企画課長
鈴木	伊藤	増子	鹿目	荒井	関根	白田	高橋	佐藤	小松	小松	岡崎	渡辺	小林	渡邊	佐久間
	俊		秀			昌	正	伸	聖	義	美		和		正
誠	美	浩	樹	稔	智	之	樹	幸	英	夫	加	剛	久	修	和

交通部参事官兼 交通指導課長	警備部統括参事官兼 公安課長	警備部参事官	警備部参事官兼 外事課長	警備部参事官兼 災害対策課長
柳澤	川上	門馬	黒田	吉田
禎	敦	英光	繁	宏明

七労委第三五一号
令和八年二月四日
福島県議会議長 様

福島県労働委員会会長

地方自治法第二百一条の規定による委任又は
嘱託をした者の職氏名について（回答）
令和八年二月二日付け七福局議第二九一号で照会ありましたこのことにつ
いては、下記のとおりです。

記

事務局次長	事務局次長
大橋	長根
雅人	由里子

七福監第五四一号
令和八年二月三日
福島県議会議長 様

福島県代表監査委員

地方自治法第二百一条の規定による委任又は

囑託をした者の職氏名について（回答）

令和八年二月二日付け七福局議第二九一号で照会ありましたこのことについて、下記のとおりです。

記

事務局長	本田伸雄
事務局次長	石田弘枝

●議長（矢吹貢一君） お諮りいたします。ただいま御報告いたしました委任または囑託を受けた者に対し、説明のため本議場に出席を求めることに御異議ありませんか。

〔異議なし〕と呼ぶ者あり

●議長（矢吹貢一君） 御異議ないと認めます。よって、議長よりそれぞれ出席を求めることにいたします。

●議長提出報告第一号から第六号まで

●議長（矢吹貢一君） 次に、議長より報告第一号から第六号まで、以上六件を提出いたします。

（参 照）

報告第一号 令和八年一月七日に執行した例月出納検査の結果報告について
報告第二号 意見書の処理について
報告第三号 採択された請願に対する回答報告について
報告第四号 定期監査の結果報告について
報告第五号 随時監査の結果報告について

報告第六号 令和八年二月二日に執行した例月出納検査の結果報告について

●知事提出議案第一号から第六十八号まで
（知事説明）

●議長（矢吹貢一君） この際、知事より別紙提出書のとおり議案提出の通知がありますから、御報告いたします。

（議案別冊参照）

（参 照）

提 出 書

議案第一号	令和八年度福島県一般会計予算
議案第二号	令和八年度福島県公債管理特別会計予算
議案第三号	令和八年度福島県土地取得事業特別会計予算
議案第四号	令和八年度福島県国民健康保険特別会計予算
議案第五号	令和八年度福島県母子父子寡婦福祉資金貸付金特別会計予算
議案第六号	令和八年度福島県小規模企業者等設備導入資金貸付金等特別会計予算
議案第七号	令和八年度福島県就農支援資金等貸付金特別会計予算
議案第八号	令和八年度福島県林業・木材産業改善資金貸付金特別会計予算
議案第九号	令和八年度福島県沿岸漁業改善資金貸付金特別会計予算
議案第十号	令和八年度福島県港湾整備事業特別会計予算

議案第十一号 令和八年度福島県証紙収入整理特別会計予算

議案第十二号 令和八年度福島県奨学資金貸付金特別会計予算

議案第十三号 令和八年度福島県流域下水道事業会計予算

議案第十四号 令和八年度福島県工業用水道事業会計予算

議案第十五号 令和八年度福島県立病院事業会計予算

議案第十六号 福島県企業立地資金貸付基金条例を廃止する条例

議案第十七号 福島県税条例の一部を改正する条例

議案第十八号 福島県行政財産使用料条例の一部を改正する条例

議案第十九号 福島県国営土地改良事業負担金徴収条例の一部を改正する
条例

議案第二十号 福島県道路占用料徴収条例の一部を改正する条例

議案第二十一号 福島県建築基準法施行条例の一部を改正する条例

議案第二十二号 福島県建築物のエネルギー消費性能の向上等に関する法律
関係手数料条例の一部を改正する条例

議案第二十三号 東日本大震災・原子力災害伝承館条例の一部を改正する条
例

議案第二十四号 福島県ハイテクプラザ条例の一部を改正する条例

議案第二十五号 福島県大町起業支援館条例を廃止する条例

議案第二十六号 福島県農業総合センター条例の一部を改正する条例

議案第二十七号 福島県土地改良施設条例の一部を改正する条例

議案第二十八号 福島空港条例の一部を改正する条例

議案第二十九号 福島県都市公園条例の一部を改正する条例

議案第三十号 福島県県営住宅等条例の一部を改正する条例

議案第三十一号 福島県立高等学校条例の一部を改正する条例

議案第三十二号 福島県職員定数条例等の一部を改正する条例の一部を改正

する条例

議案第三十三号 福島県行政手続条例の一部を改正する条例

議案第三十四号 福島県公益認定等審議会条例の一部を改正する条例

議案第三十五号 福島県行政手続等における情報通信の技術の利用に関する
条例の一部を改正する条例

議案第三十六号 福島県国民健康保険条例の一部を改正する条例

議案第三十七号 福島県保健師等修学資金貸与条例の一部を改正する条例

議案第三十八号 福島県理学療法士等修学資金貸与条例の一部を改正する条
例

議案第三十九号 福島県周産期医療等医師確保修学資金貸与条例の一部を改
正する条例

議案第四十号 福島県獣医学学生修学資金貸与条例の一部を改正する条例

議案第四十一号 福島県薬剤師法に係る事務処理の特例に関する条例の一部
を改正する条例

議案第四十二号 福島県医薬品、医療機器等の品質、有効性及び安全性の確
保等に関する法律施行条例の一部を改正する条例

議案第四十三号 福島県いじめ問題調査委員会条例の一部を改正する条例

議案第四十四号 福島県双葉地域における中核的病院看護師修学資金貸与条
例

議案第四十五号 福島県教育関係職員定数条例の一部を改正する条例の一部
を改正する条例

議案第四十六号 福島県いじめ問題対策委員会条例の一部を改正する条例

議案第四十七号 福島県警察職員定数条例の一部を改正する条例

議案第四十八号 包括外部監査契約について

議案第四十九号 県の行う建設事業等に対する市町村の負担について

議案第五十号 工事請負契約について

議案第五十一号 工事請負契約について

議案第五十二号 工事請負契約について

議案第五十三号 工事請負契約の一部変更について

議案第五十四号 工事請負契約の一部変更について

議案第五十五号 工事請負契約の一部変更について

議案第五十六号 工事請負契約の一部変更について

議案第五十七号 工事請負契約の一部変更について

議案第五十八号 工事請負契約の一部変更について

議案第五十九号 工事請負契約の一部変更について

議案第六十号 工事施行協定について

議案第六十一号 工事施行協定について

議案第六十二号 工事施行協定の一部変更について

議案第六十三号 工事施行協定の一部変更について

議案第六十四号 工事施行協定の一部変更について

議案第六十五号 工事施行協定の一部変更について

議案第六十六号 訴えの提起について

議案第六十七号 民事調停の申立てについて

議案第六十八号 専決処分報告及びその承認について

報告第一号 専決処分の報告について

提出

福島発電株式会社の経営状況

上記のとおり提出します。

令和八年二月十六日

福島県議会議長 矢 吹 貢 一 様

福島県知事 内 堀 雅 雄

一六

●議長（矢吹貢一君） 日程第四、知事提出議案第一号から第六十八号まで、以上の各案を一括議題といたします。

付議議案に対する知事の説明を求めます。

（知事内堀雅雄君登壇）

●知事（内堀雅雄君） 二月県議会定例会が開催されるに当たり、令和八年度一般会計予算案をはじめ、重要な議案を提出いたしました。

以下、そのあらましについて御説明いたしますが、それに先立ち、県政に関する当面の諸課題について所信の一端を述べさせていただきます。

避難地域では、特定帰還居住区域における除染作業等が進められているほか、大熊町や双葉町に商業施設が整備され、住民の皆さんの利便性が大きく向上するなど、復興に向けた動きが着実に進んでいます。

県全体で見ましても、県産品の輸出額が過去最高を記録し、県内への移住者数や観光客入込数も過去最多を更新するなど、これまで続けてきた挑戦の成果が目に見える形となって現れています。

そのような中、本年四月からは第三期復興・創生期間がスタートします。

この五年間は、避難者の帰還や移住の促進、生活環境の整備、産業、なりわいの再生など、これまで以上に力強い取組を進めていかなければなりません。あわせて、喫緊の課題である地方創生・人口減少対策につきましても粘り強く取り組んでいく必要があります。

また、今年は震災と原発事故から十五年、そして現在の福島県が誕生してから百五十年を迎えます。改めて、先人たちが幾多の逆境に挑んできた足跡に思いをはせながら、その不屈の精神をしっかりと受け継ぎ、県民の皆さんが豊かさや幸せを実感できる未来を創り上げるため、全庁一丸となって挑戦

を続けてまいります。

令和八年度一般会計予算案の概要について申し上げます。

歳入につきましては、県税や地方交付税はもとより、原子力災害等復興基金などの各種基金を有効に活用し、必要な財源の確保に努めました。

歳出につきましても、根拠に基づく政策立案の考え方により、徹底した事務事業の見直しに努め、予算編成を行ったところであります。

その結果、一般会計予算の総額は復興・創生分千九百七十億円を含め、一兆二千六百六億円となります。

令和八年度は第三期復興・創生期間の初年度であり、極めて重要な一年となることから、あらゆる主体と連携・共創し、誰もが活躍できる福島ならではの県づくりに向け、復興・再生と地方創生を一層推進するとともに、長引く物価高への対応に加え、防災力の強化や地球温暖化対策、デジタル変革の推進などに取り組むため、総合計画の八つの重点プロジェクトを中心に、重点的かつ優先的な予算配分を行いました。

以下、総合計画に掲げた重点プロジェクトの区分等に従い、新年度の主な施策について御説明申し上げます。

初めに、避難地域等復興加速化プロジェクトについてであります。

昨年十二月に閣議決定された国の令和八年度予算案においては、これまであらゆる機会を捉え、福島の置かれた厳しい状況を丁寧に説明してきたことにより、本県の要望を踏まえた対応がなされたほか、税制改正におきましても、福島イノベーション・コースト構想の推進や風評対策に係る特例措置の延長などが盛り込まれたところであります。

避難地域においては、先週十三日に富岡町及び双葉町における特定帰還居住区域復興再生計画の変更申請について、国から認定されました。

今後も国に対し、各自治体と真摯に協議を重ね、その意向を十分に踏まえ

ながら、帰還困難区域全ての避難指示解除に最後まで責任を持って取り組むよう求めています。

また、営農再開の加速化に向け、農地の集積や機械、施設の導入支援、広域的な高付加価値産地の創出等に取り組むとともに、避難地域への関心を高めることで、さらなる移住促進を図るため、ふくしま十二市町村移住支援センター東京サテライトの開設や首都圏におけるイベント開催など、取組を強化してまいります。

双葉地域における中核的病院の整備につきましても、引き続き、施設の基本、実施設計や計画的な人材確保等の取組を着実に進めてまいります。

さらに、福島イノベーション・コースト構想の推進に当たりましては、昨年改定した「産業発展の青写真」に基づきながら、六つの重点分野に係る実用化開発への支援をはじめ、復興知などの特色ある教育や人材育成、福島国際研究教育機構（FRI）と地域の企業、団体等との連携を一層強化するなど、構想のさらなる発展に向けて取り組んでまいります。

四月二十五日には、国営追悼・祈念施設と一体的に整備を進めてきた復興祈念公園の全面供用開始も予定しております。震災の記憶と教訓を後世に伝え、復興に向けた強い意志を発信することなどにより、国内外から多くの人々に訪れていただけるよう努めてまいります。

次に、人・きずなづくりプロジェクトについてであります。

根強く残る風評の払拭と時間の経過に伴って加速する風化の抑制を図るには、本県に対する関心を高め、共感の輪を広げていくことが重要であります。

このため、復興に向けて歩み続ける本県の姿はもとより、県産品や観光などの様々な魅力を国内外に戦略的に発信していくとともに、市町村が自らの創意工夫で実施する風評対策の取組を支援するなど、市町村や企業等との連携・共創による取組をさらに発展させてまいります。

また、今年と来年の二回にわたって開催される大ゴッホ展の機運醸成に向け、ゴッホをテーマとした絵画コンクールや講演会等を実施するほか、県内の美術館や博物館等への周遊を促すスタンプラリーの開催、本県が誇る様々な地域の宝をアートとして捉える「ふくしまアートツーリズム」の推進などにより、多くの方々が本県を訪れ、復興が進む福島県の今と様々な魅力を実感いただけるよう、県民の皆さんと共に盛り上げてまいります。

あわせて、県政百五十周年記念事業につきましても、官民一体となった事業展開を通じて、先人たちが積み重ねてきた挑戦と誇りを継承し、新たな「ふくしまプライド。」を築き上げてまいります。

次に、安全・安心な暮らしプロジェクトについてであります。

激甚化、頻発化する自然災害に備え、自助、共助、公助の各主体が災害の種類や進捗に応じた防災行動を取るための計画、「防災タイムライン」を策定することにより、迅速かつ適切な災害対応につなげていくほか、地域防災サポーターによるマイ避難の推進や地域防災活動への伴走支援、防災アプリの普及拡大と利活用の促進などにより、地域防災力の強化を図ってまいります。

六月二十二日には、免震構造や非常用発電機、蓄電池等を備えた新たな郡山合同庁舎も供用開始を予定しており、災害時には県中地域における防災拠点施設としての確に機能するよう整備を進めてまいります。

また、新年度には、地域連携道路に位置づけた国道三百九十九号浪江―飯館工区の整備に着手し、安全で円滑な通行の確保と広域的なネットワークの強化を図るとともに、請戸川水系の河川改修にも着手し、沿川における浸水被害の軽減を図るなど、災害に強い強靱な県土づくりを進めてまいります。

そして、喫緊の課題となっている熊への対策につきましては、今後と同様の傾向が続くおそれがあることから、国のクマ被害対策パッケージを踏まえ、

熊に関する調査、監視や被害防除、専門人材の確保など、さらなる対策の強化に努めてまいります。

地域医療・福祉の確保、充実につきましては、県立医科大学附属病院における新病院棟の整備や県立宮下病院の建て替えを着実に進めるほか、県立障がい者施設等の建て替えにも着手いたします。

また、さらなる医師の確保に向けた修学資金の拡充をはじめ、慢性的な人手不足が大きな課題となっている介護人材については、SNS等を通じた介護職の魅力発信や就職情報等をワンストップで入手できるポータルサイトを開設するなど、総合的な取組を展開してまいります。

さらに、原子力発電所周辺地域の安全確保につきましては、現在燃料デブリの本格的な取り出しに向けた準備作業等が進められていることから、今後も廃炉安全監視協議会や現地駐在職員による現場確認等を通じて、国や東京電力の取組を厳しく監視していくとともに、除去土壌等の県外最終処分につきましても、具体的な工程等を速やかに明示し、政府一丸となって最後まで責任を持って対応するよう、強く求めてまいります。

次に、産業推進・なりわい再生プロジェクトについてであります。

先月実施した欧州訪問においては、スペインのバスク州、ドイツのハンブルク州及びノルトライン・ヴェストファーレン州との間で締結している再生可能エネルギーや水素、医療関連産業等に関する連携覚書を更新し、連携をさらに深めていくことを確認いたしました。

引き続き、知見や技術を共有しながら、産学官による研究開発の促進と人材育成、販路拡大等に取り組んでまいります。

特に、水素社会の構築につきましては、昨年五月に「燃料電池商用車の導入促進に関する重点地域」に選定されたことから、県内における水素ステーションの整備や燃料電池自動車の導入等をさらに推進し、需要の創出と供給

体制の整備を一体的に進めてまいります。

また、今後の成長が期待される航空宇宙関連産業の集積に向け、専門家の派遣による認証取得の支援や設備導入の補助等を行っていくほか、創薬関連企業を浜通り地域に集積するための基盤整備、国家戦略特区制度を活用したドローンの社会実装に取り組むなど、新産業のさらなる創出・集積を図ってまいります。

農林水産業の振興につきましては、福島型食料安全保障の確立に向け、輸入依存度が高い麦、大豆等の安定供給を図るため、収量、品質の向上に係る技術導入の支援や農業者と加工業者との連携体制を強化するとともに、温暖化や病害虫の発生等に対応した安定生産技術と、担い手不足を補う省力化技術の普及等に取り組んでまいります。

畜産業におきましても、飼料価格の高止まりなどに対応するため、暑さに強い飼料品種等の導入支援や耕畜連携による飼料生産の分業化等を進めることで、安定的な経営基盤の確立を目指してまいります。

さらに、林業や水産業につきましても、効率的な森林整備の基盤となる林内路網の整備を進めるとともに、林業アカデミーふくしまにおける講座の充実などにより、林業従事者の確保・育成を図っていくほか、漁業のなりわい継続と生産拡大に向けては、担い手確保の支援拡充や漁協、流通業者等の体制整備に関する支援、先端技術を活用した効率的な操業体制の構築などを通じて、漁業復興の好循環サイクルを加速させてまいります。

次に、輝く人づくりプロジェクトについてであります。

本県は、肥満や高血圧の割合が全ての年代で全国よりも高い状況にあり、食事と運動の両面から行動変容を促していく必要があります。

このため、減塩などの実践を促すキャンペーンを実施するほか、来月に公開する新たな「ふくしま健民アプリ」においては、ウォーキングイベントの

開催や、歩数・体重等を記録することでポイントを付与し、景品と交換できる仕組みを導入するなど、楽しみながら自然と健康になれる環境づくりを進めてまいります。

結婚、出産、子育ての支援につきましては、結婚マッチングシステム「はぴ福なび」のさらなる利用促進や、若い世代を対象とした大規模マッチングイベントの開催などを通じて、出会いの機会の創出に取り組むとともに、遠方での出産、健診等に係る通院費用の支援拡充、産後早期における子育て支援情報の提供や、出産時のお祝い膳等の費用を一部支援することなどにより、妊娠から出産、産後まで切れ目のない支援を行ってまいります。

さらに、十八歳以下の医療費無料化や学校給食費の負担軽減、高校無償化に向けた就学支援金の拡充に加え、子育て世帯に対し、県内工務店が建設した住宅等の取得費用を支援するなど、経済的負担の軽減を図ってまいります。教育環境の充実につきましては、指導主事の継続的な伴走支援訪問による教員の授業力向上をはじめ、全単元を網羅したデジタル教材とICT機器の活用を促進し、学習定着度に応じた個別指導の拡充等を図ることで、児童生徒の学力向上につなげてまいります。

また、小、中、高における「探究的な学び」を充実させるため、カリキュラムの開発や地域探究コーディネーターの配置などにより、地域との共創体制を構築し、地域課題の解決や新たな社会創造に必要な資質、能力を持った人材の育成を進めてまいります。

次に、豊かなまちづくりプロジェクトについてであります。

環境と調和、共生する暮らしを実現するため、現在策定作業を進めている福島県気候変動対策推進計画に基づき、県内企業の脱炭素経営に向けた支援や家庭におけるZEHの導入支援、将来の主役となる若者世代との共創による脱炭素社会の形成など、多角的な施策を展開し、温室効果ガス排出量の削

減を着実に進めてまいります。

全国ワースト二位となっているごみの排出量につきましても、「わたしから始めるごみ減量」をスローガンに、市町村と連携した広報活動や3R（リデュース、リユース、リサイクル）を実践することなどにより、ごみの排出量削減と資源化を推進してまいります。

新年度からは、「ふくしまグリーン復興構想」の第二期もスタートいたします。これまで会津地方が中心だった取組を全県に拡大し、自然公園の魅力向上や周遊促進を加速させるとともに、昨年七月に猪苗代湖がラムサール条約湿地に登録されたことを踏まえ、自然環境学習や交流の機会を増やすなど、環境保全に対する県民意識の向上を図ってまいります。

また、豊かなまちづくりの実現に当たっては、日々の暮らしの利便性向上が欠かせません。

このため、データ連携基盤の活用やデジタル人材の派遣等を通じて、市町村のスマートシティ化、DXの推進等を支援していくほか、地域公共交通の維持確保に向けては、国の特例措置を活用しながら、持続可能な公共交通体系の構築を図り、運転手等の人材確保や働きやすい職場環境づくりにも力を入れてまいります。

さらに、財政状況が厳しい市町村に対しては、公債費負担軽減のための貸付や市町村財政計画の策定支援等を行い、財政健全化に向け、ハード・ソフトの両面から支援してまいります。

次に、しごとづくりプロジェクトについてであります。

県内経済は、長引く物価高や人手不足、最低賃金の大幅な引上げなどに伴い、依然として先行きが不透明な状況にあります。

このため、専門家による伴走支援や生産性の向上に必要な経費を支援するとともに、国内最大級のものづくり展示会等への出展支援、価格転嫁の推進

に向けたセミナーの開催等により、県内企業の稼ぐ力を強化し、地域経済のさらなる成長につなげてまいります。

また、若者の定着・還流を促進するため、昨年七月に立ち上げた「ふくしま共創チーム」の下、学生や企業・団体、市町村で構成されたワーキングチームが積極的な活動を展開しており、活動を通じて出された様々な意見を県の施策にも取り入れてまいります。

具体的には、関係団体との連携強化により、福島で働く魅力や若者が求める情報をポータルサイトに集約して発信するとともに、企業における働き方改革や女性活躍に向けた意識改革の伴走支援、奨励金等による職場環境の整備、さらにはインターンシップ等の実施促進などにより、「感謝！ふくしま」プロジェクトを一層強化してまいります。

農業分野における人材確保につきましては、地球温暖化等に対応するため、新品目、新技術の導入や有機農業を軸とした多様な取組にチャレンジする意欲的な担い手を支援していくほか、省力化、効率化に資するスマート農業機器等の導入加速化に向け、技術体系の構築から実装、人材育成に至るまでの取組を進めてまいります。

将来の担い手確保が課題となっている建設業につきましても、重機シミュレーター体験等による建設業の魅力発信をはじめ、業務の効率化や生産性の向上、デジタル技術の活用による働き方改革を支援することなどにより、担い手の確保につなげてまいります。

次に、魅力発信・交流促進プロジェクトについてであります。

四月から始まる「ふくしまディスプレイネーションキャンペーン（ふくしまDC）」では、二百を超える特別企画をはじめ本県が誇る様々な地域の宝、「ふくしまアート」を国内外に効果的に発信し、多くの方々に来県いただき、しあわせの風を感じていただけるよう、オール福島の体制で取り組んでまいり

ます。

さらに、ふくしまDCで高まった誘客効果を継続させるため、SNS等のデジタル広告などを活用し、本県観光の様々な魅力を発信するほか、県内宿泊割引事業「また来て。」割により、年間を通じた宿泊需要の喚起を促し、地域経済の活性化につなげてまいります。

インバウンドの誘客につきましても、ふくしまDCを契機として、海外での観光プロモーションや受入体制を強化し、さらなる誘客を推進していくとともに、航空会社や旅行会社等と連携した取組により、福島空港の利用促進を図るなど、定期路線の維持と利用拡大に努めてまいります。

また、県産品の振興に向けましては、先月の欧州訪問において現地の輸入事業者と連携覚書を締結したことから、今後、この強固な連携関係の下でさらなる輸出拡大に取り組むほか、各種イベントの開催やデジタルプロモーション、トップセールス等を通じた県産品の魅力発信にも一層力を入れてまいります。

県内への新たな人の流れづくりにつきましては、関係人口の拡大に向けた取組を一元的に発信するポータルサイトの開設をはじめ、テレワークや副業等の新たな働き方を切り口とした多様な交流機会を創出することなどにより、関係人口の創出・拡大と「転職なき移住」の促進を図り、将来的な移住拡大へとつなげてまいります。

ホープツーリズムにつきましても、これまでの取組に加え、首都圏等からの誘客促進につながるイベントの開催や、サイクリング、キャンプなどを取り入れた新たな誘客に取り組み、浜通りにおける関係人口の拡大と観光需要の増大を目指してまいります。

以上、新年度の主要な施策等について申し上げます。

「ありがとう、ふくしまは忘れない。」

これは、東日本大震災と原発事故の翌年に本県が作成したポスターのタイトルです。ポスターには、その年の箱根駅伝で活躍されたいわき市出身の柏原竜二選手の姿と、彼が箱根の山を走り終えた後に語ってくれた言葉が記されています。

「僕が苦しいのは、たった一時間ちよつと。ふくしまの人たちに比べたら、全然きつくなかった。」

ふるさとの人々を思う彼の言葉に、私たち県民はどれほど勇気づけられたか知れません。

地震と津波で甚大な被害に見舞われ、原発事故により、大切な日常を奪われた私たちを支え続けてくれたもの、それは国内外から寄せられた温かい応援や励ましの声、「福島への思い」でありました。そして、それら一つ一つが福島にとってかけがえのない希望となり、力となって、私たちの復興の歩みを力強く後押ししてくれました。

あの震災と原発事故から間もなく十五年。本県は、今もなお多くの困難を抱えながら、復興・創生に向けた挑戦を続けています。そんな今だからこそ、私たちは改めてこの言葉に込めた思いを強く胸に刻む必要があります。

「ありがとう、ふくしまは忘れない。」

年月を経ても、変わらず本県に心を寄せてくださる方々に深い感謝の思いを抱きながら、私はこれからも福島復興と地方創生を実現するため、県民の皆さんと共に全力で挑戦を続けてまいります。

次に、今定例会に提出しているその他の議案について御説明申し上げます。特別会計等予算案十四件につきましては、それぞれの目的に応じた事業を実施するため、所要の額を計上したものであります。

条例に関する議案といたしましては、「福島県企業立地資金貸付基金条例を廃止する条例」をはじめ三十二件を提出しております。

それ以外の議案は、「包括外部監査契約について」など二十一件で、いずれも県政執行上重要な案件であります。

慎重に御審議の上、速やかな御議決をお願いいたします。

●議長（矢吹貢一君）次に、ただいま議題となりました知事提出議案第二十三号は、教育委員会の意見を聞くことになっておりますので、議長より同委員会に対し手続をいたしておりますから、御了承願います。

●休会の件

●議長（矢吹貢一君）次に、日程第五、休会の件を議題といたします。

お諮りいたします。明二月十七日から二十日までは、議案調査のため休会とすることに御異議ありませんか。

〔異議なし〕と呼ぶ者あり

●議長（矢吹貢一君）御異議ないと認めます。よって、明二月十七日から二十日までは議案調査のため休会とすることに決しました。

本日は、以上をもって議事を終わります。

明二月十七日から二十日までは議案調査のため休会、二十一日から二十三日までは県の休日のため休会、二十四日は定刻より会議を開きます。

議事日程は、県の一般事務に関する質問及び知事提出議案第一号から第六十八号までに対する質疑であります。

これをもって、散会いたします。

午後一時四十三分散会

令和八年二月二十四日（火曜日）

午後一時一分開議

午後二時五十三分散会

議事日程

午後一時開議

一、日程第一 県の一般事務に関する質問

二、日程第二 知事提出議案第一号から第六十八号まで

付議議案に対する質疑

本日の会議に付した事件

一、議長提出報告第七号

二、県の一般事務に関する質問及び知事提出議案第一号から第六十八号までに対する質疑

出席議員

一	番	金澤拓哉君	二	番	誉田憲孝君
三	番	木村謙一郎君	四	番	矢吹貢一君
五	番	石井信夫君	六	番	佐藤徹哉君
八	番	半沢雄助君	九	番	猪俣明伸君
十	番	山田真太郎君	十一	番	吉田誠君
十三	番	佐々木恵寿君	十四	番	山内長君
十五	番	渡辺康平君	十六	番	鈴木優樹君
十七	番	渡邊哲也君	十八	番	江花圭司君
十九	番	鳥居作弥君	二十	番	真山祐一君
二十一	番	安田成一君	二十二	番	渡部英明君

二十三番	三村博隆君	二十四番	大橋沙織君
二十五番	水野透君	二十六番	山口信雄君
二十七番	佐藤郁雄君	二十八番	佐藤義憲君
二十九番	佐々木彰君	三十番	高宮光敏君
三十一番	水野さちこ君	三十二番	伊藤達也君
三十三番	荒秀一君	三十四番	橋本徹君
三十五番	大場秀樹君	三十六番	宮本しづえ君
三十八番	山田平四郎君	三十九番	佐藤政隆君
四十番	先崎温容君	四十一番	鈴木智君
四十二番	佐藤雅裕君	四十三番	安部泰男君
四十四番	三瓶正栄君	四十五番	佐久間俊男君
四十六番	高野光二君	四十七番	古市三久君
四十八番	宮川えみ子君	四十九番	長尾トモ子君
五十番	満山喜一君	五十一番	渡辺義信君
五十二番	太田光秋君	五十三番	佐藤憲保君
五十四番	今井久敏君	五十五番	宮下雅志君
五十六番	亀岡義尚君	五十七番	瓜生信一郎君
五十八番	神山悦子君		
説明のため出席した者			
県			
知事	内堀雅雄君	総務部長	細川了君
副知事	鈴木正晃君	副知事	佐藤宏隆君
危機管理部長			

企画調整部長	生活環境部長	保健福祉部長	商工労働部長	農林水産部長	土木部長	会計管理者	出納局長(兼)	風評・風化戦略担当理事	原子力損害対策担当理事(兼)	企画調整部長	避難地域復興局長	企画スポーツ局長	文化スポーツ局長	保健福祉部長	こども未来局長	商工労働局長	観光交流局長	総務部	秘書課長	総務部主幹	企業局長	病院事業管理者	病院局長	教育委員会
五月女有良君	穴戸陽介君	菅野俊彦君	小貫薫君	沖野浩之君	矢澤敏幸君	岸孝志君	岸孝志君	半澤浩司君	半澤浩司君	市村尊広君	紺野香里君	菅野寿井君	藤城良教君	川俣基君	佐藤譲君	阿部俊彦君	挾間章博君	菅野崇君						

教育長	選挙管理委員会	人事委員会	公安委員会	警察本部	労働委員会	監査委員	議会事務局職員	事務局次長	総務課長	議事課長	政務調査課長	議事課主任主査	議事課主任主査兼	委員長係
鈴木竜次君	成田良洋君	岸敏恵君	江尻陽子君	森末治君	長根由里子君	渡辺仁君	白石孝之君	佐藤尚美君	菅野義君	市川新吾君	後藤康治君	中村大君	齋藤幸恵君	

午後一時一分開議

●議長(矢吹貢一君) ただいま出席議員が定足数に達しております。

これより本日の会議を開きます。

●議長提出報告第七号

●議長（矢吹貢一君） この際、議長より報告第七号を提出いたします。

（参 照）

報告第七号 教育に係る事務に関する条例を制定することについて

●県的一般事務に関する質問及び知事提出議案 第一号から第六十八号までに対する質疑

●議長（矢吹貢一君） これより日程に入ります。

日程第一及び日程第二を一括し、県的一般事務に関する質問及び知事提出議案第一号から第六十八号まで、以上の各案に対する質疑を併せて行います。

通告により発言を許します。四十一番鈴木智君。（拍手）

（四十一番鈴木 智君登壇）

●四十一番（鈴木 智君） 自由民主党議員会の鈴木智です。

先週の十八日に第二百二十一回特別国会が召集されました。第百五代高市早苗内閣総理大臣が選出され、第二次高市内閣が発足いたしました。

先月の会見では、「挑戦する人が評価され、頑張る人が報われ、困ったときには助け合い、安心して家庭を持ち、夢を持って働ける国へ」と述べ、この言葉に高市総理の目指すものが集約されていると思います。

また、二十日の施政方針演説においては、「福島復興なくして東北復興なし、東北の復興なくして日本の再生なし」と、廃炉、住民帰還、なりわ

いの再生、福島イノベーション・コースト構想の推進、中間貯蔵施設の除去土壌等の県外処分の具体化など、本県復興の道筋にも言及いたしました。

目の前の課題である国民の暮らし、日本経済の立て直しはもとより、本県の最重要課題である復興・創生に全力を傾けていただくことを期待しております。

さて、明治九年、一八七六年に旧福島県、磐前県、若松県の合併により、ほぼ現在の福島県の形が誕生してから、福島県は本年八月二十一日で百五十年を迎えます。

この旧三県は、現在の中通り、浜通り、会津とほぼ同じ圏域であり、それぞれの歴史、風土、文化があり、本県の魅力につながってきたものと考えます。

百五十年の歴史を振り返りますと、私見ではありますが、戦争と災害が続く中でエネルギーと産業構造の変化に懸命に食らいつき、有為な人材と重要な食料を生み続け、同時に首都圏をはじめとする全国各地に送り続けた歴史であったのではないかと感じております。

先日公表された国の統計においても、本県人口の県外転出の流れは顕著になっておりますが、この転出超過の流れを少しでも食い止め、本県の持つ力、ポテンシャルを最大限に発揮する、そのような前向きな節目の百五十年周年にしていければと感じております。

東日本大震災から九十五年を迎える年でもあります。

第三期復興・創生期間の初年度となる令和八年度予算案など重要議案の質疑を通し、本年度、そしてこれからの福島県の姿をお示しできるよう、我々議員もさらに真剣に、真摯にこの議会に臨んでまいります。

それでは、以下、会派を代表し、質問に入ります。

初めに、県政運営についてであります。

震災と原発事故から間もなく十五年を迎えます。

この十五年間、県民の皆さんの懸命な御努力と国内外からの温かい御支援により、避難指示区域が大幅に縮小し、道路等のインフラの復旧や拠点施設の整備が進んだほか、震災後五十五の国、地域で行われていた県産農林水産物の輸入規制が五つの国、地域にまで減少するなど、福島県の復興は着実に前進しております。

一方で、今なお多くの方々が避難生活を続けておられるほか、避難地域の復興再生や廃炉と汚染水・処理水対策、風評と風化の問題に加え、復興が進むにつれて新たな課題も発生するなど、本県はいまだ多くの困難を抱えています。

こうした中、四月から第三期復興・創生期間がスタートします。

次の五年間は、残された課題の解決に向け、しっかりと道筋をつけ、福島県の復興・創生をさらに前へと進めていくための極めて重要な期間となります。

そこで、知事は震災と原発事故から十五年を迎えるに当たり、今後の県政をどのように運営していく考えなのかお尋ねいたします。

次に、令和八年度当初予算の編成についてであります。

県は、本定例会に、あらゆる主体との連携・共創の輪を広げながら福島県の復興と地方創生を実現するため、復興・創生分千九百七十億円を含む一兆二千六百六億円の令和八年度一般会計予算案を提案しました。

復興の新たなステージを迎える中、避難地域の復興再生に加え、若年層の県外転出や出生数の減少に伴う急激な人口減少、激甚化、頻発化する自然災害、長期化する物価高への対応など、本県は様々な課題に直面しており、県民が安全に安心して生活することができる環境づくりが一層強く求められるところであります。

これらの課題を克服し、本県の復興・創生を前へ進めるためには、様々な

施策に積極的に取り組んでいく必要があります。総合計画の実現に向けて、これまで実施してきた取組をさらに磨き上げ、具体的な成果を創出していくことが重要です。

そこで、知事は令和八年度当初予算をどのような考えの下で編成したのかお尋ねいたします。

次に、令和八年度の県税収入についてであります。

内閣府から発表された先月の月例経済報告によれば、景気は米国の通商政策による影響が自動車産業を中心に見られるものの、緩やかに回復しているとされ、また先行きについては、雇用、所得環境の改善や各種政策の効果が緩やかな回復を支えることが期待される。ただし、今後の物価動向や米国の通商政策をめぐる動向などの景気を下押しするリスクに留意する必要がある。また、金融資本市場の変動等の影響に引き続き注意する必要があるとされており。

こうした状況において、本県の復興再生と地方創生を一層推進していくには、県の自主財源としての根幹をなす県税収入の確保がより重要となるものと思われることから、県内、国内、海外の経済情勢などを参考に、各税目ごとに適切に計上しなければならないものと考えます。

そこで、県は令和八年度の県税収入をどのように見込んだのかお尋ねいたします。

次に、復興・創生の推進についてであります。

四月からは第三期復興・創生期間が始まります。第二期復興・創生期間の五年間においては、帰還困難区域に設定された全ての特定復興再生拠点区域における避難指示の解除や福島イノベーション・コースト構想を一層推進させることが期待されるFIREIの設立など、県民の皆さんのためまね懸命な御努力と国内外からの温かい御支援により復興の歩みを進めています。

これまで我が自由民主党福島県連では、何度も党本部や政府に直接足を運び、復興財源の確保について求めてきたところであり、その結果、昨年六月には第三期復興・創生期間の指針となる新たな復興の基本方針が閣議決定され、第三期復興・創生期間の本県分の財源として一・六兆円が確保されることとなりました。

本県はいまだ原子力災害を起因とする多くの課題が残されており、今後ともこれまでの歩みを途切れさせることなく、復興に向けた取組を進めていくことが重要です。

そこで、第三期復興・創生期間において福島県の復興にどのように取り組んでいくのか、知事の考えをお尋ねいたします。

次に、風評・風化対策についてであります。

先ほども申し上げましたが、県民の皆様の地道な御努力により、県産品の輸出額や県内への観光客入り込み数が過去最高を記録するなど、これまでの対策が着実に形となつてきております。

一方、一部の農林水産物については、全国平均との価格差が震災前のポジションに戻らないまま固定化されているほか、観光や教育旅行の宿泊者数は震災前の水準に回復していないなど、いまだ風評の影響は根強く残っております。また、震災、原発事故から年月が経過し、時間の経過とともに風化も進行しています。

そのため、県内各市町村においても様々な取組が行われているところですが、原発事故に関する風評は個別の市町村ではなく、福島県やFUKUSHIMAとして一くくりで捉えられることが多いことから、風評払拭、風化防止に向けては、県と市町村がしっかりと連携しながら取組を推進していくことが重要であると考えます。

そこで、県は市町村と連携した風評・風化対策にどのように取り組んでい

くのかお尋ねいたします。

次に、東日本大震災及び東京電力福島第一原子力発電所事故の被災十二市町村における事業再開等の支援についてであります。

避難指示等の対象となつた被災十二市町村においては、働く場や買物をする場など、まち機能の早期回復に向け、多くの関係者の懸命な努力が続いております。

避難指示が解除された地域においては、事業再開を果たし、また新たに事業を立ち上げた事業者も増えてきており、これはこれまでの県による支援の取組の効果も大きいものと評価しているところではありますが、しかし被災地の復興再生はいまだ途上であります。

事業、なりわいの再生を図り、地域経済を回復させるためには、第三期復興・創生期間が始まる新年度以降においても、さらなる被災事業者の事業再開への支援はもとより、地域内での新規創業や地域外からの事業展開への支援を行うことが極めて重要であると考えます。

そこで、県は被災十二市町村における事業再開等の支援にどのように取り組んでいくのかお尋ねいたします。

次に、新産業の育成についてであります。

福島イノベーション・コースト構想の推進により、浜通り地域には福島ロボットテストフィールドや福島水素エネルギー研究フィールドなど、最先端の研究・実証を行う拠点が整備され、まさに実証の聖地と呼ぶにふさわしい環境が形成されつつあります。

こうした環境を最大限に活用し、地元企業と連携しながら新たな産業の創出に向けて取り組む姿が報道されていることを大変心強く感じており、その成果が県内にとどまらず全国へ広く発信されることを期待しております。

一方で、事業の成果を着実に社会実装へと結びつけ、地域の方々に復興を

実感していただくことが肝要であります。

そのためには、新産業に取り組む事業者が優れた研究開発を地元の方の目に見える形で事業化へと進め、事業展開までを見据えた支援が不可欠であると考えます。

そこで、県は浜通り地域等における新産業の育成にどのように取り組んでいくのかお尋ねいたします。

次に、FIREIについてであります。

FIREIは設立三年目を迎えますが、これまで五つの分野での委託研究の実施に加え、直営の研究者による十六の研究ユニットを立ち上げているほか、令和十年度からの供用開始を目指した施設整備も順調に進展しており、精力的に活動いただいております。

一方で、FIREIに対しては、浜通り地域はもとより、中通りや会津地域の企業などからも、さらなる活動の活発化やその連携の可能性に期待を寄せる声も多く聞こえてきております。

FIREIとしては、これまでも地元市町村等との座談会の開催やセミナーの開催など、その活動を地域の皆さんにも知っていただくための様々な取組を行っていただいておりますが、FIREI自身が創造的復興の中核拠点として福島や東北の復興を実現するための夢や希望となり、その設置効果を県内に広く波及させていくには、FIREIが地域と一体となった取組をさらに増やしていくことが重要であると思います。

そこで、県はFIREIと地域との連携をどのように推進していくのかお尋ねいたします。

次に、第三期復興・創生期間における避難地域の道路整備についてであります。

東日本大震災以降、浜通りをはじめとする県内全域において多くの復興事

業が進められ、昨年八月には小名浜港と常磐自動車道を結ぶ小名浜道路が開通となり、また来月には田村市船引町で整備が進められてきた国道二百八十八号船引バイパスが開通するなど、本県の復興を支えるインフラの整備は着実に進んでおります。

来年度からの五年間は、第三期復興・創生期間として引き続き国が前面に立ち、避難者の帰還などを一層進めるとしており、また昨年十二月には、福島復興再生基本方針が閣議決定となり、国道二百八十八号や国道三百九十九号などの道路整備について、国において必要な支援を行うことが示されたところであります。

現在、避難地域では、福島イノベーション・コースト構想の推進や産業再生に向けた取組が進められており、これらの復興の取組をさらに加速させるためにも、避難地域を連絡する道路整備が必要であると考えております。

そこで、県は第三期復興・創生期間における避難地域の道路整備にどのように取り組んでいくのかお尋ねいたします。

次に、人口減少対策についてであります。

冒頭触れましたが、本県の総人口は、令和八年一月一日現在、約百七十一万人であり、今月総務省から公表された人口移動報告によると、転出超過が前年より五百人程度拡大し、七千百九十七人で、全国ワースト二位という結果になっています。

七千人台の転出超過は七年ぶりの数値であります。

年齢別では、十五歳から二十九歳までの若年層が全体の約八割を占めております。

人口減少は全国共通の課題であるものの、実効性のある対策を講じていくためには、地域の実情を踏まえた福島ならではの取組を進めていかなければなりません。

その際、若者の定着・還流が何よりも大事と考えておりますが、行政のみで解決できるものではないため、あらゆる主体が連携し、地域や若者と一体となって進めていくことが重要であります。

そこで、知事は新年度において若者の定着・還流に向けた人口減少対策にどのように取り組んでいくのかお尋ねいたします。

次に、関係人口の拡大についてであります。

先ほども申し上げたとおり、本県の人口減少は深刻な状況にあり、地域活力の低下が懸念されるところですが、一方で昨年の国土交通省の発表によると、生活圈や通勤圏以外の特定の地域と関わりを持つ人が全国で二千万人以上、中でも福島県との関わりを持つ人は五十九万人程度存在すると推計されています。

地域経済の活性化や担い手不足の解消に向けては、こうした地方との関わりに興味を持つ方を新たに本県に誘導し、さらに本県との関わりを持つ方との関係性を深めていくことで、地域と継続的に関わり、応援してくれる関係人口を拡大していくことが極めて重要だと考えております。

そこで、県は関係人口の拡大に向け、どのように取り組んでいくのかお尋ねいたします。

次に、企業の魅力ある職場づくりについてであります。

人口減少が進む中、本県では若者の県外流出が顕著であり、将来にわたり地域を支える人材の確保が大きな課題となっております。

若者や女性に本県で働き、暮らし続けてもらうためには、雇用の場を確保することに加え、安心して働き続けることができる職場環境を整えていくことが重要であると考えます。

若者や女性が働きやすい職場とするためには、意識改革が必要です。

過去の常識にとらわれず、全ての人が人的資産であると捉え、いかにして

活躍してもらうかが求められており、旧態依然とした感覚を捨て去り、それぞれの立場を尊重し合うことが必要です。

そして、そのためには、ワーク・ライフ・バランスの推進や多様な働き方の実現など、働きやすい職場づくりを進めていくことが欠かせません。

このような中、ふくしま共創チームにおいては、先週十八日に活動報告会が開催され、若者から様々な意見や問題意識が示されたところであり、こうした声を踏まえ、若い世代の視点を生かした職場づくりを進めていくことが今後一層重要になるのではないのでしょうか。

働き方改革の取組が現場に定着し、実効性を伴うものとなるよう、企業の実理解や意識の醸成を図っていくことも必要になるものと思います。

そこで、若者や女性の県内就職促進に向け、企業の魅力ある職場づくりにどのように取り組んでいくのか、知事の考えをお尋ねいたします。

次に、安心して子供を産み育てることができる環境づくりについてであります。

子供は社会の宝、未来への希望であり、深い愛情を持って育むとともに、社会全体で子育てを応援していくことが大変重要であります。

このため、我々県議会においては、子育てしやすい福島県づくり条例を平成二十二年に制定するとともに、県においても、県民が安心して子供を産み育てられるよう、様々な施策を展開していると承知しております。

一方、近年では、分娩を取り扱う医療機関の減少などにより、遠くの医療機関で出産や健診を受ける必要があるなど、身体的、経済的な負担も生じている状況であり、居住する地域にかかわらず、安心して妊娠、出産に臨むことができる環境づくりが急務であると考えております。

また、核家族化の進行などにより、子育てを取り巻く環境も変化しており、子育て家庭が不安や悩みを抱えたまま孤立することを防ぐため、様々な支援

に関する情報を出産後できる限り早い段階で提供し、子育てを応援されているということが実感できるよう、取組を充実させていくことも大切です。

そこで、知事は安心して子供を産み育てることができ環境づくりにどのように取り組んでいくのかお尋ねいたします。

次に、子育て世帯の定住についてであります。

人口減少が続く中、人口減少対策や子育て環境の充実は喫緊の課題であります。

今般、物価や建設費の高騰が続き、子育て世帯など若い世代にとっては、建設費をはじめ家具や家電など、住まいに関する様々な費用が負担になっていると聞いています。

また、住宅の着工戸数が減少し、地域の大工や工務店の仕事が減り、困っているとも耳にしております。

子育て世帯の定住を促進するためには、住環境を充実させることが人口減少対策に重要であり、若い世代が安心して子供を産み育てることができる福島をつくっていくために住まいの充実が必要と思います。

そこで、県は子育て世帯の住まいづくりをどのように支援していくのかお尋ねいたします。

次に、医療、介護、福祉についてであります。

初めに、新たな地域医療構想の策定についてであります。

新たな地域医療構想については、八十五歳以上の高齢者の増加や人口減少がさらに進む二〇四〇年とその先を見据え、入院だけでなく、外来、在宅、介護との連携、医療人材の確保なども含めた持続可能な医療提供体制の実現に向け、各都道府県において、来年度から策定に向けた検討を行うことになると聞いております。

一方で、現在の県内医療機関が置かれている状況を見ますと、急激な物価

や人件費の上昇の影響により、深刻な経営難に陥っている医療機関も多くあります。

今後、地域全体で将来を見据えた持続可能な医療の提供の議論が必要となる中において、現場の医療提供体制は非常に厳しい状況にあります。

また、本県でも人口減少が進み、医療の支え手が少なくなる中、高齢人口が増加し、在宅を中心に医療、介護のニーズが増加すると見込まれており、少ない人材で医療を支えていくという困難な課題に直面することになります。

地域の住民が住み慣れた地で安心して暮らしていくためには、地域の住民が将来にわたり安全で安心な質の高い医療を受けることができる、効率的で持続可能な地域医療提供体制を構築していくことが重要であると考えます。

そこで、新たな地域医療構想の策定に向け、どのように取り組んでいくのか、知事の考えを伺います。

次に、双葉地域における中核的病院についてであります。

双葉地域における中核的病院については、東日本大震災及び原子力災害により多くの医療機関が休止を余儀なくされた双葉地域において、生活に欠かせないインフラの一つとして人々の安心な暮らしを支え、復興を大きく後押しする役割が期待されており、現在、県においては病院の早期開院に向け、設計等を進めていると聞いております。

一方で、そこで働く医療従事者については、全国的に確保が難しく、とりわけ震災、原発事故の被災地である本県の医療機関では、多くが人手不足に悩んでいることから、中核的病院の整備に当たっては、早くから医療従事者の確保、特に多くの人材を必要とする看護師の確保に計画的に取り組んでいく必要があると考えます。

そこで、県は双葉地域における中核的病院の看護師の確保にどのように取り組んでいくのかお尋ねいたします。

次に、介護人材の確保についてであります。

本県における高齢化率は三割を超え、全国を上回る状況が継続しております。

さらに、私もその世代であります。団塊ジュニア世代が六十五歳以上となる二〇四〇年においては、高齢化率が四割を超える見込みであり、今後介護を必要とする方の増加は避けられない状況であります。

少子高齢化の進展により、現役世代である生産年齢人口の減少が見込まれる中、将来にわたり必要な介護サービスを提供できるよう、その担い手を増やしていくことは喫緊の課題です。

しかしながら、三世代同居の世帯が減少し、身近に高齢者がいる環境が少なくなっていることから、若者が高齢者や介護を身近に感じることが難しくなっております。

このような現状を踏まえ、介護人材を安定的に確保していくためには、多くの若者に、実際の介護の職場を知って、介護職への興味、関心を持つていただくことが重要であると考えます。

そこで、県は介護人材の確保にどのように取り組んでいくのかお尋ねいたします。

次に、児童虐待への対応についてであります。

先月下旬、こども家庭庁より、令和六年度の全国の児童虐待対応件数が二十二万三千六百九十一件と、過去二番目に多い件数であると公表されました。本県は千八百六十八件と、前年度より四十件減少しておりますが、依然として高い水準で推移しており、極めて憂慮すべき状況にあると考えております。

子供への身体的虐待や性的虐待、時には命さえ奪う事件の報道を日々目にするたびに、体だけでなく心にどれほど深い傷を負ったかと思うと、本当に

胸が痛むとともに、守ることはできなかったのかと強く思います。

特に子供を虐待から守る最前線の機関は児童相談所であり、その役割を十分に果たすためには、的確に対応できる環境を整えるとともに、子供や家庭の状況を正確に把握し、適切な支援につなげるため、職員の資質を一層高めていくことが大切だと考えます。

また、虐待により傷ついた子供を癒やし、守り育むためには、児童相談所のみならず、社会的養育を担う児童養護施設等の役割も大変重要であり、施設職員のさらなる専門性の向上を図ることも必要です。

そこで、県は児童虐待への対応にどのように取り組んでいくのかお尋ねいたします。

次に、県民生活の安全・安心の確保についてであります。
初めに、地域防災力の向上についてであります。

全国各地で自然災害が激甚化、頻発化し、本県においても東日本大震災以降、令和元年台風第十九号、令和三年及び四年の福島県沖地震、令和五年九月の台風第十三号、令和七年二月の大雪など、毎年のように大きな自然災害が発生しています。

また、昨年七月にはカムチャツカ半島付近で発生した巨大地震により津波警報が発表されたほか、十二月には北海道三陸沖後発地震注意報が発表され、避難の在り方や夏の暑さ、冬の寒さ対策など、遠地津波への対応についても課題があったのではないかと思います。

自然災害からの被害を最小限に抑えるためには、自らの命は自ら守る自動の取組はもとより、地域で助け合う共助の取組がますます重要となります。度重なる自然災害により、県民の防災意識は高まりつつあると思いますが、さらに意識を高め、持続させていく必要があると考えます。

そこで、県は地域防災力の向上にどのように取り組んでいくのかお尋ねい

たします。

次に、災害に強い県土づくりについてであります。

東日本大震災以降、令和元年東日本台風をはじめとする豪雨災害のほか、地震や雪崩により、県内全域で度重なる自然災害が発生しているところです。

全国各地においても、令和六年一月の能登半島地震、昨年十二月の青森県東方沖地震など大規模な自然災害が続いております。

このような中、昨年六月、国が第一次国土強靱化実施中期計画を策定いたしました。

この中で、能登半島地震においては、緊急輸送道路や港湾、空港が大きな被害を受けたものの、耐震化や老朽化対策を講じた箇所は軽微な損傷にとどまったことに触れており、五か年加速化対策に続き、激甚化、頻発化する自然災害に備え、国土強靱化の加速化、深化を図ることとされています。

広大な県土を有する本県においては、地域ごとに様々な災害リスクを抱えており、公共土木施設における国土強靱化の推進は極めて重要な取組であると考えます。

そこで、県は第一次国土強靱化実施中期計画を踏まえ、災害に強い県土づくりにどのように取り組んでいくのかお尋ねいたします。

次に、ツキノワグマの被害防止対策についてであります。

今年度は、本県のツキノワグマの目撃件数や人身被害件数が過去最多を大きく更新し、過去に例のない異常事態となっております。

通常であれば熊の冬眠時期となる十二月や、一月に入っても連日のように人里付近への出没が目撃されるなど、冬場であっても熊への警戒を続ける必要があります。

なお、報道によれば、昨年十二月の県内の目撃件数が七十一件、一月が三十件と、いずれも近年の平均を大幅に上回っております。

特に、冬眠方法が身についていない子熊が多くいる可能性も指摘され、早急な対策が求められます。

全国的にも熊の出没が増加している状況を受けて、国は関係省庁の連携の下、クマ被害対策パッケージを策定し、自治体への支援を強化しております。県においても、補正予算等による追加対策を切れ目なく実施しているほか、一月以降では初めてツキノワグマ出没注意報を全県に発令し、冬眠しない熊や早期に冬眠明けする熊への対策を強化しているところであります。

しかしながら、耕作放棄地の増加などにより熊の生息域は拡大していると言われており、新年度においては、今後も熊の大量出没が起こるかもしれないと想定しながら、春先から冬まで年間を通した被害防止対策の強化を進めていくことが必要であると考えます。

そこで、県はツキノワグマの被害防止対策にどのように取り組んでいくのかお尋ねいたします。

次に、水道事業の広域連携についてであります。

水道は、県民生活や社会経済活動において最も重要なインフラであります。が、人口減少に伴う収入の減少や施設の老朽化、自然災害の激甚化など、水道事業を取り巻く環境は厳しさを増しております。

国の上下水道政策の基本的なあり方検討会では、小規模な事業体では単独の経営改善に限界が生じつつあり、広域連携が必要不可欠との認識に立ち、都道府県には経営広域化の牽引役としての役割を果たすことが期待されるとしております。

小規模な市町村では、広域連携の必要性を認識しつつも、推進するための人的な余裕がない現状もあることから、県民に安定的に良質な水道を提供していくためには、広域自治体である県が牽引役となり、水道事業の広域連携を推進することが極めて重要であると考えております。

そこで、県は水道事業の広域連携を推進するため、どのように市町村等を支援していくのかお尋ねいたします。

次に、農業用ため池の防災工事の推進についてであります。

農業用ため池については、農業が主要産業である我が県にとって、農業用水を供給する重要な施設であります。

しかしながら、これらのため池の多くは築造から相当の年月が経過し、老朽化が進行しているものが数多くあると聞いております。

また、近年全国で激甚化、頻発化している地震や豪雨により甚大な被害も発生しております。

これらのことから、国においては、令和七年六月に第一次国土強靱化実施中期計画が閣議決定され、防災・減災、国土強靱化の取組が進められております。

また、農業用ため池に関しては、令和二年十月にいわゆるため池工事特措法が制定され、令和十二年度までに集中的かつ計画的に防災工事等を推進することとされております。

農業用ため池が万が一決壊した場合、下流域の住民や施設に大きな被害が生じることが想定されるため、農業用ため池の防災対策を進めることは地域の安全・安心のために極めて重要であると考えます。

そこで、県は農業用ため池の防災工事の推進にどのように取り組んでいくのか伺います。

次に、大ゴッホ展の開催についてであります。

今年二十一日に県立美術館において「大ゴッホ展 夜のカフェテラス」が開幕いたしました。

大ゴッホ展は、世界屈指のファン・ゴッホのコレクションを誇るクレラ・ミューラー美術館の名作を間近で鑑賞できるまたとない機会であります。

ゴッホは、困難な人生を歩みながらも、芸術によって問題に立ち向かい、継続する力を見いだし、今もなお世界中の人々を魅了しております。

子供たちをはじめとする多くの県民の皆さんに鑑賞いただき、本物に触れ、感動を味わっていただきたいと考えております。

さきに開催された神戸では、神戸市立博物館の特別展としては歴代二番目の来場者数を記録したとのことであり、続く本県においてもこれまでにない来場者が期待されます。

大ゴッホ展は、国内外から本県を訪れる多くの方々に本県の自然や文化、食などの魅力にも触れていただく絶好の機会であるとともに、来県された皆さんで県内がにぎわい、地域経済の活性化にもつながる大きな起爆剤になると考えます。

そこで、県は大ゴッホ展を契機とした地域のにぎわい創出にどのように取り組んでいくのかお尋ねいたします。

次に、脱炭素、循環型社会の構築についてであります。

初めに、再生可能エネルギー・水素関連産業の育成・集積についてであります。

福島県では、原子力に依存しない安全・安心で持続的に発展可能な社会づくりを復興の基本理念とし、再生可能エネルギーや水素の導入及び関連産業の育成・集積に取り組んでおります。

このような中、内堀知事は本年一月、スペインのバスク州、ドイツのハンブルク州及びノルトライン・ヴェストファーレン州を訪問し、連携覚書の更新をされました。

連携覚書の更新に当たっては、各州首相と会談を行ったほか、現地の政府や企業に対して本県の復興状況をはじめ積極的な情報発信を行うなど、精力的に活動されていたと報道などで伺っております。

今回の訪問、連携覚書の更新により、県内の再生可能エネルギー・水素関連産業における企業間の交流は着実に進展していくことと思います。

また、脱炭素やエネルギー安全保障の面からも、再生可能エネルギー、水素分野の先進地である欧州との連携は、本県にとって大変意義深いものと認識しております。

そこで、知事はスペイン、ドイツとの連携の下、再生可能エネルギー・水素関連産業の育成・集積にどのように取り組んでいくのかお尋ねいたします。

次に、環境省との連携協力協定による施策推進についてであります。

環境省と本県では、令和二年に特定の自治体との間では初めてとなる施策に関する包括的な連携協力協定が結ばれました。

同協定は、環境省の得意とする脱炭素、資源循環、自然共生といった分野において県との連携を強化し、施策に取り組むことにより、復興をさらに加速させるとの当時の小泉環境大臣の強い思いの下でスタートされました。

同協定に掲げたふくしまグリーン復興構想、地球温暖化対策、ポストコロナの環境施策の三つの柱に基づく取組については、只見柳津県立自然公園の国定公園編入や再生可能エネルギー設備の整備促進のほか、国立公園内でのワーケーションの普及など、この五年間で実績を積み、一定の成果を上げてきたと考えております。

一方で、本県が震災、原子力災害からの復興を成し遂げるためには、こうした取組を継続させるとともに、本県の持つ環境面での強みをさらに伸ばし、環境先進県として取組を加速させる必要があります。

そこで、県は環境省との連携協力協定による施策の推進にどのように取り組んでいくのかお尋ねいたします。

次に、農林水産業の振興についてであります。

先日、いわき市小名浜地区で魚の加工業、主にサンマのみりん干しを生産

している方のお話を聞く機会がありました。

厳しい基準を設けて検査を行い安全な魚しか市場に出さない、これは魚屋としての矜持であること、しかし一度落ちてしまった水揚げが影響し、カツオを例に挙げると、銚子や勝浦にルートを取られてしまったこと、店に並べる丁度よい大きさのカツオは、気仙沼などほかの産地でよいとなってしまうこと、冷凍など設備を持つ加工屋さんがやめてしまい、受入れ能力が落ちてきており、小名浜港に上げる意味がなくなってきたことなどの状況を伺ってきました。

また、サンマのみりん干しは、千葉県銚子市からいわき市小名浜に来た安川市郎さんが、戦後すぐの頃、イワシが不漁になった時期に棒受け網漁が広まり、漁獲高も伸びたサンマを用いて作るようになり、砂糖が不足していることなどとも相まって消費量が伸びたこと、小名浜地区にみりん干し業者が集中している理由は、強烈な北風が吹かない地形であること、南に太平洋を望み、気候が温暖であること、干し場として土地の余裕があったことなどが挙げられ、当地のみりん干しは関西にルーツがあり、背開きではなく腹開きであることや、しょうゆ醸造や木箱など関連産業も元氣であったことなど、大変興味深いお話が聞けました。

加工品にも行政からの支援は入っているものの、やはり売上げは厳しく、後継者不足に悩んでいる業者も多いとのことでありました。

その当時の変化に対応する柔軟な発想と突破する力は、まさに知恵として今後の私たちにも必要なものと感じます。

そのことを念頭に、以下質問をいたします。

初めに、地域産業六次化の推進についてであります。

本県に限らず、日本の地方では人口減少が深刻な課題となっており、地域の活力低下が進むことが懸念される中、全国では様々な取組が進められてい

ます。

それらの取組の一つである農林水産資源を活用して付加価値を高めた商品を創出する六次産業化は、地域経済の活性化にも資する可能性を持っていると考えます。

本県においては、地域産業六次化として、本県独自の取組を平成二十二年頃から県を挙げて取り組んでおり、近年では本県で商品開発された六次化商品が全国的な食品コンクールにおいて上位入賞に輝くなど、多くの人々を魅了し、地域を代表する商品も生み出されてきております。

一次産業、二次産業、三次産業が連携して取り組む地域産業六次化は、農林漁業者の所得向上のみならず、地域の雇用創出、食品産業の事業拡大、ひいては地域経済の活性化につながるものであり、地場産業の発展等を通じて力強い経済を構築していくことが必要とされている中、さらに進めていくことが重要であると考えます。

そこで、県は地域産業六次化をどのように推進していくのかお尋ねいたします。

次に、県産農林水産物の販売拡大についてであります。

先日、知事が関係自治体の首長や生産者団体と共に本県を代表する冬の味覚であるあんぼ柿を高市総理に届け、試食された総理が満面の笑みで「おいし過ぎる」と発言された報道を拝見いたしました。県産農林水産物の販売拡大に向けては、それぞれの旬の時期を捉えて、実際に見て、味わっていただく機会を設け、そのおいしさや品質の高さなどの魅力を理解してもらう取組が重要であると改めて感じたところであります。

一方で、国が福島県産農産物等の販売状況を明らかにするため、毎年実施している福島県産農産物等流通実態調査では、いまだに多くの品目で福島県産品と全国平均の価格差が埋まっておらず、震災前の状況に戻っていないと

いう結果が示されていることから、県産農林水産物の販売拡大に向けた取組をさらに強化していく必要があると考えております。

そこで、県は県産農林水産物の販売拡大にどのように取り組んでいくのかお尋ねいたします。

次に、小麦の生産振興についてであります。

本県の小麦の作付面積は、東日本大震災と原発事故により大きく減少しましたが、被災地域の営農再開に伴い徐々に増加し、令和六年の作付面積は震災前の面積を上回る五百五十一ヘクタールとなっております。

一方、昨今の主食用米の価格高騰を受け、全国的に畑作物から主食用米への転換が進むことが懸念されておりますが、近年の不安定な国際情勢を踏まえると、我が国の食料安全保障上の観点から、麦、大豆等の畑作物の自給率向上は大変重要な課題であります。

特に輸入依存度の高い小麦に関しては、安定した品質の国産小麦の需要が高く、県内の製粉業者からは県産小麦の供給を期待する声があると聞いております。

こうしたニーズに応え、小麦の生産振興を図ることは、本県における食料供給力の確保と農業所得のさらなる向上を実現するために重要と考えます。

そこで、県は小麦の生産振興にどのように取り組んでいくのかお尋ねいたします。

次に、人工林伐採後の再造林の推進についてであります。

本県は、県土の約七割を森林が占める緑豊かな森林県であり、これまで人工林として先人の方々が造林し、育ててきた森林の多くは、木材として利用できるまでに成長しております。

今年三月にはいわき市四倉に大規模な製材工場が整備される予定であるなど、今後県産材の利用拡大につながる大きなチャンスが到来していると思わ

れます。

森林は木材を生産するほか、水源涵養機能などの公益的機能も有するため、伐採された後にはしっかりと再造林を進める必要がありますが、木材を販売した収入では再造林の費用を賄えないことや、原発事故による放射性物質の影響から、森林所有者の森林経営の意欲が低下し、本県においては伐採後の再造林が進んでいない状況にあると聞いております。

このような状況の中、一昨年、福島県カーボンニュートラル条例が制定され、二酸化炭素の吸収源として森林の持つ役割に大きな期待が寄せられています。

また、春先に多くの県民を悩ませている杉花粉症について、山側での対策も重要であると考えています。

そこで、県は人工林伐採後の再造林の推進にどのように取り組んでいくのかお伺いいたします。

次に、公金収納のキャッシュレス化についてであります。

昨今、コンビニやスーパーなどでの買物は、クレジットカードやスマートフォンによるコード決済が当たり前の光景となっており、昨年十二月の国のキャッシュレス推進検討会によりますと、国内のキャッシュレス決済比率は二〇二四年で五一・七％になるなど、キャッシュレス決済は我々の実生活に著実に浸透しております。

また、行政分野のキャッシュレス化も進んでおり、収入証紙を廃止する都道府県が予定も含め半数を超えております。これまで我が会派の議員が公金収納のキャッシュレス化について何度も質問をしており、さきの九月議会の石井信夫議員の一般質問で、県当局は収入証紙の将来的な廃止を明言されました。

本県に収入証紙制度が導入されて約六十年になりますが、県民生活や事業

者の経済活動でキャッシュレス化が進む中、その役割は終えつつあるものと認識しており、県民や事業者の利便性向上を図るためにも、県当局は収入証紙の廃止時期を明確にし、代替策を講じながらキャッシュレス化への道筋を立てるべきと考えます。

そこで、県は公金収納のキャッシュレス化にどのように取り組んでいくのかお尋ねいたします。

次に、教育行政についてであります。

初めに、県立高校の在り方についてであります。

これまで県教育委員会では、人口減少など社会構造の変化等を踏まえ、県立高等学校改革基本計画を策定し、前期、後期それぞれ五年の実施計画の下、県立高等学校の統合をはじめ、中高一貫校の設置、普通科におけるコース制の導入、過疎・中山間地域における学習機会の確保など、特色化、魅力化につながる様々な再編整備を進めてまいりました。

現行計画は、令和十年度まで計画期間を残しておりますが、計画に基づく取組は着実に進んでおり、こうしたこれまでの取組を通じて、生徒一人一人の資質や能力を伸ばすことのできる学校づくりが図られたものと評価をしているところであります。

一方、この間においても、少子化のさらなる進行や情報化の進展など、社会情勢は目まぐるしく変化しており、県立高等学校の果たすべき役割を一層果たしていくためにも、改めて将来を見据えたその在り方について議論を深めていく必要があるものと考えます。

そこで、今後の県立高等学校の在り方について、県教育委員会の考えをお尋ねいたします。

次に、県立学校へのエアコン設置についてであります。

昨年夏の猛暑は、県民の皆様の記憶にも新しく、県内でも福島市で三十五

度以上の猛暑日を二十九日記録するなど、全国的に年間平均気温が上昇傾向にある中、私たちの日常生活にエアコンは欠かせないものとなっています。

本県の県立学校では、普通教室へのエアコン設置は完了しているものの、高校の特別教室では四五・八％、体育館では二・六％にとどまっており、全国平均と比べても低く、設置が進んでいない状況にあります。

特別教室は専門的な知識や技能を身につける上で極めて重要な場であり、子供たちが社会に出て力強く生きていくためにも、その学習環境の確保は早急に取り組むべき課題です。

また、昨年七月のカムチャツカ地震では、猛暑下での避難となり、改めて避難所となった体育館へのエアコン設置が重要であると感じました。

学校施設は生徒の学習や生活の場であることから、安全で安心して学校生活を過ごすことができる学習環境の確保を最優先に、地震や台風など災害時における地域住民の避難場所としての機能を確保するためにも、近年の気象状況に応じた施設整備が不可欠と考えています。

そこで、県教育委員会は県立学校へのエアコン設置を今後どのように進めていくのかお尋ねいたします。

次に、教職員の不祥事根絶についてであります。

教職員の不祥事については、昨年三月に策定した不祥事根絶プロジェクトに基づく取組の実施により、二月現在の懲戒処分件数が前年度と比較して半数以下となるなど、一定の成果は表れていると考えます。

しかしながら、盗撮などのわいせつ事案や校長の不祥事など重大かつ悪質な事案が相次ぎ、児童生徒、保護者はもとより、県民から厳しい視線が向けられている状況が続いております。

県教育委員会では、こうした状況を踏まえて、先月、犯罪心理学の専門家等の外部有識者を改めて招聘して意見を聴取し、本プロジェクトの取組のさ

らなる強化について検討していると聞いております。

児童生徒が安心して学び、心身ともに健やかに成長するためには、県教育委員会、市町村教育委員会及び学校が一体となって不祥事根絶に取り組むとともに、改めて教職員一人一人に危機感を持たせることが重要であると考えます。

そこで、県教育委員会は教職員の不祥事根絶にどのように取り組んでいくのかお尋ねいたします。

最後に、警察行政についてであります。

昨年の県内における治安情勢は、刑法犯認知件数が令和六年と比較して減少した一方で、なりすまし詐欺やSNS型投資・ロマンス詐欺の被害が増加しております。

また、交通事故発生件数についても前年と比較して増加しているほか、昨年一月に郡山駅前で飲酒運転者による死亡事故が発生し、飲酒運転根絶の機運が高まりを見せたにもかかわらず、飲酒運転による死者数が増加するなど、極めて憂慮すべき現状にあります。

これらのほかにも、ストーカーやDVなどの人身安全関連事案、匿名・流動型犯罪グループによる犯罪対策、サイバー事案などについても、被害の深刻化が懸念されるところですので、的確な対処を行っていく必要があります。これらの現状を踏まえ、県警察には、本年も総力を挙げてあらゆる対策を講じ、県民の安全と安心の確保のために尽力していただきたいと思います。

そこで、県警察における本年の業務運営の方針についてお尋ねいたします。以上で私の代表質問を終わります。御清聴ありがとうございました。(拍手)

●議長(矢吹貢一君) 執行部の答弁を求めます。

(知事内堀雅雄君登壇)

●知事(内堀雅雄君) 鈴木議員の御質問にお答えいたします。

今後の県政運営についてであります。

震災と原発事故から間もなく十五年を迎えようとする中、先般、浪江町では伝統の十日市祭が十五年ぶりに震災前と同じ新町通りで開催され、会場は再会を喜ぶ多くの人々の笑顔であふれました。

祭りの規模は震災前には及びません。

しかし、地域のつながりを何としてでも守りたいと願う人々の必死の努力と挑戦により、地域にともった希望の光は着実に輝きを増しています。

こうした人々の挑戦を支え、希望の光をさらに大きなものにしていくためにも、避難地域における事業、なりわいの再生はもとより、双葉地域における中核的な病院の整備など、帰還される皆さんが安心して暮らすことができる生活環境の整備に取り組みほか、福島イノベーション・コースト構想の推進による新産業の創出・集積や移住のさらなる促進に力を入れてまいります。

また、県全体が直面している人口減少問題に対しても、結婚、出産、子育てへの切れ目ない支援をはじめ、若者の県内定着・還流の促進や交流人口のさらなる拡大などにオール福島で取り組んでまいります。

この十五年間、私たちはどんな困難に直面しても、互いに支え合いながら挑戦の歩みを進めてきました。

私は、これからもそんな県民の皆さんと共に、大切な日常と笑顔を取り戻すための挑戦を続け、福島未来を切り開いてまいります。

次に、当初予算編成についてであります。

県政百五十周年の大きな節目を迎える新年度の当初予算は、あらゆる主体との連携・共創の下、複合災害からの復興と人口減少の克服に向けた地方創生を一層加速させるとともに、長引く物価高に適切に対応しながら、防災力強化をはじめとした横断的な課題への取組をさらに推進するための予算として編成したところであります。

まず、複合災害からの復興については、営農や商工業の事業再開はもとより、双葉地域における医療人材の確保やFIREIと地域企業の連携促進、風評払拭や風化抑制に向けた情報発信等に取り組んでまいります。

地方創生に向けては、健康長寿の推進や遠方での出産、健診等に係る通院費用の支援拡充など、出会い、結婚、出産、子育て支援の充実、誰もが働きやすい職場づくりに向けた企業の働き方改革支援など、若者の県内定着・還流を推進するとともに、関係人口のさらなる創出に向けた取組など、人口減少対策を一段と強化してまいります。

また、診療所の承継・開業支援など地域医療の充実を図るとともに、農業担い手の新たなチャレンジや中小企業等の生産性向上を後押しするなど、基幹産業である農林水産業や商工業の振興にも注力してまいります。

さらには、防災力の強化をはじめ地球温暖化対策やデジタル変革など、横断的な課題への対応も着実に進めてまいります。

総合計画に掲げた将来の姿の実現に向けて、安定的な財政基盤を堅持しながら、これらの施策を力強く推進してまいります。

次に、福島復興についてであります。

復興の歩みは着実に前進しておりますが、いまだ避難地域の復興再生や被災者の生活再建、廃炉と汚染水・処理水対策といった原子力災害特有の課題に加え、復興の進展に伴う新たな課題にも的確に対応していく必要があるなど、福島復興は長い戦いとなります。

こうした中、四月から始まる第三期復興・創生期間は、避難者の帰還や、移住者も含め安心して暮らせる生活環境整備、産業、なりわいの再生、風評・風化への対応などの取組を一層進めていかなければならない極めて重要な期間となります。

そのため、これまで私自身が先頭に立ち、国に対し十分な財源や制度の確

保を強く訴えてきた結果、第二期復興・創生期間を大きく上回る財源が確保されるとともに、本県の要望を踏まえた形で国の令和八年度予算案や福島特措法に基づく課税の特例措置の延長・拡充案が閣議決定されたところであります。

来月には、取組の基盤となる福島復興再生計画を改定予定であり、新たな計画の下、こうした予算や制度を最大限に活用しながら、復興再生の取組を一つ一つ着実に推し進めていく考えであります。

今後とも、福島に心を寄せてくださる方々への感謝の思いや本県との絆を大切にしながら、国や市町村をはじめ、あらゆる主体の皆さんと一体となって復興に向けた挑戦を続けてまいります。

次に、人口減少対策についてであります。

本県は、若年層の転出超過が続いており、若者の定着・還流に向けた実効性ある取組が急務となっております。

このため、今年度新たに官民による、ふくしま共創チームを創設し、学生や企業等の皆さんに丁寧な議論を重ねていただきました。

そして今般、その成果を新年度予算案に積極的に反映させたところであります。

まず、仕事分野では、誰もが働きやすい職場づくりに向けた支援を拡充するほか、若者が県内での働き方をイメージできるような効果的な情報発信に取り組んでまいります。

次に、ひと・暮らし分野では、探究的な学びの中で幼少期から地域や企業を学ぶ機会を創出し、福島への愛着形成につなげてまいります。

そして、人の流れ分野では、関係人口の増加に向け、市町村と連携し、交流イベント等の情報発信を強化するなど、より多くの方が福島とつながるきっかけをつくってまいります。

また、こうした取組に加え、ふくしま共創チームの輪を一層広げていくために、企業や団体の皆さんが自ら実施する活動を新たに支援していくこととしております。

「自分も未来を描く一員でありたい」。先週開催したチームの活動報告会において、学生は自らの思いを熱く語ってくれました。こうした若者たちの熱意を県民の皆さんと広く共有し、人口減少という危機を光に変え、持続可能な福島を築いていくことができるよう、全力で取り組んでまいります。

次に、企業の魅力ある職場づくりについてであります。

本県では、若者や女性の県外流出等により人口減少に歯止めがかかっていないため、誰もが働きがいを感じ、就職したいと思える職場環境の整備を進め、若者と女性に選ばれる企業を増やしていくことが喫緊の課題であります。

ふくしま共創チームの若者たちから、「休暇制度があっても、職場の理解がなければ休暇を取得しにくい」、「若者の意見を受け入れてくれる職場だと魅力を感じる」といった声があり、就業制度の整備充実だけでなく、職場の風土や経営者の意識が若者の選択に大きな影響を与えていると改めて認識したところであります。

私は、これまでもイクボス宣言の普及や次世代育成企業認証制度などを通じて、企業の意識改革と働きやすい職場づくりを後押ししてまいりました。

新年度はさらに、経営者の改革意欲を促進するトップセミナーを開催するとともに、働き方改革の専門家による伴走支援を通じて、経営理念や職場風土の見直しまで踏み込み、先導的なモデル企業を創出し、取組の成果を県内に広く展開していく考えであります。

加えて、若者や女性に選ばれるオフィスへの改修やWi-Fi環境の整備に対する助成を拡充するなど、今後も魅力ある職場づくりに積極的に取り組んでまいります。

次に、安心して子供を産み育てることが出来る環境づくりについてであります。

県では、昨年三月、福島県こどもまんなかプランを策定し、子供の誕生前から成長段階に応じた切れ目のない支援を行い、誰もが安心して妊娠、出産に臨み、子育てできる環境づくりを推進しております。

具体的には、十八歳以下の医療費無料化や多子世帯への保育料助成により経済的負担の軽減を図るとともに、子育てサービスを充実するため、保育施設の遊び環境の改善に対する補助のほか、延長保育をはじめ地域のニーズに応じた市町村の多様な取組を支援しております。

また、妊娠、出産の希望を実現するため、不妊治療の体制強化や治療費の助成、小児・周産期医療提供体制の充実に取り組んでおります。

加えて、新年度は、居住する地域にかかわらず、より安心して妊娠、出産に臨むことができるよう、遠方の医療機関での妊婦健診や出産に係る交通費等について県独自に上乘せ補助を行い、一層の自己負担軽減を図ることとしております。

さらに、不安なく育児をスタートすることができるよう、医療機関を通して産後早期に子育て支援に関する様々な情報をお届けするとともに、出産をねぎらうため、お祝い膳等の費用を支援してまいります。

今後とも、妊娠から子育てまできめ細かな支援を行うことにより、これまでに以上に安心して子供を産み育てることが出来る環境づくりに取り組んでまいります。

次に、新たな地域医療構想の策定についてであります。

県民の皆さんが地域で安心して暮らしていくためには、持続可能な医療提供体制の構築が重要であります。

県においては、平成二十八年度に策定した地域医療構想に基づき、病床の

機能分化、連携に向けた取組を進めてきた一方で、医療機関の経営環境は、昨今の経済情勢や医療需要の変化などもあり、非常に厳しい状況にあります。

このため、地域医療の崩壊は絶対に防ぐとの強い決意の下、私自身、全国知事会の社会保障常任委員会委員長として、医療提供体制の確保に向けた国への提言を幾度も行うとともに、県独自も含めた物価高騰対策や救急医療機関への支援等に取り組んでまいりました。

国においても、今般、緊急的な財政支援を講じるとともに、診療報酬の大幅な見直し等の方針を示したところであります。

新年度においては、金融機関と連携し、医療の事業経営の観点を踏まえた分析や技術的助言を行うなど、経営基盤の強化を支援していくとともに、人口減少と高齢者の増加が一層進む二〇四〇年を見据え、医療機関の役割分担や在宅医療、介護との連携を含む新たな地域医療構想の策定を進めていくこととしております。

県がリーダーシップを発揮し、関係機関と連携しながら、実効性のある協議体を設置し、課題の解決に向けた議論を深めてまいります。

引き続き、将来にわたり県民の皆さんが安全・安心な医療を享受できるように、医療提供体制の構築を推進してまいります。

次に、スペイン、ドイツとの連携による再生可能エネルギー・水素関連産業の育成・集積についてであります。

これまで両国及び県内企業との間では、業務提携や部品調達が行われているほか、県内に風力発電に関する訓練施設が整備されるなど、連携の成果が着実に表れております。

こうした交流のさらなる活性化のため、先月、スペインのバスク州、ドイツのハンブルク州、ノルトライン・ヴェストファーレン州を訪問し、研究や技術開発での連携強化を目指す覚書の更新を行い、この枠組みに基づいて、

新たに双方の研究機関や大学が再エネ、水素の分野で交流を開始することといたしました。

現地における各州首相との会談では、国際情勢が不安定な中、エネルギー安全保障の観点から、再エネや水素が今後ますます重要になるという認識で一致し、私は改めて、これまで築いた信頼関係の下、欧州の先進的な知見や技術を取り入れ、関連産業の育成等に取り組み思いを強くしたところであります。

このため、新年度は各州から研究者を招聘し、技術や課題を共有するセミナー等と関係機関と連携して実施することで、今後の共同研究や社会実装など、再エネ、水素分野でのイノベーションの創出に向けた交流を促進してまいります。

今後とも、スペインやドイツとの産学官の連携を強化し、お互いの強みを生かしながら再エネ、水素の技術開発等につなげるなど、関連産業の育成・集積に取り組んでまいります。

その他の御質問につきましては、関係部長等から答弁させていただきますので、御了承願います。

(総務部長國分 守君登壇)

●総務部長（國分 守君）お答えいたします。

令和八年度の県税収入につきましては、給与所得の増加や堅調な企業業績を踏まえ、個人県民税や法人事業税において増収を見込んだ一方、令和八年四月から軽油引取税の暫定税率や自動車税環境性能割の廃止等に伴う減収を見込んだ結果、本年度当初予算比一・四％減の総額二千四百十七億九千四百万円を計上したところであります。

なお、暫定税率廃止等の税制改正に伴う減収分については、地方特例交付金により全額補填される見込みであります。今後とも景気動向等を注視し

ながら、県税収入の確保に万全を期してまいります。

(危機管理部長細川 了君登壇)

●危機管理部長（細川 了君）お答えいたします。

地域防災力の向上につきましては、住民の互いに助け合う意識を醸成しながら、自主防災組織を中心とした共助の取組を地域の実情に応じて、着実に推進していくことが重要であります。

このため、地区や学校での防災出前講座や親子による体験型防災学習会等を通じて、将来を担う子供たちも含め、広く防災意識の醸成に努めているところであります。

加えて、自主防災組織による防災研修の開催や資機材などの整備を支援するとともに、防災アプリや地域防災サポーターを活用した地区防災計画の作成支援等も進めながら、地域防災力の向上に取り組んでまいります。

(企画調整部長五月女有良君登壇)

●企画調整部長（五月女有良君）お答えいたします。

FIREIと地域との連携につきましては、福島イノベ推進機構と協力したコーディネート活動を推進するとともに、地域の企業や団体等からの提案を募り、FIREIの研究者を講師とした人材育成塾や科学教室を開催するほか、中学生向けアイデアコンテストを実施するなど、多様な連携事例の創出に取り組んでおります。

新年度は、こうした取組を加速させるため、新たに県全域を対象に地域とFIREIとの連携事業に対する補助制度を設けることとしており、県からFIREIに派遣している広域連携監とも協力しながら、地域との結びつきの強化を図ってまいります。

次に、関係人口の拡大につきましては、本県との継続的な関係性の構築に向け、効果的な情報発信が重要となることから、新年度は県や市町村等が実

施する多様な交流事業を一元的に集約したポータルサイトを新たに開設することとしております。

サイトでは、各事業や地域の魅力やつながりなどを分かりやすく発信することで相乗効果を高めるとともに、イベント情報等をプッシュ型でタイムリーに案内することで継続的な来県を促し、より深い関係性を築いてまいりたいと考えております。

今後とも市町村等と緊密に連携し、様々な工夫を凝らしながら、さらなる関係人口の拡大に取り組んでまいります。

(生活環境部長宍戸陽介君登壇)

●生活環境部長(宍戸陽介君) お答えいたします。

ツキノワグマの被害防止対策につきましては、現在も市街地等への出没が相次いでおり、今後もこうした非常事態が続くことを想定し、総合的かつ中長期的な視点に立った対策を講じることが重要であります。

このため、これまでの地域への専門家派遣、通信機能付カメラやドローンを活用した監視、県民への注意喚起等の対策に加え、新年度は新たに、捕獲等を行う専門人材の育成や確保について協議する場を設けるほか、国と連携した科学的な調査を基に個体数の管理を強化するなど、市町村や関係機関と連携し、熊の被害防止対策に切れ目なく取り組んでまいります。

次に、環境省との連携協力協定につきましては、これまで、ふくしまグリーン復興構想の実現や再生可能エネルギー先駆けの地を目指した取組など、福島復興に向けた未来志向の環境施策を推進し、着実に成果を上げてまいりました。

次期協定においては、これらの取組を充実強化するとともに、地域と一体となり、猪苗代湖など、本県が誇る豊かな自然資源の活用による交流人口の拡大や、循環経済の視点から新たな産業やビジネスモデルの創出を図るなど、

今後とも環境省と連携し、福島ならではの強みを生かした環境施策の推進に取り組んでまいります。

(保健福祉部長菅野俊彦君登壇)

●保健福祉部長(菅野俊彦君) お答えいたします。

介護人材の確保につきましては、介護の仕事の魅力とやりがい若い世代に伝えるため、親子対象の参加型イベントや小中高校生を対象とした職場見学会、介護職員を高校に派遣する出前授業の開催などの取組を行っております。

新年度は新たに、介護のボランティア活動専門のマッチングサイトを活用し、介護の職場を体験する機会を広げるなど、若い世代の介護への関心を高める取組を強化することとしております。

引き続き、市町村や関係機関等と連携し、介護人材の確保に取り組んでまいります。

次に、水道事業の広域連携に係る市町村等の支援につきましては、人口減少が進む中、水道事業の基盤の強化を図る上で極めて重要であることから、広域連携に関する検討会やDX導入研修会の開催などにより市町村等を支援してまいりました。

新年度においては、衛星を活用した漏水調査に関する市町村等の共同発注について、取組の範囲を現在の福島県、宮城県に加え、岩手県、山形県にも拡大するとともに、本県が事業の円滑な実施に向け、事務局の中心的な役割を担うこととしております。

引き続き、水道事業の広域連携推進のため、市町村等の支援に取り組んでまいります。

(商工労働部長小貫 薫君登壇)

●商工労働部長(小貫 薫君) お答えいたします。

被災十二市町村における事業再開等につきましては、これまでも市町村や商工団体等と連携し、施設整備や設備投資等への支援を行ってまいりました。

現在、双葉郡における事業再開率は六割程度となっており、今後も継続的な支援が不可欠であります。

このため、新年度からは、働く場の確保や買物環境の整備等、被災地域のまちづくりの取組に対し、補助上限額を引き上げるとともに事業期間を延長するなど、事業者が活用しやすい制度に拡充し、引き続ききめ細かな支援に取り組んでまいります。

次に、浜通り地域等における新産業の育成につきましては、これまで事業者に対する福島イノベーション・コースト構想の重点分野における実用化開発への補助に加え、関係機関と連携し、知的財産の取得や新たな販路開拓に向けた伴走支援など事業化を促進する取組を行ってまいりました。

これに加え、新年度は、地域交通や防災対策など地域の課題解決に資する取組を重点的に支援するとともに、投資家や企業とのビジネスマッチングの機会を拡充することとしており、浜通り地域等の復興に向け、新産業のさらなる育成に取り組んでまいります。

（農林水産部長沖野浩之君登壇）

●農林水産部長（沖野浩之君） お答えいたします。

農業用ため池の防災工事の推進につきましては、緊急性や重要性に応じて計画的に進める必要があることから、現在、令和三年に策定した防災工事等推進計画に基づき、対策工事等に取り組んでおります。

さらに、これまでに実施してきた、国が示した統一的な基準による劣化状況調査や、地震、豪雨への耐性評価がおおむね完了したため、これらの成果を踏まえ、本年度末までに計画を改定し、より実効性を高めてまいります。

今後とも、市町村や関係機関と連携しながら、地域の安全・安心の確保に

向け、防災工事の推進に一層取り組んでまいります。

次に、地域産業六次化につきましては、六次化創業塾の開催による人材育成や専門家派遣による商品開発等の支援、ふくしま満天堂を通じた販路拡大やPR等に取り組んでいるところであります。

今後は、マーケットインの視点を強化しながら、農林水産資源の一層の活用を図るため、従来の一次、二次、三次産業の連携に加え、新たに消費者が直接農産物等の生産体験や商品開発の企画、商品のPR、販売に参画する取組を促進するなど、多様な主体による商品づくりを通じて、関係人口の創出等による地域の活性化にもつながる福島ならではの地域産業六次化を推進してまいります。

次に、県産農林水産物の販売拡大につきましては、これまでトップセーラーズや量販店等でのフェア、産地視察等を実施し、おいしさや品質のよさなどの魅力を流通事業者や消費者にPRしてまいりました。

さらに新年度からは、生産者団体等と作成した今後五年間の中期的な販売方針に基づき、市場ニーズを的確に把握しながら、県オリジナル品種をはじめとする福島ならではの強みを生かした販売促進を図ってまいります。

加えて、四月から始まるふくしまDCを好機と捉え、トップブランド米である「福、笑い」等の県産農林水産物の魅力を県内外に広く発信するなど、一層の販売拡大に取り組んでまいります。

次に、小麦の生産振興につきましては、加工業者が求める品種の導入などにより、近年、栽培面積が増加してきております。

今後は、昨年奨励品種に採用した「夏黄金」をはじめ種子の安定供給を図り、さらなる生産拡大を推進するとともに、技術指導や研修会をより充実させることで、地域の生産条件に応じた排水対策や病害防除等の基本技術の徹底を促進し、収量、品質の向上を図ってまいります。

また、新たに加工業者と生産者との情報交換の取組や品種特性に合った加工品の開発を支援し、県産小麦の需要拡大を図るなど、加工業者との連携を強化しながら、引き続き小麦の生産振興に取り組んでまいります。

次に、人工林伐採後の再造林の推進につきましては、県内の人工林の約七割が利用期を迎え、木材需要の増加に伴う主伐面積の増大が見込まれていることから、森林所有者に対し、伐採後、速やかに植栽する一貫作業を支援しているところであります。

さらに、再造林に際しては新年度から、成長が早く花粉の量が少ない苗木を植栽する取組への支援を強化するなど、花粉症対策や地球温暖化対策の課題にも対応しながら、森林の若返りを進めることとしております。

今後は、これまでの間伐中心から主伐、再造林中心の森林整備への転換を図ることで、次世代の森林が着実に造成されるよう、計画的な再造林の推進に取り組んでまいります。

（土木部長矢澤敏幸君登壇）

●土木部長（矢澤敏幸君） 答えいたします。

第三期復興・創生期間における避難地域の道路整備につきましては、産業、なりわいの再生や避難者の帰還・定住等、復興の取組を一層進める上で基盤となる道路ネットワークの強化が重要であると認識しております。

このため、避難指示の解除に伴い、通行が可能となった国道三百九十九号において、急カーブや急勾配が連続している区間の解消や、沿岸部の産業拠点と常磐道を結ぶ国道百十四号において、物流等を担う大型車両の円滑な通行を可能とする道路の拡幅など、引き続き避難地域の復興再生を支える道路整備に重点的に取り組んでまいります。

次に、子育て世帯の住まいづくりへの支援につきましては、若い世代が安心して子供を産み育てることができるとする住環境づくりとして、子育て世帯が親

世帯と同居・近居するための住宅取得費用への補助や、民間賃貸住宅に居住する子育て世帯等の家賃への補助を実施してきたところであります。

新年度においては、子育て世帯のニーズを踏まえ、新たに子育て世帯住宅取得支援事業を創設し、県内の工務店が建設した住宅や、県内の不動産業者が仲介、販売した住宅を子育て世帯が取得する場合、その費用の一部を補助することとしており、子育て世帯が安心して快適に暮らすことができる住まいるづくりを積極的に支援してまいります。

次に、災害に強い県土づくりににつきましては、激甚化、頻発化する自然災害に備え、今年度までの国土強靱化五か年加速化対策等を活用しながら、河川改修や強靱で信頼性の高い道路ネットワークの構築等に取り組んでいるところであります。

今後は、第一次国土強靱化実施中期計画を踏まえ、いわき市の新川、宮川の改修や会津地方における消融雪施設の整備など、気候変動に伴う豪雨、豪雪対策のほか、災害時の住民避難や救援物資の輸送に不可欠な緊急輸送道路における橋梁の耐震化を推進するなど、公共土木施設の強靱化を図り、災害に強い県土づくりに取り組んでまいります。

（会計管理者兼出納局長岸 孝志君登壇）

●会計管理者兼出納局長（岸 孝志君） 答えいたします。

公金収納のキャッシュレス化につきましては、デジタル技術の進歩とキャッシュレス化が加速する現代社会において、社会環境の変化に応じ公金収納方法を柔軟に見直し、県民の利便性向上を図っていくことが重要であります。

そのため、現行の収入証紙制度を令和十年度末をもって廃止することとし、この間、今年度末に策定するアクションプランに基づき、キャッシュレス端末の運用を拡大するほか、スマートフォン等からいつでもどこでも手軽に公金を納付できる電子納付システムの導入を検討するなど、納付手段の多

様化を図りながら、計画的かつ円滑に公金収納のキャッシュレス化に取り組んでまいります。

（風評・風化戦略担当理事兼原子力損害対策担当理事半澤浩司君登壇）

●風評・風化戦略担当理事兼原子力損害対策担当理事（半澤浩司君） 教えてください。

市町村と連携した風評・風化対策につきましては、これまで県外に向けて復興の状況や県産品、観光などの魅力を発信してまいりました。

今後は、県や市町村が個別に実施していた事業についても、計画段階から情報共有を行うことで相乗効果による発信力を高めるほか、首都圏などの大消費地における多くの来場者が見込まれる県主催イベント等へ市町村の企画をより積極的に働きかけるなど、連携を一層深めながら、市町村と一体となった風評・風化対策に取り組んでまいります。

（文化スポーツ局長紺野香里君登壇）

●文化スポーツ局長（紺野香里君） 教えてください。

大ゴッホ展を契機とした地域のにぎわい創出につきましては、展覧会に会場される皆様に福島の食やまちの雰囲気も楽しんでいただけるよう、地域の事業者の参画の下、ゴッホにちなんだ飲食メニューの提供や作品の世界観を再現した店舗のライトアップなどのコラボレーション企画を実施しております。

また、商工団体や地元自治体が行う飲食店等における展覧会来場者への割引や特典付与などのサービスと連携し、積極的に情報発信等を行うとともに、四月から始まるDCともタイアップし、アートを通じた地域のにぎわい創出に取り組んでまいります。

（子ども未来局長菅野寿井君登壇）

●子ども未来局長（菅野寿井君） 教えてください。

児童虐待への対応につきましては、これまで各児童相談所において、プライバシーに配慮した相談室の設置や安心して過ごすことができる一時保護所の改修等に取り組んできたところであり、新年度は老朽化が課題となっている中央児童相談所の移転改築に向けた測量委託の開始など整備に着手いたします。

また、児童相談所職員の資質向上については、専門性の高い認定資格である子ども家庭ソーシャルワーカーの取得を促進してまいりましたが、新年度は児童養護施設等の職員にも対象を拡大することとしており、今後とも子供の支援に携わる職員の対応力向上を図り、児童虐待に適切に対応してまいります。

（病院局長菅野 崇君登壇）

●病院局長（菅野 崇君） 教えてください。

中核的病院の看護師の確保につきましては、開院に向けての重要な課題であることから、新年度から将来、中核的病院での勤務を希望する看護学生を対象に、一定期間勤務した場合、返還を免除する修学資金の貸与や、県立医大看護学部の学生を対象にした双葉地域の医療や復興への関心を高める取組の実施など、意欲ある看護師の育成に努めてまいります。

また、現在県外の医療機関等に勤務する看護師が中核的病院での勤務を前提として県内に移住する場合の支援金制度を設けるなど、県立医大や関係機関と連携しながら、看護師の確保に計画的に取り組んでまいります。

（教育長鈴木竜次君登壇）

●教育長（鈴木竜次君） 教えてください。

県立高等学校の在り方につきましては、学校を取り巻く環境の変化に対応していくため、新年度、学校教育審議会を開催し、将来にわたり安定的かつ継続的に教育活動を展開するための適切な学校規模や、多様なニーズに対応

した魅力ある学校、学科の方向性について議論を進めていただくこととしております。

また、県内七地区で教育公聴会を開催し、少子化に伴う県立高等学校の課題など、各地域の教育に対する声を広く伺ってまいります。

これらの取組に加え、国の教育改革の動向やこれまでの県立高等学校改革計画の成果と課題を踏まえ、今後の県立高等学校の在り方について検討を進めてまいりる考えであります。

次に、県立学校へのエアコンの設置につきましては、近年頻発する猛暑への対応や災害時における避難所としての機能強化の観点から、さらなる推進が喫緊の課題であると認識しております。

そのため、新年度から、長袖の着用や発熱器具の使用によって熱中症リスクが高まる専門高校の実習室をはじめ、避難所となる体育館等への設置に着手し、猛暑下における適切な学習環境の確保はもとより、防災施設として求められる機能の充実強化が着実に進むよう、県立学校へのエアコン設置に計画的に取り組んでまいります。

次に、教職員の不祥事根絶につきましては、不祥事が相次いでいる状況に危機感を強くしております。

このため、今般、外部有識者の意見を踏まえ、私的な端末による児童生徒の撮影禁止や施設点検時のポイントなどをまとめた盗撮防止ガイドラインを新たに策定するとともに、年度初めや採用時に全ての教職員に対して教育に携わる者としての使命と責任を深く自覚させながら、不祥事の未然防止の基本的事項を書面で確認させることとしております。

これらの取組を通して、教職員一人一人に危機意識の確実な浸透を図ることにより、不祥事根絶に全力で取り組んでまいります。

（警察本部長森末 治君登壇）

●警察本部長（森末 治君） 答えいたします。

本年の業務運営の方針につきましては、引き続き「福島を支える力強い警察」を基本姿勢とし、本県における復興・創生の歩みを治安面から着実に進めてまいります。

具体的には、積極的な街頭活動等による犯罪の抑止対策や、県民が不安を感じる犯罪の徹底検挙と暴力団や匿名・流動型犯罪グループ等による組織犯罪の取締り、総合的な交通事故防止対策などを強力に推進してまいります。

また、大規模災害をはじめテロやサイバー空間の脅威等への的確な対処のほか、犯罪被害者等に寄り添った活動など透明性のある警察行政の確保に努め、県民のための強く優しく開かれた組織づくりを進めてまいります。

●議長（矢吹貢一君） これをもって、鈴木智君の質問を終わります。

本日は、以上をもって議事を終わります。

明二月二十五日は定刻より会議を開きます。

議事日程は、県の一般事務に関する質問及び知事提出議案第一号から第六十八号までに対する質疑並びに知事提出議案第六十九号から第八十六号までに対する知事説明及び休会の件であります。

これをもって、散会いたします。

午後二時五十三分散会

令和八年二月二十五日（水曜日）

午後一時一分開議

午後二時四十八分散会

議事日程

午後一時開議

一、日程第一 県の一般事務に関する質問

二、日程第二 知事提出議案第一号から第六十八号まで

付議議案に対する質疑

三、日程第三 知事提出議案第六十九号から第八十六号まで

付議議案に対する知事説明

四、日程第四 休会の件

本日の会議に付した事件

一、県の一般事務に関する質問及び知事提出議案第一号から第六十八号

までに対する質疑

二、知事提出議案第六十九号から第八十六号まで

1 知事説明

三、休会の件

出席議員

一	番	金澤拓哉君	二	番	菅田憲孝君
三	番	木村謙一郎君	四	番	矢吹貢一君
五	番	石井信夫君	六	番	佐藤徹哉君
八	番	半沢雄助君	九	番	猪俣明伸君
十	番	山田真太郎君	十一	番	吉田誠君

説明のため出席した者

県

十三番	佐々木恵寿君	十四番	山内長君
十五番	渡辺康平君	十六番	鈴木優樹君
十七番	渡邊哲也君	十八番	江花圭司君
十九番	鳥居作弥君	二十番	真山祐一君
二十一番	安田成一君	二十二番	渡部英明君
二十三番	三村博隆君	二十四番	大橋沙織君
二十五番	水野透君	二十六番	山口信雄君
二十七番	佐藤郁雄君	二十八番	佐藤義憲君
二十九番	佐々木彰君	三十番	高宮光敏君
三十一番	水野さちこ君	三十二番	伊藤達也君
三十三番	荒秀一君	三十四番	橋本徹君
三十五番	大場秀樹君	三十六番	宮本しづえ君
三十八番	山田平四郎君	三十九番	佐藤政隆君
四十番	先崎温容君	四十一番	鈴木智君
四十二番	佐藤雅裕君	四十三番	安部泰男君
四十四番	三瓶正栄君	四十五番	佐久間俊男君
四十六番	高野光二君	四十七番	古市三久君
四十八番	宮川えみ子君	四十九番	長尾トモ子君
五十番	満山喜一君	五十一番	渡辺義信君
五十二番	太田光秋君	五十三番	佐藤憲保君
五十四番	今井久敏君	五十五番	宮下雅志君
五十六番	亀岡義尚君	五十七番	瓜生信一郎君
五十八番	神山悦子君		

企 業 局	総務部																						
	総務部主幹	秘書課長	観光交流局長	商工労働部長	保健福祉局長	文化スポーツ局長	企画調整部長	避難地域復興局長	原子力損害対策担当理事(兼)	風評・風化戦略担当理事	出納局長(兼)	会計管理者	土木部長	農林水産部長	商工労働部長	保健福祉部長	生活環境部長	企画調整部長	危機管理部長	総務部長	副知事	副知事	知事
	佐藤	川俣	藤城	菅野	菅野	紺野	市村	半澤	半澤	岸	岸	矢澤	沖野	小貫	菅野	穴戸	五月女	細川	國分	佐藤	鈴木	内堀	
	藤	俣	良	寿	香	尊	浩	浩	孝	孝	敏	浩	薫	俊	陽	有				宏	正	雅	
	讓君	基君	教君	井君	里君	広君	司君	司君	志君	志君	幸君	之君	薫君	彦君	介君	良君	了君	守君	隆君	晃君	雄君		

議事課事務局職員					監査委員	労働委員会	公安委員会	人事委員会	選挙管理委員会	教育委員会	病院局		企業局	
議事課主任主査	政務調査課長	議事課長	総務課長	事務局次長	事務局長	警察本部長	委員長	委員長	委員長	教育長	病院事業管理者	病院局長	企業局長	
中村	後藤	市川	菅野	佐藤	白石	渡辺	長根	森末	高橋	千葉	皆川	鈴木	菅野	阿部
	康	新		尚	孝		由里子	治	良	悦	由	竜	章	俊彦
大君	治君	吾君	義君	美君	之君	仁君	子君	治君	行君	子君	香君	次君	崇君	博君

議事課主任主査兼
委員長 係長 齋藤幸恵君

午後一時一分開議

●議長（矢吹貢一君）ただいま出席議員が定足数に達しております。

これより本日の会議を開きます。

●県の一般事務に関する質問及び知事提出議案 第一号から第六十八号までに對する質疑

●議長（矢吹貢一君）直ちに日程に入ります。

日程第一及び日程第二を一括し、県の一般事務に関する質問及び知事提出議案第一号から第六十八号まで、以上の各案に対する質疑を併せて行います。

通告により発言を許します。五十五番宮下雅志君。（拍手）

（五十五番宮下雅志君登壇）

●五十五番（宮下雅志君）県民連合の宮下雅志であります。通告に従い、会派を代表して質問いたします。

初めに、県政運営についてであります。

今年は、明治九年に旧福島県、若松県、磐前県の三県が合併し、現在の福島県が誕生してから百五十年となる、本県にとって大きな節目の年に当たります。

福島県の広大な県土と豊かな自然は、県内各地で様々な伝統や文化を生み育んできました。この百五十年は、こうした福島の美しい自然や奥深い歴史、伝統文化と共に歩み、数多くの困難や時代の変化を乗り越えながら紡がれてきたものであります。

県においては、様々な施策を展開し、次の百五十年に向けて取組を進めていかれることと思います。

その際、大切なことは、これまでの道のりを振り返りながら、将来の姿を県民の皆様をはじめ多くの方々と共に共有することです。

震災と原発事故からの復興再生や人口減少問題、さらには激甚化、頻発化する自然災害など、いまだ多くの困難を抱える中で、特にこれから先の福島県の歴史をつくる若い世代が福島の未来と自分自身の将来に希望を持ち、力強く歩みを進めていくためには、知事がリーダーとして山積する課題と向き合い、福島の未来に向けて進んでいくための思いを伝えていくことが重要であると考えます。

そこで、知事は県政百五十年に当たり、今後の県政をどのような思いで運営していくのかお答えください。

次に、令和八年度当初予算の編成についてであります。

県は、新年度当初予算について、震災と原発事故からの復興はもとより、あらゆる主体と連携・共創し、誰もが活躍できる福島ならではの県づくりに向け、復興再生と地方創生を進めるとともに、地球温暖化対策、デジタル変革などを推進していくため、一兆二千六百六億円の予算を編成いたしました。本県は、いまだ途上にある復興に加え、急激な人口減少や長引く物価高による県民生活や中小企業経営への影響など、様々な課題や困難と向き合っており、引き続きその課題解決に向けた切れ目のない取組を進めていく必要があると考えます。

特に人口減少については、本県の人口は本年一月時点で約百七十一万人となり、若年女性の流出による社会減と出生数減の自然減が加速しております。

県は、人口減少にオール福島で挑戦していくため、ふくしま共創チームを始動させたところであり、その取組の成果が大いに期待されるところであります。

ます。

また、新年度から第三期復興・創生期間が始まります。

総合計画に掲げた目標の達成に向けて、指標の達成状況を踏まえながら、これまで実施してきた取組をさらに磨き上げ、より効率的、効果的な事業を構築していくことが重要となります。

そこで、知事は何に重点を置いて令和八年度当初予算を編成したのかお答えください。

次に、財務会計事務の効率化についてであります。

例年、決算審査特別委員会において本庁及び出先機関の決算状況を調査いたしますが、その際に会計事務については書類を前提とする事務手続を行っていることから、支出手続や決算集計作業、監査資料の作成にかなりの手間と時間を要していると伺っております。

例えば支出手続は、出納機関へ書類を搬入し、審査を受けないと支出できない仕組みとなっており、この労力とコストは全庁的に見ると膨大になるものと考えております。

また、事業者にとっては、見積書や請求書などの書類の提出を紙で求められるなど、人手不足やコストパフォーマンス重視の現代社会において、効率化や行政サービスの面からも、旧態依然とした事務手続を見直すべき時期に来ているものと考えます。

県では、行政手続のオンライン化や公金収納のキャッシュレス化など、デジタル技術を活用した県民サービスの向上に取り組んでおりますが、目覚ましい進化を遂げるデジタル技術、例えばAIなどを会計事務にも活用するなど、市町村のDX推進の手本となるよう、県が率先してデジタル改革に取り組み、思い切った効率化と質の高い行政サービスの提供を実現すべきと考えます。

そこで、県は財務会計事務の効率化に向け、どのように取り組んでいくのかお答えください。

次に、原子力災害からの復興について質問いたします。

初めに、避難地域の復興についてであります。

令和五年六月の福島復興再生特別措置法の改正により、特定帰還居住区域制度が創設されてから二年半が経過いたしました。

この間、帰還困難区域を抱える七市町村のうち六市町村において特定帰還居住区域が設定され、宅地や道路等の除染、インフラ整備が進められるなど、避難指示解除に向けた取組が着実に積み重ねられてきました。

こうした取組により、避難地域の復興再生は前進している一方で、医療、介護、福祉、住まい、子育て、教育、買物といった生活環境の整備に加え、産業、なりわいの再生など、解決すべき課題は依然として多く残されております。

そのため、住民の帰還が思うように進んでいない自治体が少なくないのが現状であり、さらに復興を加速させていくためには、住民の帰還を着実に進めるとともに、移住を促進し、地域の担い手となり得る居住人口を確保していくことが重要であります。

そのような中、令和七年六月には東日本大震災からの復興の基本方針が見直され、復興に向けた様々な課題について、引き続き総力を挙げて取り組むこととされました。

令和八年度は第三期復興・創生期間の初年度となり、復興の取組は新たな段階を迎えようとしており、今後は中長期的な取組の拡充が求められるものと考えます。

そこで、第三期復興・創生期間において避難地域の復興再生にどのように取り組んでいくのか、知事の考えをお答えください。

次に、福島イノベーション・コースト構想についてであります。

この構想は、二〇一四年の構想研究会からスタートしました。

当時、原発事故で壊滅的な被害を受けた浜通り復興の起爆剤になるものとして、県議会でも真剣に議論してまいりました。

その後、二〇一七年には福島復興再生特別措置法に位置づけられ、正式に国家プロジェクトとなり、二〇二〇年には福島ロボットテストフィールドの建設、二〇二三年には国際研究教育機構、いわゆるFIREIが設置され、併せて企業誘致や人材育成、交流人口の拡大など、様々な取組を進めてまいりました。

私は、復興再生特措法と、そこに位置づけられたこの構想があつたからこそ、ここまで復興が進んできたものと考えております。

しかし、原子力災害からの復興は、避難を余儀なくされた地域を中心に、住まいも産業も雇用もまだまだ途上です。

そのような厳しい状況の中で、効果の全県への波及も実感できるレベルではないと感じております。

このような状況の中、昨年六月にはイノベ構想を基軸とした産業発展の青写真が改定され、新たに三つの視点、地域の稼ぎ、日々の暮らし、担い手の拡大が追加されたところであり、今後の構想の展開については大いに期待するところであります。

そこで、県は第三期復興・創生期間において福島イノベーション・コースト構想をどのように推進していくのかお答えください。

次に、人口減少対策について質問いたします。

初めに、データを活用した人口減少対策についてであります。

本県の人口は、一九九八年の二百十四万人をピークに減少を続けており、この四半世紀で四十万人以上減少しております。

出生数は、一昨年初めて八千人台となり、昨年の転出超過は全国ワースト二位となるなど、自然減、社会減ともに深刻さを増しております。

こうした中、県では今年度から官民のあらゆる主体と連携するふくしま共創チームや地域の実情に応じた地方振興局による新たな人口減少対策への取組を行っております。

これについては評価し、その成果に期待しておりますが、人口減少の現状は依然として厳しい状況にあるものと受け止めざるを得ません。

この状況を少しでも改善していくためには、人口減少の実態をよりきめ細かく正確に把握することが重要であり、関連するデータを有効に活用しながら人口減少対策に取り組むべきと考えます。

県では、これまで首都圏在住の本県出身若年層に対するアンケートや県内企業向けアンケートを実施し、若者や企業の実態を把握するとともに、今年度新たに、ふくしま創生・人口戦略本部を立ち上げ、根拠に基づく人口減少対策を推進するため、出生や婚姻、転入転出の状況など、地域や世代、男女等の別ごとに分析を進めております。

こうしたデータを含め、県や市町村が保有している各種データを活用し、分析することで、より効果的な人口減少対策につながるものと考えております。

そこで、県はデータを活用した人口減少対策にどのように取り組んでいくのかお答えください。

次に、若者の出会いの機会の創出についてであります。

令和六年の本県の人口動態統計によると、県内で生まれた子供の数は八千二百十六人と過去最少を更新するとともに、全国を上回って推移してきた合計特殊出生率も過去最低の一・一五と全国と同水準に低下するなど、本県の少子化は大変厳しい状況にあります。

少子化の進行は、個人の価値観やライフスタイルの多様化、結婚や子育てに関する負担感の増大など、様々な要因が複雑に絡み合った結果だと思いますが、直接的な要因の一つは婚姻件数の減少にあると考えます。

本県の婚姻件数は毎年数百件のペースで減少を続けており、令和六年は五千四百九十五件と過去最少を更新し、前年比で百四件の減少となっておりま

す。

県は、これまでマッチングシステムや結婚世話やき人などを通した多様な出会いの機会の創出に取り組んでおりますが、さらなる取組の充実が強く求められております。

国や民間団体が行った若者への意識調査によると、近年の若者は自分への自信のなさから積極的になれない、失敗はしたくないという思いが強く、また、出会いに対しても効率を求めたり、婚活色があまりない緩やかな出会いを求めたりする傾向があるようです。

「当たって砕けろ」、「数打ちや当たる」という時代を生きてきた私には理解できない面もありますが、本県の婚姻数減少の厳しい状況を踏まえると、こうした若い世代の意識の変化に対応した新たな取組を行う必要があるものと考えます。

そこで、県は若い世代のニーズを踏まえた出会いの機会の創出にどのような取り組みでいくのかお答えください。

次に、保育環境の充実についてであります。

子供を産み育てやすい環境づくりを進める上で、特に重要な視点の一つに乳幼児期における子育て環境の充実があります。

乳幼児期の子供は、様々な人や物との出会いを繰り返しながら成長していきます。

人生の最初の一步を健やかに踏み出せるようにするためには、子供が伸び

伸びと育つ環境を社会全体で用意することが重要だと考えます。

とりわけ保育施設は、子供が一日の多くを過ごす場所であり、安全・安心はもとより、将来の土台となる生きる力を育むことができるよう、良質の環境を整える必要があると考えます。

また、保護者の就労等により保育を必要とする子供や三歳以上の子供は、保育所や認定こども園等を利用することができますが、こども家庭庁の推計によりますと、全国のゼロから二歳児のうち約六割は未就園であると言われております。

育児の孤立化を防ぐとともに、これら未就園児に対して、家庭の中だけでは得られない遊びや学びなどの体験や、家族以外の人との触れ合いを通して成長できる環境を提供していくことは、これからの子供の育ちを考える上で大変重要な視点ではないかと考えます。

そこで、県は保育環境の充実にどのように取り組んでいくのかお答えください。

次に、県営住宅への子育て世帯の入居促進についてであります。

少子化と人口減少が進む中、消費者物価指数は年々上昇しており、住宅費や食料品価格の高騰が著しく、子育て世帯の経済的負担が増大しております。

国の意識調査によれば、理想の子供数を持ってない理由の一つとして、若い世代を中心に家が狭いからという理由が挙げられており、また、子育て支援の現場からも子育て世代の居住環境の改善を求める切実な声が寄せられております。

本県において、子育て世帯の居住環境を改善し、定住につなげられるかは、少子化対策にとって重要な課題となっております。

このような中、国においては、子ども・子育て政策の強化に向けて、令和五年十二月にこども未来戦略を策定しました。

国土交通省では、この戦略を踏まえ、公営住宅を活用した住まいの子育て支援実施要領を定め、公営住宅への子育て世帯の入居を促進しております。

県営住宅は、経済的な理由で住まいの確保に不安を抱える世帯のセーフティネットであると同時に、若い世代が安心して子供を産み育てられる住まいとして積極的に活用していくことが望まれます。

加えて、若い世代が入居し、自治会活動に参加することにより、団地が活性化し、住民の見守り機能が向上するなど、多様な世代によるコミュニティ形成の観点からも極めて重要であります。

そこで、県は県営住宅への子育て世帯の入居促進にどのように取り組んでいくのかお答えください。

次に、安全・安心な生活環境の確保について質問いたします。

初めに、カーボンニュートラルの実現についてであります。

今年の会津地方で発生した豪雪被害に引き続き、本年も日本海側を中心に記録的な大雪に見舞われております。

また、県内各地では毎年のように災害級の猛暑が発生し、熱中症リスクの増大や農作物への被害など、地球温暖化がもたらす県民生活への影響は顕在化し、その深刻さは年々増しております。

こうした地球規模の課題を解決するため、県では令和三年二月に福島二〇五〇年カーボンニュートラルを宣言して以降、令和六年十月には新たな条例を制定し、全県的な推進体制である、ふくしまカーボンニュートラル実現会議を中心に、県全体で気候変動対策に取り組んでいるところであります。

しかし、世界的には、最大級のCO₂排出国であるアメリカが産業優先の規制緩和にかじを切り、パリ協定離脱を表明するなど、地球規模での削減目標達成に懸念が強まっております。

このような中でも、本県は自らの役割をしっかりと果たしていくという気

概を示す必要があると考えます。

本県では、これまでの取組により、県の温室効果ガス実排出量は年々減少しており、最新の二〇二二年度においては県の削減目標を達成しておりますが、当面の目標である二〇三〇年度におけるマイナス五〇％の達成に向けては、さらなる削減努力が必要であります。

そのためには、県民や事業者など様々な主体が力を合わせながら、脱炭素社会の実現に向け、気候変動対策を一層進めていくことが重要であると考えます。

そこで、県はカーボンニュートラルの実現に向け、どのように取り組んでいくのかお答えください。

次に、防災についてであります。

今年の九州北部などでの線状降水帯による大雨や今年の北日本から西日本の日本海側での記録的な大雪など、全国的に自然災害の頻発化、激甚化の傾向が続いております。

本県においても、これまで東日本大震災をはじめ、台風や地震、豪雨や豪雪などにより大きな被害が発生しております。

今年度もカムチャツカ半島沖地震に伴う津波警報や、青森県東方沖地震の運用後初めてとなる北海道・三陸沖後発地震注意情報が発表されたほか、度重なる大雨や大雪に関する警報の発表などにより、県民は大きな不安を感じていることと思います。

さらには、全国での大規模な林野火災や大分市、佐賀県における大規模火災などの災害報道に触れ、その不安はさらに高まっていることは想像に難くありません。

県においては、災害に強い安全で安心な県づくりを総合計画の政策の一つとして掲げ、ハード、ソフトの両面から防災力の強化に取り組んでいること

ろであります。

頻発化、激甚化する自然災害から県民の生命を守るためには、自治体や防災機関による公助の取組を強化し、迅速かつ的確に災害対応を行うことはもちろんですが、加えて県民一人一人の防災意識を高め、県民自らが災害に備えていくことが重要であると考えます。

そこで、県は県民の防災意識の向上にどのように取り組んでいくのかお答えください。

次に、道路の維持管理についてであります。

道路は、県民の日常生活や産業、経済、そして観光などを支える最も基本的で重要な社会基盤の一つであります。

これらの管理においては、全国的に橋梁やトンネルなどの道路施設の老朽化が課題となっており、これに対し、県では長寿命化対策を重点的に進めているところであります。

また、老朽化に加え、近年の気温の上昇に伴い、雑草の成長や舗装の変形などが顕著になっており、安全な通行を確保するためには、日常的な維持管理は非常に重要であると考えます。

一方、維持管理に当たっては、限られた予算の中で優先順位などを踏まえながら対応していると思いますが、近年は建設業の担い手の減少などの課題もあり、地域からの要望に十分に答えられない状況も生じつつあると聞いております。

こうした状況に対応するためには、様々な技術開発が維持管理の分野においても進んでいることから、これらの技術を活用し、工夫を凝らし、取り組んでいくことが必要であると考えます。

そこで、県管理道路の安全な通行確保に向けた維持管理にどのように取り組んでいくのかお答えください。

次に、公共交通を担う人材の確保についてであります。

急激な人口減少や少子高齢化の進行を背景に、バスをはじめ、鉄道やタクシーといった公共交通の利用者は減少を続けています。

また、交通事業者においては、運転手の高齢化や若年層の新規就職者の減少、働き方改革に伴う時間外労働規制等により人材不足が深刻化し、路線やサービスの維持が難しくなっているなど、地域公共交通を取り巻く環境は大変厳しい状況にあります。

一方で、高齢者や学生といった移動手段を持たない地域の住民や観光客等来訪者の移動手段として、その重要性は高まっております。

県は、地域公共交通の維持確保に向け、市町村等と連携し、利便性向上に向けた取組を行っておりますが、運行を担う人材が確保できなければ、利便性を向上しても、現在の路線やサービスを維持することもできず、利用者はさらに減少するという悪循環に陥ってしまいます。

今後も安定的な公共交通サービスを提供していくためには、利用者の利便性向上に加え、公共交通を担う人材の確保を進めていく必要があると考えます。

そこで、県は公共交通を担う人材の確保にどのように取り組んでいくのかお答えください。

次に、高齢歩行者に対する交通事故防止対策についてであります。

昨年の県内における交通事故状況は、発生件数、死傷者数ともに前年を上回るなど、大変厳しい結果でした。

中でも交通事故死事故については、五十三名の貴い命が失われ、そのうち高齢の歩行者十六人が被害に遭われ、交通事故死者数全体の三割を占めておりました。

今年に入り、県内で最初に発生した死亡事故についても、九十歳代の高齢

女性が道路横断中に乗用車にはねられる事故であり、まさに歩行中の高齢者が被害に遭われた痛ましい事故でありました。

今後、さらに高齢化社会が進展する状況にあることから、歩行中の高齢者が交通事故に巻き込まれるケースの増加が大いに懸念されるところであります。

悲惨な交通事故による犠牲者を一人でも減らしていくためには、県警察が関係機関、団体と協力しながら、これまで以上に効果的な交通死亡事故防止に向けた各種対策を推進していくことが求められております。

県警察では、本年も総合的な交通事故対策の推進を重点目標の一つに掲げておりますが、死亡事故被害者の多くを占める歩行中の高齢者に対し、有効な対策を講じていくことが目標達成のためには極めて重要であると考えられております。

そこで、県警察における高齢歩行者に対する交通死亡事故防止対策についてお答えください。

次に、医療政策について質問いたします。

初めに、医師確保対策についてであります。

県民が地域で安心して暮らしていく上では、地域の医療提供体制の構築が重要であり、中でも医療を支えるための医師の確保は喫緊の課題であります。

国においては、昨年十二月五日、地域医療構想の見直しや医師偏在是正に向けた総合的な対策の実施、これらの基盤となる医療DXの推進のために必要な措置を講じる改正医療法が成立しました。

これは、高齢化に伴う医療ニーズの変化や人口減少を見据え、地域で良質かつ適切な医療を効率的に提供する体制を構築するための重要な一歩であり、今後、医師偏在是正等の動きが本格的に始動することに期待しているところであります。

県においても、厳しい医師不足の現状を踏まえ、一昨年三月に第八次前期福島県医師確保計画を策定するとともに、今年度から知事のリーダーシップの下、これまでの取組に加え、本県独自の医師確保対策強化パッケージを新たに展開するなど積極的に医師確保対策に取り組んできており、県全体の医師数の着実な増加につながっております。

一方、医師数が増加に転じている中であって、診療科の偏在と地域間での医師の偏在が引き続き課題となっていることから、県におけるさらなる対策の強化を期待するところであります。

そこで、医師確保対策のさらなる強化にどのように取り組んでいくのか、知事の考えをお答えください。

次に、循環器病の医療提供体制の構築についてであります。

脳卒中や心筋梗塞などの循環器病は、我が国の主要な死亡原因となっております。

厚生労働省の令和六年人口動態統計によると、本県の総死亡に占める脳血管疾患と心疾患の死亡割合は二六・九％であり、がんに並ぶ高い死亡原因となっておりますが、県民の循環器病に対する認識はがんのように浸透していないのが現状です。

また、本県の都道府県別の脳卒中、心血管疾患の人口十万人当たりの死因別死亡率においては、脳血管疾患、くも膜下出血などは全国平均を上回っており、その改善が喫緊の課題となっております。

県が令和六年三月に策定した第八次福島県医療計画によれば、脳卒中と心血管疾患の医療提供体制について、脳血管疾患、心血管疾患発症後の救急搬送から急性期の医療提供体制、さらにはリハビリテーションまでを総合的に支援する取組を行うとしております。

循環器病は、幅広い年代が罹患する疾患であり、命に関わる重大な事態に

陥る場合や後遺症を残すこともあるため、予防対策を強化することに加え、医療の面でも、急性期、回復期、慢性期、みとりに至るまでの継続した体制の構築が重要であると考えます。

そこで、県は循環器病の医療提供体制の構築にどのように取り組んでいくのかお答えください。

次に、健康経営の推進についてであります。

働く世代は、一日の多くの時間を企業などで働きながら過ごしており、職場環境や働き方が健康状態に与える影響が大きいことに加え、四十歳以降は生活習慣病の発症リスクが高まることから、働く世代の健康づくりは県民の生活習慣の改善及び生活習慣病を予防する上でも重要であります。

また、企業の側においても、健康に配慮した働きやすい職場としていくことは、従業員の業務効率の向上やモチベーションアップにつながるとともに、従業員を大切にする企業として社会的な評価を高めていくものであり、人口減少や若者、女性の県外流出が進み、従業員の確保が困難となる中、その取組の重要性はさらに増しております。

県では、これまで健康経営に取り組む県内企業の増加を目指し、健康経営優良事業所認定制度や表彰制度を設けるとともに、認定に向けた支援や継続的な取組の支援などを進めております。

その取組の輪は着実に広がり、今年度は健康経営優良事業所数が五百八十社と過去最高となっております。

健康経営については、企業経営者が従業員を先導して取り組むことが重要であることに加え、その推進を図るためにはさらなる取組の強化が求められております。

そこで、県は健康経営の推進にどのように取り組んでいくのかお答えください。

次に、県内経済の振興について質問いたします。
初めに、県内企業への支援についてであります。

日本銀行福島支店によれば、県内の景気は、個人消費が増加を続けており、設備投資についても、県内企業が前年度を上回る計画を立てているなど、持ち直しの動きを見せつつあります。

一方で、民間の信用調査会社によれば、令和七年における県内企業の負債額一千万円以上の倒産件数は百五件となり、二年連続で百件を超え、東日本大震災以降で二番目の多さとなっております。

同時期に休廃業、解散した県内企業は八百二十四件となり、二年連続で過去最多を更新するなど、足元では厳しい経営環境が続いております。

その背景として、ゼロゼロ融資返済の本格化や、長引く原材料費、資材費の高騰、人手不足、後継者不足、人件費の上昇など複合的な要因により、企業収益が圧迫されたことによるものと考えられます。

今後も人手不足や人件費の高騰などにより、企業体力や価格転嫁力に乏しい中小企業を中心に倒産や休廃業が加速する懸念があり、県内経済を取り巻く環境は予断を許さない状況にあるものと認識しております。

県内企業は、生産活動やサービスを通じて地域経済を下支えし、地域の雇用やコミュニティなどを守る大きな存在であり、こうした厳しい状況の中、県内経済が持続的に発展し、地域経済の好循環を実現するためには、県内企業が収益を改善し、それを継続する体制をしっかりと整えることができるよう、さらなる支援を行うことが必要と考えます。

そこで、知事は厳しい経営環境に置かれている県内企業への支援にどのように取り組んでいくのかお答えください。

次に、ものづくり企業の取引拡大についてであります。

本県では、多くのものづくり企業が立地し、地域の経済や雇用を支える不

可欠な存在となっております。

そうした中、先月、福島県産業振興センターが調査した県内中小企業の景気動向調査が公表されました。

これによれば、経営状況がよくなっていると回答した割合から悪化しているとの回答した割合を差し引いた数値はマイナス一九・七ポイントとなり、昨年十月の調査からは若干改善したものの、依然として本県中小企業を取り巻く環境は厳しいものとなっております。

このような状況で、中小企業がこれからも安定して経営を続けていくためには、稼ぐ力を強化することが最も重要であり、そのためにはしっかりとした販路を確立することが必要であると考えております。

中小企業庁の二〇二五年版中小企業白書・小規模企業白書においても、事業者が独力で対応が難しいと考える経営課題に関するアンケートに対し、小規模事業者や中規模企業者の約二割が、販路開拓、マーケティングと回答しております。

また、アンケートでは、商工会や商工会議所等の支援機関が相談を受ける頻度が最も高い経営課題についても、販路の強化、開拓が約三割を占めており、中小企業の取引拡大に向けて、県はしっかりと支援していくことが必要であると考えます。

そこで、県はものづくり企業の取引拡大にどのように取り組んでいくのかお答えください。

次に、新産業を支える人材の育成についてであります。

東日本大震災及び原子力災害からの産業復興に向け、福島イノベーション・コースト構想が策定され、様々な施策が進められております。

これにより、再エネ、ロボットなどの新産業において国内の多くの企業が進出し、県内の事業所との連携により、これまでにない新たなつながりが

生まれるなど、新産業の育成・集積が着実に進んできております。

さらに、福島国際研究教育機構、通称FIREIの研究棟の整備が進んでおり、これらの新産業の飛躍的発展が期待されております。

今後、こうした新産業を地域に根づかせ、復興をより確実なものにするためには、ハード面の整備にとどまらず、それらを支える産業人材の育成が極めて重要となります。

福島イノベーション・コースト構想を基軸とした産業発展の青写真が昨年六月に改定され、構想を支える人材育成が取組の柱の一つとされ、産業界のニーズや時代の変化に応じた人材育成の強化が施策として位置づけられました。

本県の新産業がますます進展するためには、それを担う人材をより広い視点で、かつ長期的に育成していくための取組が必要となるものと考えます。

そこで、県は新産業を支える人材の育成にどのように取り組んでいくのかお答えください。

次に、医療関連産業のさらなる振興についてであります。

本県は、内視鏡で世界的なシェアを有する大手医療機器メーカーが立地するほか、高い技術力を有する中小企業が数多く集積し、医療機器生産金額が全国第四位、医療用機械器具の部品等出荷金額に至っては十四年連続第一位となるなど、全国有数の医療機器生産県であります。

また、本県には、安全性評価試験、マッチング、コンサルティング、トレーニングと人材育成の四つの機能を有するふくしま医療機器開発支援センターが設置されており、医療関連産業を支える中核的拠点として重要な役割を担っております。

一方、福島イノベーション・コースト構想においては、医療関連分野が重点分野に位置づけられており、四月からスタートする第三期復興・創生期間

においては、青写真を踏まえた地域の稼ぐ力を創出する取組が求められます。

我が国においては、高齢化等の進行に伴い、QOLを高める機器等の開発や医療従事者の負担を軽減する機器等の開発が急務となっており、このような状況の中でふくしま医療機器開発支援センターの機能をフルに活用し、ニーズに基づいた付加価値の高い医療機器の開発を支援するなど、本県の医療関連産業をさらに発展させる取組が重要であると考えます。

そこで、県は医療関連産業のさらなる振興にどのように取り組んでいくのかお答えください。

次に、観光振興について質問いたします。

初めに、ふくしまデスティネーションキャンペーン、DC本番についてであります。

東日本大震災と原発事故、新型コロナウイルス感染症の影響により、本県の観光は非常に厳しい状況に直面いたしました。

現在は、各事業者の地道な努力により徐々に回復しつつありますが、それでもまだ県内宿泊者数はコロナ禍前の水準に戻り切れていないのが現状です。

こうした状況の下、四月から開催されるDCには、県内の観光事業者や旅館、ホテル等の宿泊事業者をはじめとした多くの事業者が大きな期待を寄せております。

また、全国から多くの方々をお迎えするDCは、福島のような魅力とともに、福島の復興の現状を正しく知っていただく絶好のチャンスでもあります。これまで県では、知事が先頭に立ち、JRをはじめ市町村や県内事業者との連携の下に、特別企画の造成や地域の受入れ体制の強化、観光プロモーションの充実などの準備を進め、昨年のプレDCでは千五百万人を超える方々に、本県の観光を楽しんでいただきました。

DC本番では、この勢いのまま観光需要を喚起し、プレDCを超える多くの方々に御来県いただくことで、さらなる経済効果と風評・風化対策につなげるよう、全力を挙げて取組を進めていただきたいと考えております。

そこで、ふくしまDCに向けた知事の思いをお答えください。

次に、福島空港台湾便の利用促進についてであります。

日本政府観光局の発表によると、令和七年の訪日外国人数は過去最多の約四千二百七十万人を記録し、台湾からの訪日者数も過去最多の六百七十六万人となりました。

こうした中、先月には福島空港台湾便就航二周年を祝う記念式典が盛大に開催されました。

タイガーエア台湾の新しい董事長をはじめ、旅行会社や観光事業者、自治体の皆様など、福島と台湾の双方で福島空港の利用促進や交流の推進に御尽力いただいている多くの皆さんが出席されたと伺っております。

福島空港台湾チャーター便は、コロナ禍の約三年間就航しておりませんでした。令和六年一月に再開し、福島と台湾を直接結ぶ重要な移動手段として定着しております。

さらには、来月から始まるサマーダイヤの継続運航も決定していることから、観光はもとより、自治体、商工団体、学校など、多方面での相互交流が今後ますます活発化することが期待されております。

こうしたよい流れを今後も途切れさせることなく継続していくためには、今以上に多くの皆さんに福島空港台湾便を利用していただくことが重要であると考えます。

そこで、県は福島空港台湾便の利用促進にどのように取り組んでいくのかお答えください。

次に、農林水産業の振興について質問いたします。

初めに、もうかる農業の実現についてであります。

農業は、食料安全保障をはじめ、国土の保全や良好な景観を形成することで多面的な機能を有するなど、本県の地域経済と地域社会を支える重要な基幹産業であります。近年、地球規模での気候変動による食料生産の不安定化や国際情勢の変化による輸入リスクの高まりなど、農業を取り巻く環境は大きく変化しております。

また、国内では、農業従事者の減少や高齢化の急速な進展による担い手不足、生産資材や燃料、肥料等の価格高騰による経営コストの増大など、構造的な課題が農家の意欲低下やさらなる担い手不足を招き、将来的に地域農業の持続性そのものを脅かしかねない状況となっております。

一方で、昨年公表された本県における令和六年の農業産出額は二千八百七十四億円と、前年と比べて三二・九％増加し、震災前である平成二十二年の二千三百三十億円を初めて超えるなど、明るい兆しも見えてきております。

このような中、本県の農業が将来にわたり魅力ある産業として持続的に発展していくためには、様々な課題を解決し、もうかる農業へと転換していくことが不可欠であります。

そこで、県はもうかる農業の実現に向け、どのように取り組んでいくのかお答えください。

次に、新しいオリジナル水稲品種の育成についてであります。

近年、夏の猛暑が続く中、米粒が白く濁る白未熟粒の発生が増加しており、本県において米の品質を評価する重要な指標である一等米比率は、令和五年度七六％、令和六年度八八％と全国平均よりは高いものの、年次による差が大きく、安定していない状況であります。

また、収穫量についても、地域によって差が出ており、生産者からは、猛暑により品質や生産量に大きな影響が出ることを懸念する声が広がっており

ます。

県では、高温対策として水管理や病害虫防除などの技術対策の徹底を図ってきておりますが、長期的な対策としては、高温下でも高い品質や収穫量を安定して確保できる品種を導入していくことが重要であると考えます。

全国的にも高温に強い水稲品種の開発が行われている中、本県でも同様に開発が進められてきており、先般、知事から高温に強い新しい品種を奨励品種に採用することについて発表されたところであります。

今後は、この新しい品種を速やかに県内の生産現場へ普及していくことが不可欠と考えております。

そこで、県は新しいオリジナル水稲品種の育成にどのように取り組んでいくのかお答えください。

次に、園芸振興についてであります。

県は、JAグループをはじめとする関係団体等とともに園芸産地の再生復興に取り組んでおります。

JAグループ福島では、令和六年度にキュウリや桃、カスミソウなどで過去最高の販売実績を記録するなど、農業者の皆様のためまね努力により素晴らしい実績を上げておられます。

また、県内の量販店や農産物直売所でも、県育成のオリジナル品種である桃の「はつひめ」やリンドウの「天の川」などを見かける機会が増えてきております。

特にイチゴの「ゆうやけベリー」については、テレビや雑誌で取り上げられた観光イチゴ園でも高く評価されるなど、様々な品目で福島ならではの取組が進んでいると実感しております。

本県の園芸産地は、夏秋期に出荷される野菜や果物、花などを中心に全国の市場から高い評価を得ている一方で、農業者の減少や高齢化、夏季の異常

高温、資材や燃料の価格高騰への対応など、栽培環境や社会情勢の変化に伴う課題が山積しているのが現状です。

今後も農業者が意欲を持って生産に取り組み、個々の経営発展はもとより、様々な課題に対応しながら、産地が維持され、発展することが重要であります。

そこで、県は園芸産地の振興にどのように取り組んでいくのかお答えください。

次に、ふくしま森林づくり県民税についてであります。

森林は、清らかな水を育み、豊かな実りをもたらすだけでなく、山地災害や地球温暖化の防止、生物多様性の維持にも重要な役割を果たしており、森林を守り育て、適切に管理していくことは、安心・安全な県民生活の確保や県土保全の面から大変重要であります。

福島県森林環境税は、平成十八年度に創設以来、これまで水源地域の森林整備や地域住民による里山林整備への支援、小中学校における森林環境学習の実施、ふくしま植樹祭の開催等に活用されてきましたが、これらの取組を通じて、多くの県民の森林・林業に関する理解を深めるために果たしてきた役割は非常に大きいものがあります。

昨年の九月議会において福島県森林環境税条例が改正され、課税期間を令和十二年度まで延長するとともに、名称をふくしま森林づくり県民税へ変更することとなりましたが、今後とも本県の森林環境の充実に向うために有効に活用されることを期待するものであります。

そこで、県はふくしま森林づくり県民税を活用してどのような施策を展開していくのかお答えください。

次に、水産業の復興についてであります。

本県の漁業者の皆様は、震災前の海を取り戻し、漁業が継続できるよう、

これまで懸命に努力を続けてこられました。

令和三年三月の試験操業の終了以降、意欲的に生産拡大を行い、令和七年の沿岸漁業の水揚げ量は速報値で七千二百五トンと、震災以降最多となりました。

また、内水面においても、原発事故の影響により、多くの河川、湖沼で出荷が制限されておりましたが、漁協の皆様とのモニタリングへの協力により、多くの河川、湖沼で出荷制限が解除され、地域によっては遊漁者数が震災前の水準に回復しております。

しかしながら、令和七年の沿岸漁業の水揚げ量は震災前と比べると二八％と、生産回復が大きく遅れており、また内水面の一部では出荷制限が解除できないことなどにより、遊漁が再開できない河川や魚種もあるなど、原発事故の影響は長期に及んでおります。

さらに、これまで浜通りを中心に組み込まれてきたサケの稚魚放流についても、近年の海洋環境の変化により、全国的にサケ回帰尾数が激減していることから、種卵の確保が困難となっております。

このように、水産業を取り巻く状況は厳しく、復興はまだ途上にあります。

そこで、県は水産業の復興にどのように取り組んでいくのかお答えください。

次に、家畜防疫を担う県職員獣医師の確保についてであります。

近年、高病原性鳥インフルエンザや豚熱などの家畜伝染病が国内で頻発しており、令和四年度には県内の養鶏場で初めてとなる高病原性鳥インフルエンザが発生し、多くの鶏が殺処分の対象となり、県対策本部の指揮の下で速やかに防疫対策が取られたことは記憶に新しいところであります。

こうした事態に迅速かつ適切に対応し、家畜の伝染病の発生や侵入を防ぐ

家畜防疫対策においては、家畜保健衛生所の獣医師が中心的な役割を果たしております。

また、獣医師はほかにも畜産の振興や震災からの復興、農家指導や動物用医薬品の適正使用などについても重要な役割を担っております。

しかしながら、これらの獣医師は全国的に不足している状況にあり、本県においても、獣医師を確保するために処遇の改善など様々な努力を重ねておりますが、慢性的な不足状態の解消には至っておりません。

もし、家畜保健衛生所の獣医師不足が続けば、家畜伝染病発生時の防疫対応の遅れによる伝染病の蔓延を招くおそれがあり、畜産業のみならず県民生活にも大きな影響を及ぼすことが懸念されます。

県内の畜産農家が安心して経営していくためにも、獣医師を安定的に確保していく必要があると考えます。

そこで、県は家畜防疫を担う県職員獣医師の確保にどのように取り組んでいくのかお答えください。

次に、教育行政について質問いたします。

初めに、児童生徒の地域への愛着についてであります。

原子力災害からの復興や人口減少問題など多くの課題を抱える本県にとって、地域と協働して魅力ある学校づくりを進めていくことは、地域を支える担い手を育む観点からも重要な取組と考えます。

福島県の豊かな文化や歴史、自然環境などの魅力や課題を学び、さらには人と人との触れ合いや支え合いの精神など、人々の温かさや絆が地域に息づいていることを知ること、福島を愛し、将来生まれ育った地域に貢献したいと考える多くの子供たちが育ってくれることを期待するものであります。

こども青少年・政策課が実施した、令和七年度こどもまんなかアンケート結果報告によると、将来、地域の課題に関わりたいと思うかという質問に対

し、肯定的な回答をした小学六年生は四二・五％、中学二年生は三四・二％であり、この結果からも、地域への愛着心を今まで以上に育んでいく必要があるものと考えます。

そこで、県教育委員会は公立小中学校において児童生徒の地域への愛着を育むため、どのように取り組んでいくのかお答えください。

次に、県立高等学校における地域と連携した探究的な学びの充実についてであります。

これまで県立高等学校では、第七次福島県総合教育計画において、学校と地域の連携・協働や地域をフィールドとした探究的な学びを推進するという趣旨に基づいた「福島を生きる」教育を目指し、学校と地域をつなぐ地域ネットワーク推進員を各地区のモデル校に配置するなどして、自治体や企業等で活躍する地域人材や若手人材との連携を図った地域課題探究活動が活発に行われております。

また、その成果をふくしま高校生社会貢献活動コンテストなどで発信し、地域と連携した探究的な学びを推進しております。

昨年十月に本県で開催された全国産業教育フェア福島大会「さんフェア福島2025」では、各県立学校の特色を生かした魅力あふれる産業教育の取組を全国に発信し、福島ならではの素材を生かした商品開発や地元企業等と連携した課題研究の成果が披露され、県内外から高い評価を受けております。

今後は、これまでの取組をさらに発展させ、他の都道府県のモデルとなるよう取組を進めることで、探究的な学びが高校生の生きる力を育み、本県高校教育のさらなる充実発展に寄与するものとなることを期待するものであります。

そこで、県教育委員会は県立高等学校における地域と連携した探究的学び

の充実にどのように取り組んでいくのかお答えください。

最後に、五十二年前に卒業した母校について質問いたします。

会津高等学校のさらなる魅力化についてであります。

県教育委員会は、県立高校改革計画において、会津高等学校を進学指導拠点校と位置づけ、難関大学や医学部志望者の進路実現を図るための取組を進める中、同校は未来を牽引する人材の育成を目指し、会津地区における学習指導及び進学指導のリーダー校としての役割を担ってまいりました。

また、単位制の導入や医学コースの設置により、生徒一人一人の多様な学習ニーズや進路希望に対応した教育の充実が図られ、個々の資質能力を最大限に伸ばす取組が進められました。

一方で、近年は社会構造の急速な変化や価値観の多様化が進み、従来の文系、理系といった枠組みを超えた学びや、自ら課題を設定し、解決していく探究的な学びの重要性がこれまで以上に高まっております。

こうした力は、大学進学のみならず、その先の社会においても不可欠な資質であり、地域の中核校である会津高校が率先して育成していく意義は極めて大きいものと考えます。

しかしながら、震災や少子化の影響により、会津高等学校は令和八年度から一学級減となり、五クラス規模の学校となることが決定しております。こうした状況の中にあっても、これまで培ってきた進学指導拠点校としての役割を発展させていくためには、社会の変化や将来を見据えた魅力向上の取組が不可欠であると考えます。

そこで、県教育委員会は会津高等学校のさらなる魅力化にどのように取り組んでいくのかお答えください。

以上で私の質問を終わります。御清聴ありがとうございました。(拍手)

●議長（矢吹貢一君） 執行部の答弁を求めます。

（知事内堀雅雄君登壇）

●知事（内堀雅雄君） 宮下議員の御質問にお答えいたします。

今後の県政運営についてであります。

今年は、福島県が誕生してから百五十年という大きな節目の年であります。この百五十年にわたる福島県の歩みは、決して平たんなものではなく、先人たちは郷土の発展を願いながら様々な困難に立ち向かい、努力を積み重ね、今日の福島県の礎を築いてくださいました。

そして、今を生きる私たちも、震災と原発事故からの復興再生や急激に進む人口減少をはじめとする様々な課題に直面しながら、福島未来を信じて挑戦を続けております。

この挑戦の歴史を支えてきたもの、それは福島県人としての誇り「ふくしまプライド。」であります。

その不屈の精神は、次の時代を担う若い世代にも着実に受け継がれております。

昨年、創立十周年を迎えたふたば未来学園の生徒が式典の中でこのように語ってくれました。

「この地に揺るぎない根っこを張って、目標に向かい、学び、挑戦し続けます」。被災の地に芽生え、未来に向けて歩み出そうとするその決意は、まさに先人や私たち現役世代が大切にしてきた挑戦者の姿勢そのものであります。

県政百五十周年を迎える今、私は改めてこの「ふくしまプライド。」を着実に次の世代へとつなぎ、心を一つに、笑顔と誇りに満ちた福島未来を築いていくため、さらなる挑戦の歩みを続けてまいります。

次に、当初予算編成についてであります。

新年度は、第三期復興・創生期間という新たなステージを迎える重要な一

年となります。

このため、私は新年度予算を、「共創で歩む復興・創生予算」と位置づけ、頻発化、激甚化する自然災害や物価高などの課題に適切に対応しながら、総合計画の八つの重点プロジェクトに重点的に予算を配分し、福島ならではの県づくりに向け、復興と地方創生を一層進めるための予算として編成したところであります。

まず、復興を前に進める取組として、事業や営農の再開に加え、双葉地域における中核的病院の整備推進やさらなる移住促進に向けた情報発信強化など、避難地域の復興を加速させてまいります。

地方創生については、若年層の県内定着・還流に向け、介護職の魅力発信を通じた人材の確保や地域との共創による探究的な学びをさらに推進するとともに、健康長寿の実現に向けた健民アプリの活用促進のほか、大規模なマッチングイベントの開催、子育て世帯への住宅取得費用支援など、出会い、結婚、出産、子育ての希望をかなえる取組を進めてまいります。

さらには、基幹産業である農林水産業や商工業の振興はもとより、防災力の強化や市町村等との連携強化など、災害に強い県づくりの推進、カーボンニュートラルの実現に向けた脱炭素モデル企業への支援など横断的な取組を着実に進め、県民の皆さんが豊かさや幸せを実感できる魅力ある福島をつくり上げてまいります。

次に、避難地域の復興再生についてであります。

震災と原発事故から十五年が経過しようとする中、県民の皆さんの懸命な御努力と国内外からの温かい御支援により、福島の復興は着実に進んでおります。

一方で、生活環境の整備や復興の進展に伴う新たな課題への対応など、復興はいまだ途上にあり、四月から始まる第三期復興・創生期間は復興をより

確かなものとしていく極めて重要な期間と考えております。

先日、川内村に移住された若手起業家の皆さんと意見交換を行う機会がありました。

この地で新たな産業創出に挑戦しながら、家庭を築き、地域に根差す姿に触れ、私は復興が様々な人々によって共につくられる新たな段階に入っていることを改めて実感しました。

こうした意欲ある若者などを呼び込み、復興に向けた地域の活力を高めていくため、新たに移住支援の拠点を東京都内に設置し、首都圏での情報発信の強化による関係・交流人口の拡大、移住関心層の掘り起こしなど、さらなる移住の促進に取り組んでまいります。

また、避難地域の住宅不足に対応するため、帰還する方々の住宅再建支援に加え、新年度は、民間事業者が再生賃貸住宅を建設する際の補助率かさ上げ等の国の制度見直しに併せ、国、市町村と緊密に連携し、住宅の整備を促進してまいります。

引き続き、帰還と移住を促進し、居住人口の拡大を図り、避難地域の活力ある復興再生を力強く進めてまいります。

次に、医師確保対策のさらなる強化についてであります。

医師少数県である本県においては、医師の確保が喫緊の課題であり、これまで県内各地を訪問した際にお聞きした、「地域医療を充実させてほしい」、「医師を増やしてほしい」といった数多くの切実な声を重く受け止め、県立医科大学医学部の入学定員の増やキャリア形成支援による県内定着の促進などに取り組んでまいりました。

また、今年度からは、修学資金貸与枠の拡充や医師派遣体制の強化など、医師の養成から定着まで一貫した本県独自の総合的な対策を講じており、こうした取組の積み重ねにより、県内で臨床研修を始めた医師の数が過去最多

となるなどの成果も見え始めております。

さらに、新年度は、救急、麻酔、周産期、総合診療など、県内で不足する診療分野の医師確保に向けた修学資金を拡充するとともに、地域で減少が懸念されている診療所の承継、開業を支援するため、運営費に加え、施設等の整備費を支援することとしており、国に対しては、全国知事会の社会保障常任委員長としても、引き続き医師の確保対策の強化を強く求めてまいります。

県民の皆さんが住み慣れた地域で安心して暮らすことができる福島の実現に向け、県立医科大学や県医師会等と連携し、医師確保対策のさらなる強化に取り組んでまいります。

次に、厳しい経営環境に置かれている県内企業への支援についてであります。

長引く物価高や人手不足、最低賃金の大幅な引上げなど、依然として厳しい経営環境の中、事業者の皆さんからは、「十分な売上げや利益を確保できない中、賃上げを実施するのは難しい」、「価格転嫁できないままコストだけが増える」など、切実な声が寄せられております。

こうした状況に対応するため、今年度は最低賃金の引上げに要する経費の一部補助等に取り組んでおりますが、本県産業の持続的発展に向けては、県内企業が賃上げや設備投資の原資を継続して確保できるよう、稼ぐ力の強化を図ることが重要であります。

このため、新年度は、中小企業診断士等の専門家派遣による生産性向上計画の策定支援や省力化等を図るための機器・設備等の導入支援、さらには価格転嫁を推進するためのセミナーの開催など、賃上げ支援に取り組んでまいります。

また、県内企業による海外市場調査や国内外で開催される展示会出展への支援のほか、首都圏での発注企業の新規掘り起こしなど販路拡大支援にも取

り組み、企業の足腰の強い経営への転換を促進してまいります。

加えて、県産品を取り扱う事業者についても、首都圏で開催される大型展示会への出展を通じ、さらなる販路拡大を図ってまいります。

今後とも関係機関と緊密に連携しながら、個々の事業者の経営環境に応じ、スピード感を持って支援を強化してまいります。

次に、ふくしまDCについてであります。

福島県が誕生して百五十年、東日本大震災と原発事故から十五年という節目に開催するDCは、福島の今を国内外の人々に知っていただく絶好の機会であるとともに、観光地や宿泊施設、飲食店等、裾野の広い観光産業の振興を通じて地域経済を活性化する大きなチャンスであります。

本県は、来て、見て、食べて、感じていただきたい、豊かな自然、奥深い歴史と文化、おいしい食、そして温かい県民性という多くの魅力にあふれており、私はこうした地域の宝をふくしまアートとして積極的に発信してまいりました。

現在、人気バンド「サンボマスター」のボーカルを務める本県出身の山口隆さんにふるさとへの思いを込めたテーマソングを制作していただいております。三月からはテレビCMや首都圏主要駅でのデジタル広告などで発信を開始し、より強力に誘客を進めてまいります。

DC本番の四月以降は、観光に訪れた皆さんをオール福島でお迎えし、JRと連携した様々な特別列車やSLの運行をはじめ三百を超える特別企画等を楽しんでいただくことで、県内各地に笑顔の花を咲かせたいと考えております。

こうした取組を通じて、ふくしまアートを見て、体験していただいた多くの方々が福島ファンとなり、DC以降もまた来ていただく、そうした未来につながる観光の流れをつくり出すため、観光事業者、市町村、JRの皆さん

んと共にふくしまDCの成功に向けて全力で取り組んでまいります。

その他の御質問につきましては、関係部長等から答弁させていただきますので、御了承願います。

(危機管理部長細川 了君登壇)

●危機管理部長(細川 了君) お答えいたします。

県民の防災意識の向上につきましては、多くの方が参加できる体験型防災イベントの開催や地域におけるマイ避難推進講習会の実施、さらには将来を担う子供たちに向けた防災出前講座や学校の授業で活用できる防災動画教材の作成等により、あらゆる世代に向けた啓発に取り組んでまいりました。

新年度は、特に若い世代に向けた意識醸成を進めるため、教育庁と連携し、防災動画教材のさらなる活用を図るほか、若者の視点での防災啓発にも取り組みながら、今後とも関係機関と連携し、災害を自分事として捉え、自らが行動できるよう、県民の防災意識の向上に取り組んでまいります。

(企画調整部長五月女有良君登壇)

●企画調整部長(五月女有良君) お答えいたします。

福島イノベーション・コースト構想につきましては、第三期復興・創生期間において、これまでの成果を踏まえつつ、その取組をさらに加速していくため、新たな青写真の下、企業への伴走支援の強化やサプライチェーンの構築支援、人材育成や地域住民の参画促進といった施策を総合的に進めていく必要があります。

そのため、新年度は実用化開発に対する補助金の増額や、新たな復興知事業の措置など予算や制度を拡充することとしており、構想を具体化し、その効果が県全域に波及するよう、関係者と連携して取り組んでまいります。

次に、データを活用した人口減少対策につきましては、人口動態や雇用状況など客観的な情報に基づき、地域の実情に応じた取組を推進していくこと

が重要となります。

このため、新年度は新たに、各種統計データ等を集約して広く公表するサイトを開設し、様々な分野のデータを体系的に把握、分析しやすくとともに、市町村や大学、企業をはじめ多くの方々にご利用いただくことで調査分析等の高度化を図り、官民連携による実効性ある人口減少対策の構築等につなげてまいります。

(生活環境部長六戸陽介君登壇)

●生活環境部長(六戸陽介君) お答えいたします。

カーボンニュートラルの実現につきましては、県民や事業者、市町村が一体となつて着実に気候変動対策を進めることが重要であります。

このため、年度内に策定予定の気候変動対策推進計画において、部門別の温室効果ガスの削減目標やその達成に向けた県民、事業者等の取組を盛り込むなど、各主体の連携の下、総合的かつ計画的に施策を展開してまいります。

また、新年度は、省エネに加え、再エネ設備の導入を進める県内企業への支援を強化するほか、家庭での脱炭素化のさらなる促進を図るなど、引き続きカーボンニュートラルの実現に向け、オール福島で取り組んでまいります。

次に、公共交通を担う人材の確保につきましては、深刻化する人材不足に対し、交通事業者から切実な声が寄せられており、喫緊の課題であると認識しております。

このため、新年度においては、運行を担う人材を地域に呼び込み、育て、定着させる取組として、これまで行ってきた第二種免許取得に対する補助に加え、新たに仕事の魅力を直接伝える職場体験バスツアーの開催、県外での採用活動や働きやすい職場環境づくりへの支援などを総合的に展開することとしております。

今後とも、交通事業者と連携しながら、将来にわたり公共交通を担う人材

の確保に着手に取り組んでまいります。

（保健福祉部長菅野俊彦君登壇）

●保健福祉部長（菅野俊彦君） お答えいたします。

循環器病の医療提供体制の構築につきましては、救命率向上のための心電図伝送システムの導入支援や関係者間で患者情報を共有するための心不全地域連携バスの利用拡大などに取り組んでまいりました。

新年度においては、患者からの相談対応や地域における連携体制の向上を図るため、県立医科大学附属病院が今年度設置した脳卒中・心臓病等総合支援センターにおける体制の充実や医療関係者向け研修会の開催などを支援することとしております。

引き続き、県立医科大学等と連携し、循環器病の医療提供体制構築に取り組んでまいります。

次に、健康経営の推進につきましては、働く世代の健康増進や企業価値向上による人材の定着を図る上で近年ますます重要性を増しており、スタートアップセミナー等の支援により健康事業所宣言を行う企業が約二千四百社に達するなど、着実に裾野が広がっております。

新年度においては、さらなる推進を図るため、企業へのアドバイザー派遣による伴走支援に加え、血圧計等の健康機器の貸出しを行うなど、企業の具体的な取組を一層後押しすることとしております。

引き続き、働く世代の健康増進を目指し、企業に丁寧な寄り添いながら健康経営の推進に取り組んでまいります。

（商工労働部長小貫 薫君登壇）

●商工労働部長（小貫 薫君） お答えいたします。

ものづくり企業の取引拡大につきましては、企業の持続的な成長を実現する上で重要であり、これまで産業振興センターと連携し、取引あっせんや経

営相談、商談会の開催等に取り組んでまいりました。

新年度はさらに、国内最大級の展示会への出展を支援し、県内企業が持つ優れた技術力をPRするとともに、発注企業の開拓及び県内企業とのマッチングを図るため、首都圏と県内に専門員を配置し、体制を強化することとしております。

引き続き、関係機関と連携しながら受注機会の創出を図り、ものづくり企業の取引拡大を支援してまいります。

次に、新産業を支える人材の育成につきましては、技術革新が急速に進む中、新産業に必要な技術や技能は多様化し、産業分野の枠組みを超えた様々な主体の連携が一層重要であります。

このため、再生可能エネルギー、医療機器、ロボット等の各分野に求められる人材像を踏まえ、包括的な人材育成の指針を関係機関と共に新たに策定し、それぞれが果たす役割を実践することにより、成長段階に応じた効果的な育成、新技術を学ぶ場のさらなる充実につなげていくこととしております。

今後とも関係機関と連携し、福島の将来を担う新産業を支える人材の育成に取り組んでまいります。

次に、医療関連産業のさらなる振興につきましては、ふくしま医療機器開発支援センターを核に、県内企業の新規参入促進や技術開発等の補助、販路開拓の支援等に一体的に取り組んできたところであります。

これらに加え、新年度は新たに、医師による同センターでの訓練に対する補助を通じて様々な医療現場のニーズを捉え、先進的な医療機器の開発につなげるほか、本県で製造された医療機器の専用サイトを開設し、掲載製品の導入に対する補助を行うなど、販路拡大の支援を強化することとしております。

引き続き、関係機関と連携し、医療関連産業のさらなる振興に取り組んで

まいります。

（農林水産部長沖野浩之君登壇）

●農林水産部長（沖野浩之君） お答えいたします。

もうかる農業の実現につきましては、農地の集積、集約化やスマート農業の推進、先進的な栽培技術の普及等により生産性の向上を図るとともに、認証GAPの導入や各種データの活用等により、効率的な経営の確立に向けた取組を支援しております。

また、県オリジナル品種の開発や六次化による新しい価値の創出のほか、消費者や市場のニーズを踏まえた流通販売の促進等により競争力を強化し、農産物の付加価値を高め、生産者の所得の向上を図ってまいります。

引き続き、農業が多くの方々に職業として選んでもらえる魅力ある産業となるよう、もうかる農業の実現に取り組んでまいります。

次に、新しいオリジナル水稲品種の育成につきましては、これまで農業総合センターで開発を進めてきた福島五十九号を今月県内に普及すべき優良な品種として奨励品種に採用したところであり、高温でも品質が低下しにくく、コシヒカリに匹敵するおいしさと倒れにくいなどの特性を備えております。

今後は、令和十年度のデビューを目指し、種子の増殖に取り組みながら、関係団体と連携して生産販売方針を検討するとともに、福島ならではの品種として多くの消費者にPRできる名称を新年度中に公募により決定するなど、本県を代表する品種として広く普及するよう取り組んでまいります。

次に、園芸産地の振興につきましては、これまで令和三年度に策定した園芸振興プロジェクトに基づき、桃やキュウリなど十の重点品目を対象に取り組んでまいりました。

今後は、新年度からの五年間を対象として新たに策定した第二期プロジェクトに基づき、浜通りを中心に生産が拡大しているタマネギ、ブロッコリー

などを加えた十七の重点品目において、引き続き生産力の強化に向け、スマート農業技術に加え、高温の影響を緩和する設備の導入等を支援してまいります。

さらに、県オリジナル品種の生産拡大や認証GAPの取得等により競争力を強化するなど、生産者団体等と連携し、福島ならではの園芸産地づくりに取り組んでまいります。

次に、ふくしま森林づくり県民税の活用につきましては、県内の人工林の多くが利用期を迎えている中、水源涵養などの公益的機能を保ちながら、切つて、使つて、植えて、育てる、持続可能な森林管理を進めるため、水源区域等における間伐に加え、新年度からは、伐採後の再造林や下刈り等への支援を強化してまいります。

また、森林の循環利用の重要性について県民の理解を深めていくため、引き続き木製品と触れ合う木育や植樹活動等の取組を支援するなど、今後も本県の豊かな森林を次世代に引き継いでいくことができるよう施策を展開してまいります。

次に、水産業の復興につきましては、海面漁業の生産拡大に向けた漁船の取得、鮮度保持設備等の導入、担い手確保の取組のほか、河川、湖沼でのアユ、イワナ等の稚魚の放流、サケ増殖団体によるサケ稚魚の生産や放流等を支援しているところであります。

今後はさらに、海面、内水面においてこれまで開発、実証してきたICT等の先端技術を活用した効率のかつ持続可能な資源利用の一層の普及を図るとともに、内水面漁連が行う稚魚の効果的な放流技術の普及やサケ増殖団体が行う多様な魚種の稚魚を生産する取組を支援するなど、本県水産業の復興の加速化に向け、総合的な対策に取り組んでまいります。

次に、家畜防疫を担う県職員獣医師の確保につきましては、これまで複数

回にわたるインターシップや大学訪問のほか、高校生の職場見学会等を実施してまいりました。

引き続き、これらの取組を継続するとともに、新年度からは、公衆衛生分野のみを対象としていた修学資金貸与事業について、新たに家畜保健衛生所など畜産分野への勤務を希望する獣医学生も対象に加えてまいります。

今後より幅広い分野への勤務が可能になることを獣医学生はもとより県内の高校生に広くPRし、獣医師を目指す若者の裾野の拡大と将来の家畜防疫を担う県職員獣医師の確保に取り組んでまいります。

（土木部長矢澤敏幸君登壇）

●土木部長（矢澤敏幸君）お答えいたします。

県営住宅への子育て世帯の入居促進につきましては、支援の必要性が高い独り親世帯や子供が三人以上いる世帯の優先入居を実施しているほか、就学前の子供がいる世帯については入居できる収入要件を緩和しております。

今後は、より多くの子育て世帯が県営住宅に入居しやすくなるよう、子供の人数にかかわらず優先入居の対象とするとともに、収入要件の緩和の対象を十八歳以下の子供がいる世帯まで拡大するなど、子育て世帯の入居促進に一層取り組んでまいります。

次に、県管理道路の維持管理につきましては、県民の日常生活や社会経済活動を支えるため、予防保全の考え方を取り入れた道路施設の長寿命化対策を進めるとともに、毎年の除草作業や舗装の修繕、道路パトロール等で発見した損傷箇所の速やかな補修等を行っているところであります。

今後は、路面の異常をAIにより検知し、早期対応につなげる新技術を活用するほか、自走式の草刈り機械の導入により作業の省力化を図るなど、迅速かつ効率的な維持管理に努め、道路の安全な通行確保に取り組んでまいります。

（会計管理者兼出納局長岸 孝志君登壇）

●会計管理者兼出納局長（岸 孝志君）お答えいたします。

財務会計事務につきましては、県の各種施策を着実に推進していく上で全庁に共通する重要な基盤業務である一方、デジタル化が急速に進む現在においても依然として書類を前提とした事務処理を行っており、働き方改革や業務の効率化、県民サービス向上の観点から、抜本的な見直しが不可欠であります。

このため、新年度から財務会計事務に係る制度や業務フロー等の再構築と併せ、新たなデジタル技術の導入を検討するとともに、これらに先行して一部定例支払い事務を出納局へ集約化するなど、事務処理ミスの未然防止やペーパーレス化によるコスト削減を目指し、公務能率の一層の向上に取り組んでまいります。

（こども未来局長菅野寿井君登壇）

●こども未来局長（菅野寿井君）お答えいたします。

若い世代のニーズを踏まえた出会いの機会の創出につきましては、自然な出会いからの発展を求める恋愛活動を応援するため、新年度は若者を引きつける会場設定の下、専用のアプリでプロフィールを確認しながら相性のよい方と多くの出会いを可能とする大規模イベントを開催してまいります。

また、イベントの前後には、自分磨きや交際の進め方に関するセミナー等の伴走支援により、出会いから交際の発展を後押しするなど、若者の希望に寄り添った出会いの機会の創出に積極的に取り組んでまいります。

次に、保育環境の充実につきましては、子供が健やかに成長するためには多様な遊びが大変重要であることから、幅広い分野の専門家で構成されるこども環境学会と連携し、保育施設における遊びのガイドラインを作成するとともに、県産材を活用した遊具を設置する施設への支援等に取り組んでまい

りました。

新年度は、保育施設の遊び環境の改善が一層進むよう、これまでの取組の実践例をまとめ、発信するほか、三歳未満の未就園児が保護者の就労にかかわらず保育施設において子供同士の触れ合いや様々な体験ができる、こども誰でも通園制度を実施する市町村を支援することとしており、今後とも保育環境のさらなる充実に取り組んでまいります。

（観光交流局長藤城良教君登壇）

●観光交流局長（藤城良教君） お答えいたします。

福島空港台湾便の利用促進につきましては、先月、就航二周年を迎え、六万人を超える方々に利用いただいたところであり、さらなる台湾からの誘客を図るため、台北市において県主催による観光物産展を開催し、市町村や観光事業者と共に本県の多彩な観光資源や食の魅力を伝えるなど、需要喚起に取り組んでまいりました。

引き続き、台湾のインフルエンサーやメディアを活用した情報発信を強化するとともに、教育旅行による相互交流を支援するなど、福島空港台湾便の利用促進を図ってまいります。

（教育長鈴木竜次君登壇）

●教育長（鈴木竜次君） お答えいたします。

公立小中学校における地域への愛着を育む取組につきましては、児童生徒が身近な人や物、地域活動等に対し、自分事として関わる機会を持つことが大切であります。

このため、新年度は地域をフィールドとした質の高い探究的な学びを行う実践研究とプログラムの開発を大学等専門機関に委託し、六つの研究校において地域とのつながりを実感できる探究的な学びを創出するとともに、その取組を研修会等により県全体へ広げ、主体的に地域社会へ参画しようとする

意識の醸成を図るなど、児童生徒の地域への愛着を育んでまいります。

次に、県立高等学校における地域と連携した探究的な学びにつきましては、生徒が主体的に社会や地域と向き合い、新たな価値を創造できる力を身につけることが必要であります。

そのため、新年度は、県内七地域への地域探究コーディネーターの配置に加え、各校の好事例や地域人材、企業等を紹介するポータルサイトの構築により支援体制を充実させるとともに、各校の探究的な学びを発信、共有し、企業をはじめ様々な主体と交流する教育イベントを開催いたします。

これらの取組を通して、地域と連携した質の高い探究的な学びの充実に取り組んでまいります。

次に、会津高等学校の魅力化につきましては、生徒が複雑化、高度化する社会において求められる資質や能力を身につけられるよう、多様で先進的な学びの充実に取り組むため、令和九年度に現在の全日制普通科を県内初の（仮称）普通科・学際領域に関する学科に改編するよう準備を進めてまいります。

改編後の学科では、文系、理系の枠を超えた教科横断的な学びを一層充実させるとともに、大学、企業、地元自治体等と協力体制を構築し、その連携を質の高い教育活動へと生かすコーディネーターを配置するなど、探究活動を核とした学びの充実を図り、会津高等学校のさらなる魅力向上に取り組んでまいります。

（警察本部長森末 治君登壇）

●警察本部長（森末 治君） お答えいたします。

高齢歩行者に対する交通事故防止対策につきましては、交通安全教育を受ける機会の少ない高齢者を重点とした個別訪問による交通安全指導を推進するとともに、歩行者シミュレーター等を活用した参加・体験・実践型の

交通安全教育を推進しております。

また、ラジオや広報チラシをはじめ様々な媒体を活用して正しい横断方法を呼びかけているほか、夜光反射材の直接貼付や配布活動などにも取り組んでおります。

今後も関係機関、団体と連携し、高齢者の特性や交通事故分析結果に基づく効果的な事故防止対策に努めてまいります。

●議長（矢吹貢一君） これをもって、宮下雅志君の質問を終わります。

●知事提出議案第六十九号から第八十六号まで

（知事説明）

●議長（矢吹貢一君） この際、知事より別紙提出書のとおり議案提出の通知がありますから、御報告いたします。

（議案別冊参照）

（参 照）

提 出 書

議案第六十九号 令和七年度福島県一般会計補正予算（第八号）

議案第七十号 令和七年度福島県公債管理特別会計補正予算（第一号）

議案第七十一号 令和七年度福島県土地取得事業特別会計補正予算（第二号）

議案第七十二号 令和七年度福島県国民健康保険特別会計補正予算（第三号）

議案第七十三号 令和七年度福島県母子父子寡婦福祉資金貸付金特別会計補

正予算（第一号）

議案第七十四号 令和七年度福島県小規模企業者等設備導入資金貸付金等特

別会計補正予算（第一号）

議案第七十五号 令和七年度福島県就農支援資金等貸付金特別会計補正予算

（第二号）

議案第七十六号 令和七年度福島県林業・木材産業改善資金貸付金特別会計

補正予算（第一号）

議案第七十七号 令和七年度福島県港湾整備事業特別会計補正予算（第三号）

議案第七十八号 令和七年度福島県証紙収入整理特別会計補正予算（第一号）

議案第七十九号 令和七年度福島県奨学資金貸付金特別会計補正予算（第二

号）

議案第八十号 令和七年度福島県流域下水道事業会計補正予算（第五号）

議案第八十一号 令和七年度福島県工業用水道事業会計補正予算（第三号）

議案第八十二号 令和七年度福島県立病院事業会計補正予算（第三号）

議案第八十三号 福島県高等学校等教育改革促進基金条例

議案第八十四号 県の行う建設事業等に対する市町村の負担の追加及び一部

変更について

議案第八十五号 県の行う建設事業等に対する市町村の負担の一部変更につ

いて

議案第八十六号 工事請負契約の一部変更について

上記のとおり提出します。

令和八年二月二十五日

福島県議会議長 矢 吹 貢 一 様

福島県知事 内 堀 雅 雄

●議長（矢吹貢一君） 日程第三、知事提出議案第六十九号から第八十六号まで、

以上の各案を一括議題といたします。

付議議案に対する知事の説明を求めます。

（知事内堀雅雄君登壇）

●知事（内堀雅雄君） 本日追加提出いたしました議案につきまして、その概要を御説明申し上げます。

令和七年度一般会計補正予算案につきましては、物価高に対応する県独自の取組をはじめ、国の補正予算を活用した事業など、緊急に措置すべき経費について計上いたしました。

その主な内容といたしましては、物価高への対応として、最低賃金の引上げに円滑に対応するため、生産性の向上に向けた設備投資を行う中小企業等への支援、原材料高騰の影響を受ける加工食品事業者への支援、国の補正予算への対応として、酪農経営の安定化に資する乳製品加工工場の整備に向けた取組への支援、産科・小児科医療機関等への経営支援を通じた小児周産期医療体制の確保、そのほか今後の降雪に備えた除雪費の増額、また、事務事業の年間所要見込額の確定に伴う補正についても併せて計上いたしました。

これによる一般会計補正予算の総額は四百十六億三千四百万円、本年度予算の累計額は一兆三千二百九十九億千五百万円となります。

特別会計等補正予算案につきましては、企業会計も含め十三会計についてそれぞれ所要の補正を行うものであります。

その他の議案といたしましては、福島県高等学校等教育改革促進基金条例など四件で、いずれも県政執行上重要な案件であります。

慎重に御審議の上、速やかな御議決をお願い申し上げます。

●休会の件

●議長（矢吹貢一君） 次に、日程第四、休会の件を議題といたします。

お諮りいたします。明二月二十六日は、議案調査のため休会とすることに

御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

●議長（矢吹貢一君） 御異議ないと認めます。よって、明二月二十六日は議案調査のため休会とすることに決しました。

本日は、以上をもって議事を終わります。

明二月二十六日は議案調査のため休会、二十七日は定刻より会議を開きます。

議事日程は、県の一般事務に関する質問及び知事提出議案第一号から第八十六号までに対する質疑であります。

これをもって、散会いたします。

午後二時四十八分散会

令和八年二月二十七日（金曜日）

午後一時一分開議

午後二時四十五分散会

議事日程

午後一時開議

一、日程第一 県の一般事務に関する質問

二、日程第二 知事提出議案第一号から第八十六号まで

付議議案に対する質疑

本日の会議に付した事件

一、県の一般事務に関する質問及び知事提出議案第一号から第八十六号までに対する質疑

出席議員

一	番	金澤拓哉君	二	番	菅田憲孝君
三	番	木村謙一郎君	四	番	矢吹貢一君
五	番	石井信夫君	六	番	佐藤徹哉君
八	番	半沢雄助君	九	番	猪俣明伸君
十	番	山田真太郎君	十一	番	吉田誠君
十三	番	佐々木恵寿君	十四	番	山内長君
十五	番	渡辺康平君	十六	番	鈴木優樹君
十七	番	渡邊哲也君	十八	番	江花圭司君
十九	番	鳥居作弥君	二十	番	真山祐一君
二十一	番	安田成一君	二十二	番	渡部英明君
二十三	番	三村博隆君	二十四	番	大橋沙織君

二十五番	水野透君	二十六番	山口信雄君
二十七番	佐藤郁雄君	二十八番	佐藤義憲君
二十九番	佐々木彰君	三十番	高宮光敏君
三十一番	水野さちこ君	三十二番	伊藤達也君
三十三番	荒秀一君	三十四番	橋本徹君
三十五番	大場秀樹君	三十六番	宮本しづえ君
三十八番	山田平四郎君	三十九番	佐藤政隆君
四十番	先崎温容君	四十一番	鈴木智君
四十二番	佐藤雅裕君	四十三番	安部泰男君
四十四番	三瓶正栄君	四十五番	佐久間俊男君
四十六番	高野光二君	四十七番	古市三久君
四十八番	宮川えみ子君	四十九番	長尾トモ子君
五十番	満山喜一君	五十一番	渡辺義信君
五十二番	太田光秋君	五十三番	佐藤憲保君
五十四番	今井久敏君	五十五番	宮下雅志君
五十六番	亀岡義尚君	五十七番	瓜生信一郎君
五十八番	神山悦子君		
説明のため出席した者			
県			
知事	内堀雅雄君		
副知事	鈴木正晃君		
副知事	佐藤宏隆君		
総務部長	國分守君		
危機管理部長	細川了君		
企画調整部長	五月女有良君		

教育委員会	病院局長	病院事業管理者	企業局長	総務部主幹	秘書課長	観光交流局長	商工労働局長	保健福祉局長	文化スポーツ局長	企画調整局長	避難地域復興局長	企画調整部長	原子力損害対策担当理事(兼)	風評・風化戦略担当理事	出納局長(兼)	会計管理者	土木部長	農林水産部長	商工労働部長	保健福祉部長	生活環境部長
鈴木竜次君	菅野崇君	挾間章博君	阿部俊彦君	佐藤讓君	川俣基君	藤城良教君	菅野寿井君	紺野香里君	市村尊広君	半澤浩司君	半澤浩司君	岸孝志君	岸孝志君	矢澤敏幸君	沖野浩之君	小貫薫君	菅野俊彦君	穴戸陽介君			

選挙管理委員会

委員長

稲田雅子君

人事委員会

委員長

千葉悦子君

公安委員会

委員長

江尻陽子君

労働委員会

警察本部長

森末治君

監査委員

監査委員

渡辺仁君

議会事務局職員

事務局次長

白石孝之君

総務課長

菅野尚美君

議事課長

市川新吾君

政務調査課長

後藤康治君

議事課主任主査

中村大君

議事課主任主査兼
委員会係長

齋藤幸恵君

午後一時一分開議

●議長(矢吹貢一君) ただいま出席議員が定足数に達しております。

これより本日の会議を開きます。

●県の一般事務に関する質問及び知事提出議案 第一号から第八十六号までに対する質疑

●議長（矢吹貢一君）直ちに日程に入ります。

日程第一及び日程第二を一括し、県の一般事務に関する質問及び知事提出議案第一号から第八十六号まで、以上の各案に対する質疑を併せて行います。

通告により発言を許します。六番佐藤徹哉君。（拍手）

（六番佐藤徹哉君登壇）

●六番（佐藤徹哉君）自由民主党の佐藤徹哉です。議長の許可をいただきましたので、通告に従い、追加代表質問を行います。

今回このような機会をいただきましたことを会派の先輩方、同僚議員の皆さんに感謝申し上げます。以下質問に入ります。

初めに、人口減少対策について伺います。

内堀知事は、郡山市の賀詞交歓会において、郡山市が県内でも人口減少率が低く、トップランナーとしての役割を果たしていると評価し、その上で人口減少や地域課題への対応が今後も重要であり、次の百年に向けて自立持続可能な発展を目指してほしいという激励のメッセージを送り、若者を増やす、移住者を増やす、観光客を増やすという、三つを増やすをお話なさいました。

また、一月二十七日に行われた郡山商工会議所の知事を囲む議員懇談会では、民間シンクタンク、とうほう地域総合研究所が県立高校の二年生を対象に実施した進路や将来に関する調査結果を示し、「将来を含め県内に住み続けたい」とした生徒は四六・一％、「分らない」とした生徒は三三・八％であつたことに触れ、分からない層をどれだけ住み続けたいに持つていける

かが重要であると述べられました。

同じ調査で二七・五％の生徒が県内企業を「一つも知らない」と回答してきたことを指摘し、企業自身も伝えていかなければ若者には伝わらない、新聞やSNSを通じて積極的に発信してほしい、運命の仕事はここにあると呼びかけました。

若者の定住には、地元就職してもらうこと、そのためには県内企業で働く魅力を若者に伝えていくことが欠かせません。

そこで伺います。知事は、若者の県内就職に向けた情報発信にどのように取り組んでいくのかお尋ねします。

次に、避難地域への移住、定住について伺います。

東日本大震災及び原発事故からの復興を進める中で、県はこれまで十二市町村への移住支援金の創設、戦略的な情報発信や市町村の相談体制の支援など、段階的に施策を充実させてこられました。

その結果、若い世代や子育て世帯の移住など、一定の成果も見られていることを評価しています。

本定例会において、都内拠点の設備や情報発信の強化など、事業をさらに拡充する方針が示されました。

これは単なる制度周知にとどまらず、関心層の掘り起こしから移住決定、さらには定着までを一体的に進める新たな段階に入るものと考えます。

一方で、住宅の不足や家賃の高騰などにより、移住を希望しても住宅がなかなか見つからないとの声も聞かれます。

そこで、県は避難地域への移住、定住の促進に向け、住まいの確保にどのように取り組んでいくのかお尋ねします。

F・R・E・Iについて伺います。

県は、F・R・E・Iの設置効果の広域波及のため、F・R・E・Iと地域等との

連携推進に関する事業として、本定例会において約二千七百万円の予算を計上しております。

FIREIは、創造的復興の中核拠点として令和五年四月に設立し、山崎理事長のリーダーシップの下、様々な取組を進めており、研究開発の体制や施設整備も順調に進んでいると認識しているところです。

今後、FIREIが有する研究成果や技術シーズを県内企業と結びつけることで、新製品、新サービスの創出や既存産業の高度化が進むことでの付加価値の高い産業構造へ転換されることも期待されるほか、研究開発や県内企業と連携した関連ビジネスの創出、さらには県内大学や福島高専と連携することで、若者が県内で学び、働くという好循環の形成につながることも期待されます。

そこで、県はFIREIと県内企業との連携促進にどのように取り組んでいくのかお尋ねします。

効果的な情報発信について伺います。

根強い風評の払拭や時間の経過とともに加速する震災の風化を防止することを目的として、本定例会で約六億円のチャレンジふくしま戦略的情報発信事業の予算が提案されております。

風評払拭や風化防止にとどまらず、本県の魅力を発信する重要な取組でもあり、予算の規模から当局の本気度が伝わり、大きく期待するところです。

現代においては、テレビや新聞などの従来型メディアに加え、SNSや動画配信、インフルエンサーの活用など、情報発信の手法や情報に触れる機会は様々であります。

誰に、何を、どのような媒体で届けるのかという戦略性がこれまで以上に必要であると考えます。

また、国内への発信と海外に向けての発信では、伝える内容やアプローチ

も異なります。

震災から十五年が経過しようとする中、観光、農林水産物、移住、定住、企業誘致等、多様な本県の魅力と復興に向かって歩む姿を戦略的に継続して発信していくことが重要です。

そこで、県はチャレンジふくしま戦略的情報発信事業における効果的な情報発信にどのように取り組んでいくのかお尋ねします。

プロスポーツと連携した地域活性化について伺います。

近年、福島県内のプロスポーツが大きな盛り上がりを見せています。

サッカーでは、キングカズこと三浦知良選手が福島ユナイテッドFCに加入し、全国的な注目を集めました。

福島の名が連日のようにメディアで取り上げられることは県民にとって誇りであり、大きな励みとなっております。

また、BリーグB2に所属する福島ファイヤーボンズは今シーズン連勝を重ね、現在リーグ上位を争う位置につけるなど躍進を続けております。

こうした活躍は試合会場への来場者増加のみならず、地域全体の一体感や活力を生み出していると感じています。

プロスポーツの盛り上がりは、単なる競技成績にとどまりません。

スタジアムやアリーナへの集客による交流人口の拡大、メディア露出による福島のブランド力向上、子供たちの夢の醸成、さらにはスポンサー企業や地域事業者との連携による経済波及効果など、多面的な可能性を秘めております。

復興を歩み続ける本県にとって、スポーツは希望と挑戦を象徴する重要な資源であると考えます。

観光振興やスポーツツーリズムの推進、移住、関係人口の創出、青少年育成、さらにはスタジアム、アリーナを核としたまちづくりなど、夢がどんど

ん膨らんでいきます。

そこで伺います。県は、プロスポーツと連携した地域活性化にどのように取り組んでいくのかお尋ねします。

県際地域等の振興について伺います。

福島、茨城、栃木三県の県境にある地域やその周辺地域、いわゆる県際地域等の三十六市町村を対象とするF I T構想は、前身の二十一世紀F I T構想を含めれば、昭和の時代から約三十八年という長きにわたる広域連携の枠組みとして継続してきました。

県境を越えた観光振興や産業交流、防災協力など、時代の変化に応じながら、県際地域等の振興に向けた取組を行ってきたものと認識しております。

一方で、人口減少の加速や産業構造の変化、さらにはデジタル化の進展など、社会経済環境は大きくさま変わりし、そうした中でF I T構想の推進期間が今年度で終わりを迎えるに当たり、これまでの取組を丁寧に総括し、その成果や課題を踏まえ、今後のF I T構想対象地域の連携の在り方を検討することが重要であると考えます。

そこで伺います。県は、F I T構想の成果を踏まえ、今後、県際地域等の振興にどのように取り組んでいくのかお尋ねします。

災害に強い県づくりについて伺います。

去年は、九州地方での度重なる線状降水帯発生による記録的な豪雨やトカラ列島群発地震の発生、また、青森県東方沖を震源とする地震に伴い、初めて北海道・三陸沖後発地震注意情報が発表されました。

この冬も日本海側を中心に大雪に見舞われ、多くの方々が除雪中にお亡くなりになったほか、雪道での交通事故、公共交通機関の運転見合せ、倒木による停電などの被害が確認されるなど、毎年のように全国各地で大きな自然災害が発生しています。

本県でも、昨年二月に発生した日本海寒帯気団収束帯、いわゆるJ P C Zの影響による大雪や七月のカムチャツカ半島沖地震の発生に伴う津波警報発表時に、除雪体制や避難誘導などの面で課題があったものと思います。

頻発化、激甚化する災害から県民の命を守るためには、事前の備えとして、これまで以上に関係機関との情報共有を行い、災害への対応を円滑に実施できる体制を整えることが重要と考えます。

そこで、知事は災害に強い県づくりにどのように取り組んでいくのかお尋ねします。

防災について伺います。

政府は、頻発、激甚化する自然災害への対応を抜本的に強化するため、二〇二六年中の防災庁設置を目指し、事前防災から発災時対応、復旧・復興までを一体的に担う司令塔機能の構築を進めております。

縦割り行政を超え、国全体の防災政策を統合する組織として、防災庁には極めて大きな役割が期待されております。

本県は、東日本大震災と原子力災害という世界的にも類を見ない複合災害を経験し、長期にわたる避難、インフラの復旧・復興、風評被害への対応など、他地域では得難い知見と教訓を蓄積してきました。

加えて、近年も地震、豪雨、台風など自然災害が相次いでおり、福島はまさに防災・減災、復興の最前線に立ち続けている地域であります。

こうした経験と知見を国の防災政策に直接反映させていくためにも、防災庁の本庁または重要な拠点が本県に設置されることは、極めて意義深いものと考えます。

防災庁の設置に当たっては、今国会において関連法案が提出されると聞き及んでおりますが、被災地福島の復興を国が最後まで支える姿勢を内外に示すとともに、実践知に基づく防災政策の高度化にもつながることから、新た

に設置される防災庁との連携は非常に重要であると考えます。

そこで伺います。県は、本県の防災力の強化に向け、新たに設置される防災庁をはじめ、国との連携にどのように取り組んでいくのかお尋ねします。

公共交通機関に係る人材の確保について伺います。

人口減少や高齢化の進行、いわゆる二〇二四年問題への対応などを背景に、公共交通を取り巻く環境は一層厳しさを増しております。

特に、バスやタクシー、地域鉄道においては、運転手不足が深刻化し、減便や路線の見直し、廃止が現実のものとなっております。

公共交通は、通学、通院、買物といった日常生活を支える基盤であると同時に、観光振興や地域経済を下支えする重要な社会インフラであります。

その持続可能性は、利用者の増加を促すことはもちろんのこと、人材の確保にかかっていると一言でも過言ではありません。

現在、県内の公共交通の運転手は男性が多く、かつ高齢化が進んでおります。持続可能な交通体系を構築していくためには、若者や女性をはじめとする多様な人材の参画を促していくことが不可欠であると考えます。

そこで、県は公共交通を担う多様な人材の確保にどのように取り組んでいくのかお尋ねします。

次に、外国人住民との秩序ある共生について伺います。

近年、多文化共生という言葉が繰り返し用いられてきました。全国知事会でも多文化共生施策実施の司令塔となる組織を設置する提言があったと記憶しております。

しかし、外国人の受入れに関しては、さきの参院選以降大きな議論となり、衆院選においても重要な争点となりました。

高市総理は、外国人の入国や在留に関する審査の厳格化を掲げ、外国人との秩序ある共生という考えを明確にしております。

これは単なる言葉の問題ではなく、理念先行の多文化共生が現実的な困難に直面していることの表れではないかと受け止めております。

そもそも宗教観、法意識、国家観、家族観など社会の根幹に関わる価値観が異なる人々が、摩擦なく共に暮らすことは本当に可能なのか疑問です。

現実には、地域における生活ルールの違い、ごみ出し、防災対応、学校現場での混乱、医療・福祉制度の負担増など、具体的課題が各地で顕在化しております。

例えば、外国人住民の増加が進む浜松市や川崎市では、多言語対応や相談窓口の整備など、多くの財政負担を伴う施策が講じられていますが、それは裏を返せば共生が自然に成り立っていないことの証左でもあり、国民の間に不安や疑問が広がっていることは事実です。

理念としての多文化共生は美しく聞こえます。

しかし、価値観の相違を前提とする以上、社会の秩序や法の支配をどのように守るのかという根本的な議論を避けて通ることはできません。

県として、外国人政策に関する昨今の状況を踏まえ、現実的な対応をすべき段階に來ていると考えます。

そこで、県は外国人住民との秩序ある共生にどのように取り組んでいくのかお尋ねします。

障がい者などへの医療支援について伺います。

障がいのある方々にとって、歯や口腔の健康は単なる虫歯治療の問題ではなく、誤嚥性肺炎の予防、栄養状態の維持、全身疾患の重症化防止など、生命と生活の質に直結する重要な課題であります。

しかし、現実には、重度障がいのある方や行動障がいのある方、医療的ケアを必要とする方が地域の一般歯科医院では受診を断られる、あるいは対応が困難とされるケースが少なくありません。

結果として、専門的に対応できる限られた医療機関に患者が集中し、予約が長期化するなど、適切な受診機会が確保されていない状況も指摘されています。

また、通院そのものが困難である障がいのある方に対する訪問歯科診療体制も、地域によってばらつきがあるのが実情です。

国においては、歯科口腔保健の推進に関する法律に基づき施策が進められております。

また、昨年設置された口腔保健支援センターでも課題として、障がい者など配慮の必要な方が、定期的に口腔ケアや歯科治療が受けられる体制整備が必要であるとされております。

生涯にわたり歯と口腔の健康を保つためには、障がいの有無にかかわらず、誰もが生活している地域で安心して歯の健康を保ち、また適切な治療を受けられる体制の整備においては、広域的な調整機能を持つ都道府県の役割が極めて重要であると考えます。

そこで、県は障がい者など配慮の必要な人に対する歯科保健医療対策にどのように取り組んでいくのかお尋ねします。

ＡＩの活用について伺います。

近年、生成ＡＩをはじめとする人工知能技術は急速に進展し、行政運営や産業構造、国民生活に大きな影響を与える存在となっています。

一方で、利活用の促進と同時に、個人情報保護や安全性、倫理面への配慮といった課題も顕在化してまいりました。

こうした状況を踏まえ、国においては、国際的なＡＩ開発競争への対応や我が国全体でのＡＩ活用を戦略的に進めるため、基本理念や国、自治体、事業者の責務を明確にする人工知能関連技術の研究開発及び活用の推進に関する法律、いわゆるＡＩ推進法が昨年成立し、九月一日から全面施行されました。

た。

この法律では、地方公共団体にも地域の実情に応じたＡＩ活用の推進や環境整備が求められているところです。

復興と創生を着実に進め、ロボット、先端技術分野でも実績を有する福島県においては、今後行政の効率化や住民サービスの向上をはじめ、医療、介護、農林水産業、産業振興、人材育成など、様々な分野でのＡＩ活用が期待されます。

一方で、ＡＩ活用に伴うリスクへの対応や県民理解の促進、市町村や民間事業者との連携という視点も重要です。

県では、より総合的、戦略的にＤＸを推進していくため、年度内にＤＸ推進戦略を策定するとしております。

そこで、県は新たに策定するＤＸ推進戦略において、ＡＩの活用にどのように取り組んでいくのかお尋ねします。

学力向上について伺います。

昨年九月定例会において、全国学力・学習状況調査の本県の結果が全国平均を下回る状況が続いていることを鑑み、算数・数学の学力向上について質問したところ、授業改善に努めるとともに、学力向上支援アドバイザーを増員したことや、指導主事による訪問支援を拡充し算数・数学の学力向上に努めるとの答弁をいただきました。

改善の兆しが見られる教科もあるとはいえ、依然として全国との差が存在していることは明らかであり、子供たち一人一人の可能性を最大限に伸ばすためには、これまで以上に実効性のある取組が求められております。

ふくしま学力向上総合支援事業は授業力の向上、学力分析、基礎学力の定着、家庭学習の充実、ＩＣＴの活用などを柱としてっていると承知しておりますが、児童生徒の確かな学力向上に向け、引き続き実効性のある事業を展開し

ていくことが重要と考えます。

そこで、県教育委員会は公立小中学校における児童生徒の学力向上にどのような取り組みでいくのかお尋ねします。

探究的な学びの推進について伺います。

去る二月十二日に郡山高校、安積黎明高校、あさか開成高校の三校による探究活動合同発表会が開催され、これを参観してきました。

各校代表者の発表はそれぞれにすばらしく、探究活動の成果を共有することで、各校の生徒が探究活動に向けてモチベーションを高め、探究活動のさらなるレベルアップにつながったものと思います。

学習指導要領において、主体的、対話的で深い学びの実現が求められる中、探究的な学びはこれからの社会を生きる子供たちに不可欠な力を育む重要な取組です。

単に調べる学習にとどまることなく、探究活動の質をいかに高めていくかが重要であると考えます。

教員の指導力向上に向けた研修の充実や優良実践事例の共有、地域や大学、企業等との連携強化など、具体的な支援策が必要です。

また、生徒たちの思考力、判断力、表現力を真に育むためにも、学校間で取組に差が生じないように、県として体系的に支援していくべきと考えます。

そこで、県教育委員会は県立高等学校において探究的な学びの推進にどのような取り組みでいくのかお尋ねします。

部活動について伺います。

日本中学校体育連盟の方針を受け、県中学校体育連盟は県中学体育大会について、二〇二八年度以降、水泳や体操など八競技を実施しないと発表しました。

活動実態のある部の設置割合を示す部活動設置率が一割未満の部活動を対

象とし、専門的な人材の不足に伴い、大会運営が困難であることが理由のことです。

全国中学校体育大会においても規模縮小が示されるなど、少子化や教員の働き方改革を背景に、中学生を取り巻く競技環境は大きく変化している現状です。

大会の在り方を見直すこと自体は、時代の要請に応じた対応であると理解しております。

しかしながら、中学生にとって大会は単なる競技の場ではなく、努力の成果を発揮する目標であり、仲間と切磋琢磨する成長の機会でもあります。

大会の規模の縮小や競技機会の減少が競技レベルの低下やモチベーションの低下につながることがあつてはならないと考えます。

そこで、県教育委員会は公立小中学校における部活動の充実にどのように取り組んでいくのかお尋ねします。

情報モラル教育について伺います。

先日、会津地方の中学生と見られる人物が、学校敷地内で別の人物を殴る、蹴るなどした暴行動画がSNS等を通じて拡散されるといった事件が発生しました。

今回の暴行動画の投稿について、学校側の対応の不備や隠蔽を疑わせるような発信をするインフルエンサーもあり、二次被害とも取れる拡散が続く、事態の収束が見えません。

近年、SNSの利用拡大や生成AIの普及により、子供たちを取り巻く情報環境は急速に変化しております。

不適切投稿によるトラブル、誹謗中傷、個人情報流出、さらにはフェイク情報への接触など、情報リテラシーの不足が重大な問題に発展する事例も世界的に増加しています。

そのような背景の下、オーストラリアでは十六歳未満のSNS利用を禁止する法律が施行され、フランスでも十五歳未満の子供がSNSを利用できないとする法案を可決しております。

国内でも、愛知県豊明市では、趣旨は違いかもかもしれませんが、スマートフォンの利用に関する条例を設置し、インターネットを規制する動きが広がっています。

しかし、一人一台端末の活用が進み、ICTの活用能力の向上が不可欠な今日にあつては、規制するよりも情報モラル教育の質の充実がこれまで以上に重要になっていいると考えます。

特に、生成AIの活用が広がる今日においては、正しく使う力だけでなく、主体的に判断する力、責任ある発信を行う力を育てる教育が必要です。

そこで、県教育委員会は公立学校における情報モラル教育にどのように取り組んでいるのかお尋ねします。

個別の教育支援計画について伺います。

福島県における個別の教育支援計画の作成率は九四・一％と、前年度を〇・六ポイント上回り、全国と比較しても高い水準にあると承知しております。

まずは、現場の教職員の皆様、そして県教育委員会の継続的な取組に心から敬意を表します。

一方で、計画の活用割合が七九・七％と、前年度より五・九ポイント低下している現状の分析が必要であると考えます。

作成率が高いからこそ、次の段階としては、その計画が日々の指導や校内での情報共有、さらには進級、進学時の円滑な引継ぎに十分に生かされることが重要です。

特に、教職員の異動や担任交代がある中で支援の継続性を確保するために

も、計画の実効性を高める工夫が求められます。

また、校内外で安全かつ円滑に情報共有できる仕組みを構築することも有効です。

そこで伺います。県教育委員会は、特別な支援を必要とする児童生徒に対する学びの充実に向け、個別の教育支援計画の活用をどのように推進していくのかお尋ねします。

以上十七項目を質問し、質問を終わります。御清聴ありがとうございました。(拍手)

●議長(矢吹貢一君) 執行部の答弁を求めます。

(知事内堀雅雄君登壇)

●知事(内堀雅雄君) 佐藤議員の御質問にお答えいたします。

若者の県内就職に向けた情報発信についてであります。

本県においては、多くの若者が県内企業で働く魅力を十分認識しないまま、大学進学や社会人になるタイミングで福島を離れ、県外の企業に就職している現状があります。

先週開催した、学生が県内企業を自ら取材し、自分が感じた企業の魅力を短編動画、ショート動画にして発信する事業の発表会において、取材を行った学生から、「社員同士の仲のよさに魅力を感じた」、「若者の意見を積極的に取り入れて、やりがいのある会社だと感じた」といった声が聞かれ、若者目線での情報発信が重要であるとの思いを一層強くしております。

このため、県内企業の情報をより効果的に発信することができるよう、「感働！ふくしま」プロジェクトのポータルサイトをリニューアルしました。

あわせて、新年度はバーチャルでの企業見学動画など、若者が求めるコンテンツをさらに充実させるとともに、インスタグラム等の公式アカウントを新たに開設し、若者に興味、関心を深めていただく仕組みを充実させるなど、

県内就職に向けた情報発信をさらに強化してまいります。

次に、災害に強い県づくりについてであります。

昨年は二月の記録的な大雪、七月のカムチャツカ半島付近での地震による津波、さらに十二月の青森県東方沖地震では、北海道・三陸沖後発地震注意情報が初めて発表されるなど、自然災害への備えの重要性を改めて実感した一年でありました。

加えて、災害対応の観点からは、昨年二月の大雪や七月の津波警報の際には、関係機関相互の情報共有が円滑に行われず、除雪作業や避難誘導等に課題を残しました。

このため、新年度はこれらの経験を教訓とし、風水害や地震、津波など災害の種別ごとに、関係する機関それぞれの防災行動を時系列で整理する防災行動計画の策定を進めてまいります。

これにより、発災前の備えから発災後の応急対策に至るまでの防災行動を県や市町村、関係機関が相互に共有することで、迅速な意思決定と連携強化を図ってまいります。

あわせて、この防災行動計画の取組を市町村や地域、さらには県民お一人お一人へと広げながら、福島県防災基本条例に掲げる自助、共助、公助のさらなる充実と連携強化の実現を図り、今後とも災害に強い県づくりに取り組んでまいります。

その他の御質問につきましては、関係部長等から答弁をさせます。

(総務部長國分 守君登壇)

●総務部長(國分 守君) お答えいたします。

効果的な情報発信につきましては、目的に合わせ、戦略的かつ継続的な広報を行うことが重要であります。

このため、著名人による福島の魅力伝える動画配信や企業とタイアップ

した商品開発など、特色ある広報活動を行うとともに、テレビ、新聞、SNSなど多様な媒体を活用しながら、福島の実状や魅力を積極的に発信してまいります。

今後とも、様々な主体と連携し、共感の輪を拡大する情報発信に取り組んでまいります。

(危機管理部長細川 了君登壇)

●危機管理部長(細川 了君) お答えいたします。

防災力の強化に向けた国との連携につきましては、これまでも地震、津波を想定した国主催の合同訓練への定期的な参加や内閣府への本県職員の派遣等により、緊密に連携を図っているところであります。

今後、事前防災から復旧・復興までの一貫した災害対応に加え、今後想定される日本海溝・千島海溝地震等の大規模災害にも備えるため、国との連携を一層進めながら、本県の防災力強化に取り組んでまいります。

(企画調整部長五月女有良君登壇)

●企画調整部長(五月女有良君) お答えいたします。

FIREIと県内企業との連携促進につきましては、福島イノベーション推進機構と協力し、コーディネート活動を行うほか、今年度は新たに、FIREIの研究者と企業との交流会を開催し、連携のきっかけづくりに取り組んでおります。

今後も様々な工夫を凝らし、FIREI、企業、両者のニーズ等を丁寧に伺いながら、新たな連携の輪を広げてまいります。

次に、プロスポーツと連携した地域活性化につきましては、県民のプロスポーツに対する関心や応援機運を高めるため、ホーム公式戦の観戦招待や選手による地域の交流活動への支援など、様々な取組を行っております。

新年度は、観戦者数のさらなる増加を図るため、チームや選手の魅力を伝

える動画を制作するほか、県政百五十周年を記念する特別試合を開催するなど、各チームとの連携を深めながら地域の活性化に取り組んでまいります。

次に、県際地域等の振興につきましては、F I T構想の推進により得られた地域づくり活動の進展や観光交流の拡大といった成果を踏まえ、市町村等の連携や関係性をより深めていくための取組が重要と考えております。

そのため、新年度は新たに、福島・茨城・栃木県際地域等振興会議を設置し、現場目線での議論を深め、市町村や地域間のより柔軟かつ多様な交流や連携を促すこととしており、引き続き関係者と協力し、県際地域等の活性化に取り組んでまいります。

次に、A Iの活用につきましては、D Xにより行政サービスの維持向上等を図っていく上で重要であることから、県では生成A Iの積極的な活用などを盛り込んだ福島県D X推進戦略を新たに策定することとしております。

今後、情報セキュリティに留意した上で県庁内の環境整備や職員の研修を行い、生成A Iの業務活用に取り組むとともに、その成果や知見を市町村や企業等に共有するなど、A Iの利活用を推進してまいります。

（生活環境部長宍戸陽介君登壇）

●生活環境部長（宍戸陽介君） お答えいたします。

公共交通を担う多様な人材の確保につきましては、若者や女性など様々な人材の参入を促すことが重要であると考えております。

このため、新年度は若者をはじめとする幅広い層に関心を持ってもらえるよう、運転手の仕事の魅力ややりがいを紹介する動画を作成し、SNS等で発信するほか、働きやすい職場環境づくりを進めるため、女性更衣室等の増設費用を支援するなど、将来にわたり公共交通を支える多様な人材の確保に取り組んでまいります。

次に、外国人住民との秩序ある共生につきましては、外国人住民に対する

生活習慣や地域ルールの理解促進など、共に安心して暮らすための環境づくりが重要であります。

先月、国が決定した外国人の受入れ・秩序ある共生のための総合的対応策において、国民と外国人の双方が安全・安心に生活し、共に繁栄する社会の実現を目指すといった基本的な考え方が示されたところであり、引き続き国の動向も注視しながら、市町村や関係機関等と連携し、外国人住民との秩序ある共生に向けて取り組んでまいります。

（保健福祉部長菅野俊彦君登壇）

●保健福祉部長（菅野俊彦君） お答えいたします。

障がい者など配慮の必要な人に対する歯科保健医療対策につきましては、今年度、障がい者等の歯科診療体制の現状や課題等を把握するため、県歯科医師会と連携し実態調査を実施しており、新年度は障がい者等の診療体制の在り方検討や適切な口腔ケアの啓発などを行うこととしております。

引き続き、障がい者等に対する歯科保健医療対策に着実に取り組んでまいります。

（避難地域復興局長市村尊広君登壇）

●避難地域復興局長（市村尊広君） お答えいたします。

避難地域への移住、定住の促進に向けた住まいの確保につきましては、移住者が希望する住宅を供給できることが重要であります。

新年度からは、一部の自治体が行っている移住者向けの家賃補助について、県が避難地域全体に対象を拡大して実施し、家賃負担の軽減を図るとともに、国の補助事業を活用した民間による再生賃貸住宅の整備を促進するなど、多様な住環境を整えることにより、移住、定住の促進につなげてまいります。

（教育長鈴木竜次君登壇）

●教育長（鈴木竜次君） お答えいたします。

公立小中学校における児童生徒の学力向上につきましては、分かることを実感できる授業づくりを組織的に進めることが重要であります。

このため、指導主事による伴走支援を通じて、県独自のデジタルドリルの活用により一人一人の学習状況等を把握して指導に生かす方法や、授業改善の好事例を共有するなど、各校の校内研修の充実を図っているところであり、引き続きこれらの取組を通して、児童生徒のさらなる学力向上に取り組んでまいります。

次に、県立高等学校における探究的な学びの推進につきましては、多様な主体との持続的な連携体制を構築することが重要であります。

そのため、地域探究コーディネーターを県内七地域に配置するほか、海外の大学等と連携した探究活動を推進している郡山高校の取組をはじめとした先進事例を共有する教員研修を行うなど、地域人材や大学生等の多様な主体と連携した探究活動への支援を通じて、探究的な学びを一層推進してまいります。

次に、公立中学校における部活動の充実につきましては、急激な少子化が進む中でも、教育的意義を踏まえた生徒一人一人の自己実現につながる指導が大切であります。

そのため、市町村に対し、県が作成した学校部活動の在り方に関する方針に基づき、生徒のニーズに応じた効果的、計画的な指導を行うよう要請しているところであります。

引き続き、生徒が意欲を持って取り組めるよう、関係機関と連携しながら部活動の充実に努めてまいります。

次に、公立学校における情報モラル教育につきましては、ふくしま情報モラル診断などを活用し、教員が児童生徒の情報倫理に関する基礎知識等の習得状況を確認しながら、児童生徒が被害者にも加害者にもならない正しい判

断力と危険の回避など、適切に行動できる力を身につけられるよう取り組んでいるところであります。

引き続き、保護者や関係機関と連携し、情報モラル教育を一層推進してまいります。

次に、個別的教育支援計画の活用につきましては、進級や進学などにより学びの場が変わっても、児童生徒へのきめ細かな支援を継続する上で重要であります。

このため、教育、医療、福祉等の関係者に本計画の理解を図るほか、教員が効果的に活用できるよう実践的な研修に取り組んでいるところであり、引き続き関係機関と連携しながら本計画の活用を推進し、学びの充実につなげてまいります。

●議長（矢吹貢一君） これをもって、佐藤徹哉君の質問を終わります。

通告により発言を許します。四十四番三瓶正栄君。（拍手）

（四十四番三瓶正栄君登壇）

●四十四番（三瓶正栄君） 県民連合議員会の三瓶正栄でございます。質問に入る前に所信の一端を述べさせていただきますと思います。

本年は、明治九年に現在の福島県が誕生してから百五十周年、そして東日本大震災と原発事故から十五年を迎える節目の年であります。

本県の歴史は、幾多の困難との闘いの連続でありました。

明治二十一年の磐梯山噴火、昭和二十年の郡山大空襲、そして平成二十三年の東日本大震災と原発事故、さらには繰り返される豪雨などの自然災害、私たちは幾度となく自然の猛威と時代の荒波にさらされてまいりました。

しかし、その都度、本県を支えてきたのは先人の不撓不屈の精神であります。

明治十五年、広大な原野を実りの大地へと変えた安積疏水の完成をはじめ、

先人たちは自らの力で共に困難を乗り越え、本県発展の礎を築き上げてまいりました。

そして今、震災からの復興・創生という未曾有の挑戦においても、県民一人一人の歩みは止まることはありません。

こうした先人と今を生きる県民の絶え間ない努力こそが、郷土、福島が世界に誇る不屈の軌跡そのものであります。

ここで、私たちが決して忘れてはならないものがあります。福島が誇る自由民権運動の精神であります。

我が郷土、三春町が生んだ政治家、河野広中はいかなる困難や圧政にも屈せず、自らの手で未来を切り開く自由民権の旗をこの地に掲げました。

この志こそが時代を超え、今を生きる県民の胸に宿り続ける福島の魂にほかなりません。

県政百五十周年という歴史的転換点に立つ今、私たちは先人の足跡を単なる記憶にとどめるのではなく、次の百年に向け歩みを進めていくことが重要であります。

私は、この歴史の重みをいま一度肝に銘じまして、以下追加代表質問に入ります。

初めに、二月補正予算についてであります。

今年度の補正予算は、米国税措置への対応をはじめ、物価高に対応する県独自の取組や国の補正予算を踏まえ、これまで七回に及ぶ補正予算が編成されました。

二月補正予算においても、物価高に対応する県独自の取組や国の補正予算を活用した事業など、緊急に措置すべき経費が計上されている一方、事務事業の年間所要見込額の確定に伴う減額予算も計上されております。

また、歳入予算においては、県税や地方交付税などを増額しており、有効

な活用が求められるところであります。

そこで、二月補正予算編成に当たった県の考え方についてお尋ねいたします。

次に、令和七年度の県税収入についてであります。

令和七年度当初予算における県税収入については、物価上昇の消費への影響や企業の生産活動の動向等を踏まえ、総額二千四百五十二億円が計上されたところでありますが、先日追加提案された令和七年度二月補正予算における今年度の税収見込みは、当初予算から四十三億円の増額となっております。

最近の景気動向は、金融資本市場の変動等を注視していく必要があるものの、雇用、所得環境が改善する中、緩やかに回復しているとされているところであります。

県の貴重な自主財源である県税収入については、こうした景気動向を踏まえ、適切に見込むことが極めて重要であると考えます。

そこで、県は令和七年度の県税収入をどのように見込んだのかお尋ねいたします。

次に、復興再生についてであります。

東日本大震災と原発事故から間もなく十五年となり、時間の経過とともに記憶の継承が難しくなってきたと感じております。

また、国内においては、一昨年の能登半島地震をはじめ、毎年のように全国各地で大規模な災害が発生しており、東日本大震災と原発事故の風化に拍車がかかっている状況であると考えております。

本県の復興は今なお途上であり、風化の進行は本県に対して国内外からの共感や理解が得られにくくなるなど、復興に向けた障壁になりかねないという危惧をいたしております。

この四月からは第三期復興・創生期間に入ります。

これまで以上に復興を加速させていくためには、本県への関心を呼び起こし理解醸成を進めることが必要であり、風化の防止に向けた情報発信が極めて重要であると考えております。

そこで、知事は震災から十五年を迎える中、風化対策にどのように取り組んでいくのかお尋ねいたします。

次に、F・R・E・Iについてであります。

F・R・E・Iは福島イノベーション・コースト構想をさらに発展させるのみならず、産業競争力を世界最高の水準に引き上げ、経済成長や国民生活の向上に貢献する、世界に冠たる創造的復興の中核拠点となることが期待されております。

その実現に向けては、F・R・E・Iにおける研究開発やその成果を生かした産業化等の取組が着実に進むことが必要と考えております。

このため、設置主体である国において必要な事業を展開するとともに、中長期的な財源が確保されるよう、県には引き続きF・R・E・Iの活動を支える立場から国との調整をしっかりと進めていくよう望む次第であります。

そこで、県はF・R・E・Iの活動が着実に進むよう、今後どのように取り組むのかお尋ねいたしたいと思っております。

次に、人口減少対策についてであります。

先日の代表質問で、我が会派の宮下議員から人口減少に関する課題点等を指摘し、御答弁をいただいたところでありますが、県政上の最重要課題の一つでもあり、改めて質問をさせていただきます。

令和六年四月、民間有識者会議から消滅可能性自治体に関するレポートが公表され、私の地元三春町も該当し、大きな衝撃を受けたところであります。

そのポイントは、地域から若者、特に女性の転出超過が継続すれば、地域の存続に関わるということでありました。

広大な県土を有する本県では、地域で人口減少の状況や人の流れにも差異があり、また、進学、就職における若者の県外への動きも様々であります。

若年層の転出超過が続く状況を少しでも緩やかにするためには、地域の実情や若者たちの考え方に寄り添ったきめ細やかな人口減少対策を進め、若者にも選ばれる地域を目指していくことが重要だと考えております。

そこで、人口減少対策は地域特性や若者の声を踏まえて取り組むべきと思いますが、知事の考えをお尋ねいたします。

次に、県外企業を対象とした関係人口の拡大についてであります。

人口減少が深刻化する状況下において、その対策の一つとして、県外からの新たな人の流れを創出していくことが考えられます。

昨年、田村市で子供向けのイベントが開催され、三百名を超える親子が参加し、大いににぎわいました。このイベントの実施に当たっては、県が関係人口の創出に向けて連携している県外の企業の社員の皆さんが地元の皆さんと一緒に楽しみながら手伝いをされていたと聞いております。

このような県外企業と地域との交流をさらに進めていくことで、外部人材と地域住民の知見が混ざり合い、新たな発想が生まれるとともに、地域の人手不足の解消につながるなど様々な効果が生まれ、地域の活性化や地域課題の解決に寄与することが期待されます。

そこで、県は県外企業を対象とした関係人口の創出にどのように取り組んでいくのかお尋ねいたします。

次に、地方創生についてであります。

昨年十月、JR東日本から公表された令和六年度における利用の少ない線区、いわゆる赤字路線について、県内では、私の地元三春町を走る磐越東線をはじめ、県内五路線、十二区間が対象となりました。

少子高齢化に伴う人口減少や車社会の進展などにより鉄道利用者が少なく

なっていることを受け、青森県の津軽線や千葉県の久留里線において一部区間の廃止が公表されております。

鉄道は県民の足を支える重要な交通機関であり、長年、地域の発展にも寄与してまいりました。

その鉄道を存続させるためには、これまで以上に沿線自治体や関係者と一体となって利活用を図っていく必要があると考えます。

そこで、県は在来線の利活用促進にどのように取り組んでいくのかお尋ねいたします。

次に、ふくしまDCにおける海外への情報発信についてであります。

観光庁が昨年十二月に発表した令和七年の年間訪日外客数は過去最高を更新しました。

今後のインバウンド需要の拡大が見込まれる中、その流れを本県に取り込んでいくことが重要であります。

四月より始まるふくしまDCに向けて、県内各地では観光客の受入れの機運も高まっております。

そのような状況を踏まえ、国内の観光客はもとより、海外からの誘客に向けた情報発信を強力に進めることで、DC本番と来年のアフターDCでの海外からの誘客につなげられるものと考えます。

そこで、県はふくしまDCにおいて海外への情報発信にどのように取り組むのかお尋ねいたします。

次に、福島空港についてであります。

県が公表している福島空港利用状況によりますと、令和七年度の搭乗者数は昨年十二月現在で二十一万七千九百二十二人であり、昨年度と比較して一万四千五百七十三人、率にして七・二％増加しております。

搭乗者数の増加には、大阪・関西万博の開催や就航二周年を迎えた台湾便

が大きく関係していると推測しております。

このように、大きな国内イベントの開催や国際チャーター便の運航が福島空港の搭乗者数の増加に寄与しておりますが、今後も安定した搭乗者を確保するためには、基幹路線である大阪と札幌の二つの路線の搭乗数の確保にしっかりと取り組んでいくことが重要と考えます。

そこで、県は福島空港国内線の利用促進にどのように取り組んでいくのかお尋ねいたします。

次に、県産品の魅力発信についてであります。

本県は、会津塗や大堀相馬焼などの歴史と伝統に培われた工芸品、さらには全国新酒鑑評会で金賞受賞数日本一に輝く日本酒をはじめ、全国に誇る多様で質の高い県産品を有しております。

四月から本番を迎えるふくしまDCは、これらの魅力を全国へ力強く発信するまたとない機会であり、しっかりと取り組むべきと考えております。

そこで、県は県産品の魅力発信にどのように取り組んでいくのかお尋ねいたします。

次に、伝統文化の継承についてであります。

本県には、地域に根差した民俗芸能や祭り、年中行事などの伝統文化が数多く残っており、地域コミュニティの維持や強化、さらに世代間の交流という役割を担っております。

しかしながら、人口減少や少子高齢化などにより、担い手の確保は非常に難しくなっており、活動の縮小を余儀なくされる団体や、存続自体が難しくなっている団体もあります。

私は、県内各地の伝統文化は次世代に受け継がれるべき県民共通の財産であり、その保存、継承にしっかりと取り組んでいかなければならないと考えております。

そこで、県は伝統文化の継承にどのように取り組んでいくのかお尋ねいたします。

次に、物価高対策についてであります。

物価高騰の長期化により、県内の中小企業を取り巻く経営環境は一段と厳しさを増しております。

中小企業の皆様からは、数年前と比べて原材料価格が二、三倍に高騰していることに加え、設備のメンテナンス費用や機械関連コストの増加、さらには委託経費の上昇などが経営に大きな影響を及ぼしているとの切実な声を伺っております。

こうした厳しい状況の下、中小企業が将来に希望を持ち、安心して事業を継続していくためのさらなる支援が必要であると考えております。

そこで、県は物価高の影響を受けている中小企業への支援にどのように取り組んでいくのかお尋ねいたします。

次に、農業の生産コストの低減についてであります。

農業においても、資材や肥料価格の高騰に加え、人件費、物流費も上昇し、農業者の経営に大きな影響を及ぼしております。

昨年、国が公表した二〇二五年農林業センサスによりますと、県内の農業経営体数はこの五年で一万二千二百九十九経営体、率にすると二六・六％も減少しており、この物価高により今後、農業をやめざるを得ないとの声も聞かえてきております。

食えることは生きることであり、食料安全保障の確保の観点からも、農業は私たちの食生活になくてはならない重要な産業であります。

将来にわたり農業が持続可能な産業として継続するためには、農業経営の効率化が重要であり、その中でも農業の生産に係るコスト低減に向けた取組を進めていくことが必要であると考えます。

そこで、県は農業の生産コストの低減にどのように取り組んでいくのかお尋ねいたします。

次に、公共工事における物価の高騰についてであります。

令和八年度は、第三期復興・創生期間や第一次国土強靱化実施中期計画の初年度であり、県では避難地域の復興や激甚化する自然災害を想定した防災・減災対策など、県民生活の安全・安心を確保するため、引き続き社会資本の整備を推進する必要があります。

一方で、人口減少、担い手不足を背景とした人件費の上昇や円安、地政学上のリスクに起因する原油価格高騰の影響により、資材価格は依然高水準にあり、社会資本整備の計画的な事業推進への影響が懸念されております。

そこで、県は公共工事において物価の高騰にどのように対応していくのかお尋ねいたします。

次に、建設業の担い手の確保についてであります。

建設業は、県民生活を支える道路や河川などの公共インフラ施設の整備から民間建築物や一般住宅の建設などを担う重要な産業であります。

また、一たび災害が起きれば、最前線での対応にも当たる、県民生活と社会経済活動を支える上では欠くことのできない産業であります。

現在、様々な産業で担い手不足にある中、次世代を担う若者たちに選んでもらえるよう、旧3Kのきつい、汚い、危険のイメージが、新4Kの給料、休暇、希望、格好いいに変わってきていることを大いにアピールし、担い手確保に向けた取組を進めることが重要であると考えます。

そこで、県は担い手の確保に向け、県内建設業の魅力発信にどのように取り組んでいくのかお尋ねいたします。

次に、県民の健康づくりの推進についてであります。

東日本大震災に伴う避難生活の長期化や生活環境の変化に加えて、新型コ

コロナウイルス感染症の影響による運動、社会参加の機会の減少など、様々な要因が重なり、本県の健康指標は全国平均を上回る厳しい状況となっております。

このような中、医療保険の保険者が行う特定健診は住民の健康寿命の延伸や医療費の適正化に資する重要な取組であります。本県の国民健康保険被保険者の特定健診受診率は令和五年度で四四・六五％と、国が定める目標の六〇％には達していない状況であります。

こうした状況を踏まえ、健診を実施する市町村を支援するとともに、特定健診の必要性や受診のメリットを広く被保険者に伝える必要があると考えます。

そこで、県は国保被保険者の特定健診受診率向上にどのように取り組んでいくのかお尋ねいたします。

次に、介護・福祉の充実についてであります。

実は私自身、この半年余り母の介護を経験しました。

母の老いに直面し、家族だけでは支え切れない現実と仕事の両立の難しさを痛感いたしました。

そのような中、現場で支えてくださる介護職員の皆様の存在に幾度も救われ、その重責と御苦労を身をもって知ることができました。

県内の介護事業者は人手不足に加え、物価高による経費の増加や最低賃金の引上げ等による人件費の上昇により、運営が厳しい状況にあります。

また、令和六年度の介護報酬改定で訪問介護等サービスの基本報酬が引き下げられたことなどから、特に小規模な事業所にとっては負担が大きくなっております。

介護報酬改定は三年に一度行われますが、昨今の厳しい状況に鑑み、国は次期改定を待たず、令和八年度に臨時改定を実施することといたしました。

しかし、介護従事者の流出を食い止め、人材を確保するためには、さらなる処遇改善が必要であると考えます。

また、介護事業者が必要なサービスを円滑に継続することができるよう、経営改善など課題解決に向けた対策を強化していく必要があります。

そこで、県は介護事業者への支援にどのように取り組んでいくのかお尋ねいたします。

次に、危機管理対策についてであります。

未曾有の大災害から今年で十五年が経過します。

これまで県民の皆さんのためまぬ努力と国内外からの温かい御支援のおかげで、福島復興は着実に前へ進んでおります。

一方で、我が国では日本海溝・千島海溝周辺海溝型地震をはじめ大きな災害が想定されており、いつ起こるか分からない災害から自分の命を守るためには、県民一人一人が日頃から防災の意識を持ち、災害に備えておくことが大切であります。

このような中、県では令和六年三月に、日頃から一人一人が自分に合った適切な避難行動について考え、備えるマイ避難の考えを推進するため、福島県防災アプリを導入し、その普及に取り組んでおりますが、いざというときに正しく使うことができるよう、さらなる推進をしていくことが重要だと思えます。

そこで、県は福島県防災アプリのさらなる利用促進にどのように取り組んでいくのかお尋ねいたします。

次に、教育行政についてであります。

本県中学生の部活動は大きな転換点を迎えております。

文部科学省は、令和七年十二月に新たなガイドラインを策定し、令和十三年度までに休日の部活動を地域が主体となる地域クラブ活動に地域展開する

新たな改革の方向性を示しました。

急激に少子化が進む中においても、子供たちが将来にわたって継続的にスポーツや文化芸術活動に親しめる環境を維持するためには、当事者である生徒を中心に考え、地域全体で関係者が連携して支え、幅広い活動機会を保障することが重要と考えます。

そこで、県教育委員会は公立中学校における休日の運動部活動の地域展開を進める市町村を今後どのように支援していくのかお尋ねいたします。

また、学校の部活動は主に教員が顧問として支えてまいりましたが、教員の負担が課題となっております。

そこで注目されているのが部活動指導員の存在であります。

生徒は、その道の専門知識を持つ人から直接指導を受けることで、上達する喜びがより大きくなります。

また、教員は空いた時間を授業の準備などに充てることができるようにもなります。

そのためには、専門的な指導ができる質の高い部活動指導員が必要であると考えます。

そこで、県教育委員会は公立中学校における部活動指導員の資質向上にどのように取り組んでいくのかお尋ねいたします。

次に、いじめ、不登校防止対策についてであります。

文部科学省の調査によると、令和六年度の福島県における県立高等学校のいじめ認知件数は三百三件と過去最多を更新しました。

この認知件数の増加については、いじめを積極的に認知し、早期対応することが各学校で浸透しているためと伺っております。

近年、いじめの形は多様化し、他県では高校生による暴力動画が拡散され、大きな問題となっております。

身体的暴力だけではなく、SNS等での画像、動画の投稿、拡散、ネット上での誹謗中傷、個人情報さらしなど、オンライン空間を用いたいじめが深刻化しております。

このような多様化するいじめ問題に対して、いじめの未然防止を進めていく必要があると思います。

そこで、県教育委員会は県立高等学校におけるいじめ防止にどのように取り組んでいくのかお尋ねいたします。

また、同調査によりますと、本県公立小中学校の不登校児童生徒数が過去最多の四千二百九十五人、いじめの認知件数が七千五十四件、暴力行為が千四百九十三件となるなど、不安や悩みなどを抱える子供が大変増加していると感じております。

子供を取り巻く環境が複雑化、多様化する中で、子供一人一人の困り感に応じて組織的に支援していくことが大変重要であると考えております。

そこで、県教育委員会は公立小中学校における教育相談体制づくりについての取り組みについてお尋ねいたします。

次に、スクールカウンセラー及びスクールソーシャルワーカーの増員についてであります。

学校においては、スクールカウンセラーやスクールソーシャルワーカー等と連携して、児童生徒の個々の状況に合わせて切れ目のない支援をしていくことが大切であると考えております。

しかし、現在スクールカウンセラー及びスクールソーシャルワーカーは全ての学校に配置されておらず、必要なときにすぐに対応できないことも懸念されることから、子供たちが安心して学校生活を送るためにもその改善が望まれるところであります。

そこで、公立学校においてスクールカウンセラー及びスクールソーシャル

ワーカーの増員を図るべきと思いますが、県教育委員会の考えをお尋ねいたします。

最後になりますが、詐欺防止対策についてであります。

県内では、毎日のように詐欺被害のニュースが報じられており、被害件数や被害額の多さ、手口の巧妙さに驚くばかりであります。

県警察によれば、令和七年中の県内におけるなりすまし詐欺の被害件数は二百四件、被害額は約十三億円を超え、SNS型投資・ロマンス詐欺の被害件数は百四十件、被害額が二十一億円を超えるなど、令和六年と比べ大幅に増加していることとあります。大変深刻な問題であると考えております。

これらのなりすまし詐欺等の多くは、匿名・流動型犯罪グループなどが組織的に敢行しており、警察官や社長をかたる詐欺など、手口が次々に新たに変わっていると伺っております。

こうした詐欺の被害から県民を守るためには、変化する詐欺の手口や対策等を分かりやすく、しかも繰り返し伝えていくことが大切だと考えます。

そこで、県警察は詐欺被害防止のための情報発信にどのように取り組んでいくのかお尋ねいたします。

以上で私の質問を終わります。御清聴ありがとうございました。（拍手）

●議長（矢吹貢一君） 執行部の答弁を求めます。

（知事内堀雅雄君登壇）

●知事（内堀雅雄君） 三瓶議員の御質問にお答えいたします。

風化対策についてであります。

風化の進行は、復興を進めていく上で大きな妨げとなることから、これまで私が先頭に立ち、講演会や交流会をはじめ様々な機会を捉え、復興に向けて果敢に挑戦する福島県の姿や県産品、観光の魅力など、県民の皆さんの誇りが詰まった「ふくしまプライド。」を丁寧伝えてまいりました。

新年度は、首都圏への発信を強化するほか、情報が届きにくい遠方の地域において本県への関心度の低下が見られることから、イベントや各種メディアを活用した取組を関西圏や中部圏等で一層拡充するとともに、新たに北海道でも展開するなど、市町村と連携しながら、福島の今が伝わる情報発信に取り組んでまいります。

来月には、震災と原発事故から十五年を迎え、四月からはDCが開催されるなど、本県に対して多くの注目が集まります。

これまでの温かい御支援に対する心からの感謝の気持ち、ありがとうございます。伝えするとともに、福島に心を寄せてくださる皆さんとの絆や御縁をより一層深めながら風化対策に力を注いでまいります。

次に、人口減少対策についてであります。

本県では、浜通り、中通り、会津地方それぞれで産業構造等が異なり、人口動態にも違いがあることから、その特徴を把握するため、今年度、詳細なデータ分析を行いました。

その結果、若年層の県外への転出傾向が地域ごとに異なることや、進学先として首都圏ではなく、本県の近隣県の割合が高まっていることなどが明らかとなり、こうした多様化する若者の考えを意識した対策の重要性を改めて認識しております。

このため、新年度は、首都圏等の本県出身若年層への意識調査を継続するほか、新たに大学生等との座談会を開催し直接意見を伺うなど、若者の声を丁寧に把握するとともに、ふくしま共創チームにおいても共有し、地域ごとの活動に生かしてまいります。

また、こうした若者の思いを大切にしつつ、各地方振興局において学生と地元企業との交流や体験ツアーの実施など、地域の魅力や特徴を踏まえた対策をさらに加速させてまいります。

引き続き、市町村や地域の皆さんと意思を一つにし、若者をはじめ、あらゆる世代の方々が将来に希望を持ち、「福島で働きたい、福島に住み続けたい」と思っていただけるよう、魅力ある県づくりに積極的に取り組んでまいります。

その他の御質問につきましては、関係部長等から答弁をさせます。

（総務部長國分 守君登壇）

●総務部長（國分 守君）お答えいたします。

二月補正予算につきましては、物価高への対応や国の補正予算を活用した事業、今後の降雪に備えた除雪費など、緊急に措置すべき経費に加え、年間所要見込額の確定等に伴う補正についても計上いたしました。

また、不測の財政需要や将来の県有施設の維持補修等に備えた基金積立てを行うとともに、県債残高の抑制を図るなど、将来負担の軽減にも配慮し、編成したところであります。

引き続き、適切な事業執行に努めながら、健全な財政運営に取り組んでまいります。

次に、令和七年度の県税収入につきましては、給与所得の増加や株価の上昇などに伴い、個人県民税所得割及び株式等譲渡所得割が増収となることなどから、今議会において四十三億二百万円の増額補正を計上し、当初予算比一・八％増となる総額二千四百九十五億二千百万円を見込んだところであります。

引き続き、景気動向等を注視しながら、県税収入の確保に万全を期してまいります。

（危機管理部長細川 了君登壇）

●危機管理部長（細川 了君）お答えいたします。

防災アプリの利用促進につきましては、防災イベント等、様々な機会を通

じた広報やアプリ利用キャンペーン等の実施により、ダウンロード数が約十二万件となっております。

新年度は、アプリのさらなる普及に向けた広報に加え、マイ避難シート作成などのアプリの機能を実践を通して学べる講習会の開催などにより、県民一人一人の日頃からの備えや適切な避難行動につながるよう、防災アプリの利用促進に取り組んでまいります。

（企画調整部長五月女有良君登壇）

●企画調整部長（五月女有良君）お答えいたします。

F・R・E・Iの活動につきましては、研究開発等の機能が最大限発揮され、その成果が本県の産業化や人材育成等につながるよう、県としても取り組むことが重要と考えております。

このため、国に対して中長期的な財源確保をはじめとする総合的な支援や施設の早期整備等を求めるほか、県、F・R・E・I、福島イノベ推進機構の三者による包括連携協定に基づき、広域連携や理解醸成を促進するなど、様々な取組を着実に進めてまいります。

次に、県外企業を対象とした関係人口の創出につきましては、これまで地域交流型ワークショップなどの推進により、延べ約七百五十人との関わりが生まれております。

新年度は、本県との交流を希望する新たな企業を開拓するため、デジタル広告やイベント出展等により、本県の魅力や復興の状況、地域貢献を通じた人材育成の取組などについて広くPRを行うこととしております。

引き続き、県外企業との連携を進め、関係人口の創出に取り組んでまいります。

（生活環境部長宍戸陽介君登壇）

●生活環境部長（宍戸陽介君）お答えいたします。

在来線の利活用促進につきましては、沿線自治体や住民と一体となって、マイルール意識の醸成や鉄道を生かした地域の活性化につなげていくことが重要であります。

このため、SNS等を活用した魅力発信や若い世代のアイデアを取り入れた企画列車の運行に取り組むほか、新年度は磐越西線沿線地域で鉄道博を開催し、にぎわいづくりを展開するなど、引き続き沿線自治体等と連携しながら在来線の利活用促進に取り組んでまいります。

（保健福祉部長菅野俊彦君登壇）

●保健福祉部長（菅野俊彦君） お答えいたします。

国保被保険者の特定健診受診率向上につきましては、「年に一回、一時間」を合い言葉に、ロゴマーク作成やテレビCM等により健診の有効性や必要性の認知度を高め、受診を促す取組を行っております。

新年度は、作成した広報素材を活用し、健診の時期に重点的に広報を行うほか、未受診者への効果的な受診勧奨を実施するなど、引き続き市町村と連携しながら、受診率の一層の向上に取り組んでまいります。

次に、介護事業者への支援につきましては、現在、国の経済対策において措置された物価高騰や職員の賃上げに対応するための財源を活用した支援に取り組んでおります。

また、県独自に事業所に専門家を派遣し、介護職員の処遇改善を促すとともに、コンサルティングに要した経費を補助するなど、事業者の経営改善の取組を支援しております。

引き続き、介護サービス提供体制の維持確保に向け、介護事業者への支援に取り組んでまいります。

（商工労働部長小貫 薫君登壇）

●商工労働部長（小貫 薫君） お答えいたします。

物価高の影響を受けている中小企業への支援につきましては、製造業を営む事業者が行う効率化に資する生産設備の更新に対する補助などを行っているところであります。

来月十六日からは、省エネルギー化に資する設備の更新に係る補助の申請受付を開始するほか、その後も引き続きLPGガスや特別高圧電力使用者の料金負担軽減を図っていくなど、中小企業の経営安定化に向けた支援に取り組んでまいります。

（農林水産部長沖野浩之君登壇）

●農林水産部長（沖野浩之君） お答えいたします。

農業の生産コストの低減につきましては、生産性の向上を図ることが重要であるため、農地の大区画化、集積、集約化に加え、スマート農業や収穫量が多い品種の導入支援を進めているところであります。

新年度からは、スマート農業技術を効果的に活用する大規模経営モデルを構築していくほか、効率的な栽培方法の導入支援により麦や大豆等の生産力強化を図るなど、物価高の中でもうかる農業の実現に向け、引き続き農業の生産コストの低減に取り組んでまいります。

（土木部長矢澤敏幸君登壇）

●土木部長（矢澤敏幸君） お答えいたします。

公共工事における物価高騰への対応につきましては、工事の発注から完成までの物価変動を適切に工事費へ反映させることが重要であります。

このため、発注時に最新の労務費や毎月更新する資材費等を用いて工事費を積算しているほか、契約後に大幅な物価変動が確認された場合には、スライド制度を活用し、契約を変更できることとしており、引き続き最新の物価を反映した工事費の積算に努めながら、物価の高騰に適切に対応してまいります。

次に、担い手の確保に向けた県内建設業の魅力発信につきましては、若い世代が建設業のやりがいや楽しさを感じられるよう、若手や女性技術者等が現場で活躍する姿を動画で発信するほか、最新のICT機器を体験できる現場見学会等を開催しております。

新年度は、建設業をより身近に感じられるよう、重機シミュレーターの操作体験ができる家族向けのイベントを開催するなど、様々な手法により、建設業で働く魅力を積極的に発信してまいります。

(文化スポーツ局長紺野香里君登壇)

●文化スポーツ局長(紺野香里君) 答えいたします。

伝統文化の継承につきましては、民俗芸能団体を対象とした担い手育成に係る研修会の開催のほか、課題を抱える団体に対して専門家を派遣し助言指導を行うなど、個々の実情に応じた支援を実施しております。

また、発表機会として「ふるさとの祭り」を開催し、継承意欲を高めるとともに、次世代を担う子供たちが地域の伝統文化を愛する心を醸成するため、郷土の文化を体験する機会を設けるなど、引き続き関係団体等と連携し、伝統文化の継承に取り組んでまいります。

(観光交流局長藤城良教君登壇)

●観光交流局長(藤城良教君) 答えいたします。

ふくしまDCにおける海外への情報発信につきましては、DC期間中に県内各地で実施される特色ある特別企画を大ゴッホ展の魅力と併せて、来月からJRの海外向けウェブサイトや海外インフルエンサー等を活用し、幅広くPRしてまいります。

DCを契機に、海外の多くの方々が本県ならではの観光の魅力を知り、実際に来て、楽しんでいただけるよう、今後も外国人の目線に立った伝わる情報発信を進めてまいります。

次に、福島空港国内線の利用促進につきましては、これまで大阪・札幌定期路線における各種キャンペーンの実施や国内線チャーター便の誘致等により利用者数の増加に取り組んできたところであります。

新年度は、航空会社と連携し、県内の各自治体と就航先の旅行会社による定期路線を利用した新たな旅行商品の造成を支援するとともに、ふくしまDCや県政百五十周年のPRも行いながら、福島空港国内線の利用促進に取り組んでまいります。

次に、県産品の魅力発信につきましては、新年度ふくしまDC特別企画の一つとして、六月に開催するふくしまの酒・味噌醤油まつりにおいて、県産品の作り手がその魅力を消費者に直接伝える販売ブースの設置などを企画しております。

加えて、ふくしまの酒をはじめとして、工芸品や加工食品など幅広い県産品の魅力を消費者に伝えるため、SNS等を積極的に活用したプロモーションを展開し、さらなる魅力発信に取り組んでまいります。

(教育長鈴木竜次君登壇)

●教育長(鈴木竜次君) 答えいたします。

休日の運動部活動の地域展開につきましては、改革実行期間が始まる新年度は四十二の市町村で取組を進めることとなっております。

県教育委員会といたしましては、市町村の教育委員会とスポーツ部局の連携を促進する会議や広域連携を後押しする会議の新設、専門アドバイザーによる市町村への助言など、文化スポーツ局と連携し、関係団体に協力を求めながら市町村を支援してまいります。

次に、公立中学校における部活動指導員の資質向上につきましては、教員の負担軽減と生徒のニーズに応じた持続可能な活動環境を整える上で必要であると考えております。

そのため、市町村教育委員会や学校に対し、服務規律等について学ぶ研修の実施を要請していることに加え、次年度においては、部活動の教育的意義や効率的、効果的な活動等に関する研修資料を作成し、指導力向上につなげるなど、引き続き市町村教育委員会と連携し、部活動指導員の資質向上に一層努めてまいります。

次に、県立高等学校におけるいじめ防止につきましては、学校全体で生徒の小さな変化を見逃さずに、いじめにつながらないよう適切に対応することが重要であります。

このため、いじめの早期発見、早期対応に係る事例集等を活用し、校内研修を充実させるとともに、スクールカウンセラーと連携し、きめ細かな教育相談を行うなど、いじめの兆しを見逃さないようチームとして対応しているところであり、今後ともいじめ防止に組織的に取り組んでまいります。

次に、公立小中学校における教育相談体制づくりにつきましては、児童生徒の心の変化を的確に把握し、チームで対応する仕組みを整えることが重要であります。

このため、大学教授などを招聘し、校内外との連絡調整を行う教育相談担当教員と管理職を対象に、心理に関する専門性向上を目的とした研修会等を実施しているところであり、引き続きスクールカウンセラー等と連携し、児童生徒の課題に組織的に対応できるよう、教育相談体制の充実に取り組んでまいります。

次に、スクールカウンセラーにつきましては、全ての県立高校及び公立中学校に配置し、未配置の小学校には近隣の中学校から派遣する体制を整えており、また、スクールソーシャルワーカーについては、各教育事務所等に配置し、学校からの要請に基づき派遣しております。

今後も児童生徒が抱える様々な課題にきめ細かく対応してまいります。

（警察本部長森末 治君登壇）

●警察本部長（森末 治君） お答えいたします。

詐欺被害防止のための情報発信につきましては、詐欺の被害が止まらない現状を踏まえ、県民にとって被害防止に役立つ情報を分かりやすく伝える取組を進めております。

具体的には、様々な詐欺の手口等を紹介する動画や犯人からの電話を録音した記録などを県警公式SNSや防犯アプリ、防犯教室等で活用するほか、テレビCMやバナー広告等を通じて注意喚起するなど、あらゆる広報手段を活用して詐欺被害の防止に努めてまいります。

●議長（矢吹貢一君） これをもって、三瓶正栄君の質問を終わります。

本日は、以上をもって議事を終わります。

明二月二十八日及び三月一日は県の休日のため休会、二日は定刻より会議を開きます。

議事日程は、県の一般事務に関する質問及び知事提出議案第一号から第八十六号までに対する質疑であります。

これをもって、散会いたします。

午後二時四十五分散会

令和八年三月二日（月曜日）

午後一時一分開議

午後四時三十三分散会

議事日程

午後一時開議

一、日程第一 県の一般事務に関する質問

二、日程第二 知事提出議案第一号から第八十六号まで

付議議案に対する質疑

本日の会議に付した事件

一、県の一般事務に関する質問及び知事提出議案第一号から第八十六号までに対する質疑

出席議員

一	番	金澤拓哉君	二	番	菅田憲孝君
三	番	木村謙一郎君	四	番	矢吹貢一君
五	番	石井信夫君	六	番	佐藤徹哉君
八	番	半沢雄助君	九	番	猪俣明伸君
十	番	山田真太郎君	十一	番	吉田誠君
十三	番	佐々木恵寿君	十四	番	山内長君
十五	番	渡辺康平君	十六	番	鈴木優樹君
十七	番	渡邊哲也君	十八	番	江花圭司君
十九	番	鳥居作弥君	二十	番	真山祐一君
二十一	番	安田成一君	二十二	番	渡部英明君
二十三	番	三村博隆君	二十四	番	大橋沙織君

二十五番	水野透君	二十六番	山口信雄君
二十七番	佐藤郁雄君	二十八番	佐藤義憲君
二十九番	佐々木彰君	三十番	高宮光敏君
三十一番	水野さちこ君	三十二番	伊藤達也君
三十三番	荒秀一君	三十四番	橋本徹君
三十五番	大場秀樹君	三十六番	宮本しづえ君
三十八番	山田平四郎君	三十九番	佐藤政隆君
四十番	先崎温容君	四十一番	鈴木智君
四十二番	佐藤雅裕君	四十三番	安部泰男君
四十四番	三瓶正栄君	四十五番	佐久間俊男君
四十六番	高野光二君	四十七番	古市三久君
四十九番	長尾トモ子君	五十番	満山喜一君
五十一番	渡辺義信君	五十二番	太田光秋君
五十四番	今井久敏君	五十五番	宮下雅志君
五十六番	亀岡義尚君	五十七番	瓜生信一郎君
五十八番	神山悦子君		
欠席議員			
四十八番	宮川えみ子君	五十三番	佐藤憲保君
説明のため出席した者			
県			
知事	内堀雅雄君		
副知事	鈴木正晃君		
副知事	佐藤宏隆君		
総務部長	國分守君		
危機管理部長	細川了君		

企画調整部長	生活環境部長	保健福祉部長	商工労働部長	農林水産部長	土木部長	会計管理者	出納局長(兼)	風評・風化戦略担当理事	原子力損害対策担当理事(兼)	企画調整部長	避難地域復興局長	企画スポーツ局長	文化スポーツ局長	保健福祉部長	こども未来局長	商工労働部長	観光交流局長	総務部	秘書課長	総務部主幹	企業局長	病院局長	病院事業管理者	病院局長	教育委員会
五月女有良君	穴戸陽介君	菅野俊彦君	小貫薫君	沖野浩之君	矢澤敏幸君	岸孝志君	岸孝志君	半澤浩司君	半澤浩司君	市村尊広君	紺野香里君	菅野寿井君	藤城良教君	川俣基君	佐藤讓君	阿部俊彦君	挾間章博君	菅野崇君							

教育長	選挙管理委員会	人事委員会	公安委員会	警察本部	労働委員会	監査委員	議会事務局職員	総務局長	議事課長	政務調査課長	議事課主任主査	議事課主任主査兼	齋藤幸恵君
鈴木竜次君	皆川由香君	大峰仁君	高橋良行君	森末治君	長根由里子君	渡辺仁君	白石孝之君	菅野義君	市川新吾君	後藤康治君	中村大君	齋藤幸恵君	

午後一時一分開議

●議長(矢吹貢一君) 開議に先立ち、五十三番佐藤憲保君より本日、四十八番宮川えみ子君より本日から三月六日まで、それぞれ欠席の届出がありますから、御報告いたします。

ただいま出席議員が定足数に達しております。
これより本日の会議を開きます。

●県の一般事務に関する質問及び知事提出議案 第一号から第八十六号までに対する質疑

●議長（矢吹貢一君）直ちに日程に入ります。

日程第一及び日程第二を一括し、県の一般事務に関する質問及び知事提出議案第一号から第八十六号まで、以上の各案に対する質疑を併せて行います。
通告により発言を許します。二十六番山口信雄君。（拍手）

（二十六番山口信雄君登壇）

●二十六番（山口信雄君） 自由民主党議員会の山口信雄です。本日、県立安積中学校の一期生六十名が午前中、大ゴッホ展を見た後に、午後一時半頃から三十名ずつの二班に分かれて、この本会議の傍聴に来る予定と聞いております。志高い生徒たちの中には、将来、政治家を目指そうと考える方も出てくるかもしれません。これから本県における様々な課題について伺いますので、当局の皆さんにおかれましては明快な御答弁をお願いした上で、質問に入らせていただきます。

初めに、水素関連産業の振興についてです。

昨年の十一月に、私は海外行政調査団の一員として、ドイツ・ノルトライン・ヴェストファーレン州政府やオランダ・ジェトロ・アムステルダム、スペイン・バスク州政府などを訪問し、水素及び再生可能エネルギーへの取組について伺ってまいりました。

その中で見えてきたのは、安全保障上の観点から、ヨーロッパ各国に共通するエネルギーに関する危機意識でした。今までロシアに依存してきた天然

ガスから水素エネルギーへ転換を図らなければなりません。

水素エネルギーの活用はコストが高いなどの課題を克服しながら、先頭を切って進めていく立場については我々と共有するとともに、これまで福島県で進められてきた浪江町の福島水素エネルギー研究フィールド、通称FHRなど、先駆的な取組に対して非常に高い関心が寄せられていることを強く実感してまいりました。

県内においては、工場での水素の利活用や燃料電池自動車、商用車が普及するなど、水素エネルギーの社会実装の動きは着実に進展していると感じており、さらに今後は次世代を見据えながら、地域経済の活性化や産業振興につなげていくことが大切な視点であると考えております。

そこで、知事は水素関連産業の振興にどのように取り組んでいくのかお尋ねいたします。

次は、津波発生時の円滑な避難についてです。

昨年の七月、カムチャツカ半島付近で巨大地震が発生し、津波警報が発表された際には、沿岸部の多くの住民が自動車で避難し、各地の道路において渋滞が発生しました。

また、その後の十二月には、青森県東方沖を震源とする地震に伴い、北海道三陸沖・後発地震注意情報が気象庁より発表されましたが、その際にも津波の第一波到達前後に避難する車による交通渋滞が発生しております。

幸い県内では津波による人的被害の報告はなかったようですが、十五年前の東日本大震災では、自動車による避難の最中に津波により多くの貴い命が犠牲となりました。

遠隔地で発生した津波の場合、津波が到達するまでに多少の時間的余裕がありますが、地震の発生源が近い場合においては、津波到達までのいとまがないことから、予測が難しい津波に備え、平時から市町村や関係機関と連携

した対策を講じておかねばなりません。

そこで、県は津波発生時の円滑な避難にどのように取り組んでいくのかお尋ねいたします。

次に、消防団の確保に向けた事業所との連携についてです。

消防団員の減少が人口減少等により全国的な傾向となっており、地域に密着した安全・安心を守るために、消防団員の確保が本県においても課題となっています。

特に消防団員の約八割が被雇用者であることから、円滑な消防団活動のためには事業所の支援が必要不可欠であり、特に地域の事業所に伴走支援を行っている商工会議所や商工会等による、事業所への消防団活動の理解と協力を求めるためのより一層の働きかけが必要であると考えます。

そこで、県は消防団員の確保に向けた事業所との連携にどのように取り組んでいくのかお尋ねいたします。

次は、FIREIの情報発信についてです。

FIREIは、設立から三年となる中、数々の直営ユニットによる体制構築を進めつつ、令和十年度から順次使用開始を目指すFIREI本体の施設設備に着手するなど、着実にその歩みを進めているところであります。

しかし、残念ながら、県外のみならず県内においても、FIREIに関する認知度はまだまだ低いと言わざるを得ない状況にあると思います。

昨年、私が海外行政調査団としてオランダのワヘニンゲン大学を訪れた際に、FIREIと連携した研究を行っている日本人教授のお話を伺う機会がありました。

彼は特殊な機械を使用し、光を当てた植物の葉から光合成により発生した酸素が植物内を移動する様子を可視化させることに成功し、その動画を拝見してまいりました。

日本から遠く離れたオランダにおいて、FIREIのこのような画期的な研究が進められていることに、調査団一同驚かされました。

話を戻しますが、FIREIがその機能を最大限発揮し、創造的復興の核拠点とし、福島イノベーション・コースト構想をさらに発展させていくためには、先ほどのような研究成果や動画も活用しながらFIREIに対する理解醸成を図り、県内外の様々な関係者との連携を深めていく必要があります。

そこで、県はFIREIの情報発信にどのように取り組んでいくのかお尋ねいたします。

次は、復興知事業についてです。

浜通り地域等の市町村で行われている、いわゆる復興知事業については、全国から多くの大学がこの事業を活用し、福島の復興のために、実際に現地で活動を行いながら、地域が抱える多様な課題解決に取り組んでおられます。

具体的には、農林水産分野をはじめ様々な分野において、地域と一体となつて実践的な活動が行われており、地元の小中高生はもとより、訪れる学生の人材育成を進めながら、コミュニティの再構築や関係人口の拡大などにも大いに貢献していると伺っております。

そのような復興知事業を活用している大学の中でも、特に大阪大学は関西を中心とした様々な大学から多くの学生を集めており、年々増加する参加者の受入れ体制を強化する観点から、令和六年八月に、大熊町の中に常設拠点となる大阪大学福島拠点を開所されたことは大きな成果と考えております。

今後も復興知事業を進め、大阪大学のように地域に根差した中長期的な活動の広がりへと発展させていくことが重要であると考えております。

そこで、県は復興知事業について、どのように取り組んでいくのかお尋ねいたします。

次は、多文化共生社会の推進についてです。

地域において外国人住民の姿を目にする機会が増え、その存在を身近に感じております。

労働力不足が課題となる中、今後も外国人住民の増加が見込まれることから、地域の中で共に安心して暮らしていくという視点がこれまで以上に重要になっているものと考えております。

国においても外国人施策が取り上げられておりますが、地域においては相互に理解し、共に生活していくことが大切であります。

県においては、これまでの多文化共生に向けた取組の中で、外国人住民などからも様々な声が寄せられており、私はそうした外国人住民などの声を的確に把握し、施策に反映させていくことも重要であると考えております。

そこで、県は多文化共生社会の推進にどのように取り組んでいくのかお尋ねいたします。

次は、ツキノワグマ対策についてであります。

現在、本県においてはツキノワグマの出没が災害級と言えるレベルにまで達しており、県民の日常生活が脅かされております。

国においても、関係省庁連携による緊急的な対策を含めた総合的な対策パッケージを策定し、様々な対策についてより一層の推進を図っているところであります。

本県においても持続的に被害を防止するためには、捕獲等を担う猟友会など、狩猟者との連携がとても重要であります。

しかしながら、対策の担い手となる狩猟者は、高齢化に加え資格者の減少が進んでいることから、限りある人員で効果的な対策を実施するためには、捕獲確認アプリなどのICT機器を活用し、省力化を図りながら対応しなければなりません。

その一方、ICT機器を活用した現状分析や被害防止対策の立案には高度な専門知識を要するため、熊対策に精通し、指導助言できる専門人材を確保し、猟友会などと調整を行いながら熊対策を推進する必要があるものと考えております。

そこで、県はツキノワグマ対策を担う専門人材の確保にどのように取り組んでいくのかお尋ねいたします。

次は、介護現場における業務支援のためのICT機器等の導入についてです。

介護職員の確保が難しい状況が続く中、介護職員の業務負担が増大しております。

このため、利用者への直接的なケアの時間の確保に向けて、夜間の見回り業務の負担を軽減する見守りセンサーや負担の大きい事務作業を効率化するための介護ソフト、音声入力可能なタブレット端末などのICT機器を導入する事業者が増えてしていると聞いております。

しかし、まだ事業所間で差があり、身近に利用している介護施設においても導入が進んでおらず、同様のところも依然として多い状況です。

そこで、県は介護現場における業務支援のためのICT機器等の導入をどのように支援していくのかお尋ねいたします。

次は、ケアマネジャーへの支援についてです。

令和六年度の介護保険制度改正により、ケアマネジャー一人当たりの担当人数が三十五人から四十四人まで引き上げられており、ケアマネジャーの業務負担が一層大きくなっております。

また、本来の業務を超えた、いわゆるシャドーワークに追われるケアマネジャーも多いと聞いております。

現職のケアマネジャーが悩みを抱え孤立してしまうことや、ケアマネジャー

ーになりたくないと思う人が増えてしまうことが懸念され、介護サービス利用者のために本来の業務に注力できるよう、ケアマネジャーの精神面の支援を含めて業務負担を軽減しながら、成り手を確保する体制づくりが喫緊の課題と考えます。

そこで、県はケアマネジャーへの支援にどのように取り組んでいくのかお尋ねいたします。

次は、雇用就農者の定着についてです。

昨年九月に発表された本県の新規就農者は三百九十一人と過去最多となるとともに、令和四年度から四年連続で三百人を超え、増加傾向で推移しているところです。

その一方で、就農五年後の定着率は五六%にとどまっており、特に農業法人で働く雇用就農者の定着率が二一%と低くなっております。

農業者の高齢化等による減少が急速に進む中、より多くの新規就農者を確保することはもちろんですが、就農後しっかりと定着し、地域の担い手として活躍していただくことが重要であると考えております。

そこで、県は雇用就農者の定着に向け、どのように取り組んでいくのかお尋ねいたします。

次は、地域農業の将来像を示す地域計画の見直しについてです。

農業経営基盤強化促進法に基づく地域計画は、現在県内五十七市町村の千八地域で策定されております。

地域計画は、将来、地域の農業を誰がどのように担っていくのかを明確にし、地域の皆さんが同じ方向に向かって進んでいくための道筋を示す地図のようなものです。

農業者や地域の皆さんが話し合いを継続し、自分たちの地域の農業をどうしていきたいのかを本気で考える重要な機会と捉え、計画を見直しながら取り

組んでいくことが大切だと思います。

その一方で、話し合いのきっかけや進め方が分からないとの声も聞かれます。このため、県が関係機関と連携した上で、地域の話し合いに積極的に参画し、支援していくことが重要であると考えます。

そこで、県は地域農業の将来像を示す地域計画の見直しをどのように支援していくのかお尋ねいたします。

次は、幼児教育と小学校教育の連携についてです。

幼児期は、遊びを通して小学校以降の学習の基盤となる力を培う大事な時期であり、小学校においてはその力をさらに伸ばしていかなければなりません。

そのためには、小学校に入学した子供たちが安心して学ぶことができる環境を整えていくことが重要だと考えます。

しかしながら、令和七年十一月に県教育委員会で実施された幼児教育に係る実態調査によると、子供が小学校入学後の新しい環境になじめず、登校渋りをするなど、いわゆる小一プロブレムが見られることが明らかになっており、幼保小の連携には課題があると考えております。

そこで、県教育委員会は幼児教育と小学校教育を切れ目なくつなげていくため、どのように取り組んでいくのかお尋ねいたします。

次は、公立学校に対する過度な要求への対応についてです。

学校の教職員の業務は非常に幅広く、文部科学省においても学校における働き方改革に関する総合的な方策の中で、学校が担うべき業務を明確に整理し、教職員の長時間労働を解消し、教育の質を向上させる必要性を示しております。

このような中、近年においては、公立学校において保護者や地域からの過度な要求により教職員が疲弊し、ひどいときには精神疾患になってしまう方

や、最悪の場合、離職してしまう方までもおられると聞いております。

その一方、過度な要求をする方の中には、どのような要求の仕方が過度に当たるとか自覚のない方もいると思われます。

教職員を守るためには、学校外に向けて、いわゆるカスタマーハラスメントに当たるような行為に対する注意喚起を広く行う必要があると考えております。

そこで、県教育委員会は公立学校に対する過度な要求への対応にどのように取り組んでいくのかお尋ねいたします。

次は、屋内スポーツ教育の場であると同時に避難所として地域の拠点でもある、公立小中学校の体育館へのエアコン設置についてであります。

現在、文部科学省からは学校施設環境改善交付金として、公立小中学校の体育館へのエアコン設置の費用について国が負担する支援制度がありますが、県内においてはまだ全体の四・三％しか設置されております。ちなみに、私の住む郡山市においても設置されておりません。

体育館にエアコンが設置されれば、授業や部活動時とはもとより、災害時に避難所として使用される場合においても、暑さ対策として非常に有効です。

市町村の取組を加速するため、県が県内各地区の公立小中学校一校をモデル校に指定して上乗せ補助を行うなど、市町村の取組を支援すべきと考えます。

そこで、公立小中学校の体育館へのエアコン設置を促進するため、市町村を財政的に支援すべきと思いますが、県教育委員会の考えをお尋ねいたします。

最後は、交通安全についてです。

来月一日から自転車の交通違反に対する交通反則通告制度、いわゆる青切符が導入されます。これまでは自動車やバイクに適用されていた青切符が、

来月からは自転車にも拡大されるようになります。

しかしながら、制度開始まで残り一か月を切った現在においても、制度内容を知らない県民が少なくないのではないかと懸念しております。

特に高校生については通学などで自転車を使用しており、その多くが十六歳以上で本制度の対象者であり、県警察には四月一日を迎える前に、あらゆる機会を通じて自転車の交通反則通告制度について周知し、自転車の安全利用について啓発していただきたいと思っております。

そこで、県警察は自転車への交通反則通告制度の導入に向けた周知について、どのように取り組んでいるのかお尋ねいたします。

以上で私の質問を終わらせていただきます。御清聴ありがとうございます。（拍手）

●議長（矢吹貢一君） 執行部の答弁を求めます。

（知事内堀雅雄君登壇）

●知事（内堀雅雄君） 山口議員の御質問にお答えいたします。

水素関連産業の振興につきましては、地域経済の活性化や水素社会の実現を図る上で重要であり、これまで企業の新規参入、技術開発、事業化等への支援のほか、水素の利活用促進に取り組んできたところであります。

こうした中、大熊町のスタートアップによる水素発電装置等の開発や地域での試行的な導入、福島大学におけるバイオマスを活用した水素や炭化物の製造に関する研究開発、タイヤ工場における水素の地産地消の取組などが始まっております。

私は先月欧州を訪問した際、現地における水素の利活用促進に向けた研究開発を目の当たりにし、関連産業の振興に当たっては、さらなる水素の需要拡大や技術革新が重要であると改めて強く感じました。

このため、新年度は引き続き輸送機器や水素ボイラー等の導入支援による

水素の利用促進、産業技術総合研究所と連携した技術開発や人材育成等を進めてまいります。

あわせて、イノベーション創出に向け、新たにドイツ等から研究者を招聘し、県内の大学や研究機関等との交流を開始するなど、欧州との産学官の連携を強化することとしており、今後とも県内企業の技術力向上を図りながら、水素関連産業の振興に取り組んでまいります。

その他の御質問につきましては、関係部長から答弁をさせます。

（危機管理部長細川 了君登壇）

●危機管理部長（細川 了君） お答えいたします。

津波発生時の円滑な避難につきましては、昨年七月のカムチャツカ半島付近の地震による津波警報への対応等を踏まえ、津波発生時における県や沿岸市町、防災関係機関それぞれの防災行動を時系列で整理する防災行動計画の策定を進めてまいります。

この計画策定に当たっては、地域の実情を踏まえた自動車避難の在り方についても検討することとしており、自治体等関係機関との連携の下、津波の際の円滑な避難に向け、さらなる取組を進めてまいります。

次に、消防団員の確保に向けた事業所との連携につきましては、事業所や商工団体を直接訪問し、従業員が出動する際の柔軟な取扱いを要請するとともに、団員の雇用による入札優遇制度や消防団活動を通じた従業員の危機管理能力の向上等のメリットを説明し、消防団活動への理解促進に取り組んでおります。

あわせて、機能別消防団や消防団協力事業所の制度導入を市町村に促し、従業員が消防団活動に参加しやすい環境づくりも進めながら、さらなる消防団員の確保に取り組んでまいります。

（企画調整部長五月女有良君登壇）

●企画調整部長（五月女有良君） お答えいたします。

FIREIの情報発信につきましては、県政広報等の活用のほか、FIREIや福島イノベ推進機構と連携し、県内各地でセミナー等を開催してまいりました。

これらに加え、新年度は新たにFIREIの魅力や取組を分かりやすく伝える動画を作成し、県内外へ幅広く発信することとしており、引き続き、より多くの方々にFIREIの活動を理解し共感していただけるよう、関係者と連携して取り組んでまいります。

次に、復興知事業につきましては、これまで全国から延べ四万人を超える学生等が現地を訪れ、住民や企業と共に活動を重ねてきた結果、特産品の開発など地域課題の解決に貢献するほか、地域内で就職、就農する学生が百人を超えるなど成果が現れております。

新年度事業では、大学が拠点等を活用し、中長期的に地域との関係を築けるような取組に対して支援を強化することとしており、復興知地事業のさらなる発展に向け、福島イノベ推進機構等と連携し、取り組んでまいります。

（生活環境部長穴戸陽介君登壇）

●生活環境部長（穴戸陽介君） お答えいたします。

多文化共生社会の推進につきましては、外国人住民と地域住民が共に安心して暮らせる環境づくりが重要であります。

今年度実施した外国人住民対象の調査では「言葉への不安がある」、「地域のために活動したい」などの声が寄せられたことから、引き続き、日本語教育の充実や易しい日本語の普及を図るとともに、新年度は新たに地域活動への参加を促進するための研修会を開催するなど、市町村等と連携し、多文化共生社会の推進に取り組んでまいります。

次に、ツキノワグマ対策を担う専門人材の確保につきましては、科学的な

知見を有し、市町村や狩猟者と連携協力して対策を進める人材の確保が重要と考えております。

このため、市街地出没时间に市町村の要請に基づき麻醉銃での捕獲を行う獣医師の配置に加え、新年度は新たに、狩猟者の育成や関係団体との調整等に従事する人材を雇用するほか、人材確保について協議する場を設けるなど、地域の熊被害対策の強化に向け、専門人材の確保に取り組んでまいります。

（保健福祉部長菅野俊彦君登壇）

●保健福祉部長（菅野俊彦君） お答えいたします。

介護現場におけるICT機器等の導入支援につきましては、これまでふくしま介護生産性向上支援センターによる相談事業の実施や出張展示会の開催のほか、千百を超える事業所の機器導入を助成するなど、介護現場の業務効率化を促進してまいりました。

新年度は、複数の事業所による導入の取組に対して、コンサルティングから機器の購入までを一体的に支援するモデル事業を実施するなど、一層効果的な支援に取り組んでまいります。

次に、ケアマネジャーへの支援につきましては、法定研修のほか、介護現場のニーズを踏まえた本県独自の研修を実施し、多職種が連携して対応することの重要性や具体的な課題の解決手法などを改めて認識していただいているところであります。

引き続き、ケアマネジャーが専門性を十分に発揮できるよう、市町村、関係機関等と連携し、働きやすい職場環境づくりやスキルアップに向けた取組を支援してまいります。

（農林水産部長沖野浩之君登壇）

●農林水産部長（沖野浩之君） お答えいたします。

雇用就農者の定着につきましては、働きやすい職場づくりの取組を支援す

るため、農業法人等に専門家を派遣するとともに、就農希望者の法人等への理解を深めるため、就農相談会や数か月間のお試し就農を通したマッチングを促進しております。

さらに、就職後の資質向上を目的に、法人の垣根を越えた就農者同士の交流会を開催するなど、引き続き、雇用就農者が意欲とやりがいを持って活躍し、定着できるよう取り組んでまいります。

次に、地域計画につきましては、県や関係団体が積極的に参画するモデル地区を県内五十五か所に設置し、関係者が話し合いを重ね、目標とする農地利用の姿や必要となる取組の見直しを進めているところであります。

今後、担い手や農地等の状況の変化に応じて農地の集積、集約化や新たな担い手の受入れ等が円滑に進む好事例を創出するとともに、市町村等と連携し、モデル地区の成果を広く波及させるなど、将来像が明確で実現性の高い計画への見直しを支援してまいります。

（教育長鈴木竜次君登壇）

●教育長（鈴木竜次君） お答えいたします。

幼児教育と小学校教育との切れ目のないつながりにつきましては、幼保小の教員が互いの教育を理解し合うことが重要であります。

このため、県内の先行事例を基に作成した就学前後二年間のカリキュラムを幼保小の教員が協働して開発する際の参考資料について、今月中に全ての幼児教育施設と小学校に配付し、今後の研修等で活用することとしております。

引き続き、市町村と連携し、切れ目のない子供の学びの支援に取り組んでまいります。

次に、公立学校に対する過度な要求への対応につきましては、対処法をまとめたハンドブックにより学校組織としての対応を周知するとともに、保護

者や地域等との間の誤解、トラブルの未然防止に向けて、管理職を対象とした研修などを実施しているところであります。

今後は、保護者や地域等に理解を求めるためポスターを作成し、学校等に掲示するほか、組織的な取組の強化に向けハンドブックを見直すなど、学校の対応を支援してまいります。

次に、公立小中学校の体育館へのエアコン設置につきましては、昨年度、財政負担がより少ない交付金制度を国が創設し、設置に取り組む市町村が増えてきております。

県教育委員会としては、先行した取組事例を共有するとともに、市町村を直接訪問して課題等を把握し、国に働きかけるなど、エアコン設置に向けた市町村の取組をきめ細かく支援してまいります。

（警察本部長森末 治君登壇）

●警察本部長（森末 治君）お答えいたします。

自転車の交通反則通告制度の導入に向けた周知につきましては、県警ホームページ内の自転車安全利用サイトやSNSを活用した活動のほか、県政広報のテレビ番組やラジオCM、県の広報誌や啓発チラシなど、様々な媒体を活用した広報啓発活動を行っております。

さらに、高校の入学オリエンテーションの機会に制度の周知と自転車の安全利用の呼びかけを行うなど、教育機関と連携した効果的な活動を展開してまいります。

●二十六番（山口信雄君）公立小中学校体育館へのエアコン設置促進について再質問させていただきます。

県内の市町村において、公立小中学校体育館にエアコン設置したところは比較的小規模な町村に限られておりまして、中核市等の学校の数が多い自治体においては設置が進んでおりません。

国のエアコン設置に対する支援制度は、国の負担率が七五%と自治体にとって非常に有利な内容となっておりますが、令和十五年度までとなっておりますので、計画的に進めることが大事だというふうに考えております。

今後の進め方としては、比較的大規模な自治体や災害の発生が想定されるところから検討を進めるべきではないかと思いますが、改めてその考え方について伺いいたします。教育長にお願いします。

●教育長（鈴木竜次君）再質問にお答えいたします。

公立小中学校体育館へのエアコン設置に当たりましては、それぞれの市町村において財政的な事情など、様々な課題があるものと認識しております。

県教育委員会としては、訪問等によりそれぞれの実情を丁寧に把握しながら、国が創設した交付金の活用について働きかけるなど、中核市も含め、各市町村の取組が進むよう支援してまいります。

●議長（矢吹貢一君）これをもって、山口信雄君の質問を終わります。

通告により発言を許します。十一番吉田誠君。（拍手）

（十一番吉田 誠君登壇）

●十一番（吉田 誠君）県民連合議員会の吉田誠です。これより一般質問を始めます。

初めに、地方公会計制度です。

県は、複式簿記の手法や考え方の導入及び固定資産台帳の整備を前提とした新たな地方公会計制度に基づく財務書類を平成二十八年度決算分から作成、公表し、もうすぐ十年を迎えようとしています。

この制度の導入により、現金の収入と支出に着目した現金主義会計では把握できない資産や負債といったストック情報、現金の支出を伴わない減価償却費などのコスト情報を正確に把握することが可能となりました。

複合災害からの復興はもとより、地方創生や近年の自然災害を踏まえた防

災力の強化など、本県は多くの課題を抱え、今後も多くの財政需要が見込まれます。

こうした中、経営的な視点やコスト意識を持つて効果的、効率的な財政運営を行うため、財務書類を活用することが重要であると考えます。

そこで、県は地方公会計制度に基づく財務書類をどのように活用していくのかお尋ねいたします。

次に、総合計画の実現についてです。

福島県総合計画はスタートから五年目、折り返しの重要な時期となります。

同計画には大変分かりやすい基本目標「やさしさ、すこやかさ、おいしさあふれる ふくしまを共に創り、つなぐ」が掲げられていますが、県民に伝わらなければ理解が広がらないと思います。

目指す将来像の姿の実現に向けては、情報発信に工夫を凝らすなどして、様々な主体との連携・共創を広げ、取組を一層推進していかなければなりません。

そこで、総合計画に掲げる将来の姿の実現に向けてどのように取り組んでいくのか、知事の考えをお尋ねいたします。

次に、国保税、介護、医療についてです。

まず、国民健康保険税水準の統一です。

全国の都道府県で国民健康保険税水準の統一へ向けた調整が進められています。

本県は令和十一年度の統一を目指し、今年度から段階的な調整が開始されていると理解しています。

背景として、将来において一人当たりの医療費が増加することにより、特に小規模市町村は財政運営が厳しく推移することが確実であり、市町村の保険税率が急激に上がるリスクをはらむため、そのリスクを県全体で支え合う

こととしています。

本県は広く、市町村数も多い。医療機関の偏在、人口密集度のばらつきなども顕著で、激変を緩和しつつ統一するのは容易ではないと思います。

加えて、医療費水準の平準化や保険税算定方法の統一、市町村ごとの収納率の差の扱い、赤字の解消、何より保険税が高くなるであろう市町村の理解を得ることなど、クリアすべき事柄は山積みと考えます。

そこで、県は国民健康保険税水準の統一に向け、どのように取り組んでいくのかお尋ねいたします。

次に、高齢の親が障がいのある子供を介護し続ける老障介護についてです。寄せられる多くの声の中でもやるせない、切実な課題です。

国は障がい者の地域移行を進め、施設依存を減らす方針を掲げていますが、重度障がい者を受け入れる体制は十分とは言えません。

頼れる周囲が限られ、老いた親が自宅で支えるしかない家族が増加。

一方で、政府は二〇二六年度末までに、障がい者支援施設の入所者や精神科病院の長期入院患者を五%以上削減することを目標にしています。

すなわち、施設や病院だけではなく、可能な限り自立または共同生活をすすめる地域移行を促しています。

既に高齢でありながら介護を行い続ける人、現在はまだ体力的、精神的とも充実していますが、将来が不安だとする声が相次ぎます。

精神疾患などで長く引き籠もるケースも少なくなく、将来的に老障介護のような状態になり得る家庭が増加することは確実だと言つてよいと思います。

現状、市町村が相談窓口となり、相談支援専門員が寄り添い、各種公的サービス利用をアドバイスしてくれますが、成年後見制度を十分に活用したとしても根本的な解決は難しいと考えます。

他方で、本県はこうした社会的弱者を受け入れる施設整備に関する独自の

支援メニューはなく、国の制度に頼るのが現状です。県独自の取組は不可欠です。

そこで、障がい者が親亡き後に地域で生活できるよう支援すべきと思いますが、県の考えをお尋ねいたします。

次に、医療機関に対する支援についてです。

昨年秋、県内の病院のうち約八割が直近の決算で赤字になったと明らかになりました。原因の多くは、賃上げや物価高に伴う資金繰りの悪化です。

収入に当たる診療報酬で賄えないのが実態であり、いずれの病院も経営の危機に直面しています。

このような状況は、民間病院だけではなく、不採算医療を担う公立病院においてはより深刻な課題であると考えます。

県は、今年度から救急車受入れに当たつての給付、さらには経営改善を後押しするため、病床数の適正化に取り組む病院への支援などを行っており、地域医療を守る姿勢を大きく評価しています。

令和八年度は、地域医療構想の見直し年度です。限りある医療資源を有効に活用するため、機能の強化や役割の分担などを有機的に構築してほしいと願います。

他方で、国は今年六月一日から二年度平均の診療報酬を現行よりプラス三・〇九%と決定しました。

医療機関の経営安定や医療従事者の処遇改善に期待が持たれますが、県としても一層の取組強化が求められます。

医療は、水道や電気、ガス、消防、警察などと同じく住民のセーフティネットであり、なくすことはできません。

そこで、県は物価高等により経営が厳しい医療機関をどのように支援していくのかお尋ねいたします。

次に、若者の出会いの機会の創出です。

私たちが直面する最大の課題の一つは人口減少です。これに歯止めをかけることは極めて難しいことが、この数年で明らかになっています。

若者の県外流出から婚姻のマッチングの機会の減少、婚姻数、出生数の減少へ進み、人口が減る流れです。

ふくしま創生総合戦略は、令和二十二年度に県総人口百五十万人程度の維持を目指すという位置づけており、全方位的で早急な取組の実践と実行が求められます。

同戦略の基本目標一「一人ひとりの夢や希望がかなう社会をつくる」では、「出会い・結婚・妊娠・出産・子育て支援の充実」を掲げ、県は出会いの場の提供や結婚生活に対する支援など、様々な事業を展開しています。

具体的には、ふくしま結婚・子育て応援センターと共にオンライン型のマッチングシステム「はぴ福なび」を運営し、成婚実績を上げているほか、市町村との合同婚活イベントの開催などに取り組んでいます。

私も昨年、結婚世話やき人に登録させていただいたところであり、微力ながら力になりたいと思っています。

若者のライフスタイルや価値観が多様化する中で、出会いや結婚支援の効果をさらに高めるためには、自由な雰囲気で気軽に交流できる出会いの機会を拡充させることが大変重要だと考えます。

そこで、県は若者が参加しやすい出会いの機会の創出にどのように取り組んでいくのかお尋ねいたします。

次に、くろがね小屋の整備についてです。

三春町が生んだ偉人の一人である女性登山家、田部井淳子さんをテーマにした映画「てっぺんの向こうにあなたがいる」が上映されました。

言わずと知れた世界最高峰、エベレストに女性で初めて登頂するなど、映

画では命をかけたチャレンジが描かれました。

県民としての誇りでもあるし、その姿はさきの複合災害からの復興を成し遂げようとする本県県民に通ずるところがあります。

過日、福島空港からのチャーター便運航が発表されたお隣韓国は、登山が国民的な趣味の一つです。

ある調査によると、十九歳から七十九歳までの約八割が月に一回以上森林や散策道を歩き、また同国への海外旅行者にも登山やトレッキングがじわじわと人気を集めていると聞きます。

県内は山歩きに適した磐梯山、燧ヶ岳、吾妻連峰など数々の名峰がありますが、今回は百名山の一座で、初心者から上級者まで幅広く楽しむことができる安達太良山にフォーカスします。

安達太良山の山小屋、くろがね小屋は老朽化により現在閉館中であり、建て替え工事が進んでいると聞き及びます。

完成後は、福島空港から車で三、四十分程度の位置にある三春町の田部井淳子記念館、そして安達太良山など登山をメインとしたインバウンドの県内観光コースの設定、さらに他の山々への誘導なども奏功するのではないかとイメージが膨らみます。

そこで、くろがね小屋の建て替え工事の進捗状況と今後の見通しについてお尋ねいたします。

次に、阿武隈川上流遊水地群についてです。

鏡石町、矢吹町、玉川村の三町村をエリアとして、国の阿武隈川緊急治水対策プロジェクトに基づく阿武隈川上流遊水地群整備事業が進められています。

家屋や園芸施設の移転、補償額と家屋など取得費用との乖離、移転者を取り巻く調整区域や農地法などの縛りをはじめ、優良農地の減少、田園風景の

変容、完成後の維持管理及び利活用への対応など、事業用地となる地域には多くの課題と負担が生じています。

流域全体で負担を共有する取組、さらには地域に対する財政支援制度がないなどの課題をはらみます。地元自治体の切実な要望をなかなか聞き入れてもらえないジレンマが存在しているのです。

移転対象者の中には、遊水地が下流域の治水のために整備されるにもかかわらず、重い負担を強いられていることに不満の声も上がっており、遊水地に係る負担を共有する基金の創出に向けた調整等を三町村から国に要望しています。

国は、流域自治体で事業を説明する巡回パネル展などを行い、理解醸成に努めていますが、三町村の負担が下流域には十分伝わっていないと感じております。

そこで、県は国が進める阿武隈川上流遊水地群の整備において、流域住民の理解醸成にどのように取り組んでいくのかお尋ねいたします。

次に、県道下松本鏡石停車場線の整備です。

鏡石町は、JR鏡石駅から半径一キロ圏内に人口の六割強が住む、まさに歩いて暮らしやすいコンパクトな町です。

それだけに、中心部の車両の往来は激しく、特に渋滞を招きやすい側面も有しています。

県道下松本鏡石停車場線は国道四号に接続し、駅前を中心地から天栄村を結び、かつ通学路にもなっています。

とりわけ不時交差差点は朝夕、自動車や自転車、歩行者の往来が多い場所です。

安全でスムーズな交通環境の実現は、ドライバーのみならず地域住民の安心の暮らしにつながるものであり、渋滞緩和のための早急な右折レーン設置

が求められます。

そこで、県道下松本鏡石停車場線不時沼交差点の整備状況と今後の取組についてお尋ねいたします。

次に、ラーケーション制度についてです。

県は、職員の勤務環境改善策の一環として、選択的週休三日制を導入する方針であります。

業務の質を維持しつつ家族と過ごす時間の確保など、職員の多様な働き方を実現する環境を整えることで、成り手の確保や能力発揮の実現につながるなどの様々な効用があると考えます。

愛知県は、保護者の休暇に合わせて子供が平日でも学校を休み、学校教育の枠を超えて子供たちの主体性や探究心を育むことを狙いとするラーケーションを導入し、年間三日まで取得が可能とのこと。その後も一部の自治体で採用が増えつつあります。

特に土日祝日に休みを取りにくい職種に就く保護者にとって、子供と共に過ごす時間が増えていると聞きます。

また、現在の教育は知識を暗記するだけではなく、他者との関わりの中で理解と興味を深める探究的な学びを重視しています。

ラーケーションは、こうした探究的な学習を体験できる期待値だけでなく、保護者にとっては混雑を避けた柔軟な休暇取得、親子の新たなコミュニケーション、福島空港国内線の利活用増加、さらには需要が土日に集中していた観光、サービスマスの働き方改革などにも有用であると考えます。

そこで、公立小中学校におけるラーケーション制度について、県教育委員会の考えをお尋ねいたします。

次に、学校給食費の負担軽減です。

国が打ち出した新年度の学校給食費の負担軽減の基準額は五千二百円です。

片や、県内の学校給食費は八千円程度ですので、その差額の取扱いが今、課題となっています。

公立小学校の給食費の負担軽減とは、学校給食の食材費相当額について、国の財源で基礎自治体を支援する制度です。

昨年暮れに制度の概要がおおむね整い、国が支援する基準額として、児童一人当たり月額五千二百円という金額が示されました。

全国の公立小学校における平均的な給食費をベースに算出されたと聞いています。

今回の制度により年間六万円程度の支援、子供二人の家庭は年間十二万円程度の負担減となり、可処分所得の増加が見込まれます。

一方で、県内自治体の一人当たりの給食費は月額八千円程度です。その差額について、自治体が保護者に負担を求めることを容認する方針であり、無償化を国が保障するものではないのが実態です。

進む円安と物価高の関係は言うまでもありません。

食材は高騰しており、国が定める五千二百円を上限としたメニューの設定により、自治体によつては質や量の低下が懸念されます。

一見公平な取組のように思われる国の事業ですが、きめ細やかに対応しなければ、県内の子供たちに格差が生じることになります。

そこで、市町村立小学校における国の支援基準額を超える給食費の負担の在り方について、県教育委員会の考えをお尋ねいたします。

以上で私の一般質問を終わります。御清聴誠にありがとうございました。

(拍手)

●議長（矢吹貢一君） 執行部の答弁を求めます。

(知事内堀雅雄君登壇)

●知事（内堀雅雄君） 吉田議員の御質問にお答えいたします。

総合計画の実現についてであります。

新年度で総合計画のスタートから五年目を迎えます。取組は着実に前進しておりますが、複合災害からの復興再生と地方創生という大きな難題を抱える中、福島の将来の姿を実現するためには、県民の皆さんの共感を高め、また本県に思いを寄せてくださる方々との御縁を深めながら、各取組を一つ一つ積み重ねていくことが重要となります。

その際、大切なのは、県政の様々な課題をより多くの皆さんに自分事として捉えていただくことであります。

これまで私自身の取組を含め、一万二千人を超える方に出席講座を実施したほか、復興の現場を見ていただく縁ツアーの機会等を通じて、直接対話を重ねてまいりました。

さらに、今年度はふくしま共創チームの活動を開始したほか、新たに総合計画の進捗状況等を分かりやすく伝える年次報告書を作成することとしており、情報発信を強化し、共感の輪を一層を広げてまいります。

今後とも、あらゆる主体の皆さんとの連携・共創の取組をさらに「シンカ」させ、福島の豊かな未来の実現に向け、挑戦を続けてまいります。

その他の御質問につきましては、関係部長等から答弁をさせます。

(総務部長國分 守君登壇)

●総務部長(國分 守君) お答えいたします。

地方公会計制度に基づく財務書類につきましては、純資産比率や減価償却率等の指標を用いた全国との比較分析や、固定資産台帳による公共施設等の老朽化の状況把握などに活用しているところであります。

今後は、各指標の経年比較により、将来を見据えた財務状況の分析を行うほか、公共施設等総合管理計画等に基づく老朽化対策の費用を適切に予算編成に反映させるなど、効率的、効果的な財政運営に活用してまいります。

(保健福祉部長菅野俊彦君登壇)

●保健福祉部長(菅野俊彦君) お答えいたします。

国民健康保険税水準の統一につきましては、国保制度を安定的で持続可能なものとするため、市町村と協議の上定めた福島県国民健康保険運営方針に基づき、令和十一年度を目標に進めております。

今年度から激変緩和のため、統一に向けた標準保険料率の段階的な調整を実施しており、引き続き、特定健診の検査項目の統一や収納率の向上に向けた方策等についても市町村と丁寧に検討を進めてまいります。

次に、障がい者の親亡き後の支援につきましては、障がい者が住み慣れた地域で自分らしい生活を続けることができる環境の整備が重要であると考えております。

そのため、グループホームでの共同生活や独り暮らしを体験する機会等を提供する地域生活支援拠点の整備を担う市町村に対して、研修会やアドバイザー派遣等の支援を行っております。

引き続き、障がい者の生活を地域で支える体制の構築に取り組んでまいります。

次に、物価高等により経営が厳しい医療機関に対する支援につきましては、物価高に対応した診療報酬の見直しを国に強く求めてきたほか、医療機関における光熱費等の運営費の支援や、少子化に伴い患者が減少している小児・周産期施設への助成、診療所における処遇改善の取組等への支援を行っております。

引き続き、県医師会など関係機関と連携し、医療機関の支援に取り組んでまいります。

(土木部長矢澤敏幸君登壇)

●土木部長(矢澤敏幸君) お答えいたします。

阿武隈川上流遊水地群の整備につきましては、阿武隈川流域の治水安全度を高める重要な事業であるため、国と連携し、商業施設での啓発イベントや住民への現地見学会等を通じ、理解醸成に努めているところであります。

今後はさらに、流域内の市町村等と連携し、防災教育の一環として行っている小中学校での出前講座に遊水地群の必要性の説明を加えるなど、幅広い世代に対する理解醸成に積極的に取り組んでまいります。

次に、県道下松本鏡石停車場線不時沼交差点につきましては、国道四号へ進入する車両の混雑を緩和するため、令和五年度から右折レーンを設置する交差点改良事業に着手し、本年一月には道路計画や用地に関する説明会を開催したところであります。

新年度からは用地取得に向けた測量に着手するなど、引き続き地元へ丁寧な説明を行いながら、計画的な整備に取り組んでまいります。

（こども未来局長菅野寿井君登壇）

●こども未来局長（菅野寿井君） お答えいたします。

若者が参加しやすい出合いの機会の創出につきましては、料理やアウトドア体験など、若者の関心が高いテーマによる交流イベントを開催してまいります。

新年度は開催数を増やし、福島ならではの観光資源を活用したツアー型イベントを展開するなど、自然な出合いを促進してまいります。

今後とも、様々な工夫を重ねながら、若者の多様な出合いの機会の創出に努めてまいります。

（観光交流局長藤城良教君登壇）

●観光交流局長（藤城良教君） お答えいたします。

くろがね小屋の建て替え工事につきましては、現在登山道の電源引込み工事と建物の解体撤去が完了し、雪解け後の今年六月から基礎工事等に着手す

る予定であります。

今後はSNS等を活用し、本県の山の魅力とともに、防災機能を強化するために新しく設置する地下シェルター等の工事の進捗状況を発信しながら、令和十年度の完成に向け、安全かつ計画的に整備を進めてまいります。

（教育長鈴木竜次君登壇）

●教育長（鈴木竜次君） お答えいたします。

公立小中学校におけるラーケーション制度につきましては、多様な学びの機会を広げる取組として一定の効果があると認識しております。

一方、導入自治体に対する調査では、家庭状況による取得のばらつきや事務手続に関する教職員の負担増加など課題もあることから、今後も県内外の動向を踏まえながら、ラーケーション制度の効果や課題等について情報収集してまいります。

次に、市町村立小学校における国の支援基準額を超える給食費の負担の在り方につきましては、学校の設置者である市町村において判断されるものと認識しております。

なお、基準額につきましては、給食の質を確保するとともに、地産地消、食育などの取組を実施している市町村の実情や物価上昇の状況等を十分に踏まえ、適切な額を設定するよう国に求めてまいります。

●議長（矢吹貢一君） これをもって、吉田誠君の質問を終わります。

通告により発言を許します。五番石井信夫君。（拍手）

（五番石井信夫君登壇）

●五番（石井信夫君） 自由民主党議員会の石井であります。今年のはとは、ひのえうま年です。私もひのえうま年の六十歳になりました。

えとといいますと十二支を連想いたしますが、正確には六十種類あるそうです。きのえ、きのと、ひのえ、ひのとなど、陰陽五行の読み方と十二支を

組み合わせた六十種類だそうです。この六十年で自然界のエネルギーが一巡するという思想から、六十年で年を還す還暦、つまりは生まれ変わるとされています。私も生まれ変わって、ますます県議会議員として精進をし、二回目の還暦を迎えられるように頑張つてまいります。

それでは、通告に従い、一般質問をさせていただきます。

まず初めに、少子化対策について知事に質問をさせていただきます。

私は、国内の最も大きな問題といえば人口減少問題と考えており、本県においてもまさに危機的な状況にあり、早急な対策が求められております。

その根底にあるのが少子化問題です。少子化の影響により、将来の医療人材や介護従事者をはじめとする労働人口の不足が生じることで、商店街の空洞化や農林業の衰退が進み、自治体税収も減少し、地域社会の維持、存続が困難となり、地域の過疎化を招き、集落の消滅なども危惧されております。

四十年前は結婚するのが当たり前であり、三十歳までに結婚をしないと晩婚などと言われた時代です。

仕事をしている女性も、将来の経済的安定のためにも結婚を考えていましたが、現在においては女性の収入だけでも生活ができる、よい意味での環境が整いつつあり、親も結婚を無理に勧めなくなりました。

また、男性においては、女性への告白や声かけがセクハラやパワハラと誤認識されるかもしれないというリスクがあることから、消極的な男性が増えてしまったことや、家を継ぐ人にとっては多くの女性が田舎暮らしが受け入れられない、親との同居が難しい面なども関係しており、過疎地域の嫁不足が多く見受けられます。

また、多くの子供を望まない親が増えてきた傾向もあります。

私が結婚する頃、親からは「三人産んで親の恩を返せ、二人の親に対して二人の子供では、人口的には同じ。三人目からはプラスになって親に恩を返

せよ」と教えられてきました。

私も五人兄弟ですので、四、五人はと思っていましたが、実際に三人目できたときに、母親からは「経済的に大変だから三人でやめておけ」と言われました。

このとき、自分の経済力のなさを痛感したとともに、自分が育ってきた時代とは子育てに使う時間とお金が違うなど感じました。

今の時代、時間とお金は子育てと自分に使うのが主流になってきたのだなと思います。

本県の少子化の現状を直接表す出生数については、ここ十年以上減少し続けており、令和四年に初めて年間一人を下回っており、昨今はその減少率も全国平均を上回るなど急速に少子化が進行しており、出生数がこの二十年間で約半数に減少する極めて厳しい状況となっております。

少子化の主な要因は、若者の価値観が多様化し、未婚化、晩婚化が進行したことによる婚姻数の減少や子供を持つことに対する経済的な不安、仕事と子育ての両立の難しさのほか、本県特有の要因として新学期や就職期の若者の県外流出が顕著であり、特に女性の流出が多く、若い世代の出会いの機会が減少していることなど、多岐にわたっております。

このため、少子化の現状に対応するためには、出会いから結婚、妊娠、出産まで、若い世代の希望に寄り添った取組を一層推進する必要があると考えます。

そこで、知事は少子化対策にどのように取り組んでいくのかお尋ねいたします。

次に、避難地域の復興再生についてであります。

震災、原発事故から十五年がたとうとしている今、福島県の避難指示等の面積が県土の一二％から約二・二％まで縮小し、県内避難者、県外避難者、

避難先不明者数も二〇一二年五月は約十六万五千人でありましたが、二〇二五年十一月には二万四千人まで減少しました。

しかしながら、震災、原発事故から十五年の間に避難先が生活拠点となり、そこで長く暮らしている方々は生活基盤が確立されており、特に子育て世代の方々がふるさとに戻り、生活していくには高い壁があると考えます。

震災、原発事故後に生まれ育っている子供たちからすれば、今の住居がふるさとであり、子供たちの教育や友達のことを考えると生活拠点を变える、元に戻すことには大きな不安があり、子育て環境の整備は重要な課題であります。

このため、一人でも多くの避難者の方々に戻っていただくためには、様々な課題を解決し、ここなら戻ろうと思えるような、また移住者の方々もここで暮らしたいと思えるような避難地域の復興再生が必要です。

そこで、県は避難地域における住民帰還の促進にどのように取り組んでいくのかお尋ねいたします。

次に、避難地域の営農再開についてであります。

二〇二五年三月末時点で、避難地域十二市町村における営農再開率が五二・九％、九千四百四十五ヘクタールまで回復しています。

飯舘村や葛尾村などでは、住民の帰還と並行して田畑が再開されている明るい事例も増加しています。

しかし、今後の大きな課題としては、農地の荒廃が進んだ地域では再生に大きな時間と労力が必要となることや、帰還率が低い地域では農地の状態が悪いことや担い手の年齢構成などの影響もあり、再開スピードに違いが出ていることなどが挙げられます。

小規模でも、生きがい農業を続けるといったスタイルもありますが、避難地域十二市町村の復興・創生を実現するために重要なポイントは、営農再開

面積をいつまでに何％まで伸ばすのかという目標に向かって、持続的に稼げる農業を実現していくことだと考えます。

そこで、県は避難地域の営農再開に向け、どのように取り組んでいくのかお尋ねいたします。

次に、県産農産物の輸出拡大についてであります。

県産品の輸出額実績は、二〇二四年度において過去最高の輸出となりました。

特に米とアルコール類が大きく伸び、農産物の輸出量でいえば前年度の二倍で、米の輸出量が九割を進めています。

米の輸出量は、カナダが約二百七十四トン、前年比で二八三％、アメリカが約百七十二トンで前年比一一三％、香港に至っては約百二十二トンで前年比一二〇四％と、大口の取引先開拓が要因であることと、福島県がこれまで取り組んできた全量全袋検査体制などの安全に配慮した管理体制が海外バイヤーから信頼を得た結果であると考えています。

その一方で、果物や牛肉はほぼ横ばいと伸び悩み、ほかの産地との競合が課題になっているのかなと思われれます。

そこで、県は県産農産物の輸出拡大にどのように取り組んでいくのかお尋ねいたします。

次に、県産農林水産物の販路拡大についてです。

国内に目を向けると、震災と原発事故から十五年がたった今でも、本県の主要品目である米、牛肉、桃などは、全国平均との価格差が震災前の水準に戻っておりません。

この価格差を解消していくためには、風評を払拭し、県産農林水産物の認知度やイメージを向上させ、評価を高めることが必要であるとともに、農林水産業に携わる人々が誇りと自信を持って自分のつくった産品を販売できる

よう、販路をしつかり確保していくことも重要であると考えます。

そこで、県は県産農林水産物の販路拡大にどのように取り組んでいくのかお尋ねいたします。

次に、地域の宝を活用した観光振興についてであります。

全国三位の県土の広さを誇る福島県内には、まだまだ埋もれている歴史、文化資源や地域の表現活動があります。

例えば、戊辰戦争といえは会津の白虎隊とすぐに連想できますが、同じ時代、同じ時期には二本松少年隊も戊辰戦争を戦っております。その戦いは、全国的には知られていません。

ドラマ化や映画化、アニメ化をすることで宣伝の強化を行い、今でいう推し活につなげ、聖地巡礼などの観光につながると思われます。

このような例を一つ挙げても、福島県の観光に役立つ資源があり、観光を通じて交流人口や関係人口を増やすことができると考えられ、そこに関わる人々がわくわくするような観光コンテンツが生み出されると思います。

四月からスタートするふくしまステイネーションキャンペーンでは、県内各地で地域の特色を生かし、創意工夫した数多くの特別企画が実施されると伺っております。

DCでは、ぜひいまだ知られていない地域の宝にも光を当てて、観光誘客の裾野を広げていただきたいと考えております。

そこで、県は地域の宝を活用した観光振興にどのように取り組んでいくのかお尋ねいたします。

次に、ホープツーリズム事業です。

ホープツーリズム事業は、その目的として震災、原発事故の教訓を未来に生かす学びの場をつくり、福島の光と影を正しく伝えて地域住民と来訪者の交流を促し、地域活性化につなげることが重要と認識しております。

ホープツーリズムは、福島県が世界に先駆けて構築した複合災害からの学びを軸とした教育のプログラムであり、復興の現状や社会課題、持続可能な地域づくりを見る、聞く、考えるの三位一体で深く学んでもらうものであり、全国の学校や団体から高い評価を得ているところです。

令和六年度の実績を見ると、参加件数が四百三十八団体、参加者数が一万九千七十一人と過去最高となりました。

今後とも、認知度向上に向けた情報発信の強化や、来訪された団体のニーズに沿った行程の提案などの取組も充実させていく必要があると考えます。

そこで、県はホープツーリズムの推進にどのように取り組んでいくのかお尋ねいたします。

次に、リチウムイオン電池使用製品の処分方法の周知についてであります。

近年、モバイルバッテリーをはじめとするリチウムイオン電池使用製品により、全国でごみ収集車やごみ処理施設における火災事故が多く見受けられます。

環境省調査によれば、令和五年度において、全国では八千五百四十三件の火災発生がありました。

例えば、茨城県にある不燃ごみ処理施設で、令和五年十二月に不燃ごみにリチウムイオン電池が混入したことが原因と推定される火災が発生し、施設は現在も復旧しておらず、修繕には少なくとも約四十億円の費用がかかる試算となっております。

このように、火災事故により人命が危険にさらされる、処理施設が壊れるなど多大な損害を生む可能性があることから、リチウムイオン電池使用製品による火災事故を防ぐため、正しい分別などの知識を身につけることが重要であります。

そこで、県はリチウムイオン電池使用製品の処分方法の周知にどのように

取り組んでいくのかお尋ねいたします。

次に、国道四百五十九号の整備についてであります。

国道四百五十九号は、沿線住民の生活に欠かすことのできない重要な道路であるとともに、合戦場の桜をはじめとした観光資源を巡るルートとなるなど、交流人口拡大や地域の活性化にも必要な道路であります。

しかしながら、二本松市の西新殿地区においては幅員が狭く、急カーブが連続していることから通行に支障を来しており、地域の方々も現在進められている改良工事の早期完成を待ち望んでいます。

そこで、国道四百五十九号西新殿工区の整備状況と今後の取組についてお尋ねいたします。

次に、喫煙者に対する支援についてであります。

福島県的生活習慣病対策及び健康寿命延伸施策の中で、減塩・禁煙・脱肥満があります。

その中で、たばこの禁煙が推進されておりますが、福島県全体のたばこ税収は年間約二十五億二千万円であり、各市町村の重要な財源でもあります。

どの市町村でも財源が厳しい状況の中、何にでも使えるたばこ税収は貴重な税収であると思われまます。

一方で、健康推進のため、禁煙活動や受動喫煙の観点から見ると、健康増進法に基づき、特に健康への影響が大きい子供や患者が利用する学校、病院、行政機関の庁舎などは敷地内禁煙、そして飲食店やホテル、事務所や工場などは原則屋内禁煙となり、喫煙者にとっては大変不便な社会となっております。

喫煙者は、たばこ税の高額納税者でもあります。肩身が狭いという意見も聞かれることから、喫煙者が健康で気分よく生活できるよう支援が必要と考えます。

そこで、県は喫煙者に対する支援にどのように取り組んでいるのかお尋ねいたします。

次に、公立学校におけるいじめ防止についてであります。

最近のニュースで県内のいじめ動画が拡散され、大きな問題となっております。

児童生徒の問題行動・不登校等生徒指導上の諸課題に関する調査によりますと、令和六年度の福島県の公立学校におけるいじめ認知件数は七千三百七十八件となっており、小学校が全体の八割近くを占め、いじめの深刻化が懸念されていることから、慎重な原因の調査と素早い再発防止策が求められているところであります。

近年のいじめは、SNSやチャットアプリによるネットいじめもあり、スマートフォン利用率が小学校高学年でも七割を超える中、県としてネットいじめの実態をどの程度把握しているのか、学校と家庭の連携によるルールづくりをどのように進めていくのが重要だと考えます。

また、多様化するいじめ問題に対し、教員の多忙化でいじめ問題に対応できないのではないかと指摘もあることから、第三者評価制度や地域を絡めた防止を進めていく必要があると思います。

そこで、県教育委員会は公立学校におけるいじめ防止にどのように取り組んでいくのかお尋ねいたします。

最後に、警察職員の不祥事防止についてです。

先日、全国の警察官による不祥事の発生に関する報道がありました。

本県においても、今年度は双葉署員による盗撮事件やいわき中央署員による恐喝事件など、連続して現職の警察官が逮捕されるなど、法を執行すべき立場にある警察官が自ら犯罪に手を染めるなど言語道断であり、県民の信頼を根底から覆す、極めて遺憾な事案が相次いで発生しております。

これまでも、不祥事が発生するたびに対策を講じているものと思います
が、結果として不祥事が後を絶たず、日夜懸命に職務に励んでいる大部分の
善良な職員の士気低下にも関わる重要な問題であります。

県警察には、職員に対する真に響くような身上指導など、より実効性のあ
る対策を講じることで各種不祥事の防止に努めていただきたいと考えており
ます。

そこで、県警察は職員の不祥事案防止にどのように取り組んでいくのかお
尋ねいたします。

以上で一般質問を終わらせていただきます。御清聴ありがとうございました。
（拍手）

●議長（矢吹貢一君） 執行部の答弁を求めます。

（知事内堀雅雄君登壇）

●知事（内堀雅雄君） 石井議員の御質問にお答えいたします。

少子化対策についてであります。

本県の少子化の現状は、先月公表された国の令和七年の人口動態統計の速
報値によると、出生数が八千二百五十二人となり、過去最少を更新しており
ます。

このような危機的な状況に対応するためには、福島の将来を担う若い世代
の声を丁寧に聞きながら、出会い、結婚、妊娠、出産の希望をかなえるきめ
細かな施策を幅広く展開していくことが重要であります。

このため、新年度は若者のニーズに合わせ、百名以上の若い男女が自由な
雰囲気で行う交流するマッチングイベントを新たに開催するとともに、企業と連
携し、若手社員の自然な出会いを促す異業種交流会を継続して開催いたしま
す。

さらに、結婚支援システム「はぴ福なび」の三十九歳以下の方の登録料を

無料とするなど、手厚いサポートを実施いたします。

また、子供を持ちたいという希望をかなえるため、不妊や不育症の治療費
を助成するほか、遠方での出産や健診に係る交通費等の補助を拡充していま
ります。

今後とも、市町村や企業、関係機関等との連携を強化し、若い世代の結婚
や出産の希望に寄り添った施策を積極的に推進してまいります。

その他の御質問につきましては、関係部長等から答弁をさせます。

（生活環境部長 穴戸陽介君登壇）

●生活環境部長（穴戸陽介君） お答えいたします。

リチウムイオン電池使用製品の処分方法の周知につきましては、昨年十二
月に策定された国の総合対策パッケージにおいて、廃棄時の対策等を強化す
ることとしており、県においても各種広報媒体を活用した情報発信や回収ボ
ックスの設置等に取り組む市町村の支援を行っているところであります。

引き続き、国の対策を踏まえながら、適切な処分方法の周知に取り組んで
まいります。

（保健福祉部長 菅野俊彦君登壇）

●保健福祉部長（菅野俊彦君） お答えいたします。

喫煙者に対する支援につきましては、受動喫煙に関する情報を提供すると
ともに、禁煙を希望する方への専門外来の案内や受診勧奨のほか、禁煙アプ
リを用いたカウンセリング等の支援を行っているところであります。

今後とも、関係団体等と連携しながら、喫煙者の健康の確保と受動喫煙防
止の両立に向け、喫煙者に対する支援に取り組んでまいります。

（農林水産部長 沖野浩之君登壇）

●農林水産部長（沖野浩之君） お答えいたします。

避難地域の営農再開につきましては、令和十二年度までに営農再開面積と

農業産出額を震災前の七五％まで回復させることを目標に、担い手への農地の集約化やスマート農業による生産体系の構築、生産施設の整備等を支援しております。

さらに、今後は広域的な高付加価値産地を形成するため、市町村やJA等と連携を深め、新たな集出荷施設の整備や将来の地域農業を担う人材育成機能の強化を支援するなど、持続的な農業の実現に取り組んでまいります。

次に、県産農林水産物の販路拡大につきましては、その安全性や魅力为消费者はもとより、多くの流通事業者に実感していただき、品質への信頼を高め、選ばれることが重要であるため、先月都内において四百名を超える規模で飲食店や卸、小売業者等のバイヤーや経営者層を対象とした商談会と交流会を開催し、新たな取引にも結びつけたところであります。

引き続き、産地と連携し、トップセールスやフェア、産地視察等を通じて、生産者の取組や思いを含めた県産農林水産物の魅力と価値を発信し、販路拡大に取り組んでまいります。

（土木部長矢澤敏幸君登壇）

●土木部長（矢澤敏幸君） お答えいたします。

国道四百五十九号西新殿工区につきましては、大型車の通行の支障となっている急カーブや道幅が狭い箇所の解消を図るため、バイパスや現道拡幅の工事を行い、これまでに工区の西側約一・二キロメートルが完成しております。

新年度は、残る五百メートルの区間のうち約二百メートルを供用することとしており、引き続き工区全体の早期完成に向け、改良や舗装等の工事を重点的に進めてまいります。

（避難地域復興局長市村尊広君登壇）

●避難地域復興局長（市村尊広君） お答えいたします。

避難地域における住民帰還の促進につきましては、安心して生活できる環境の整備が重要であり、これまでインフラや医療、介護、福祉など、帰還環境の整備を国や市町村と共に着実に進めてまいりました。

今後とも、子育て世代をはじめ多くの方々がふるさとに帰還できるよう、住まいや働く場の確保、教育や子育て支援、商業施設の充実など、地元市町村の意向を伺いながら、生活環境の整備に取り組んでまいります。

（観光交流局長藤城良教君登壇）

●観光交流局長（藤城良教君） お答えいたします。

県産農産物の輸出拡大につきましては、米、牛肉の価格高騰や気候変動による果物生産への影響、米国の関税措置など、輸出を取り巻く情勢を注視する必要があります。

こうした中、輸出規制が撤廃された台湾では、さらなる販路開拓に向けた現地展示会への出展や小売店での試食販売プロモーションを強化するとともに、豪州では県産酒と福島牛「福柏花」のペアリングを提案する商談会を飲食関係者向けに開催するなど、引き続き県産農産物の輸出拡大に取り組んでまいります。

次に、地域の宝を活用した観光振興につきましては、ふくしまDCに向けて地域の観光資源の掘り起こしや磨き上げを後押しするため、観光セミナーの開催や経費の助成などを通じて、県内事業者等の観光コンテンツづくりを支援してまいりました。

加えて、DC特設サイトをリニューアルし、市町村等が各地の魅力的な情報をタイムリーに発信できるよう強化したところであります。

今後関係者等と連携し、本県が誇る地域の自然や歴史、文化、食などの宝を生かした観光振興に取り組んでまいります。

次に、ホープツーリズムの推進につきましては、世界で唯一、複合災害を

経験した本県ならではの学びの旅として、これまで国内外から七万人を超える方々に参加いただいております。

今後は、浜通りの復興状況と地域の魅力を伝える総合案内人であるフィードパートナーの育成強化を図るとともに、地域に暮らす人々との交流を通じて地域の伝統文化に触れる体験を組み入れるなど、ホープツーリズムのさらなる推進に取り組んでまいります。

（教育長鈴木竜次君登壇）

●教育長（鈴木竜次君） 答えいたします。

公立学校におけるいじめ防止につきましては、いじめの兆しを見逃すことなく早期発見、早期対応を徹底することが重要であります。

このため、いじめ防止に関する研修会等を実施し、いじめ防止対策推進法等に基づき、児童生徒の小さな変化を見逃さず、いじめにつながるような組織的に対応しているところであり、引き続きチームとしていじめ防止に取り組んでまいります。

（警察本部長森末 治君登壇）

●警察本部長（森末 治君） 答えいたします。

職員の不祥事案防止の取組につきましては、これまでもふだんの業務や各種研修の場で警察官の誇りと使命感を醸成するための職務倫理教養を実施してきたところであります。

しかしながら、現職警察官の相次ぐ逮捕事案を重く受け止め、これまでの倫理教養に加え、不祥事案の事例を踏まえた教養のほか、一步踏み込んだ身上の把握と指導により、職員個人が抱える悩みを早期に把握して必要な対策を講じるなど、今後も不祥事案の絶無に向けた各種施策を推進してまいります。

●議長（矢吹貢一君） これをもって、石井信夫君の質問を終わります。

暫時休憩いたします。

再開は、午後三時五分といたします。

午後二時四十九分休憩

午後三時六分開議

●副議長（佐藤雅裕君） この際、私が議長の職務を行います。

休憩前に引き続き、これより会議を開きます。

直ちに、質問を継続いたします。

通告により発言を許します。九番猪俣明伸君。（拍手）

（九番猪俣明伸君登壇）

●九番（猪俣明伸君） 県民連合議員会の猪俣明伸でございます。二日前の二月二十八日に私、誕生日を迎えまして、四十二歳となりました。過去二年間、誕生日に一般質問をしてきたのですが、今年は日程に入っておらず、二日遅れての一般質問となりますが、四十二歳のスタートとして精いっぱい頑張らせていただきます。

初めに、ふくしまDCを契機とした発酵ツーリズムの推進についてです。

気候や地形が異なる会津、中通り、浜通り各地では、それぞれの歴史や自然、文化に根差した発酵文化が発展しております。

私の地元、会津坂下町でも、みそやしょうゆをはじめとした豊かな発酵文化が根づいております。

昨年九月には、会津盆地を一望できる絶景スポット見明山で、発酵の魅力や地元の発酵文化を発信するイベントである会津坂下発酵祭 in 見明山二〇二五が開催されました。

発酵食品の飲食ブースのほか、会津坂下町自慢の日本酒の飲み比べやみそ造り体験、ヨーグルト早飲み選手権等の企画で、地元の方々から観光客まで

多くの方々に楽しんでいただきました。

このように、本県が誇る発酵文化は観光資源という側面も持ちます。

県でも、従来の観光に発酵という新たな付加価値を加えた体験型観光として、ふくしま発酵ツーリズムを打ち出しております。

腸活や美容、健康維持に代表されるように、発酵に関する関心は女性を中心に高く、本県の発酵ツーリズムも好評であると伺っております。

四月から始まるふくしまDCでも積極的に展開し、国内外から観光誘客につなげていくべきと考えます。

発酵ツーリズムを推進する上で、観光客に楽しんでもらうコンテンツづくりはもとより、その礎となる食品のブランド力強化や販路拡大等の支援も非常に重要だと思います。

そこで、知事はふくしまDCを契機とした発酵ツーリズムの推進にどのように取り組んでいくのかお尋ねいたします。

次に、福島ーモンゴルチャーター便についてです。

本年、DC期間中のゴールデンウィークに、モンゴルとのチャーター便の運航が決定いたしました。

今回のモンゴルチャーター便の運航は、本県とモンゴルの交流促進に向けた大きな一歩であり、観光に加え経済、教育、文化、スポーツなど幅広い分野で新たな需要を生み出す重要な契機となると考えます。

今回のチャーター便も売行き好調と伺い、底堅い需要の高さを感じます。

親日国でもあるモンゴルとのこうした取組を一過性で終わらせず、継続的な成果へとつなげるために、毎年一便でもよいので、定期的にチャーター便が運航されることが重要です。

そこで、福島空港モンゴルチャーター便をさらに誘致すべきと思いますが、県の考えをお尋ねいたします。

次に、オタネニンジンの生産振興についてです。

オタネニンジンは朝鮮ニンジン、高麗ニンジンとも呼ばれ、免疫機能の活性化や滋養強壮、アンチエイジング効果が期待されるものです。東アジア地域で生産が盛んであり、健康志向の高まりから需要が高まっております。

会津地方は長野県、島根県と共に、オタネニンジンの日本三大産地の一つです。

会津地域のオタネニンジンは、震災後、原発事故などの影響もあり、栽培者が減少しました。

そのため、平成二十四年には会津人参農業協同組合が解散するなど、オタネニンジンの生産振興に黄色信号がともっております。

その後、地元企業や栽培者の努力と県の支援により、一時は栽培者数が震災前より増加しました。

しかしながら、近年は高齢化等もあり、栽培者数が再び減少に転じている状況にあります。

全国、全世界的に健康志向が高まる中、オタネニンジンは可能性に満ちております。

本県の名産物の一つとなり、新たな地域活性化商品、観光時のお土産となる可能性があります。

そこで、県はオタネニンジンの生産振興にどのように取り組んでいくのかお尋ねいたします。

次に、中山間地域の維持・活性化についてです。

中山間地域は、傾斜や狭い圃場など条件が不利です。

その上、人口減少や高齢化が進み、農業生産活動などを十分に行うことが難しい状況となっております。

このような状況のため、平成十二年度に中山間地域等直接支払制度が開始

され、農業を維持していく活動や地域を保全していく活動の継続を金銭面で支援しております。

現在では多くの集落で活用され、草刈りや水路の泥上げ作業を行うためになくてはならない制度となっております。

しかしながら、高齢化に伴い、人手が少ない地域が増え、地域住民だけでは共同作業ができなくなってきたてきております。

農業者からは、「この先農業を継続できるか不安である」との声が多く聞こえます。

人口減少や高齢化が加速し、草刈りや泥上げ等の作業の人手を確保することが喫緊の課題となっております。

この課題を解決するために、地域の外からサポートしてくれる人材対応が必要ではないかと考えます。

そこで、県は中山間地域における農村の維持・活性化に向け、どのように取り組んでいくのかお尋ねいたします。

次に、ジビエの活用支援についてです。

全国で野生鳥獣による農作物等の被害を防止するため、熊やイノシシ等の捕獲を行っておりますが、本県ではほとんどの野生鳥獣は放射性物質の影響を受けて食用、いわゆるジビエとしての活用が制限されております。

そのため、捕獲後は埋設や焼却などにより廃棄されることが一般的になっております。

一方で、昨年は原発事故後、県内初となるジビエを提供できる施設も整備されました。

また、狩猟者からは、捕獲した野生鳥獣をジビエ等に活用できないかといった意見も出ております。

捕獲後の野生鳥獣を利用することは、地域振興を図る上でも、今後有効で

はないかと考えております。

そこで、県は野生鳥獣のジビエとしての活用をどのように支援していくのかお尋ねいたします。

続いて、県内企業の人材確保についてです。

福島労働局が発表している県内の雇用情勢を見ると、十二月の有効求人倍率は一・一九倍となっております。

さらには、建設分野では五・五七倍、介護分野で三・三八倍、サービス分野では二・三倍となっており、求人が求職を大きく上回る状況が続いております。

このような中、県内企業からは、「労働者の確保が難しく、企業運営に影響が出ている」という声が多く聞かれます。特に中小企業において、この傾向が顕著であります。

飲食業では、スタッフ不足により店舗を十分に営業できないなど、事業運営そのものに支障が生じている事例も見受けられます。

人材確保が特に困難となっている業種では、仕事が大変そうだといったイメージが先行し、求職者から敬遠されている側面もあると考えられます。

人材を確保していくためには、企業が仕事内容ややりがい、職場環境などの情報、条件を求職者に分かりやすく届けていくことが重要であります。県は、その取組を後押ししていく必要があるのではないかと考えます。

そこで、県は県内企業における人材確保の支援にどのように取り組んでいくのかお尋ねいたします。

次に、生活衛生同業組合の活動支援についてです。

理容、美容、飲食業等では、関連する法律に基づき、業種ごとに同業組合を組織しております。

生活衛生同業組合は、衛生に関する講習会や技術研修会等の様々な事業に

取り組んでおり、衛生水準の維持・向上と業界の振興に大きく貢献しております。

しかしながら、近年は組合への加入者が著しく減少して、営業者が情報提供や講習会等を受ける機会が少なくなること、衛生水準やサービスの低下が強く懸念されます。

そこで、県は生活衛生の維持向上に向け、生活衛生同業組合の活動をどのように支援していくのかお尋ねいたします。

次に、中学校給食費の支援についてです。

現在、円安から影響しているインフレが顕著になり、家計の総支出に占める食料費の割合、いわゆるエンゲル係数は、二〇二五年では二八・六％となり、四十四年ぶりの高い水準です。

特に子育て世代の食費への支出は多く、経済的負担は多くなっております。

このような中、国においては、子育て世帯への支援を強化する観点から、令和八年四月より小学校における学校給食費の抜本的な負担軽減を実施することとされております。

物価高騰に苦しむ中、この取組により、多くの子育て世帯の負担が軽減されます。

一方で、市町村からは中学校についても支援を求める声が多く聞かれます。

そこで、市町村立中学校における給食費について、県が支援すべきと思いますが、県教育委員会の考えを伺います。

次に、保育料の無償化についてです。

現在、三歳から五歳までの子供の保育料は無償化されており、子育て世帯の経済的負担の軽減につながっていると考えます。

一方で、三歳未満の子供の保育料については、生活保護世帯や市町村民税非課税世帯などに限られており、完全な無償化には至っていないのが実情で

す。

三歳未満の子供を育てる世帯にとって、保育料の経済的負担は大きく、保育料についても無償化することは、幼児教育・保育を受けられる機会を保障することに加えて、人口減少対策を進める上でも大変意義のあることだと思います。

そこで、三歳未満児の保育料を無償化すべきと思いますが、県の考えをお尋ねいたします。

次に、放課後児童支援員の処遇改善についてです。

放課後児童支援員は、就労している保護者の児童が小学校の放課後を過ごす場所である放課後児童クラブにおいて、安全で快適な居場所を提供する重要な役割を担っています。

放課後児童クラブの実施主体である市町村では、児童の受皿の確保を進め、年々放課後児童支援員を増加させています。

しかしながら、核家族、共働き世帯の増加等により利用希望者が急増し、一部地域においては、放課後児童支援員を十分に確保できなくなっております。

そのために、待機児童が発生している事例も聞いております。

放課後児童クラブの適切な運営に向けては、放課後児童支援員の安定的な確保が不可欠であり、そのためには処遇の向上が重要だと考えます。

そこで、県は放課後児童支援員の処遇改善にどのように取り組んでいるのかお尋ねいたします。

次に、公立小中学校の体育館へのエアコン設置についてです。

近年、年間平均気温は全国的に上昇傾向にあります。

本県においても、熱中症の危険性が極めて高くなる熱中症警戒アラートの発令日が増加傾向にあるなど、酷暑対策が喫緊の課題となっております。

学校施設は、児童生徒が安全で安心な学校生活を過ごすことができるよう、酷暑に対応した環境整備を行う必要があります。

また、災害発生時には、小中学校は地域住民の避難所としての役割を担う場合もあり、酷暑対策が必要です。

しかしながら、文部科学省が今年度実施した公立学校の体育館等における空調設備の設置状況調査の実施結果によりますと、県内の公立小中学校の体育館へのエアコン設置率は、四・三％と低い状態にあります。

そこで、公立小中学校の体育館へのエアコン設置について、市町村の取組をどのように支援していくのか、県教育委員会の考えをお尋ねいたします。

次に、福祉避難所についてです。

今年で東日本大震災から十五年を迎えます。災害が発生した際の地域住民の命と暮らしを守るため、誰一人取り残さずに安全に避難していただける環境整備が必要です。

とりわけ、一般の避難所では生活することが困難な要配慮者が安心して生活できる福祉避難所の役割は重要であると考えます。

本県においては、昨年三月末時点で約四百五十施設が福祉避難所として指定されております。

しかしながら、市町村ごとの施設数に差があることに加え、施設種別についても高齢者施設が六〇％である一方、障がい者施設は一六・七％と差が生じています。

高齢者に対する手厚い支援は目に見えて分かりますが、子供を含む障がい者及びその家族からは「福祉避難所に避難することができなのか」、「避難した際に対応できる職員がいるのか」といった様々な不安の声を聞いております。

災害時、障がい者の方々及びその家族がそれぞれの状況等に応じて安心して

て避難できるようにするためには、市町村が設置、運営する福祉避難所について、県としても積極的に支援を行っていくべきと考えます。

そこで、県は障がい者等を受け入れる福祉避難所の適切な運営に向け、どのように取り組んでいるのかお尋ねいたします。

次に、河沼郡のインフラ整備状況についてです。

県道別舟渡線は、耶麻郡西会津町から河沼郡会津坂下町を結び、沿線地域の生活道路としての重要な道路であります。

しかし、本路線の会津坂下町東松地区においては急カーブ、急勾配を有しており、路線バスなどの運行に支障を来しております。

特に冬には、大型車の擦れ違いが困難な状況となっております。

今年の冬でも多くの車が行き来できず、地域の生活を脅かしました。

この東松工区は、昨年七月に工事が着手され、地元ではさらなる工事の進展を期待しております。

そこで、県道別舟渡線東松工区の整備状況と今後の取組をお尋ねいたします。

次に、県道滝谷松原線についてです。

本線は柳津町、三島町、昭和村を結ぶ幹線道路である県道柳津昭和線と国道二百五十二号をつなぐ道路です。

また、県立宮下病院へのアクセス道路にもなっており、救急医療や地域医療など、安全・安心な暮らしを支える道路であります。

しかしながら、本路線は急勾配であり、冬には大型車がスタックするなどし、車両の安全な運行に支障を来しております。

早期のバイパス改良工事が必要です。

昨年七月には、道路改良計画などについて地元説明会が開催され、地元の期待は非常に高まっております。

そこで、県道滝谷松原線松原バイパスの整備状況と今後の取組をお尋ねいたします。

以上が猪俣明伸からの質問となります。十年後、二十年後を見据えた効果的な政策が行われることを期待いたします。御清聴ありがとうございました。

（拍手）

●副議長（佐藤雅裕君） 執行部の答弁を求めます。

（知事内堀雅雄君登壇）

●知事（内堀雅雄君） 猪俣議員の御質問にお答えいたします。

ふくしまＤＣを契機とした発酵ツーリズムの推進についてであります。

昨年十二月、令和七年度全国醤油品評会及び全国味噌鑑評会での農林水産大臣賞など受賞者の方々とお会いした際、皆さんからは「これに満足せず、よりおいしいものをつくりたい」という醸造王国ふくしまを象徴する熱い思いを伺いました。

こうした思いに応えるためにも、商品開発や販売促進の支援に加え、発酵食を現地で味わい、体験する発酵ツーリズムを事業者の皆さんとさらに盛り上げたいと考えております。

四月から始まるＤＣでは、土湯の発酵温泉グルメや会津坂下町の発酵祭等の特別企画が各地で実施されるほか、六月に開催するふくしまの酒・味噌醤油まつりや、十一月に喜多方市で開催される全国醤油サミットなどの機会を通じて、本県の多彩な発酵食のおいしさや高い品質を多くの方々伝えてまいります。

また、浜通り、中通り、会津それぞれ独自の発酵文化を有する本県の強みを伸ばし、さらなる誘客につなげるため、今後ブランド力の強化や販路の開拓、観光コンテンツの充実を図り、事業者の皆さんと共に発酵ツーリズムを推進してまいります。

その他の御質問につきましては、関係部長等から答弁をさせます。

（保健福祉部長菅野俊彦君登壇）

●保健福祉部長（菅野俊彦君） お答えいたします。

生活衛生同業組合の活動に対する支援につきましては、組合が衛生向上等を目的とする法律に基づく団体であり、県民の生活衛生の維持・向上を図る上で重要な役割を担っているものと考えております。

このため、組合が実施する衛生講習会等への講師の派遣や業種ごとの適正な組合運営に関する助言、組合の活動内容の周知等を実施しており、引き続き関係機関と連携しながら、生活衛生同業組合の活動を支援してまいります。次に、福祉避難所の適切な運営につきましては、県ガイドラインを作成し、市町村に対し、社会福祉施設との連携などの準備を促すとともに、運営上の留意点や障がい者等への配慮事項を周知しております。

また、県と関係団体間で協定を締結しており、大規模災害時に各避難所の現場で必要となる福祉機器の調達や福祉、介護人材の派遣を行うこととしております。

引き続き、福祉避難所の適切な運営に向け、市町村の取組を支援してまいります。

（商工労働部長小貫 薫君登壇）

●商工労働部長（小貫 薫君） お答えいたします。

県内企業における人材確保の支援につきましては、就職情報サイトとタイアップした企業の情報発信に加え、県のLINE公式アカウントにより、県内就職に関する情報を発信してまいりました。

新年度は、仕事のやりがいや働きやすい職場環境など、企業の魅力を効果的に伝えるホームページを企業自らが作成し、発信するための伴走支援を新たに実施するとともに、採用につながった好事例の横展開を図るなど、人材

確保の支援を強化してまいります。

（農林水産部長沖野浩之君登壇）

●農林水産部長（沖野浩之君） お答えいたします。

オタネニンジンの生産振興につきましては、新規栽培者の確保や規模拡大に向け、種子や肥料、農薬等の生産開始時に要する資材の導入を支援しているほか、食材として学校給食での利用に加え、飲食店や食品加工業者等における活用促進を図っているところであります。

さらに今後は、育苗作業の省力化のため、県が開発した市販の収穫用コンテナを活用する栽培技術を普及させ、栽培面積の拡大を図るなど、引き続きオタネニンジンの生産振興に取り組んでまいります。

次に、中山間地域における農村の維持・活性化につきましては、農村環境を保全する取組のほか、農村関係人口の創出、拡大を進めることが重要であるため、農山村でのイベントや共同作業に係る総合窓口の設置とボランティア仲介サイトの活用により、地域外の住民を呼び込む取組を実施しております。

さらに、地域住民が自ら情報発信するためのSNS活用の研修を開催するなど、地域内外の関係者と連携しながら、中山間地域における農村の維持活性化に取り組んでまいります。

次に、野生鳥獣のジビエとしての活用につきましては、有害捕獲による農作物等の被害低減のほか、地域資源の有効利用や農山村地域における所得向上につながることから、市町村が実施する先進地視察や消費者等への理解促進の取組などを支援しているところであります。

さらに今後は、地域の意向や出荷制限解除の状況を踏まえながら、食肉処理施設の整備の検討など、ジビエの利用拡大に向けた取組を支援してまいります。

（土木部長矢澤敏幸君登壇）

●土木部長（矢澤敏幸君） お答えいたします。

県道別舟渡線東松工区につきましては、急カーブや急勾配な箇所の解消を図るため、令和三年度から事業に着手し、用地がおおむね取得できたことから、現在、滝沢川との交差部において地盤の改良工事を進めているところであります。

新年度からは、磐越自動車道の四車線化工事に伴い発生する土砂を活用し、道路の盛土工事に着手するなど、引き続き関係機関と連携を図りながら、計画的な整備に取り組んでまいります。

次に、県道滝谷松原線松原バイパスにつきましては、年間を通して安全で円滑な通行を確保するため、平成二十四年度から事業に着手し、これまで急峻な地形や用地の制約を考慮しながら調査設計を進めてきており、昨年七月に道路計画や用地に関する説明会を開催するとともに、現在はトンネルの詳細設計等を実施しているところであります。

新年度からは用地補償に着手するなど、引き続き地元へ丁寧な説明を行いながら、計画的な整備に取り組んでまいります。

（こども未来局長菅野寿井君登壇）

●こども未来局長（菅野寿井君） お答えいたします。

三歳未満児の保育料の無償化につきましては、地方自治体の財政力によって差が生じることなく、全国一律で実施されるよう、全国知事会を通じて国に要望しております。

県では独自の支援として、第三子以降の三歳未満児の保育料を減免する市町村に対して経費の一部を補助しており、所得や子供の数にかかわらず安心して子育てできる環境を実現できるよう、引き続き国に求めています。

次に、放課後児童支援員の処遇改善につきましては、放課後児童クラブが

職員の賃金引上げを実施した際に補助を行うとともに、経験年数に応じた賃金加算の要件となる資質向上研修の開催や、加算された賃金に対する支援を行っております。

また、全国知事会等を通して、国に対しさらなる処遇の向上を求めている、引き続き放課後児童支援員の処遇改善に向けた取組を進めてまいります。

（観光交流局長藤城良教君登壇）

●観光交流局長（藤城良教君） お答えいたします。

福島空港モンゴルチャーター便につきましては、本年五月に約七年ぶりとなるチャーター便の運航が決定し、モンゴルの雄大な自然や生活様式、豊かな食文化等を体験できることから、福島側の販売状況は好調であります。

今後、ふくしまDC期間中の特別企画や本県の多彩な魅力を現地旅行会社へ伝えるとともに、航空会社へのアプローチを継続的に行うなど、モンゴルチャーター便のさらなる誘致に取り組んでまいります。

（教育長鈴木竜次君登壇）

●教育長（鈴木竜次君） お答えいたします。

市町村立中学校における給食費の支援につきましては、今年四月から始まる公立小学校の給食費の負担軽減に向けた事業の進め方や課題等について整理した上で、国において検討することとされております。

引き続き、制度設計を含め、市町村立中学校における給食費の負担軽減について、早期の実現に向けた検討を進めるよう国に求めています。

次に、公立小中学校の体育館へのエアコン設置につきましては、昨年度国が創設した交付金を活用し、これまで六市町村で設置を進めているところであります。

県教育委員会としては、研修会等による先行事例の紹介や交付金活用へのきめ細かな相談対応などを通じ、市町村の取組を支援してまいります。

す。

●副議長（佐藤雅裕君） これをもって、猪俣明伸君の質問を終わります。

通告により発言を許します。二十番真山祐一君。（拍手）

（二十番真山祐一君登壇）

●二十番（真山祐一君） 公明党の真山祐一です。一昨日、米国とイスラエルによるイランへの武力攻撃が発生しました。政府には迅速な邦人保護とともに、これ以上戦火が広がらないよう、外交による平和的解決の道を探るよう切に願うものでありますが、内堀知事におかれましては、県民生活への影響が最小限となるよう、情報収集含め御尽力をお願いいたします。

さて、今月、東日本大震災及び原発事故から十五年を迎えます。犠牲となられた皆様、避難生活の中で望郷の念を抱きながら亡くなられた皆様に改めて哀悼の意を表します。

復興の道のりは、風評と風化という二つの風、そして直面する課題との間断なき連続闘争であり、それは今も続いております。

政権の枠組みは変わりましたが、私たち公明党の福島復興にかける思いに一切の揺るぎはありません。

第三期復興・創生期間を前に、被災者はもちろん新たな住民の声にも真摯に耳を傾け、人間の復興、心の復興を成し遂げるその日まで、共に歩むことを改めてお誓い申し上げ、質問をいたします。

初めに、自転車を活用した持続可能な社会の実現についてです。

県は、令和二年に福島県自転車活用推進計画を策定し、自転車の利活用促進に取り組んできました。

国土交通省は現在、第三次となる自転車活用推進計画の見直しを進めており、その素案では「安全・快適に自転車を活用できる環境の実現により、自転車交通の役割を拡大し、人と地域が調和した持続可能で豊かに暮らせる社

会を目指す」というビジョンを掲げ、社会情勢の変化を踏まえて、走行環境整備や安全対策、地域の移動手段の確保、健康長寿と脱炭素、観光地域づくりなどに取り組むことが明記されております。

また、自転車道や自転車専用道路などの整備延長を、二〇三〇年度を目途に、二〇二四年度比で二一・九%増となる一万二千キロまで延ばす指標を掲げており、本県における安全・安心な自転車走行空間の整備の必要性が高まっています。

浜通りでは、国が指定するナショナルサイクルートを目指したふくしま浜通りサイクルートの整備が進んでおり、新たな交流、関係人口の拡大、観光振興によって復興が前に進むことが期待されております。

自転車の利活用を進め、人と地域が調和した持続可能で豊かに暮らせる社会の実現に一層力を入れて取り組むべきです。

そこで、知事は持続可能な社会の実現に向けた自転車の活用推進にどのように取り組んでいくのかお尋ねいたします。

昨年、JR東日本による常磐線浜通りサイクルートラインが実証事業として運行されました。

いわき駅から原ノ町駅までの区間で運行され、利用者の中にはいわき市内で自転車を借り、双葉郡内をサイクリングしながら復興の歩みを体感する観光客もおりました。

サイクルートラインを利用することで客層や移動範囲が広がり、ホープツーリズムの新たな可能性を感じました。

今後、ふくしまDCに合わせてふくしま浜通りサイクルートラインの特別企画が催されると聞いており、さらなる展開に期待しています。

双葉郡内には、まだ二輪車が通行できない道路があることから、立ち寄りスポットを含めたルート情報などに課題がありますが、自転車だからこそ感

じられる震災の記憶や復興の歩みがあります。

浜通り地域における東北初のナショナルサイクルートの指定に向け、官民が連携して、サイクルツーリズムを通じた浜通りへの誘客促進に取り組む、地域のにぎわい創出につなげていくべきと考えます。

そこで、県はサイクルツーリズムによる浜通り地域への誘客にどのように取り組んでいくのかお尋ねいたします。

令和八年度より、交通違反に対して反則金を納付させる交通反則通告制度、いわゆる青切符が自転車にも導入され、信号無視や指定場所一時不停止、携帯電話使用など、交通事故の原因となるような悪質、危険な違反行為を十六歳以上の者が行くと、反則金の納付を命じられるようになります。

自転車は、身近な移動手段として通勤や通学などの生活に根づいている一方、免許が不要で正確な交通ルールを知らない方も多いのが実態です。

警察庁は、青切符導入を踏まえた自転車ルールブックを作成し、幼児、小学生、中学生、高校生、成人、高齢者といったライフステージごとに官民が連携して交通安全教育を充実するとしており、本県も教育機関や自転車関係団体と連携し、交通安全教育の普及啓発を早急に進める必要があります。

そこで、県警察は自転車の交通安全教育にどのように取り組んでいるのかお尋ねいたします。

次に、私立学校の保護者負担の軽減についてです。

高等学校等就学支援金制度について、新年度から支給額の引上げとともに所得制限が撤廃され、私立高校の保護者負担が軽減されます。

一方、私立中学に通う生徒への支援が薄く、私立学校全般にわたる保護者負担の軽減を求める声が寄せられています。

私立学校は、独自の教育理念に基づいた特色ある教育が行われており、多様な教育ニーズに応える重要な役割を担っています。

また、公立学校になじめず、私立に進学する生徒もいます。

子育て世帯が物価高騰の影響を受けていることを踏まえ、教育の機会均等を保障し、子供たちが希望する教育を受けられるよう、私立学校における保護者の経済的負担軽減を充実させていく必要があります。

そこで、県は私立学校における保護者の経済的負担軽減を図るため、どのように取り組んでいくのかお尋ねいたします。

次に、性暴力等被害者への支援についてです。

性暴力等の被害に遭った場合、警察に届出があれば、女性警察官等が担当し、被害者に寄り添って医療機関や支援機関との連携、調書の作成、実況見分などが行われます。

また、警察に相談できない方などに対し、性暴力等被害者救援協力機関、SACRAふくしまが支援に当たっています。

性暴力等被害者への対応について、県内三十七の医療機関に協力いただいています。医療機関では経験を積んだ医師、スタッフの常時配置が困難であることから、各地域において被害者救援の中核となる医療機関を設定するなどの検討が必要です。

卑劣な性暴力等被害の根絶を願ってやみませんが、不同意わいせつ等の事案が県内各地で発生し、また被害件数が年々増加傾向にあることを踏まえ、これまで以上に被害者に寄り添った支援を行えるよう体制を強化していかねばなりません。

そのため、関係機関がより連携協力を深めるとともに、特に支援の中心にあるSACRAふくしまにおいて、相談対応や救済内容の充実などが求められております。

そこで、県は性暴力等被害者への支援にどのように取り組んでいくのかお尋ねいたします。

次に、動物愛護についてです。

犬や猫などの動物の癒やしの力を利用した動物介在療法、いわゆるアニマルセラピーが注目されています。

アニマルセラピーは、動物と触れ合うことで人間の心のケアやストレス緩和を促すもので、高度な訓練を受けた動物が病院や介護施設等で活躍しており、その中には保護動物もおります。

例えば国際セラピードッグ協会では、保護犬が二年以上の訓練を経て、病院や介護施設等でセラピードッグとして活躍しています。その中には、東日本大震災で飼い主と別れた本県の保護犬もいるようです。

こうした取組は、人へのケアという点で意義があるとともに、保護動物の活躍機会の創出という点でも大きな意義があります。

県内にも動物を介した福祉活動に取り組む団体があり、保護動物の活躍機会の創出という視点も踏まえて、一層の支援を講じていく必要があります。

そこで、県は動物を介した福祉活動を行う団体への支援にどのように取り組んでいくのかお尋ねいたします。

近年、独り暮らし高齢者の増加とともに、ペットを飼う高齢者世帯も増加しています。

しかし、飼い主が亡くなった場合、そのペットの扱いについて法的に明確な理解を持つ人は少ないのではないのでしょうか。

民法上、ペットは物として取り扱われるため、土地、建物、預金等と同様に相続財産の一つとして扱われ、当然ペットが遺産を相続することはできません。

具体的な手法として、遺言書により財産を遺贈する代わりにペットの世話を義務づける負担付遺贈、生前契約によりペットの世話を義務づける負担付死因贈与、飼い主が信頼できる人物または法人と信託契約を締結し、ペット

の飼育に必要な財産を託すペット信託がありますが、生前に明確にしておかなかったためにトラブルが生じることがあります。

独り暮らし高齢者が増加する中、引取手のない動物が生じないよう、飼い主に対して生前に引受先の確保を講じるよう周知啓発していくことが重要と考えます。

そこで、県は独り暮らしの高齢者が亡くなった際におけるペットの引受先の確保をどのように支援していくのかお尋ねいたします。

次に、がん対策の推進についてです。

厚生労働省が公表したがんの五年生存率に関する調査によると、前立腺や乳房が九〇%前後と予後がよい一方、肝臓は三〇%台、膵臓は一〇%台と予後が悪く、がん種によって大きな差があることは明らかです。

五年生存率の差は、発見の遅れが大きな要因です。

前立腺や乳房は、血液検査や画像検査、検診で早期に見つけることが多い一方、肝臓や膵臓は症状が出にくく、発見時点で進行していることが多いと言われており、がん種の特徴を踏まえた対策が必要です。

例えば子宮頸がんは検診のほか、その原因となるヒトパピローマウイルスの検査やワクチンによって早期発見、予防が可能です。胃がんは、主な原因であるピロリ菌の除菌治療で予防できます。

先日、福島県立医大放射線健康管理学講座の研究チームが公表した、ピロリ菌の認知の高さが胃がん検査の受診につながっているとの調査は注目に値する内容です。

五年生存率が特に悪い膵臓がんについて、広島県尾道市では医師会と中核病院が連携した早期発見の取組で、全国平均の二倍となる生存率の向上が報告されています。

こうした事例は、がん種を踏まえた対策が功を奏する可能性を示唆してい

ます。

県や自治体を取り組むがん検診は、五大がんが中心であることは承知しておりますが、がん種の特徴を踏まえたがん対策に取り組む必要があると考えます。

そこで、県はがん検診の受診率向上のため、普及啓発にどのように取り組んでいくのかお尋ねいたします。

県は、将来の妊娠、出産を望む若いがん患者を対象とした妊孕性温存療法に取り組んでいます。

妊孕性温存療法とは、放射線治療や抗がん剤治療によって男女共に妊娠が困難となる可能性があることから、がん治療前に卵子や受精卵、精子を凍結保存することで、がん克服後も妊娠の可能性を残すための治療です。

妊孕性温存療法への費用助成は、対象となる方々にとつて大きな希望である一方、若くしてがんを告知され、長期にわたる治療に臨む精神的な負担は大きく、将来に思いをはせることが困難な場合もあるため、適宜適切に妊孕性温存療法をはじめとする妊娠や出産に関わる情報が提供されることが望ましいと考えます。

また、がん治療を行う医師が生殖医療に精通しているとは限らないため、妊孕性温存療法について広く医師や看護師等に理解されるよう、各地のがん相談支援センターとの連携強化も必要です。

そこで、県は将来子供を産み育てることを望む若い世代のがん患者への支援にどのように取り組んでいくのかお尋ねいたします。

次に、認知症予防の推進についてです。

国立長寿医療研究センターによると、認知症発症の因子として難聴、喫煙、高血圧、肥満等の生活習慣病、鬱、活動低下、社会的孤立などが上げられています。

例えば、難聴は耳から入る情報量の減少によって脳が老化し、認知症発症のリスクを高めると言われています。

そのため、高齢者を対象とした聴力検査を行い、難聴が疑われる人には医療機関の受診を促し、必要に応じて補聴器購入費を助成するといった加齢性難聴対策に取り組む自治体もあります。

県は、認知症疾患医療センターを設置し、高齢者が認知症になっても住み慣れた地域で安心して暮らせる体制の整備に努めています。

同センターと連携し、高齢者の生活習慣の改善等に取り組み、認知症の予防対策を進める必要があります。

そこで、県は認知症予防に向けた高齢者の健康づくりにどのように取り組んでいくのかお尋ねいたします。

次に、医療現場を支える人材の確保についてです。

県は医師、看護師、理学療法士等の修学資金制度を設け、医療人材の確保に取り組んでいます。

新年度より、理学療法士等修学資金の対象に言語聴覚士を追加すると聞いております。

言語聴覚士は、話す、聞く、食べるのスペシャリストと言われ、言語障がい、高次脳機能障がい、音声障がい、構音障がい、嚥下障がい、聴覚障がい等について検査、訓練、指導助言等を行う専門職です。

高齢化の進展で需要は高まっており、修学資金の対象に加えることで人材の確保が進むことに期待しています。

従来から対象である理学療法士や作業療法士も、腕や関節、筋などの機能低下を指すロコモティブシンドローム予防の観点などから人材需要が高まっているほか、歯肉炎や虫歯が骨粗鬆症の悪化を助長する可能性が高いとも言われており、高齢者の口腔ケアという点で歯科衛生士の活躍の場も広がって

います。

高齢者の健康寿命の延伸に寄与する理学療法士等の医療人材の確保に向け、修学資金のさらなる拡充が必要です。

そこで、県は理学療法士等の医療従事者の確保にどのように取り組んでいくのかお尋ねいたします。

次に、子ども・子育て支援の充実についてです。

昨年、こども家庭庁は新たな認定資格として、こども家庭ソーシャルワーカーを創設しました。

こども家庭ソーシャルワーカーは、虐待や貧困、保護者の健康問題といったリスクを早期に発見し、医療、福祉、教育などの関係機関の連携の中核として適切な支援につなぐ役割を担います。

創設の背景には、虐待等の課題を抱える保護者や子供への支援に当たる児童相談所職員に、高度な専門性とコミュニケーション能力が求められていることがあります。

先日、いわき市で行われた児童虐待防止啓発講演会では、児童虐待の防止を目的に、非暴力コミュニケーション「機中八策」を学びました。

内容としては保護者向けの印象を持ちましたが、児童福祉に携わる方も多く参加しており、保護者等を支援する立場で聴講している姿が印象的でありました。

虐待等の課題を抱える保護者や子供への支援に携わる方々が、課題が複雑で見えにくい家庭に関わる中で、対応力向上の必要性を感じられているのだろうと推察いたします。

そこで、県は児童相談所職員の対応力向上にどのように取り組んでいくのかお尋ねいたします。

今年度、親の就労にかかわらず保育園を利用できるこども誰でも通園制度

のモデル事業が実施されており、国は新年度から全国展開を図る方針です。

保育園に通園していない子供が同世代と接する機会を得ることで発育を促すとともに、親が保育者と関わることで育児負担の軽減や孤独感の解消につながることも期待されています。

一方、現在の保育現場の多忙感は強く、日々の園生活を通じて育んだ子供たちのコミュニケーションに同制度を利用した子供が不定期で入ってくるようになるため、保育士からは「目が行き届くのか」との不安の声も寄せられています。

こども誰でも通園制度の導入を踏まえ、県内の保育園が必要な保育士等を配置できるよう、保育人材の確保に一層力を入れて取り組む必要があります。

そこで、県は保育人材の確保にどのように取り組んでいくのかお尋ねいたします。

国立特別支援教育総合研究所の調査によると、特別な支援を要する子供の割合はゼロ歳から五歳児の平均で八・二%となっており、保育の現場は特別な支援を要する子供、特に発達に特徴のある子供への対応に苦慮しています。

重度の場合は加配がありますが、先述の調査には、診断の有無にかかわらず園で特別な支援を要すると判断した子供も含まれており、程度を問わず、多くの保育士が特別支援の必要性に迫られているのが実態です。

研修機会も十分とは言えず、ある保育士の方からは「ネット上の動画を見て何とか対応しています」との切実な声も寄せられています。

こうした保育現場を支援するため、保育所等訪問支援がありますが、先述の調査によると、保育所等訪問支援を利用している子供の在籍数は五・七%で、制度の利用促進に余地があるように思います。

配慮を要する子供への対応に当たる保育園及び保育士等への支援の充実が必要です。

そこで、県は配慮を要する子供の保育をどのように支援していくのかお尋ねいたします。

県は、発達障がい児やその家族への支援、関係機関と連携した身近な地域における支援体制の構築を目的に、福島県発達障がい者支援センターを設置しています。

同センターは、日常生活等への相談支援のほか医学的な診断や発達検査等を踏まえて、本人、家族、関係機関等に助言を行う発達支援のほか、生活や就労への支援、普及啓発、関係機関職員への研修などを実施しています。

近年、支援が必要な対象者が増えており、各地で支援を求める声を耳にします。

例えば、診断ができる医療機関が少なく、長期間にわたって予約待ちというケースもあります。

身近な地域で発達障がいの診断、診療ができる医療体制が求められています。

また、その特徴ゆえに子供と周囲との関係が悪化し、二次的な課題や症状につながることもあるため、子供に関わる家族や教育機関、教育関係者等が障がいの特徴を学ぶ機会が必要ですが、それも十分ではありません。

各自治体も支援体制の強化に取り組んでいますが、専門性にたけた人材は不足しています。

同センターは、地域支援マネジャーを各方面に配置するなどして対応していますが、地域の医療機関等と連携し、それぞれの地域事情を踏まえて、支援体制の強化を図る必要があります。

そこで、県は発達障がい児への地域における支援体制の強化にどのように取り組んでいくのかお尋ねいたします。

次に、産業人材の確保についてです。

本県の若年層の流出の影響で、県内企業では就業者の高齢化、人手不足感が高まっています。

地方自治体が地域産業の振興や福祉人材の確保、移住支援等と一体となった柔軟な職業紹介サービスを展開できる地方版ハローワークを、本県は福島市と東京都にふるさと福島就職情報センターとして設置しています。

島根県では、県と十九市町村が地方版ハローワークを設置し、例えば介護現場の課題解消を目指し、介護お助け隊として募集したところ、四年間で延べ九十七人が登録し、四十三人の就職が実現したと伺いました。

ふるさと福島就職情報センターには、県内外の若者の動向と県内企業の人材ニーズを的確に捉えた効果的なマッチングとともに、県内企業の採用力強化に向けた取組への積極的な支援を期待しています。

本県は移住相談件数が全国二位で、移住を考える人々の関心が高い地域であることも踏まえ、産官学の連携強化を図り、これまで以上に県内企業の採用活動を支援していく必要があります。

そこで、県は県内企業の採用活動をどのように支援していくのかお尋ねいたします。

県は、県内の産業人材の確保や本県への移住、定住を推進する一環として、奨学金返還支援事業を実施しています。

本年度、公務員を除く全産業に対象を拡大したところ、定員を超える応募があり、補正予算で対応しました。

日本学生支援機構の調査によると、四人に一人が卒業後に返済する奨学金を抱え、その平均貸与総額は三百万円を大きく超えます。

平均返還年数は十五年で、奨学金の返還が若者の可処分所得に大きく影響し、晩婚化や少子化の要因の一つと考えられます。

奨学金返還支援事業は、若者への家計支援とともに、県内の産業人材の確

保に貢献しています。

対象に含まれていない自治体職員や教員等の公務員も人材確保には苦慮しており、同事業の対象とするか否かは別として、奨学金返還支援を検討すべきではないでしょうか。

また、企業が採用した従業員の奨学金返還を肩代わりする代理返還制度の普及にも課題があると認識しております。

これらは今後の検討課題であります。まずは令和七年度の成果を踏まえ、奨学金返還支援事業のさらなる拡充を図る必要があります。

そこで、県は奨学金返還支援事業の利用拡大にどのように取り組んでいくのかお尋ねいたします。

次は、農林水産業の振興についてです。

近年、地球温暖化の影響により夏場の気温は上昇傾向にあり、水稻栽培において品質低下や収量減少を引き起こす高温障害が深刻な課題となつていきます。

本県が誇るブランド米の品質維持と農家の経営安定を図ることは喫緊の県政課題です。

水稻の高温耐性品種の作付面積は年々拡大しており、二〇二六年産用の種もみは需要量に供給量が追いつかず、高温耐性品種の作付を希望する生産者に十分に行き渡らないと言われています。

県は、県農業総合センターにおいて県オリジナル高温耐性品種の開発を進めており、高温耐性のある新品種「福島五十九号」を奨励品種に採用し、二〇二八年からの一般栽培を目指すとの発表がありました。

早期開発を望む生産者の期待にお応えいただくよう、念願するところであります。

一方、水稻の高温障害を回避するためには、水管理や追肥等の生産技術も

有効であり、新品種の普及には一定の時間を要することを踏まえ、効果的な技術対策を地域の実情に合わせて普及していくことが重要です。

そこで、県は高温に対応した水稻の技術対策にどのように取り組んでいくのかお尋ねいたします。

本県の豊かな河川や湖沼における内水面漁業は、貴重な水産資源を育むだけでなく、地域住民の憩いの場、あるいは観光資源として重要な役割を果たしています。

しかし、河川環境悪化や漁獲量、組合員の減少に加え、原子力災害による風評や出荷制限の影響によって、漁場の保全や内水面漁業の振興に取り組む県内各地の内水面漁業協同組合も存続が危ぶまれる状況です。

県は、種苗放流などを通じて内水面漁業の振興に努めているところですが、県内の内水面漁業の持続可能性を高める取組を総合的に講じていく必要があります。

例えば和歌山県では、和歌山県内水面漁業振興計画を策定し、漁場環境の再生や水産資源の回復、水産物の需要拡大、人材の育成・確保等、内水面漁業の振興に必要な施策を総合的に推進しています。

本県においても、原子力災害からの復興という他県にはない事情を含めて、内水面漁業の振興に必要な施策を推進していくべきと考えます。

そこで、県は内水面漁業の振興にどのように取り組んでいくのかお尋ねいたします。

最後に、双葉地域における中核的病院についてです。

同病院は、昨年、福島県立医科大学の附属病院として運営することが決定しました。

今後、病院整備を進めるに当たり、医療人材の確保が大きな課題となりますが、待遇や生活環境はもちろん、医療従事者にとって魅力ある病院となる

ことが重要です。

例えば、県立医大が福島国際研究教育機構、いわゆるFIREIと連携し、最先端の核医学であるアスタチンを用いたラジオアイソトープ内用療法を進めておりますが、こうした先端的な医療技術の研究や臨床に携われる可能性があることも、医療従事者にとって大きな魅力になります。

県では、令和七年三月に整備基本計画を策定し、二つのコンセプトを掲げました。

一つは、地域に密着し、住民が安心して生活するための連携の核となる病院、二つ目は地域の発展に貢献し、医療従事者に魅力のある病院です。

救急医療や地域包括ケアなどの地域の医療ニーズを充足させることはもちろんですが、先端的な医療技術の研究や学びの機会を提供できる病院づくりも大事な視点であります。

復興の途上にある双葉地域で医療人材を確保し、定着を図ることが大きな課題となることは明らかです。

そのため、双葉地域における中核的病院の整備に際しては、研究、教育機能の充実など、医療従事者にとって魅力のある病院として整備する必要があると考えます。

そこで、県は双葉地域における中核的病院の整備をどのような考えで進めていくのかお尋ねいたします。

以上で質問を終わります。御清聴ありがとうございました。(拍手)

●副議長（佐藤雅裕君） 執行部の答弁を求めます。

（知事内堀雅雄君登壇）

●知事（内堀雅雄君） 真山議員の御質問にお答えいたします。

持続可能な社会の実現に向けた自転車の活用推進についてであります。

自転車は、日常的な利用による健康増進や環境負荷の低減はもとより、自

動車と異なり、風や草木の匂い、景色の微妙な変化などを直接体感できることが大きな魅力であります。

また、サイクリストの交流により地域経済が活性化するなど、持続可能な社会の実現に向けて極めて身近で有益なモビリティであると考えております。

このため、市町村や民間団体等との連携の下、豊かな自然や歴史文化などを体験できるサイクルートを県内七つの地域で設定し、走行環境やサイクリストの受入れ環境を整備しているところであります。

これらの取組が国から評価され、国内外に発信されるとともに、各ルートのPR動画は約百万回再生されるなど、本県への誘客に確かな手応えを感じております。

国内外からのサイクリストには、本県が未来に向かい復興している姿も体感していただけることから、今後は関係団体等との連携を一層強化し、サイクルートのさらなる磨き上げを行うなど、持続可能な社会の実現に向け、自転車の活用推進に取り組んでまいります。

その他の御質問につきましては、関係部長等から答弁をさせます。

（総務部長國分 守君登壇）

●総務部長（國分 守君） お答えいたします。

私立学校における保護者の経済的負担軽減につきましては、私立高校の授業料に対する国の就学支援金制度に加え、県独自の上乗せ支援を行っているほか、一人一台端末の購入費の補助などを実施しております。

新年度からは、世帯の所得に応じ、私立高校の入学料や私立中学校の授業料の支援を拡充することにより、保護者負担のさらなる軽減を図ってまいります。

（生活環境部長穴戸陽介君登壇）

●生活環境部長（穴戸陽介君） お答えいたします。

性暴力等被害者への支援につきましては、関係機関と連携し、被害者の状況に応じた支援を切れ目なく行っていくことが重要であります。

このため、SACRAふくしまにおいて、夜間相談や診察時の付添いなど支援の充実を図ってきたところであり、新年度は増加する相談等に対応するため、さらに支援員を増員し、体制を強化することとしております。

引き続き、医療機関等と緊密に連携しながら、きめ細かな被害者支援に取り組んでまいります。

（保健福祉部長菅野俊彦君登壇）

●保健福祉部長（菅野俊彦君） お答えいたします。

動物を介した福祉活動を行う団体への支援につきましては、これまで地域の動物愛護ボランティア団体に対して、福祉活動に同行する犬の適性判断や活動時の留意点に関し、動物愛護センターの獣医師が助言を行ってまいりました。

今後は、専門的立場からの助言等に加え、触れ合いに適する犬猫の譲渡を行うなど、動物を介した福祉活動を行う団体を支援してまいります。

次に、独り暮らしの高齢者が亡くなった際のペットの引受先確保の支援につきましては、これまでも譲渡時の説明や講習会等を活用し、生前に引受先を確保する必要性を周知するとともに、確保が困難となった場合には、個別の事情に応じた助言を行ってまいりました。

独り暮らしの高齢者が増加する状況を踏まえ、今後は市町村や関係機関等と連携し、生前に準備できる具体的な方法の紹介など、引受先の確保を支援してまいります。

次に、がん検診の受診率向上のための普及啓発につきましては、若い世代からの意識づけが重要であります。

このため、企業と連携し、健康やスポーツに関するイベントでの啓発を行うほか、小学生から大学生を対象としたがん経験者による出前講座等を通して、家族や友人にも広く検診の重要性を知っていただく取組を行っております。

引き続き、幅広い世代への情報発信により、受診率向上に取り組みまいります。

次に、将来子供を産み育てることを望む若い世代のがん患者への支援につきましては、希望を持つてがん治療に臨めるよう、精子や卵子等の採取や凍結保存、それらを活用した不妊治療に対して助成を行っております。

患者の状態に応じた情報の提供や意思決定の支援が重要であることから、がん相談支援センターとの連携による相談機能の充実やがん治療の体験を踏まえ、患者等の立場に寄り添える支援者の養成など、引き続き若い世代のがん患者への支援に取り組んでまいります。

次に、認知症予防に向けた高齢者の健康づくりにつきましては、フレイルの予防が重要であることから、マスメディアを活用した情報発信や介護予防教室等における認知機能を維持するためのトレーニング等を行ってまいります。

新年度は、フレイル予防のチェックリストに新たに耳の聞こえに関する内容を加えるなど、取組の充実を図ることとしております。

引き続き、関係団体等と連携しながら、高齢者の健康づくりに取り組んでまいります。

次に、理学療法士等の医療従事者の確保につきましては、高齢化の進展に伴い多様化する医療ニーズに対応するため、修学資金の対象職種を拡大するとともに、進路を選択する前の小中学生を対象に幅広い医療職種を体験できるセミナーを開催するほか、仕事のやりがいや魅力を発信するウェブサイト

の開設など、人材確保対策の強化を図ってまいりました。

引き続き、関係団体と連携し、リハビリテーション等で重要な役割を担う医療従事者の確保に取り組んでまいります。

（商工労働部長小貫 薫君登壇）

●商工労働部長（小貫 薫君）お答えいたします。

県内企業の採用活動への支援につきましては、八か所ある就職相談窓口での企業紹介や情報発信力強化を図るためのセミナー開催などにより、企業をサポートしてまいりました。

先日「感謝！ふくしま」プロジェクトポータルサイトをリニューアルし、求人情報の検索機能等の強化を図ったところであり、新年度は新たにインターンシップに取り組む企業のプログラム設計への支援に加え、参加する学生への交通費等の助成など、県内企業の採用活動を積極的に支援してまいります。

次に、奨学金返還支援事業につきましては、今年度から対象産業を公務員を除く全産業に、また、対象者を大学生に加え短期大学生等に拡大するとともに、SNS等を活用した情報発信や就職支援協定校と連携した周知に努めてまいりました。

新年度はさらなる申請者の増加を見込み、必要な経費を当初予算に計上したところであり、大学等への進学を控えた高校生に向け、新たに開設するインスタグラム等で周知を行うなど、より一層の利用拡大を図ってまいります。

（農林水産部長沖野浩之君登壇）

●農林水産部長（沖野浩之君）お答えいたします。

高温に対応した水稻の技術対策につきましては、適切な施肥や水管理、効果的な病害虫防除を行うことが重要であるため、高温下での施肥基準の確立や気象データを基に、米の品質低下、病害虫の発生を予測するシステムの開

発を進めております。

今後は、これらの取組により得られた成果を現地実証等を通じて生産現場へ普及するなど、引き続き高温に対応した水稲の技術対策に取り組んでまいります。

次に、内水面漁業の振興につきましては、福島県農林水産業振興計画に基づき、放射性物質のモニタリング検査により、河川や湖沼における出荷制限の解除を進めるとともに、遊漁者数の回復に向けアユ、イワナ等の種苗放流やカワウ、外来魚による漁業被害への対策を支援しているところであります。

今後は新たに、効率的かつ効果的に資源増殖を行うための放流技術の普及や産卵場所の造成、遊漁者のニーズが高い友釣りに適したアユ種苗の活用を推進するなど、内水面漁業の振興に一層取り組んでまいります。

（こども未来局長菅野寿井君登壇）

◎こども未来局長（菅野寿井君）お答えいたします。

児童相談所職員の対応力向上につきましては、中央児童相談所に研修企画担当の職員を配置し、最新の虐待対策を踏まえた相談援助技術や子供のトラウマをケアする心理療法、よりよい親子関係づくりを支援する技法などを習得する研修を職種や経験に応じて実施しております。

今後子供を守り、健やかな育ちを支えるとともに、子供と家族が笑顔で暮らすことができるよう、職員の対応力向上に取り組んでまいります。

次に、保育人材の確保につきましては、保育士・保育所支援センターを設置し、就職を希望する方への相談対応や保育施設とのマッチングのほか、合同就職説明会を開催するなど、就職支援を実施しております。

新年度はこれらに加え、センターのホームページにおいて求人情報の充実を図るとともに、SNSを活用し、求職者への情報発信を強化することとしており、保育人材の確保に一層取り組んでまいります。

次に、配慮を要する子供の保育園の支援につきましては、専門的な知識を有する臨床心理士等を保育施設に継続的に派遣し、子供の特性に応じて対応できるよう、保育士にアドバイスを行っております。

新年度はこれまでの取組を踏まえ、子供への具体的な接し方等をまとめたガイドラインを作成し、実践的な研修等を通じて広く共有を図ることとしており、保育士が自信を持ち、配慮を要する子供を適切に保育できるよう支援してまいります。

次に、発達障がい児への地域における支援体制の強化につきましては、身近な地域で診療や支援を受けられることが大変重要であるため、かかりつけ医等を対象に、子供の特性の早期把握を目的とした専門研修を実施しております。

また、一人一人の支援に必要な情報を記載したサポートブックを支援者間で共有し、子供の成長を切れ目なく地域全体で支える仕組みづくりを進めており、今後とも医療、福祉、教育等の関係機関と緊密に連携しながら、支援体制のさらなる充実に努めてまいります。

（観光交流局長藤城良教君登壇）

◎観光交流局長（藤城良教君）お答えいたします。

サイクルツーリズムによる浜通り地域への誘客につきましては、海風を感じながら、震災からの復興の歩みや地域の多彩な観光地を自転車で巡るルート環境整備等に取り組んでまいりました。

引き続き、官民一体でナショナルサイクルルートの指定を目指すとともに、自転車分野のインフルエンサーによる情報発信を強化するなど、さらなる誘客につなげてまいります。

（病院局長菅野 崇君登壇）

◎病院局長（菅野 崇君）お答えいたします。

中核的病院の整備につきましては、県立医大の附属病院として必要な研究、教育機能を備え、双葉地域の発展とともに医療人材の育成・確保につなげていくことが重要であります。

このため、充実した研究環境や特色ある教育、人材育成プログラムによる研修医等の受入れ、遠隔診療などのデジタル技術を活用したスマートホスピタルを目指すなど、県立医大と連携し、医療従事者にとって魅力のある病院となるよう整備を進めてまいります。

（警察本部長森末 治君登壇）

●警察本部長（森末 治君） お答えいたします。

自転車の交通安全教育に対する取組につきましては、学校や地域と連携した交通安全教室や街頭における指導啓発活動を推進しているほか、県警ホームページ等を活用し、安全利用を呼びかけております。

今後は、県内の小中高校生を対象にアプリを活用した教育事業を実施し、交通安全意識の高揚を図っていくほか、自転車に関係する団体と連携した広報啓発活動など、効果的な取組を展開してまいります。

●副議長（佐藤雅裕君） これをもって、真山祐一君の質問を終わります。

本日は、以上をもって議事を終わります。

明三月三日は定刻より会議を開きます。

議事日程は、県の一般事務に関する質問及び知事提出議案第一号から第八十六号までに対する質疑であります。

これをもって散会いたします。

午後四時三十三分散会

令和八年三月三日（火曜日）

午後一時一分開議

午後四時二十七分散会

議事日程

午後一時開議

一、日程第一 県の一般事務に関する質問

二、日程第二 知事提出議案第一号から第八十六号まで

付議議案に対する質疑

本日の会議に付した事件

一、県の一般事務に関する質問及び知事提出議案第一号から第八十六号までに対する質疑

出席議員

一 番	金澤拓哉君	二 番	菅田憲孝君
三 番	木村謙一郎君	四 番	矢吹貢一君
五 番	石井信夫君	六 番	佐藤徹哉君
八 番	半沢雄助君	九 番	猪俣明伸君
十 番	山田真太郎君	十一番	吉田誠君
十三番	佐々木恵寿君	十四番	山内長君
十五番	渡辺康平君	十六番	鈴木優樹君
十七番	渡邊哲也君	十八番	江花圭司君
十九番	鳥居作弥君	二十番	真山祐一君
二十一番	安田成一君	二十二番	渡部英明君
二十三番	三村博隆君	二十四番	大橋沙織君

二十五番	水野透君	二十六番	山口信雄君
二十七番	佐藤郁雄君	二十八番	佐藤義憲君
二十九番	佐々木彰君	三十番	高宮光敏君
三十一番	水野さちこ君	三十二番	伊藤達也君
三十三番	荒秀一君	三十四番	橋本徹君
三十五番	大場秀樹君	三十六番	宮本しづえ君
三十八番	山田平四郎君	三十九番	佐藤政隆君
四十番	先崎温容君	四十一番	鈴木智君
四十二番	佐藤雅裕君	四十三番	安部泰男君
四十四番	三瓶正栄君	四十五番	佐久間俊男君
四十六番	高野光二君	四十七番	古市三久君
四十九番	長尾トモ子君	五十番	満山喜一君
五十一番	渡辺義信君	五十二番	太田光秋君
五十三番	佐藤憲保君	五十四番	今井久敏君
五十五番	宮下雅志君	五十六番	亀岡義尚君
五十七番	瓜生信一郎君	五十八番	神山悦子君
欠席議員			
四十八番	宮川えみ子君		
説明のため出席した者			
県			
知事	内堀雅雄君		
副知事	鈴木正晃君		
副知事	佐藤宏隆君		
総務部長	國分守君		
危機管理部長	細川了君		

企画調整部長	生活環境部長	保健福祉部長	商工労働部長	農林水産部長	土木部長	会計管理者	出納局長(兼)	風評・風化戦略担当理事	原子力損害対策担当理事(兼)	企画調整部長	避難地域復興局長	企画スポーツ局長	文化スポーツ局長	保健福祉部長	こども未来局長	商工労働局長	観光交流局長	総務部	秘書課長	総務部主幹	企業局長	病院事業管理者	病院局長	教育委員会
五月女有良君	穴戸陽介君	菅野俊彦君	小貫薫君	沖野浩之君	矢澤敏幸君	岸孝志君	岸孝志君	半澤浩司君	半澤浩司君	市村尊広君	紺野香里君	菅野寿井君	藤城良教君	川俣基君	佐藤讓君	阿部俊彦君	挾間章博君	菅野崇君						

選挙管理委員会

教育長 鈴木竜次君

人事委員会

委員長 菅野浩司君

公安委員会

委員長 大峰仁君

労働委員会

委員長 江尻陽子君

監査委員

事務局長 長根由里子君

議会事務局職員

監査委員 渡辺仁君

事務局次長 白石孝之君

総務課長 菅野尚美君

議事課長 市川新吾君

政務調査課長 後藤康治君

議事課主任主査 中村大君

議事課主任主査 齋藤幸恵君

委員長 係長

午後一時一分開議

●議長(矢吹貢一君) ただいま出席議員が定足数に達しております。

これより本日の会議を開きます。

●県の一般事務に関する質問及び知事提出議案 第一号から第八十六号までに対する質疑

●議長（矢吹貢一君）直ちに日程に入ります。

日程第一及び日程第二を一括し、県の一般事務に関する質問及び知事提出議案第一号から第八十六号まで、以上の各案に対する質疑を併せて行います。通告により発言を許します。二番菅田憲孝君。（拍手）

（二番菅田憲孝君登壇）

●二番（菅田憲孝君）自由民主党議員会の菅田憲孝です。

本日三月三日は、ひな祭りであります。子供たちの健やかな成長と幸せを願う日本の伝統行事で、とりわけ女の子の成長を祝う日とされております。

こうした子供の成長を願う思いは、次の時代をどう築くかを考えることに通じます。

県民一人一人が希望を持てる福島の実現に向け、通告に従い質問を進めてまいります。

まず初めに、県産品の輸出拡大についてであります。

日本産農林水産物、食品の輸出が円安や世界的な日本食の定着により、農林水産省が取りまとめている二〇二五年の農林水産物・食品の輸出額によると過去最高の一兆七千億円となり、二〇二四年比では約一三％の増加となっております。

本県においても、二〇二四年度の輸出額が約十五億九千万円と過去最高となり、おいしい県産米のほか、全国新酒鑑評会で金賞受賞日本一であるふくしまの酒が輸出を牽引しており、地域の誇る県産品がさらなる広がりを持ちつつあります。

こうした輸出拡大の流れは、本県経済の成長のみならず、農林水産業や酒造業などの地域産業の持続的発展、さらには雇用や所得の向上にも直結する重要な取組であります。

そのような中、知事は一月に欧州を訪問し、スペイン、オランダ、ドイツの三か国で県産品の輸出拡大に向けたトップセールスを飲食関係事業者に対して実施されました。

欧州市場における販路開拓は、その象徴的な挑戦であると考えます。

そこで、知事は欧州でのトップセールスの成果を踏まえ、県産品の輸出拡大にどのように取り組んでいくのかお尋ねいたします。

次に、福島空港台湾便の定期便化についてであります。

本年一月十六日、福島市内において、福島空港台湾便就航二周年を祝う記念式典が開催され、百名を超える関係者の出席の下、盛大に執り行われました。

加えて、週二便の継続運航も決定し、今後、福島と台湾との相互交流がさらに深化していくことが期待されております。

現在、本路線はタイガーエア台湾により、毎週火曜日および金曜日に運航されておりますが、厳密には定期便ではなく定期チャーター便という位置づけであります。

チャーター便は、旅行会社によるツアー商品としての販売が中心となるため、台湾へ向かう楽団などツアー以外の目的で利用しようとする場合には、座席確保が難しくなる事例が起きております。

今後、観光のみならずビジネス、教育、文化など幅広い分野での往来を促進していくためには、より利便性の高い定期便化が不可欠であり、一日も早い実現が強く望まれるところであります。

報道によれば、就航二周年記念式典に出席された黄董事長は、定期便化へ

の意欲を示される一方で、実現に向けた課題として二点を挙げられました。

第一に台湾から福島への夏の搭乗者数の確保、第二に福島から台湾への搭乗者数の増加であります。

いずれも定期便化に向けた重要課題であります。

そこで、県は福島空港台湾便の定期便化に向け、どのように取り組んでいくのかお尋ねいたします。

次に、中小企業への支援についてであります。

県内経済を支える中小企業は、長引く物価高や人手不足、一月からの最低賃金の引上げなどにより、厳しい経営環境に直面しております。

こうした中、中小企業が賃上げや設備投資を進めるには、取引拡大による稼ぐ力の強化が必要です。

また、今後急速な人口減少に伴い、国内需要の縮小が見込まれていることから、企業間取引の拡大に当たっては内需を補うため、積極的な輸出、海外展開により外需の獲得を図っていく必要があります。

そこで、県は県内中小企業と海外企業との取引拡大にどのように取り組んでいくのかお尋ねいたします。

次に、観光誘客についてであります。

いよいよ四月より、国内最大規模の観光キャンペーンであるふくしまDCが県内全域を舞台に開催されます。

そうした県外での取組を通じて、DCではぜひ県外から多くの皆様に来県いただき、東日本大震災と原発事故から十五年がたった福島復興の姿を見て、県内各地の様々な魅力に触れて、福島の観光を楽しんでいただくことが重要だと考えます。

その結果、地域の活性化や来年予定されているアフターDCにおけるさらなる観光誘客につながるという好循環が生まれることが期待されます。

そこで、県はふくしまDCに向けた県外からの観光誘客にどのように取り組んでいくのかお尋ねいたします。

次に、職員が働きやすい職場環境についてであります。

少子高齢化の進行や生産年齢人口の減少に加え、デジタル社会の進展、感染症等新たなリスクの顕在化など、本県行政を取り巻く環境は一層厳しさを増しております。

こうした中、震災からの復興再生はもとより、人口減少対策や頻発する自然災害への対応など、業務内容は複雑化、多様化し、職員の業務負担が大きい状況が続いているものと考えます。

加えて、職員の採用難による人員の不足も見込まれており、限られた人的資源の下、質の高い行政サービスを持続的に提供していくためには、職員の確保と育成を着実に進めていくことが重要であります。

そこで、県は職員の育成・確保に向けてどのように取り組んでいくのかお尋ねいたします。

また、職員がやりがいを持って仕事に取り組むためには、一人一人が業務に集中し、能力を十分に発揮できる職場環境の整備が重要であります。

さらに、他地域への出張や他自治体職員との交流などを通じて識見を広げ、多様な経験を積む、そのような機会を確保することも大切であります。

こうした取組を支えるためにも、デジタル技術を活用し、業務負担の軽減や効率化、省力化を進めることが重要であります。

そこで、県はデジタル技術を活用した業務の効率化にどのように取り組んでいくのかお尋ねいたします。

次に、自殺対策についてであります。

令和七年の全国の自殺者数は、暫定値で一万九千九十七人となり、統計開始以来、初めて二万人を下回ることになります。

しかしながら、依然として毎日五十人以上の命が失われております。

本県においても、直近の自殺者数は計画目標である三百一人を上回る水準で推移しており、依然として深刻な状況にあります。

また、近年は気温上昇と自殺率の関連を示す研究も報告されており、猛暑や睡眠不足などがメンタルヘルスに影響を与える可能性も指摘されております。

第四次福島県自殺対策推進行動計画では、令和八年までに十万人対の自殺死亡を一七・三以下、自殺者数三百一人以下を目標に、市町村支援や相談体制の充実、ゲートキーパーの養成などに取り組んできましたが、新年度の計画見直しに当たり、より実効性ある対策が求められております。

とりわけ令和七年の小中高生の自殺者数は、全国で五百三十二人と過去最多となりました。未来ある子供たちの命が失われている現実を私たちは直視しなければなりません。

昨年六月に自殺対策基本法も改正され、子供に係る対策強化が明確に示されました。

子供、若者の自殺予防を図るためには、自殺につながるリスクのある子供、若者の変化に早期に気づき、話を聞き、見立てを行い、適切な支援へ確実につなぐ体制の強化が求められるところであります。

そこで、県は子供、若者の自殺対策にどのように取り組んでいくのかお尋ねいたします。

次に、人権への理解についてであります。

近年、SNS上における誹謗中傷や差別などが深刻な社会問題となっております。

SNSは利便性を高める一方で、その匿名性や拡散性により、個人の名誉やプライバシーを侵害する投稿が広がりやすい構造を持っております。

また、一度拡散された情報は削除が困難であります。

さらに、SNS上の誹謗中傷等を背景として貴い命が失われる事案が報じられるなど、極めて憂慮すべき状況にあります。

法務省の公表によれば、二〇二四年の人権相談件数は全国で十七万四千二百九十二件、本県においても二千二十一件が寄せられております。

多くの県民が人権侵害に悩み、相談を必要としている状況は看過できません。

他県においては、インターネット上の誹謗中傷対策について、条例整備や削除要請制度の導入などの動きも見られますが、誹謗中傷や差別防止には、県としてもまずは人権尊重の意識を社会に浸透させる取組が重要です。

そこで、県は人権への理解を深めるため、どのように取り組んでいるのかお尋ねいたします。

次に、慢性腎臓病対策についてであります。

糖尿病は、国民の十人に一人が強く疑われる状態とされ、自覚症状がないまま進行し、放置すれば腎機能が低下し、人工透析が必要となることもある慢性腎臓病、いわゆるCKDへ移行する場合があります。

CKDは、糖尿病性腎症のみならず、様々な原因による腎臓疾患を含むものであり、生活習慣病の増加や高齢化の進展を背景に、成人の約五人に一人が該当すると推計され、新たな国民病と言われております。

しかしながら、腎臓は沈黙の臓器と呼ばれるように、CKDの初期段階ではほとんど自覚症状がありません。

そのため、本人が気づかないまま重症化し、人工透析が必要となるケースが後を絶ちません。

だからこそ、自覚症状のない段階で異常を捉え、速やかに医療につなぐことが重要であります。

早期発見、早期治療によって腎機能の低下を抑え、透析への移行を防ぐことは十分に可能であると言われています。

そこで、県は慢性腎臓病、いわゆるCKDへの対策にどのように取り組んでいくのかお尋ねいたします。

次に、小児がんや難病などの子供と家族への支援についてであります。

医学の進歩や医療体制の整備等により、小児がんや難病などで療養中の子供は重い疾患や障がいがあっても、地域での暮らしを継続することが可能になりつつあります。

しかしその一方で、繰り返される入退院や受診により日常生活が制限されるとともに、介助による家族の疲弊や周囲からの孤立感などが懸念されております。

こうした中、重い病気を抱えた子供とその家族に居場所を提供することもホスピスという取組が徐々に始まっております。

先日も、国がこどもホスピスの普及を支援するモデル事業を開始し、複数の自治体で検討が進められているとの報道がありました。

子供に対し安心して過ごせる機会を提供するとともに、社会的、心理的に孤立しがちな保護者やきょうだい児を含めた家族全体を支援することが重要だと考えます。

そこで、県は小児がんや難病などの子供と家族への支援にどのように取り組んでいくのかお尋ねいたします。

次に、外国人介護人材の定着についてであります。

少子高齢化の進展により介護需要が増加する一方、生産年齢人口は減少し、介護職員の慢性的不足は深刻な状況にあります。

現に、人材不足を理由に利用者の受入れを制限せざるを得ない施設も生じており、このままでは介護難民の発生も懸念されます。

こうした状況を回避するため、外国人材の受入れは不可欠であります。令和七年十月現在、六百八十人の外国人材が県内の福祉・介護分野で就労し、事業所運営を支える重要な担い手となっております。

各事業所では、技能や日本語能力の向上支援、住宅確保など生活面の支援まで行っておりますが、ようやく自立できる段階に至った後、より条件のよい首都圏等へ転籍するケースが少なくないと聞いております。

育成した人材の流出は、事業所にとって大きな損失です。これは個々の努力だけで解決できる問題ではなく、地域間格差や制度設計に関わる構造的課題であります。

受入れ拡大だけでなく、定着を見据えた総合的な戦略が求められます。

そこで、県は外国人介護人材の定着にどのように取り組んでいくのかお尋ねいたします。

次に、航空宇宙関連産業についてであります。

航空宇宙は、将来の本県産業をリードする成長分野であり、県では福島市や南相馬市などと連携し、関連産業の振興に向けた取組を進めております。

航空宇宙は、福島イノベーション・コースト構想の六つの重点分野の一つに掲げられ、本県にはこの分野に関連した資格や技術を有する企業が多く存在しており、さらに近年では浜通りにおいて宇宙関係のスタートアップ企業の集積も進んでおります。

こうした動きを一過性のものとせず、本県経済の持続的成長につなげていくためには、県内企業が実際にこの分野へ参入し、スタートアップ等と連携しながら受注や製造に結びつけ、企業の収益向上へとつなげていくことが重要であると考えます。

一方で、航空宇宙分野は極めて高い技術水準や品質管理が求められている産業であり、参入には継続的かつ高度な技術支援が不可欠であります。

とりわけ、県内企業の技術水準や経営実態を熟知している試験研究機関であるハイテクプラザが、品質向上や試験評価、技術課題の解決支援などを通じて、企業の挑戦を後押ししていくことが重要であると考えます。

そこで、県はハイテクプラザにおける県内企業の航空宇宙関連産業への参入促進にどのように取り組んでいくのかお尋ねいたします。

加えて、航空宇宙関連産業を持続的に成長させるためには、これを担う人材の育成が不可欠であります。

県ではテクノアカデミーにおいて学生への指導に取り組んでおりますが、宇宙関連部品の製造や検査を担う技能者が全国的に不足していることを考えますと、特に設計者や研究者だけでなく、現場で部品を加工し、組み立て、検査し、品質を保証できる技能者の育成が急務であります。

今後は、知識習得型の研修にとどまらず、実際の製造工程や試作、評価を通じて技能を高める、より実践的な人材育成の環境整備が重要であると考えます。

そこで、県はテクノアカデミーにおける航空宇宙関連産業を担う人材の育成にどのように取り組んでいくのかお尋ねいたします。

次に、循環経済への転換についてであります。

近年、我が国だけでなく、世界中でレアメタルなど天然資源の枯渇や需要の拡大によって、資源価格の高騰による経済活動への大きな影響が出てきており、世界レベルでの循環経済への移行が加速しております。

これは大量生産、大量廃棄型の経済から転換し、生産段階から再利用を前提に資源を循環的に活用し、付加価値を高める経済活動であります。

循環経済への転換は、資源循環を通して新しいビジネスの機会をつくり出す大きなチャンスであると言えます。

本県の令和六年度の産業廃棄物排出量は六百七十五万トン、再生利用率は

五二％であります。

県廃棄物処理計画における再生利用率の令和八年度目標は達成しましたが、直近のデータである令和五年度の全国平均五四％を下回っております。

これまで産業廃棄物として処理されていたものを資源として、新しい資源環境のビジネスをつくり出すことで、再生利用率の上昇や本県の特性を生かした持続可能な社会づくりを行うことができると考えます。

そこで、県は産業廃棄物処理における循環経済への転換に向け、どのように取り組んでいくのかお尋ねいたします。

次に、災害時に備えた地域連携についてであります。

近年、全国各地で自然災害が激甚化、頻発化しております。

災害対応の記憶の風化や未経験職員の増加も懸念される中、特に市町村においては限られた職員数やノウハウの不足もあり、大規模災害時には、自治体では対応に限界があります。

市町村では県外自治体を含め相互応援協定を締結しておりますが、例えば会津若松市は、このたび会津藩などを通じてゆかりのある県外十一市町と災害時相互支援協定を締結し、広域的な支援ネットワークを構築いたしました。

こうした取組も進む中、県による広域的な調整の役割は一層重要となつていると考えます。

そこで、県は大規模災害時における自治体間の相互支援にどのように取り組んでいくのかお尋ねいたします。

次に、探究的な学びについてであります。

県教育委員会は、第七次福島県総合教育計画において、学校と地域の連携・協働や地域をフィールドとした探究的な学びの推進等により、福島を生きる教育を目指すとしております。

このことを踏まえ、現在、県立高等学校では、全校で地域課題探究活動が実施されております。

また、義務教育段階においては、総合的な学習の時間を中心に、各校において地域を題材とした学びを展開しており、次年度からは大学や地域人材、企業等と連携し、児童生徒が主体的に地域社会に参画しようとするプログラムを開発するなど、探究的な学びの充実によって地域を創生する人材の育成を目的とした事業を進めるとのことです。

こうした義務教育段階からの地域をフィールドとした取組を高校段階で発展させることは、生徒の学びを深め、郷土理解を促し、将来の地域人材の育成につながるものと考えます。

そこで、県立高等学校での探究的な学びにおいては、小中学校との連携も重要であると思いますが、県教育委員会の考えをお尋ねいたします。

質問は以上となります。御清聴ありがとうございました。(拍手)

●議長（矢吹貢一君）執行部の答弁を求めます。

（知事内堀雅雄君登壇）

●知事（内堀雅雄君）菅田議員の御質問にお答えいたします。

県産品の輸出拡大についてであります。

私は、これまでの海外トップセールスを通して、県産品のおいしさ、品質の高さなどの魅力を現地の方々に直接お伝えし、知って、味わっていただくことの重要性を実感しており、このような取組を継続していくことが県産品のさらなる輸出拡大につながると考えております。

今年一月には欧州を訪問し、本県の産品を多数取り扱っていただいているオランダの現地事業者と、県産品輸出拡大等に向けた連携覚書を初めて締結するとともに、県内事業者の皆さんと県産品のトッププロモーションを行ってまいりました。

オランダの現地メディアからは、「福島県は清らかな水、地元産の米、寒暖差が大きく酒造りに適した気候に恵まれ、類を見ない」、「今回の県産酒と料理の組合せは、高みを極めた味わいだっ」と取り上げていただくなど、県産品への高い評価が得られたところであります。

今後、これまで培ってきた輸出関係者との絆を一層強めるとともに、県産品の魅力が現地の方々にしっかりと伝わる効果的なプロモーションを展開するなど、県産品のさらなる輸出拡大に取り組んでまいります。

その他の御質問につきましては、関係部長等から答弁をさせます。

（総務部長國分 守君登壇）

●総務部長（國分 守君）お答えいたします。

職員の育成・確保につきましては、福島県職員人材育成・確保基本方針の下、計画的、効果的な職員研修や職場環境の整備、採用試験の見直しなどに取り組んでおります。

新年度は、コミュニケーションの活性化や業務の効率化を図るため、いわゆるオフィス改革に取り組むこととしており、引き続き職員が能力を最大限発揮できるよう働きやすい職場づくりを推進するとともに、公務の魅力を積極的に発信することで、職員の育成・確保につなげてまいります。

次に、デジタル技術を活用した業務の効率化につきましては、これまで電子決裁や電子契約の導入によるペーパーレス化の推進、AIによる議事録の作成支援、ソフトウェアによる業務の自動化など、DXの推進に取り組んでまいりました。

今後とも、職員がより付加価値の高い業務に集中することができるよう、デジタル技術を積極的に取り入れながら、財務会計事務の見直しや生成AIの活用など、効率的な業務執行に努めてまいります。

（危機管理部長細川 了君登壇）

●危機管理部長（細川 了君） 答えいたします。

災害時の自治体間の相互支援につきましては、ふくしま災害時相互応援チームの枠組みにより、県や県内全市町村との間で応援職員派遣を迅速に実施するための体制を構築しております。

さらに、被災地において応援職員が円滑に災害対応業務に従事できるよう、研修会の開催を通じて業務の習得と技能向上を図っているところであり、今後とも本県の災害対応力の強化に向け、県と市町村が一体となって取組を進めてまいります。

（生活環境部長穴戸陽介君登壇）

●生活環境部長（穴戸陽介君） 答えいたします。

人権への理解につきましては、自身の言動が偏見や差別、誹謗中傷につながらないよう、一人一人が自分事として捉え、人権に関する正しい認識を持つことが重要であります。

このため、小学生向け体験学習会やプロスポーツと連携した啓発試合の開催のほか、SNS上のマナーを解説した動画の公開など、普及啓発に力を入れていくところであり、引き続き幅広い世代に人権尊重への理解が深まるよう取組を進めてまいります。

次に、産業廃棄物処理における循環経済への転換につきましては、従来の排出抑制の取組に加え、産業廃棄物を資源として捉えて付加価値を生み出す仕組みづくりが重要であると考えております。

このため、新年度は新たに、産業廃棄物を有効に活用するためのAI技術等の導入支援を行うほか、資源循環ビジネスモデルの創出を目指す産学官連携の協議体を設立するなど、産業廃棄物処理における循環経済への転換に取り組んでまいります。

（保健福祉部長菅野俊彦君登壇）

●保健福祉部長（菅野俊彦君） 答えいたします。

子供、若者の自殺対策につきましては、自殺関連行動につながる様々な背景を持つ子供、若者を地域の関係機関が協働して支援するため、今年度、こども・若者メンタル支援コーディネーターを県中地域に先行して配置し、対象者への個別支援や事例検討、専門職による予防講話などを実施いたしました。

新年度は、支援対象を全県に拡大するとともに、自殺対策を支える人材育成にも取り組むなど、市町村や関係機関と連携し、子供、若者の自殺対策に取り組んでまいります。

次に、いわゆるCKDへの対策につきましては、慢性腎臓病という疾患の認知度を高め、早期治療等につなげることが重要であることから、企業等と連携し、各種広報媒体による普及啓発を推進するとともに、適切な受診勧奨や保健指導が行えるよう、保健師等への専門研修を実施してまいりました。

新年度においては、かかりつけ医向けの研修を実施することとしており、引き続き、関係団体等と緊密に連携しながら、CKDへの対策に取り組んでまいります。

次に、外国人介護人材の定着につきましては、就労と生活、両面の環境を整えることが重要であると考えております。

このため、日本語の学習や介護福祉士の資格取得を支援するとともに、外国人介護人材サポートセンターを設置し、介護職同士の親睦を深める交流会や、介護の基礎等を学ぶ研修会の開催などに取り組んでおります。

さらに新年度は、経済的負担を軽減するため新たに居住費用を助成するなど、引き続き外国人介護人材の定着に取り組んでまいります。

（商工労働部長小貫 薫君登壇）

●商工労働部長（小貫 薫君） 答えいたします。

県内中小企業と海外企業との取引拡大につきましては、上海事務所を通じてサポートや海外の展示商談会への出展経費の補助等により、製造業者の海外展開を支援しております。

新年度は、補助事業の対象を全産業に拡大するとともに、海外市場調査や海外企業との商談に要する経費を補助対象に加えるなど制度の拡充を図り、ジェトロ福島等の関係機関と緊密に連携しながら、海外企業との取引拡大に積極的に取り組んでまいります。

次に、ハイテクプラザにおける県内企業の航空宇宙関連産業への参入促進につきましては、航空・宇宙産業技術研究会による最新技術の共有や、高度先進機器を活用した専門技術の習得などの支援に取り組んできたところであります。

新年度は新たに、ロケット部品等の形状を高い精度で評価する測定機の導入により、製品開発支援や研修を充実し県内企業のさらなる技術力向上を図るなど、航空宇宙関連産業への参入を促進してまいります。

次に、テクノアカデミーにおける航空宇宙関連産業を担う人材の育成につきましては、軽量飛行機やロケット部品の製作を通じて高度な加工技術の指導を行うほか、専門機関と連携し、宇宙分野に係る技能者育成プログラムの策定を進めております。

新年度はこのプログラムを活用し、学生や企業在职者を対象とした、宇宙分野における部材製作に必要な技術を習得できる研修を実施するなど、航空宇宙関連産業を担う人材の育成に積極的に取り組んでまいります。

(子ども未来局長菅野寿井君登壇)

●子ども未来局長(菅野寿井君) お答えいたします。

小児がんや難病などの子供と家族への支援につきましては、保健福祉事務所において相談対応や家族の交流会等を実施しております。

また、新年度は家族支援に取り組む団体へ補助を行い、闘病中の子供の遊びや体験を支えるとともに、保護者やきょうだいが孤立しないよう家族全体を支援してまいります。

今後とも、小児がんなどの子供と家族の安心につながる支援に取り組んでまいります。

(観光交流局長藤城良教君登壇)

●観光交流局長(藤城良教君) お答えいたします。

福島空港台湾便の定期便化につきましては、年間を通して、双方向での高い搭乗率を維持していくことが重要であります。

そのため、夏場のインバウンド誘客のさらなる促進に向け、台湾側のニーズに合わせたゴルフや食などの情報発信を強化するとともに、各種団体が台湾で行う交流活動や教育旅行による相互交流を支援するなど、引き続き官民一体となり需要喚起に努めながら、福島空港台湾便の定期便化に向けて取り組んでまいります。

次に、ふくしまDCに向けた県外からの観光誘客につきましては、これまで全国七都市で旅行会社向けに本県の観光の魅力やバスツアーへの補助支援等の説明会を開催し、旅行商品の造成を直接働きかけてまいりました。

今月から全国のJR各駅でふくしまDCのPRが開始されることに併せて、テレビCMやSNS等を活用した情報発信を順次展開するほか、四月からは県内を周遊するレンタカー利用者へのクーポン配付を開始するなど、県外からの誘客を積極的に進めてまいります。

(教育長鈴木竜次君登壇)

●教育長(鈴木竜次君) お答えいたします。

県立高等学校での探究的な学びにおける小中学校との連携につきましては、学びの取組を高校生段階でさらに発展させていく上で重要であることから、

新年度、高校生の探究的な学びの成果を発表する教育イベントに小中学生も参加し、互いの取組を共有することにより、学びを一層深めていくこととしております。

こうした機会を契機として、今後、小中学校とのさらなる連携を図りながら、探究的な学びの充実に努めてまいります。

●議長（矢吹貢一君） これをもって、菅田憲孝君の質問を終わります。

通告により発言を許します。二十二番渡部英明君。（拍手）

（二十二番渡部英明君登壇）

●二十二番（渡部英明君） 南会津郡選挙区選出、県民連合議員会所属の渡部英明でございます。登壇の機会を与えていただいた会派の皆様には感謝を申し上げます、通告に基づいて一般質問をいたします。

初めに、隣接県との連携についてであります。

私は、昨年二月定例会の一般質問において、県際地域の連携に関して、F I T構想推進協議会の今後の在り方などについて質問をさせていただきました。

企画調整部長からは、今後の構想や連携の在り方について関係者で議論を行っており、引き続き丁寧な検討を進める旨の回答をいただきました。

その後、近隣の市町村などが個別に連携する動きが活性化しつつあることなどから、F I T構想は今年度で活動に終止符を打つことになりました。

今後、県では新たな会議を設置し、市町村間や地域単位などの柔軟かつ多様な交流や連携を後押しし、引き続き福島、茨城、栃木三県の県際地域等の活性化に取り組んでいくと伺っております。

県際地域は、県境という地理的条件から生活圈、経済圏が隣接県と一体となつて形成されている一方で、行政サービスや制度の違いにより、住民生活に不便や格差が生じやすい地域でもあります。

県際地域、とりわけ南会津地域においては人口減少や高齢化、交通、医療、産業振興など深刻な課題を抱えており、医療、公共交通、防災、子育て支援など住民生活に直結する分野において、県境を越えた生活インフラや行政サービスの連携をより一層進めるべきであり、県際地域に暮らす県民が県境を理由に不利益を被ることなく、安心して暮らし続けられる環境づくりが重要であると考えます。

また、県際地域は、見方を変えれば県と県をつなぐ玄関口としての可能性を秘めた地域でもあり、南会津地域においてもF I Tの枠組みに限らず、国道二百八十九号八十里越の暫定開通を間近にしての新潟県との連携、国道百二十一号と会津縦貫道路の整備における山形県との連携も非常に重要になってまいります。

交流人口拡大、産業振興、観光振興などの観点からも県際地域の特性を生かした活性化策の取組が求められており、県としても隣接県との連携を強化していくべきと考えます。

そして、連携を深めていくには、知事同士の対話が重要であります。

現在、山形、新潟とは三県知事会議を開催し、意見交換を行っていること承知しており、こうした取組をさらに深めていくことが重要と考えます。

そこで、知事は福島、山形、新潟の三県での連携にどのように取り組んでいくのかお尋ねいたします。

次に、尾瀬国立公園の保全と活用についてであります。

尾瀬国立公園は日本を代表する貴重な自然環境であり、本県にとっては自然保護の象徴であると同時に、南会津地域の振興に直結する極めて重要な地域資源であります。

私はこれまで、尾瀬国立公園の魅力発信、木道整備、県道沼田檜枝岐線御池―沼山峠間の維持管理などについて、県の取組をただしてまいりました。

一方、二〇一九年度に策定されたふくしまグリーン復興構想は、福島県と環境省が共同で取組の基本的な方向を取りまとめたもので、東日本大震災後に減少した自然公園利用者の回復と交流人口の拡大を通じて県全体の復興につなげるとともに、国内外の交流人口を拡大し、持続可能な地域振興につなげることを目的としていると承知しております。

新年度からスタートするふくしまグリーン復興構想第二期構想では、素案に対する県民意見公募も実施され、具体的な方向性の整理が進められたようですが、本構想を理念にとどめることなく、地域に効果をもたらす政策として実装していくことが重要であり、インバウンド、教育旅行、広域観光、アウトドア、エコツーリズムなどを含めた自然公園の利用者を着実に増やし、地域活性化の原動力にすることが重要だと考えます。

第二期構想においては、自然公園を核とした交流人口拡大が大きな柱とされており、その中でも尾瀬国立公園は本県のブランド力を体现する中核エリアであると考えます。

一方で、震災後の自然公園利用者は依然として震災前水準に回復していない状況も指摘されており、尾瀬の利用状況を見ると、県境を越えた広域利用が進む中で、福島側からの利用拡大は依然として大きな課題であります。

また、自然環境の保全と活用をどのように両立させるかは、今後の政策運営において極めて重要なテーマであります。

そこで、県は尾瀬国立公園の保全と活用にどのように取り組んでいくのかお伺いいたします。

次に、ドローンの活用促進についてであります。

無人航空機、いわゆるドローンは農業、インフラ点検、防災、物流、観光振興など、幅広い分野で急速に活用が進んでおります。

国においても、国土交通省が主導するレベル四飛行の解禁や制度整備が進

められ、社会実装が加速しております。

また、福島イノベーション・コースト構想は震災、原発事故で失われた産業を再生し、新産業をつくる国家プロジェクトであり、その重点の一つにドローン分野が挙げられており、福島ロボットテストフィールドはドローン分野の研究、実証、社会実装、産業化、そして教育までを一貫通貫で行う世界的実証拠点となっておりとあります。

ドローンは単なる技術ではなく、本県の復興と地方創生を加速させる戦略的ツールであり、福島ロボットテストフィールドにおける成果を県内各地に波及させていくことが重要であると考えます。

南会津地域においては、南会津町にドローン寒冷地テストフィールドが設置され、ユースケース創出や物流実証の取組が行われております。

また、今年度は民間ドローンスクールのない南会津地域において、このドローン寒冷地フィールドを活用し、ドローンに関する知識と技術を有するドローン操縦士とドローンの活用方策に明るいドローン活用人材を育成することを目的とした県主催のドローンスクールが運営されました。

このように、ドローンの活用は少子高齢化が進む過疎・中山間地域、とりわけ南会津地域における課題解決の鍵の一つとして大きな期待が寄せられております。

若手ドローン活用人材の育成とネットワーク化を推し進め、地域内のドローン活用を促進することにより、生産性向上や新たな事業展開へとつながり、若手の流出抑制や流入促進にもつながってくるものと考えます。

そこで、県はドローンの活用をどのように促進していくのかお伺いいたします。

次に、酒米の安定生産についてであります。

南会津町の清酒は、二〇二四年八月三十日に農林水産物や食品ブランドを

保護する国の地理的表示（GI）保護制度を、酒類の指定では県内初の指定を受け、原料米の産地と醸造用水の採取地、製造する酒蔵がいずれも同じ町内となる日本酒の登録は全国初となりました。

一方で、原料米である酒米については、二〇二四年以降、主食用米の価格高騰に伴い、高収量で安定している主食用米に転換する農家が増加しており、酒米供給の減少と原料コストの急騰が日本酒の減産や値上げにつながる危機的状況にあり、南会津におけるGI指定の要件でもある原料米の産地にも影響が及んでまいります。

県は、原料米価格の高騰による清酒製造事業者への影響を緩和するため、令和七年産米を購入する際の価格上昇分の一部を補助し、ふくしまの酒の品質や生産量、ブランド力の維持に取り組んでいるところでありますが、酒米生産に関しては主食用米からの転換を促進するため稲作農家の経営面での安心感が不可欠であり、福島酒造りが評価されている今こそ、酒米の安定的な生産に向けた取組が必要であると考えます。

そこで、県は酒米の安定生産に向け、どのように取り組んでいくのかお伺いいたします。

次に、県道黒磯田島線の整備についてであります。

南会津地域には、日光国立公園や尾瀬国立公園をはじめとする豊かな自然や、それに付随するレクリエーションエリアが多くあることから、管内各町村ではそれらの観光資源を活用した施策を展開しておりますが、高速交通網である東北自動車道や東北新幹線へのアクセスをさらに向上させ、交流人口の増加を促進させるための道路整備が重要であります。

県道黒磯田島線、延長五十四・九キロメートルは、栃木県那須塩原市を起点とし南会津町に至る路線で、栃木県北部地域と南会津地域を結ぶ最短ルートであるとともに、南会津町栗生沢地区や水無地区における日常生活を支え

る重要な道路であります。

しかしながら、現在は幅員狹隘、屈曲区間があり、通勤や通学、大型車の通行に支障を来しており、特に栗生沢地区から栃木県までは年間を通して通行止めとなっております。

こうしたことから、沿線住民の安全で安心な暮らしを守るためにも、県道黒磯田島線の整備が必要であると考えます。

そこで、県道黒磯田島線の整備について県の考えをお尋ねいたします。

次に、南会津高等学校についてであります。

南会津高等学校は、県立高校改革計画の再編整備により、二〇二三年四月に旧南会津高等学校と田島高等学校が統合し、南会津高等学校として再編されました。

当時、再編に当たった県の県と地元自治体や地域住民との話し合いの中で、長距離通学の負担軽減が大きな課題となっておりました。

そこで、県は交通事情が厳しい地域に住む生徒の通学負担を軽減するために、スクールバスの運行や寮の設置整備を行ってこられました。

現在、スクールバスについては、地元自治体の財源上乗せの中で運行しておられるようですが、寮に関しては現在空きがない状況で、入寮を希望しても入寮できないため、スクールバスで通学せざるを得ない入学生もいるほか、県外等の入学希望者の志望校選択にも影響を及ぼしていると聞き及んでおります。

こうしたことから、生徒の居住地等を熟慮した柔軟なスクールバスの運行や寮の運営、地元自治体との十分な協議による財政措置により、県が責任を持って継続的に通学対策を講じていくべきであると考えます。

そこで、県教育委員会は南会津高等学校に通う生徒の長距離通学の負担軽減にどのように取り組んでいくのかお尋ねいたします。

最後に、みなみあいづ支援学校についてであります。

県が南会津地区に整備を進めている県立特別支援学校、みなみあいづ支援学校が今年四月に開校を迎えようとしております。

まずは、みなみあいづ支援学校の整備に御尽力いただいた県当局と県教育庁、関係各位に心から敬意を表するところでございます。

みなみあいづ支援学校は、南会津地域における特別支援教育の中核を担う重要な教育機関であります。

人口減少と少子化が進む中にあっても、特別な支援を必要とする子供たちへの教育の充実は県の責務であり、地域の将来を支える重要な基盤であります。

一方、南会津地域は広大であり、冬季は特別の冠がつく豪雪地帯であります。

前述の南会津高等学校における長距離通学の課題と同様に、長距離に及ぶスクールバス通学は児童生徒にとって大きな身体的、精神的負担となることは言うまでもありません。

実際に四月から入学を予定している児童生徒のうち、遠距離通学は困難との判断から、子供と母親が自宅を離れて、同校近隣にアパートを借りて通学する準備をしている御家庭もございます。

こうした地理的条件による負担を幾らかでも軽減するため、通学支援体制の強化が必要と考えます。

そこで、県教育委員会はみなみあいづ支援学校に通う児童生徒の長距離通学の負担軽減にどのように取り組んでいくのかお伺いいたします。

あわせて、南会津地域は高齢化率も高く、地域資源の活用が鍵となります。

地元企業や福祉施設、農業分野との連携による職業教育の充実は、児童生徒の自立と社会参加を促す上で極めて重要であります。

しかし、南会津地域では就労先の選択肢が限られており、結果として進学や就労のために地域外へ移動せざるを得ない事態が予測されることから、卒業後の社会自立や一般就労を見据えた、一貫した支援体制の整備が重要と考えます。

そこで、県教育委員会はみなみあいづ支援学校における生徒の就労支援にどのように取り組んでいくのかお尋ねいたします。

以上で通告した質問の全てを終了いたします。御清聴に感謝いたしまして、降壇いたします。ありがとうございました。（拍手）

●議長（矢吹貢一君） 執行部の答弁を求めます。

（知事内堀雅雄君登壇）

●知事（内堀雅雄君） 渡部議員の御質問にお答えいたします。

福島、山形、新潟の連携についてであります。

県境を共にする県では、共通する課題を多く抱えており、互いに連携を図りながら、課題解決に向けた取組を効果的に進めていく必要があります。

その際、特に知事同士が直接意思疎通を図ることが重要であるため、毎年度三県による知事会議を開催しております。

昨年八月の会議では、私と山形県の吉村知事、新潟県の花角知事が一堂に会し、八十里越や国道百二十一号をはじめとする三県を結ぶ道路の整備や、近年の大雨等を踏まえた防災・減災対策、また米の価格高騰等を受けた農林水産業施策の充実強化など、幅広い分野について率直に意見を交わしました。こうしたやり取りを通じ、お互いが単に隣県という関係を超えて、同様の課題を共有する大切な仲間であることを強く実感するとともに、三県が協力し、取組の相乗効果を生み出していくことの重要性を改めて認識しております。

今後とも、知事同士の対話を大切にしながら三県の連携を一層深め、地域

のさらなる発展に共に力を合わせて取り組んでまいります。

その他の御質問については、関係部長から答弁をさせます。

（生活環境部長宍戸陽介君登壇）

●生活環境部長（宍戸陽介君） お答えいたします。

尾瀬国立公園の保全と活用につきましては、これまで貴重な自然を守り伝えるため、木道の整備や鹿の食害対策のほか、環境学習への支援や関係団体と連携した情報発信等を行ってまいりました。

引き続き、計画的な木道整備をはじめ、登山道整備のボランティアツアーの実施や首都圏向けプロモーションに力を入れるなど、多くの方々に快適に利用していただけるよう、地元町村と連携しながら保全と活用に取り組んでまいります。

（商工労働部長小貫 薫君登壇）

●商工労働部長（小貫 薫君） お答えいたします。

ドローンの活用促進につきましては、地域での活用事例の積み重ねが重要であり、南会津地域における災害時等のドローン物流のモデル構築などに取り組んでおります。

新年度には、こうした取組を本県で開催するドローンサミット等の機会を通じて全国に発信するほか、国家戦略特区制度を活用する事業者への相談体制を充実することとしており、引き続き企業等と連携しながら社会実証を重ねるなど、ドローンの活用促進に取り組んでまいります。

（農林水産部長沖野浩之君登壇）

●農林水産部長（沖野浩之君） お答えいたします。

酒米の安定生産につきましては、県オリジナル酒米の作付を拡大する生産者に対し、品質向上や省力化のために必要な機械の導入を支援しているところであります。

今後は、米価高騰により主食用米への転換が進み、生産が減少するおそれがあるため、生産者が意欲的に取り組むことができるよう、機械の導入支援を強化するほか、酒蔵との信頼関係の醸成や連携強化のために実施する意見交換等の取組を新たに支援するなど、引き続き酒米の安定的な生産を推進してまいります。

（土木部長矢澤敏幸君登壇）

●土木部長（矢澤敏幸君） お答えいたします。

県道黒磯田島線の整備につきましては、県道高碕田島線の交差点から栗生沢集落までの区間が南会津町中心部と集落を結ぶ重要な生活道路であることから、これまでに車両の擦れ違いが困難な箇所を幅員等を進めてきたところがあります。

現在は橋梁の老朽化対策を重点的に進めており、引き続き道路の利用状況等を踏まえ、舗装修繕などの現道対策を適切に行うことで安全な交通の確保に努めてまいります。

（教育長鈴木竜次君登壇）

●教育長（鈴木竜次君） お答えいたします。

南会津高等学校に通う生徒の長距離通学の負担軽減につきましては、令和五年度の同校の開校に合わせ、新たに田島寮を設置したほか、南会津町と連携し、西部地区からの通学バスに対する財政支援を行っているところであります。

今後とも、同校の生徒が安心して学校に通い、学び続けることができるよう、町との協議を丁寧に進めながら、より計画的な寮の運用や通学バスの運行支援を検討してまいります。

次に、みなみあいづ支援学校に通う児童生徒の長距離通学の負担軽減につきましましては、広域である南会津地区の実情を踏まえ、通学バスのルートにつ

いて、児童生徒の乗車時間を考慮し、只見町及び下郷町を出発地とする東西二本の運行を予定しているところであります。

今後とも、各家庭の状況に配慮しながら、児童生徒の通学負担の軽減に努めてまいります。

次に、みなみあいづ支援学校における生徒の就労支援につきましては、地元企業等と連携した体制づくりが極めて重要であります。

このため、教員が企業等を訪問し、進路学習の様子や就職実績等を紹介した県独自のリーフレットを活用して雇用促進を働きかけるとともに、企業関係者や各校の進路担当者による会議を通して他校の進路指導や職場開拓の取組を共有するなど、関係機関と連携しながら、地元に根差した就労支援に取り組んでまいります。

●議長（矢吹貢一君） これをもって、渡部英明君の質問を終わります。

通告により発言を許します。二十七番佐藤郁雄君。（拍手）

（二十七番佐藤郁雄君登壇）

●二十七番（佐藤郁雄君） 自民党議員会の佐藤郁雄です。通告に従い一般質問をさせていただきます。

まず初めに、ふくしまDCを契機とした観光振興についてです。

本県では、四月から国、J Rグループと連携したデスティネーションキャンペーン、DCが予定されており、県内各地域の魅力を全国に発信する極めて重要な機会であります。

このDCを一過性の観光施策に終わらせることなく、地域の持続的な活性化につなげていくことが県として強く求められています。

そのような中、会津地域と中通りを結ぶ磐越西線は、沿線の自然、歴史、文化を体感できる本県有数の観光資源であり、DCと親和性の高い路線です。一つの例として、来県された方々に再度その魅力を知ってもらうため、磐

越西線を舞台に開催予定の鉄道博など、鉄道の魅力を前面に打ち出した体験型イベントを実施することで、県内外からの誘客促進、沿線地域のにぎわい創出、さらには鉄道利用の定着につなげることができると考えます。

また、磐越西線を題材にした楽曲でデビューし、全国的な知名度を有する若手歌手、梅谷心愛さんの存在は、世代を超えた情報発信において大きな力となり得ます。

テレビやSNS等のメディアと連携した発信を組み合わせることで、その効果を一層高めることが可能であると考えます。

このように、四月から始まるDCをきっかけに持続的な観光施策を展開し、鉄道をはじめとした県内の魅力の向上や地域の活性化につなげる取組が必要だと考えます。

そこで、知事はふくしまDCを契機に、鉄道を利用した観光振興にどのように取り組んでいくのか伺います。

次に、外国人旅行者の利便性向上についてです。

近年はインバウンド需要が急速に回復しつつあり、本県にも会津を中心に多くの外国人旅行者が訪れています。

また、DCは県内各地域の魅力を国内外に発信する極めて重要な機会です。県内の外国人旅行者を増加させることは、地域経済の活性化に大きく寄与するものであり、今後さらに増加させ、観光振興を持続的に発展させるためには、外国人旅行者の利便性向上が重要であると考えます。

そこで、県は外国人旅行者の利便性向上にどのように取り組んでいるのか伺います。

次に、公共交通の利便性向上についてです。

公共交通は、学生や高齢者、観光客など自ら運転しない、あるいは運転できない方々にとって大切な存在です。

現在、県内の公共交通は検索サービス等である程度確認できますが、コミュニティバスやデマンド交通では、検索結果の反映不足やダイア更新の遅れも見られ、利用者が横断的に比較できる環境が十分とは言えません。

経路検索サービスで広く活用されている世界標準のデータフォーマット、いわゆるGTF Sへの対応についても、市町村や事業者間で整備状況に差が見られるとの指摘があります。

スマートフォンでの経路検索が一般化している現在において、より多くの方々に公共交通を移動の選択肢として認識してもらい、利用者の増加につなげるためには、市町村等における公共交通データ整備を促進し、検索すればすぐに見つかる、最新情報が反映されているという状態を整え、利便性を向上させることが必要と考えます。

そこで、県は公共交通の利便性向上にどのように取り組んでいくのか伺います。

次に、災害発生時のアスベスト対策についてです。

近年、地震、豪雨、台風等の自然災害が全国各地で頻発しており、福島県においても、今後いつ大規模災害が発生してもおかしくない状況です。

災害発生時には、住宅や公共施設、インフラ施設等の倒壊、損壊に伴い、建築物に使用されている石綿、いわゆるアスベストが飛散するおそれがあります。

また、解体、撤去、復旧工事を進めるに当たってもアスベストが飛散するおそれがあり、災害が激甚化、頻発化する中、アスベスト対策について重要になってくるものと考えます。

アスベストは、吸引することで中長期的に健康被害をもたらすことが知られており、被害者のみならず復旧・復興に従事する作業員やボランティア、さらには周辺住民の健康への影響が強く懸念されます。

特に昭和期に建設された建築物には、アスベスト含有建材が使用されている可能性が高く、災害対応の初期段階から適切な対応を講じることが重要であり、アスベストの吸引や暴露を防ぐため、受注業者への指導や作業時の防護対策、周辺住民への配慮が必要です。

そこで、県は災害発生時のアスベスト対策にどのように取り組んでいるのか伺います。

次に、医療機関の支援についてです。

県内百二十二病院のうち、直近決算で約八割に当たる九十五病院が赤字になっている実態が明らかになっています。

物価・資材費高騰、人件費上昇、入院患者数の減少などが重なり、地域医療の持続可能性に深刻な影響を及ぼしかねない状況です。

診療報酬は国が定める公定価格であり、改定は二〇二六年度とされ、診療報酬本体が三・〇九%引き上げられ、薬価等はマイナス改定で全体では二・二二%増となる見込みです。

これは三十年ぶりの大幅なプラス改定で、賃上げ対応が主眼ですが、医療DX推進、地域医療構想、医師偏在対策が重視され、外来、在宅医療の充実に向けた制度見直しや医療機関の機能分化、効率的な医療提供体制構築が大きな柱となります。

短期的な改善は見込みにくい中、県として果たすべき役割が問われています。

そこで、県は地域医療の確保のため、医療機関の支援にどのように取り組んでいくのか伺います。

次に、がん検診の受診率向上についてです。

がんは日本人の死因の第一位であり、生涯のうち二人に一人がかかり、三人に一人が亡くなると言われる、私たちにとって極めて身近な病気です。

医療技術は年々目覚ましい進歩を遂げていますが、健康を守るためには、予防医療が重要です。

特に、がんを予防するためには、喫煙などの生活習慣の改善に加え、がん検診による早期発見、早期治療が重要であることから、受診率の向上が不可欠です。

しかし、コロナ禍において広がった感染への不安による受診控えの影響は今なお影を落としており、がん検診の受診率はいまだコロナ禍前の水準まで十分に戻り切っておりません。

がん検診を受けることは、自分自身の健康を守るためだけではなく、支え合う家族の笑顔を守ることもつながります。

そこで、県はがん検診の受診率向上にどのように取り組んでいくのか伺います。

次に、看護職員の養成についてです。

地域医療の提供には、医療機関の経営の安定とともに、人材の確保が重要です。

今後も高齢者人口が増加し、それに伴い医療需要も増加していくことが見込まれます。

しかし、医療機関では、看護職員へのニーズの高まりなどから人材の確保が困難となっており、今後看護職員の不足が続いた場合、将来的に必要な医療の提供ができなくなるおそれもあることから、看護職員の養成に取り組むことが必要です。

そこで、県は看護職員の養成にどのように取り組んでいくのか伺います。

次に、高次脳機能障がい者への支援についてです。

高次脳機能障がいは、事故や病気などによって脳が部分的に損傷を受けたために、記憶、注意、行動、言語など、損傷を受けた脳の部位によって様々

な障がいの症状が現れます。

成人における発症の原因は脳卒中などの脳血管障がいが多く、一方、子供は交通事故や転落などによる脳外傷が原因になることが多いと言われています。

誰にでも起こり得るこの高次脳機能障がいは、外見上では医師でも診断が難しく、見えない障がいとも呼ばれ、身体的な麻痺がない場合、周囲から障がいの特性が理解されず、患者と家族は適切な支援を受けることができず、日常生活や社会生活に困難を抱えている状況にあり、その患者数は全国で約二十三万人と推計されています。

このような現状を踏まえ、高次脳機能障がいへの理解を促進するとともに、高次脳機能障がい者の自立及び社会参加のための生活全般にわたる支援をどの地域でも受けられるようにするため、高次脳機能障害者支援法が昨年十二月に公布され、今年四月より施行されますが、同法では、都道府県は中核となる高次脳機能障害者支援センターを設置し、相談、情報提供、関係機関との連携、専門人材の育成を行うとされています。

そこで、県は高次脳機能障がい者への支援にどのように取り組んでいるのか伺います。

次に、介護現場でのカスタマーハラスメントについてです。

現在、介護現場で働くケアマネジャーの三三・七％が過去一年間にカスタマーハラスメントを経験しているという調査結果が報告されています。

特に、利用者である高齢者からの暴言や精神的な攻撃、過度な要求や不当なクレームといった内容が問題となっており、これは現場のスタッフにとって大きな負担となっています。

カスハラは、言葉の暴力や精神的な攻撃といった形で現れることが多く、さらにこれが表に出にくいという問題もあります。

このような状況を改善するためには、県としての対策が必要不可欠です。

そこで、介護現場で働くケアマネジャーや介護職員を守るため、県は介護現場でのカスタマーハラスメント対策にどのように取り組んでいくのか伺います。

次に、教員の働き方改革についてです。

教員の働き方改革は、もはや先送りできない最重要課題です。

OECDの国際調査によれば、日本の小中学校教員の週間勤務時間は五十時間を超え、加盟国の中でも最も長い水準にあります。

授業準備や教材研究、児童生徒へのきめ細かな指導、保護者対応に加え、部活動などの課外活動まで担う現状は、明らかに業務量が過重です。

先般、公立の義務教育諸学校等の教育職員の給与等に関する特別措置法、いわゆる給特法が改正され、業務負担の軽減と教員の心身の健康確保に向け、各市町村教育委員会において取組を一層進めていくことが期待されています。

そこで、県教育委員会は教員の働き方改革に向け、市町村教育委員会をどのように支援していくのか伺います。

また、県内の公立小中学校において、産前産後休暇や育児休業、病気休職による欠員に対し代替教員の確保が追いつかず、現場の教員が業務を補っているのが実情です。

「休憩が取れない」、「常にワンオペ状態」といった声も多く、教員の心身の疲弊は教員志望者の減少や離職の増加を招き、教員不足の悪循環につながっていると考えます。

そこで、県教育委員会は公立小中学校における産休、育休、病休等の代替教員を安定的に確保するため、どのように取り組んでいるのか伺います。

一方、ICTの活用については、個別最適な学びの支援や事務作業の効率化への期待がある一方、判断の偏りやセキュリティの不安も指摘されてい

ます。

また、ICTの活用は一定の進展が見られるものの、国際平均には及ばず、機器の整備だけでなく、活用を支える体制整備が課題です。

良質な教育を安定的に提供するためには、教員の子供と向き合う時間の確保と心の余裕を担保できる環境づくりが不可欠です。

このような中、県教育委員会では、県内の教育長協議会や校長会等と共に、次世代の校務支援システムの在り方について検討していると伺っています。

そこで、県教育委員会は公立学校の教職員の働き方改革の推進に向け、次世代の校務支援システムの導入にどのように取り組んでいくのか伺います。

次に、離職者への職業訓練施策についてです。

政府は、リスキリングを通じた人材育成と労働移動の促進を目的に、年間約千二百億円規模の公費を投入し、職業訓練施策を進めています。

しかしながら、各種データや報道によれば、全国平均では受講者のおよそ三割が就職に結びついておらず、特にデザインやIT分野など、受講者数の多い分野において就職率の低さが指摘されています。

本来、職業訓練は就職という明確な目的の下、企業の採用ニーズや成長産業、さらには生活インフラを支える現場へと円滑に人材を送り出すための手段であるべきです。

しかし、現状では訓練内容と企業ニーズとの乖離、分野間・業種間を越えるための支援の弱さなどの課題があると認識しています。

地方においては、とりわけ人手不足が深刻な分野が多く、国の職業訓練施策が地域産業の実態に十分寄与していないとの声も現場から聞かれています。

本県ではこの国の予算を活用し、テクノアカデミーにおいて、就職を希望する離職者を対象とした職業訓練を行っていると伺っており、県において就職実績を重視した訓練内容への見直しや、企業ニーズとの整合性を高める仕

組みの構築などを通じて、離職者の就労や就職率の向上につながる効果的な職業訓練を行っていただきたいと切に思います。

そこで、県は離職者の就労に向けて、職業訓練にどのように取り組んでいくのか伺います。

最後に、高齢者の労働災害防止についてです。

高齢者の再雇用制度や定年延長が進む中、年齢を重ねても安定して働き続けられる職場環境の整備は喫緊の課題です。

高齢者雇用安定法では、六十五歳までの雇用確保が義務化され、七十歳までの就業機会の確保が努力義務とされており、今後も高齢者が職場で活躍する機会は確実に増えていくものと考えます。

一方で、福島労働局の調査によれば、休業四日以上を要する労働災害のうち、六十歳以上の高齢者が占める割合は三割を超え、三十歳代と比べても大幅に高い水準となっています。

その多くは、僅かな段差でのつまづきやぬれた床での転倒、脚立からの転落など日常的な作業の中で発生しており、高齢者になるほどけがが重症化しやすい傾向が見られます。

こうした状況を受け、国においては二〇二〇年に高齢者の労働災害のための指針を策定し、段差の解消や作業環境の改善など具体的な対策を示しています。

しかしながら、指針を認知している企業や、実際に対策を講じている企業はいずれも二割程度にとどまり、現場での取組は十分とは言えません。

今後、急速に進む高齢化社会の中で、高齢者がこれまで培ってきた経験や技術を十分に発揮し、安心・安全に働き続けられる環境を整備していくことは、社会全体の持続性を確保する上でも極めて重要です。

県としても、企業任せにするのではなく主体的に関与し、実効性ある対策

を推進していく必要があると考えます。

そこで、県は国が示す高齢者の労働災害防止のための指針について、どのように周知していくのか伺います。

また、県は高齢者の労働災害防止対策が遅れがちな中小企業の取組をどのように促進していくのか伺います。

以上で一般質問を終わります。御清聴ありがとうございました。(拍手)

●議長(矢吹貢一君) 執行部の答弁を求めます。

(知事内堀雅雄君登壇)

●知事(内堀雅雄君) 佐藤議員の御質問にお答えいたします。

ふくしまDCを契機とする鉄道を利用した観光振興についてであります。

県内にはJRや私鉄、第三セクターといった様々な鉄道があり、県民の生活路線としてはもとより、旅行者の方々が観光資源を楽しむ交通手段としても重要な役割を果たしております。

プレDCでは、JRと連携して発酵文化やお笑いを体験できる特別列車を運行し、本県の観光や鉄道の魅力を満喫していただきました。

四月から始まるDCでも、子供たちが被災地の復興を学ぶ磐越東線の体験列車や只見線の県政百五十周年記念列車、磐越西線のSLなど、様々な企画を準備しております。

さらに、トレッキングで只見線橋梁の絶景を楽しむイベントや車窓から眺める桜並木のライトアップなど、各地で鉄道を生かした沿線地域ならではの特別企画が開催されます。

県内を走る鉄道は、地域の観光を彩るふくしまアートの一つでもあります。

多くの方々がその魅力を知って、乗って、また来ていただけるよう、DCを通じて国内外に広く発信するほか、DC後も観光列車や鉄道を盛り上げる

イベントと連携し、観光誘客と沿線地域の振興につなげてまいります。

その他の御質問につきましては、関係部長等から答弁をさせます。

(生活環境部長 穴戸陽介君登壇)

●生活環境部長(穴戸陽介君) お答えいたします。

公共交通の利便性向上につきましては、運行経路の検索のしやすさなど、安心して快適に利用できる環境づくりが重要であります。

このため、市町村や交通事業者を対象にした研修会等を通じ、路線情報のオープンデータ化や経路検索サービスとの連携強化、さらには乗降データを活用した運行サービスの最適化等を進めているところであります。

今後とも、市町村や交通事業者と連携し、利用者のニーズを踏まえながら、公共交通の利便性向上に取り組んでまいります。

次に、災害発生時のアスベスト対策につきましては、初動から復旧に至るまで被災建築物からの飛散を防止し、住民や作業者の安全を確保することが重要であります。

このため、解体工事等に関わる事業者を対象に説明会を開催し、作業基準の遵守等を周知しているほか、解体工事現場でのモニタリングや立入検査等を実施しているところであり、今後とも関係機関と連携しながら、災害発生時におけるアスベストの飛散防止対策に取り組んでまいります。

(保健福祉部長 菅野俊彦君登壇)

●保健福祉部長(菅野俊彦君) お答えいたします。

医療機関の支援につきましては、二次、三次救急施設へ助成を行うとともに、物価高に直面する医療機関の運営費や、業務効率化のためのICT機器導入等の支援に取り組んでおります。

さらに、新年度は医療機関の経営基盤の安定化に向け、金融機関と連携し、事業経営に関する技術的助言等を行うこととしております。

引き続き、持続可能な地域医療提供体制の確保に向け、地域の実情を踏まえた医療機関の支援に取り組んでまいります。

次に、がん検診の受診率向上につきましては、効果的な受診勧奨と受診しやすい環境整備が重要であることから、企業と連携した普及啓発や休日の商業施設における乳がん検診の実施等に取り組んでまいりました。

新年度は、がん検診に関する専門性を有する企業と共同で市町村検診の状況を分析し、課題を踏まえた改善策の実施を支援するなど、実効性ある取組を展開することとしており、引き続き関係機関と連携しながら、一層の受診率向上に取り組んでまいります。

次に、看護職員の養成につきましては、少子化の影響により、養成施設の入学人数が減少するなど厳しい状況にあることから、若い世代に対する仕事の魅力ややりがいへの発信に積極的に取り組んでまいりました。

新年度は、LINEを活用した情報発信の強化や小学生向け看護体験イベントの充実を図るとともに、養成施設と連携し、中学生向け交流会等を新たに実施することとしております。

今後とも、地域医療体制の確保を図るため、看護職員の養成に取り組んでまいります。

次に、高次脳機能障がい者への支援につきましては、二次医療圏ごとに拠点を開設し、支援コーディネーターによる相談を行うほか、患者、家族同士の交流の場として定期的にサロン等を開催しております。

また、高次脳機能障がいの理解を促進し支援につなげるため、主な症状やその対応、利用できる福祉サービスなどの情報をまとめたガイドブックを作成しホームページに掲載するほか、支援者向けの研修会を開催しております。

今後とも、法制化に伴う国の動向等を注視しながら、さらなる支援に取り組んでまいります。

次に、介護現場でのカスタマーハラスメント対策につきましては、事業者において、相談窓口や防止のための指針等を整備することが推奨されていることから、制度の理解を深め、事例を紹介する研修会等を開催し、事業者の取組を支援してまいりました。

今後は、事業者の体制整備を支援するとともに、事業者と利用者の相互理解が図られるよう周知啓発を行い、カスタマーハラスメント対策に取り組んでまいります。

（商工労働部長小貫 薫君登壇）

●商工労働部長（小貫 薫君） お答えいたします。

離職者の職業訓練につきましては、これまでハローワーク等と連携し、離職者の興味や適正、企業の求人動向等を踏まえながら実施しているところでもあります。

今後とも、関係機関と連携し、企業の採用ニーズや業務に必要なスキルに応じ、訓練内容のさらなる充実を図るとともに、キャリアコンサルタントによる相談対応や訓練終了後のフォローアップを実施し、離職者の早期就労につなげる職業訓練に取り組んでまいります。

次に、高齢者の労働災害防止のための指針につきましては、高齢者の特性に配慮した作業環境の改善等を事業者に求めるものであり、高齢者が健康で安全に働き続けられる環境を整える上で重要であります。

このため、先月国から示された同指針について、福島労働局をはじめとする関係機関と連携した企業訪問等により、職場環境の改善や安全対策の徹底が図られるよう県内企業に働きかけてまいります。

次に、高齢者の労働災害防止対策につきましては、特に中小企業において、人手やノウハウの不足から十分な取組が進められていない状況にあります。

このため、中小企業に対し、段差の解消や照明の改善等に要する経費を支

援する国のエイジフレンドリー補助金を周知するとともに、県が派遣する社会保険労務士による助言を通じ、働く意欲のある高齢者が安全で安心して働き続けられる職場環境づくりを促進してまいります。

（観光交流局長藤城良教君登壇）

●観光交流局長（藤城良教君） お答えいたします。

外国人旅行者の利便性向上につきましては、多くの外国人旅行者が旅行先の情報収集や宿泊等の予約手段としてスマートフォンアプリを利用していることから、これまで専門家による 구글マップ活用セミナーの開催などを通じて、県内事業者等と連携して掲載情報の整備を進めてまいりました。

今後、本県が旅先として外国人に選ばれる観光地となるため、インバウンド向けの各種取組を充実させ、外国人旅行者の利便性向上に取り組んでまいります。

（教育長鈴木竜次君登壇）

●教育長（鈴木竜次君） お答えいたします。

教員の働き方改革につきましては、いわゆる給特法の改正により、全ての教育委員会に業務や健康管理に係る計画の策定等が義務づけられ、県教育委員会には市町村教育委員会への指導助言が努力義務とされたところであります。

このため、実施計画策定等へのきめ細かな支援をはじめ、全ての公立学校へのスクール・サポート・スタッフの配置継続など、今後とも市町村教育委員会と緊密に連携しながら、効果的な支援に努めてまいります。

次に、代替教員の確保につきましては、年間を通じた随時募集のほか、退職教員への声かけに加え、ペーパーティーチャー相談会や県内外の大学での説明会を拡充するなど、取組を強化しているところであります。

また、年度の早い時期に産休、育休の取得が見込まれている場合は、代替

教員を四月から前倒しで任用することとしております。

今後も、学校のニーズを踏まえた教員の安定的な確保に努めてまいります。
次に、次世代の校務支援システムの導入につきましては、全ての公立学校共通のシステムとすることで業務の効率化を図り、教職員の働き方改革につなげることが重要であります。

その導入に当たっては、強固なセキュリティはもとより、小中高と引き継がれる教育情報のデジタル化や保護者との連絡等のオンライン化、各種申込みの自動集約化を進めるなど、市町村教育委員会と連携しながら、校務処理のDX化を一層推進してまいります。

●議長（矢吹貢一君） これをもつて、佐藤郁雄君の質問を終わります。

暫時休憩いたします。

再開は、午後三時五分といたします。

午後二時四十七分休憩

午後三時六分開議

●副議長（佐藤雅裕君） この際、私が議長の職務を行います。

休憩前に引き続き、これより会議を開きます。

直ちに質問を継続いたします。

通告により発言を許します。十番山田真太郎君。（拍手）

（十番山田真太郎君登壇）

●十番（山田真太郎君） 県民連合議員会の山田真太郎です。会派の皆様には質問の機会を与えてくださったことに感謝し、通告に従い、自身五度目の一般質問をさせていただきます。

まず初めに、子育て支援についてです。

近年、周りの協力を得られず、孤独な状態で子供を育て、育児に対し負担

や不安を感じる親が増えており、ワンオペ育児や孤立の孤を使った孤育てという言葉をよく耳にします。

核家族化や共働きの増加、人間関係の希薄化による地域コミュニティのつながり不足等、社会情勢の変化に伴い、頼れる人がいない中で育児の責任を一人で背負い、追い込まれ、第一子をもうけた後、そうした孤独感に直面する親が少なくないと言われています。

第一子の経験から子育てに苦手意識を持ち、少子化につながっている側面があるという見方もされています。

子育ての孤立化は、精神的なストレスや負担感を増大させ、精神的な病気や心身の不調を招き、虐待や自殺に至るケースもあると聞きます。

孤独を感じる瞬間は、子供と二人きりでいるときや大人との会話の機会が少ないと感じるとき、また育児のつらさを共感してくれる人がいない場合に感じやすいとされています。

そのような孤立をさせないためにも、社会的な接点をつくり、同じ境遇の人同士のつながりの輪を広げる場所の創出や、共感できる人との会話ができる居場所づくりが急務と考えます。

県内では、こうした方々の受皿の確保が進められているものの、その認知度が低いことが課題であると考えます。

人口減少を喫緊の課題と捉える本県としても、地域に住む保護者のニーズを的確に捉え、関係団体との連携やきめ細やかな支援体制が求められると考えます。

そこで、知事は子育て家庭が孤立せず、安心して子育てできる環境づくりにどのように取り組んでいくのかお尋ねいたします。

次に、子供、若者の居場所についてです。

現代はストレス社会であり、家庭や学校、職場とは別に、居心地がよくリ

ラックスできる場所としてサードプレイスが注目されています。

サードプレイスは、義務や必要性にかかわらず自発的に足を運ぶ場所であり、どのような場所がサードプレイスに当たるかは人によって様々です。

サードプレイスは、単にくつろげる場所ではなく、地域のコミュニティ形成や、企業や社会が抱える課題解決の場にもなり得ると考えます。

例えば、企業内にサードプレイスを設置すると従業員のストレスが軽減され、作業能率が向上するほか、様々な職員が交流することにより、新たな気づきやアイデアが生まれ、業務改善など職場の活性化にも寄与すると思います。

また、成長過程にある子供や若者にとっても、家庭や学校とは別に、ありのままの自分でいられる、それぞれの特性に合った居場所を持つことは大変意義があり、地域の大人や友人たちとリラックスした時間を過ごすことにより不安感や孤独感が解消されるほか、交流を通して思いやりや協調性、積極性なども育まれます。

さらに、子供や若者の居場所の運営は、住民や団体、企業など多くの主体が関わることから、地域のコミュニティづくりにも貢献するものであり、県としても、こうした子供や若者が安心して過ごすことができる様々な居場所づくりを支援していくことが重要だと考えます。

そこで、県は子供、若者の多様な居場所づくりをどのように支援していくのかお尋ねいたします。

次に、子供のインターネット利用についてです。

近年、ディープフェイクが大きな社会問題となっています。

ディープフェイクとは、ディープラーニング（深層学習）とフェイク（偽物）を組み合わせた造語であり、AI技術を用いて音声や画像、動画を合成し、実際には発言や行動をしていないのにもかかわらず、あたかも本人が言

動を行っているかのように見せる技術です。

社会的な影響としては、偽情報やフェイクニュースの拡散による情報操作などが懸念されていますが、法的規制はまだ十分ではなく、特定や削除が難しい現状があり、詐欺や犯罪が増加するリスクも懸念されています。

他県を見てみますと、鳥取県では全国に先駆け、実在する子供のわいせつな画像や動画を作るディープフェイクポルノを規制する条例が可決されています。

AIは画像、文章、音声、プログラムなど幅広い分野で急速に普及していますが、加工や共有が簡単にできてしまうため、使い方を誤れば、いじめや人権侵害へ発展するおそれがあります。

ディープフェイクの完成度が高まり、人間の目で判断することが難しくなっている中、特に判断力が十分育っていない子供たちについて、そういった有害情報に惑わされず、安全・安心にインターネットを利用できるよう、成長段階に応じて正しい知識を学ぶ情報教育が重要だと考えます。

そこで、県は子供の適切なインターネット利用に向け、どのように取り組んでいくのかお尋ねいたします。

次に、救急電話相談についてです。

#7119とは、二十四時間三百六十五日対応の全国共通の救急電話相談窓口であり、福島県では県と市町村の共同により、二〇二三年四月一日に開設されました。

#7119は、急な病気やけがなどで救急車を呼んだほうがいいか、今すぐに病院に行ったほうがいいか、判断に迷ったときに専門家からアドバイスを受けることができる救急センター事業です。

電話口では医師、看護師、トレーニングを受けた相談員が傷病者の状況を聞き取り、緊急性を要する症状なのか、すぐに病院を受診する必要があるの

かなどを判断し、緊急性が高いと判断された場合は迅速な救急出動につながり、緊急性が低いと判断された場合は、受診可能な医療機関や受診のタイミングについてアドバイスをもらえるような仕組みです。

本県でも運用から三年目を迎え、相談件数は二十三年度が約一万六千件、二十四年度は約二万三千件と増加し、今年度も前年度を上回るペースで利用されていると聞いています。

一方で、県が実施した世論調査によると、＃7119の存在を知っている人は三割弱にとどまり、また利用者を年代別に見ると二十代から三十代の利用が多く、年代が上がるにつれ利用者が少なくなる傾向が見られるなど課題もあります。

高齢者になるにつれ健康不安を抱えている方が多く、活用の利点も大きい側面があります。相談することにより利用者が冷静になり、不要不急の救急搬送を減らす効果や、消防や医療機関の負担軽減にもつながると考えます。

そこで、県は救急電話相談＃7119の利用拡大にどのように取り組んでいくのかお尋ねいたします。

次に、燃料電池トラックの普及拡大についてです。

我が県においては、二〇五〇年カーボンニュートラルを目指し、温室効果ガスの削減などに取り組んでおります。

水素に関しては利用時に二酸化炭素を排出しないことから、地球温暖化対策に貢献し得るクリーンなエネルギーとして、将来における水素社会の実現を目指し、普及拡大に取り組んでおります。

原子力に依存しない、安全・安心で持続的に発展が可能な社会づくりを本県復興の基本理念に掲げる中、こうした福島動きは、県内もとより国内外からも大きな注目を浴びています。

とりわけモビリティ分野に関しては、全国に先駆け、県内で水素ステーション事業自立化のモデルを構築すべく、水素ステーションの整備とFCVの導入を一体的に推進し、水素を活用した新たな未来のまちづくりの一環として燃料電池トラックの導入等を推進しています。

私の家の稼業も運送業、自動車整備業を営んでおり、幼い頃からトラックや車の整備にはなれ親しむ環境で育ちました。

そのような観点から、環境に配慮したトラックが増えることは大変よいことと認識しております。

物流は、国民生活や経済を支える社会インフラでもあり、物流は経済の血流と呼ばれるほど、物流が滞れば多くの人々の生活に大きな影響を及ぼす、社会的に欠かせない機能の一つでもあります。

物流業界への燃料電池トラックの導入は、脱炭素社会を実現する上でも重要であると考えます。

燃料電池トラックは、燃料電池技術により水素から電力を発生させ、電動モーターで走行します。排出されるのは水蒸気のみであり、二酸化炭素や大気汚染物質を排出することなく走行できます。

また、電気自動車と比較した場合、長い航続距離、迅速な燃料補給、軽量性もメリットとして挙げられます。

一方で、デメリットとしてはインフラの少なさ、コスト問題、技術的な課題が挙げられるなど、課題も山積と捉えております。

また、燃料電池トラックが壊れた場合でも、現行のトラックにはない知識を有している整備士が必要になり、トラック運転手も最低限の知識を有する必要があると考えます。

運送業者も存在そのものは知っていたとしても、現状どの程度の技術開発等が進んでいるかまでは把握できておらず、興味、関心も持てない状況であると思います。

このため、今後の社会実装を拡大していくためには、水素社会の実現を目指す県としても、車両メーカーと連動した普及活動を展開するなど、官民一体となった取組が重要であると考えます。

そこで、県は燃料電池トラックの普及拡大にどのように取り組んでいくのかお尋ねいたします。

次に、国民スポーツ大会についてです。

一年前の二月定例会でも同じ質問をさせていただきました。

私の思いとしては、福島県選抜選手において、開会式に着用するユニホームが現行の半額補助の個人負担から、福島県代表の誇りや士気を高めるためにも、ユニホームの無償提供を実現させたい思いがあり、再度質問をさせていただきます。

国民スポーツ大会は、広く国民の間にスポーツを普及し、体力向上を図るとともに、地方スポーツの振興と地方文化の発展に寄与することを目的とした、毎年開催される国内最大のスポーツ大会です。

我が県の成績においては、四十七都道府県中、前々回の大会で三十七位、前回の大会では十一個順位を上げ、二十六位と毎年順位を上げており、福島県スポーツ協会の事業や各競技団体の努力のたまものであると思います。

今後もジュニア世代からの発掘、育成、強化の推進による持続的な競技力向上を図りながら、福島県選抜に選ばれている選手たちに対し、県独自の手厚い支援も必要と考えます。

選抜選手は福島県の看板を背負い、郷土愛を全面に出しながら、県のプライドをかけて戦います。

そのような選手たちは、国スポに対しての思いも強く、昔という国体選手という誇りを持っています。

スポーツを通じ福島県を背負い、郷土愛が増すことにより、我が県の課題

でもある人口流出に歯止めをかける一端にもつながると考えますし、県を背負って戦う選手に対し、開会式で着用するユニホームの無償提供など、県を背負う選手団に対する支援の拡充が必要と考えます。

そこで、県は国民スポーツ大会に出場する選手をどのように支援していくのかお尋ねいたします。

次に、農業水利施設の保全についてです。

我が県の基幹産業である農業の維持発展に必要不可欠である取水堰や水路などの農業水利施設については、築造から相当の年月が経過し老朽化している施設が多く、将来の維持管理が懸念されていると聞いています。

私のもとに寄せられた要望では、約百年前に完成した取水堰について、コンクリートがえぐれ、亀裂が走り、早急に補修する必要があるが、水利組合の人数も少なく高齢者ばかりで、自分たちがお金を出し合っても修繕費が高額過ぎて直すことができないという切実な声もありました。

今後はますます農業者の高齢化が進み、農業水利施設の保全管理の負担が数少ない担い手に集中することから、施設の適正な管理が困難となるとともに、老朽化による突発的な事故が増加するのではないかと危惧しているところであります。

こうしたことから、長期的な視点で農業者が安心して農業を営み、大切な農業水利施設を次世代へ引き継ぐことができる体制の構築が必要と考えます。

そこで、県は地域の農業水利施設の保全に向け、どのように取り組んでいくのかお尋ねいたします。

次に、阿武隈川上流遊水地群についてです。

令和元年東日本台風により阿武隈川流域全体で甚大な被害が発生したことを踏まえ、国土交通省では阿武隈川緊急治水プロジェクトに基づき、玉川村、鏡石町、矢吹町に約三百五十ヘクタール、東京ディズニールランドの約七倍に

及ぶ大規模な遊水地群の整備を進めています。

しかし、国は完成が当初の予定から五年遅れとなる見通しを昨年九月十六日に発表し、第十九回阿武隈川水系河川整備委員会において事業期間の延長を公表しました。

これに伴い、全体事業費は約八百一億円増額され、物価高騰も重なり、事業費総額は約千八百億円に膨らむ見込みとなっています。

延長する部分は主に工事に係る工程であり、用地の取得や移転に係るスケジュールに関しての変更はありませんが、一部報道により、事業範囲が広がるような誤った内容が伝えられるなど、地域住民に不安が広がり、事業延長は主に国の事情によるものであるにもかかわらず、事業用地の取得が順調に進んでいないのではないかとマイナスに捉える住民もいるのが実情であります。

少しでも住民の不安を解消するのが国や県の役割でもあり、長期化する事業に対しての懸念を少しでも取り除くことが大切なことと考えます。

そこで、県は国が進める阿武隈川上流遊水地群の早期整備に向けてどのように取り組んでいくのかお尋ねいたします。

次に、公共土木工事における建設発生土についてです。

我々はよく、工事現場から出る土を残土と呼びますが、正式には建設発生土といい、建設工事や土木工事で発生する建設副産物の一つです。

建設発生土は土質特性に応じて分類され、有効活用や適切な処理方法を選択する必要があります。

今後、国土強靱化対策やインフラ整備の進展により建設発生土の増加が見込まれており、限りある資源の活用や環境負荷の軽減が求められています。

私が住む石川郡でも計画的に河道掘削が進められておりますが、遠隔の処分場への搬入が必要になり、人的、物的コストの価格上昇も相まって搬入コ

ストがかかる側面から、当初計画よりも短い距離の掘削になり、沿川住民が安心するための工事であっても、安心に値するくらいの工事にならないのではないかと危惧する声もあります。

そのため、工事の円滑な推進と持続可能な社会の実現に向けて、建設発生土の有効活用や搬入コストを考えた適正処理を一層推進していくことが重要です。

そこで、県は公共土木工事における建設発生土の有効活用にどのように取り組んでいくのかお尋ねいたします。

最後に、公共土木工事における施工時期の平準化についてです。

公共土木工事における施工時期の平準化は、年間を通じた工事量の安定を目指すものであり、建設業者の経営の安定や人材、資機材の稼働率が容易になり、経営の安定化につながります。

施工時期を均等に分散すれば、工事の繁閑をなくすることができ、工事の品質が向上され、計画的な発注や余裕期間制度の活用にもつながり、入札参加の向上も促せることにもなります。

全国的に見ても、依然として年末や年度末に工事が集中する傾向があり、公共工事特有の商慣習が影響されていると言われております。

少しでも施工時期の平準化が進むことにより早期の発注が可能になることや、計画的な発注、年度をまたいで発注の推進化、また債務負担行為を柔軟に活用することによりバランスの取れた工事が可能になり、地域の守り手としての建設産業が持続的に発展することにもつながると考えます。

労働者においても、建設業界の閑散期と言われる四月から六月期においては労働者収入が不安定になることや、繁忙期においては人材不足や長時間労働を招き、建設産業についての課題とされています。

将来の担い手確保や建設業界の魅力を維持するためにも、今後の平準化へ

の取組が重要と考えますし、持続可能な公共工事が期待されると思います。

そこで、県は公共土木工事における施工時期の平準化にどのように取り組んでいくのかお尋ねいたします。

以上で私の一般質問を終わります。御清聴ありがとうございました。(拍手)

●副議長（佐藤雅裕君） 執行部の答弁を求めます。

（知事内堀雅雄君登壇）

●知事（内堀雅雄君） 山田議員の御質問にお答えいたします。

子育て家庭が孤立せず、安心して子育てできる環境づくりについてであります。

核家族化や地域のつながりの希薄化が進む中、子育て家庭が悩みを抱え込むことがないよう、社会全体で支えることが重要であります。

そのため、県では県助産師会との連携による相談対応や、親子が交流するサロンの開催、ボランティアによる家庭訪問型の子育て支援活動の普及等に取り組んでおります。

そして、市町村が運営をする子育て支援センターを支援しているところであります。

私は昨年、こども園に設置された子育て支援センターを訪問し、保護者同士が育児の悩み等を共有する姿を目にし、改めて子育て家庭が地域との関わりを持つことの大切さを実感しました。

新年度は、子育て家庭が孤立することなく、安心して育児をスタートすることができるよう、産後早期に医療機関を通じ、地域の交流の場や相談機関等に関する支援情報を提供するなど、市町村や関係機関との連携の下、子育て家庭が地域の中で温かく迎えられ、これまで以上に安心して子育てすることができるよう取り組んでまいります。

その他の御質問につきましては、関係部長等から答弁をさせます。

（企画調整部長五月女有良君登壇）

●企画調整部長（五月女有良君） お答えいたします。

燃料電池トラックにつきましては、多くの水素需要が見込まれることから、水素社会を実現する上で、その普及が極めて重要となります。

新年度は燃料電池大型トラックの導入支援を充実させるほか、より多くの物流事業者等の導入検討につながるよう、車両性能や環境価値、水素ステーションの整備状況といった情報を分かりやすく発信するなど、引き続き関係者と連携し、燃料電池トラックの一層の普及拡大に取り組んでまいります。

（保健福祉部長菅野俊彦君登壇）

●保健福祉部長（菅野俊彦君） お答えいたします。

救急電話相談＃7119につきましては、相談内容の緊急度に応じて、約半数の相談者に翌日以降の受診や必要に応じた受診を案内するなど、相談者の安心の確保と消防及び医療機関の負担軽減に寄与しております。

引き続き、ホームページの掲載のほか、県と市町村における広報や防災イベントでの呼びかけ、高齢者施設等と連携した周知などを行い、救急電話相談のさらなる利用拡大に取り組んでまいります。

（農林水産部長沖野浩之君登壇）

●農林水産部長（沖野浩之君） お答えいたします。

地域の農業水利施設の保全につきましては、これまで管理者による施設ごとの機能保全計画の策定と計画に基づく改修等の取組を支援してきたところであります。

今後はさらに、土地改良区や市町村、農業団体等の役割分担の明確化や、ICTの活用による施設管理の効率化等を図るための連携管理保全計画、いわゆる水土里ビジョンの策定を支援することにより、地域全体の施設の機能が将来にわたって持続的に発揮されるよう、農業水利施設の保全に取り組ん

でまいります。

（土木部長矢澤敏幸君登壇）

●土木部長（矢澤敏幸君） お答えいたします。

阿武隈川上流遊水地群の整備につきましては、国が地元町村の協力を得ながら、昨年末までに約五割の事業用地を取得したほか、集団移転先の造成工事を進めているところであります。

今後は、遊水地内における国の工事で発生する土砂を県が行う阿武隈川の堤防整備等に活用するとともに、遊水地群の整備に関連する下水道工事を県が受託するなど、国、県、地元町村が連携しながら、遊水地群の早期整備に取り組んでまいります。

次に、建設発生土の有効活用につきましては、発生土を貴重な資源として捉え、国や市町村等が参画する情報交換システムにより発生土の情報を共有し、利活用を図っております。

さらに、活用の時期が異なるなどの課題に対応するため、一時的に発生土を仮置きするストックヤードの整備にも取り組み、このうち五か所で試行的な運用を開始したところであり、引き続き建設発生土の有効活用にあつてまいります。

次に、公共土木工事の施工時期の平準化につきましては、年間を通じた工事量の偏りを解消するため、計画的な発注を進めるとともに、大規模工事における複数年にわたる工期の設定や、受注者が施工時期を選択できるフレックシス工事等の活用に取り組んできたところであり、引き続き、冬期に備え早期着手が必要な工事等において、年度初めに工事着手ができるよう債務負担行為を活用するなど、施工時期の平準化にあつてまいります。

（文化スポーツ局長紺野香里君登壇）

●文化スポーツ局長（紺野香里君） お答えいたします。

国民スポーツ大会に出場する選手への支援につきましては、開会式等で着用するユニホーム代の半額を負担するとともに、選手が万全の状態で競技に臨める環境を整えるため、競技団体が大会に派遣するコーチ及びトレーナーに係る経費を補助しております。

また、大会に向けて競技団体が行う合宿等の開催を支援し選手の強化を図るなど、引き続き関係団体と連携しながら、本県を代表する選手が持てる力を存分に発揮できるよう取り組んでまいります。

（こども未来局長菅野寿井君登壇）

●こども未来局長（菅野寿井君） お答えいたします。

子供、若者の多様な居場所づくりの支援につきましては、子ども食堂などを新規開設する民間団体に対して助成を行うほか、自然体験活動などへの助成を通して、子供や若者の居場所での幅広い活動を促進しております。

新年度は、中高生等が学校や家庭以外で安心して過ごせる居場所の充実を図るため、公共施設を活用した居場所づくりに取り組む市町村を補助するなど、引き続きこどもまんなかの居場所づくりを積極的に支援してまいります。

次に、子供の適切なインターネット利用につきましては、県内全ての小中高校を対象としたふくしま情報モラル診断を実施し、児童生徒が様々な情報を適切に判断し、正しく活用する能力の育成を図っております。

今後とも、情報社会の急速な進展に伴い、顕在化する新たなリスクに対応するため、診断内容を更新するほか、SNS等に起因する危険性について啓発を強化するなど、子供の情報リテラシーの向上に取り組んでまいります。

●副議長（佐藤雅裕君） これをもって、山田真太郎君の質問を終わります。
通告により発言を許します。十九番鳥居作弥君。（拍手）

（十九番鳥居作弥君登壇）

●十九番（鳥居作弥君） 日本維新・無所属の会の鳥居作弥です。本日は、三十

分もの貴重な時間をいただきました。感謝いたします。質問に関し、執行部との折衝の段階におきまして納得できたもの、また時期尚早というものは取り下げまして、今回は二十問に絞り、端的に質問をさせていただきます。

まずは、過疎・中山間地域の課題についてであります。

地域コミュニティの維持再生についてであります。

本県の過疎・中山間地域は、豊かな自然環境と長年培われてきた相互扶助の精神に支えられ、地域社会を形成してまいりました。

農林業、祭礼や伝統行事、消防団活動、自治会活動などは単なる慣習ではなく、地域の絆そのものであります。

しかしながら、人口減少と高齢化の進行、とりわけ若年層の流出は深刻であり、集落の小規模化が進み、自治会役員の成り手不足、地域行事の縮小・廃止、草刈りなどの共同作業の維持困難、小中学校の統廃合など、コミュニティの根幹を揺るがす事態が各地で生じております。

過疎・中山間地域は、農地や森林の維持管理を通じて国土保全や防災機能を担い、さらには水源涵養や景観形成など多面的機能を有しており、近年の地域コミュニティの衰退は単に一地域の問題ではなく、県土全体の安全・安心にも直結する重大な課題であります。

そこで、県は過疎・中山間地域のコミュニティ維持再生にどのように取り組んでいくのかお尋ねいたします。

過疎・中山間地域に限らず、地域コミュニティの衰退は地域防災力の低下につながります。

これら現状を踏まえ、消防団への女性の入団促進についてであります。

人口減少が進むにつれ、過疎・中山間地域に限らず、地域防災力は低減しつつあります。

地域防災対策において女性の視点を取り入れることは、もはや配慮ではな

く必須であります。

とりわけ災害時におけるプライバシー確保や高齢者、乳幼児へのきめ細かな対応など、女性消防団員への期待は大きいものがあります。

しかし、本県の女性消防団員比率は増加傾向にあるものの、依然として低く、入団をためらう壁が存在しているのではないのでしょうか。

女性用防火服や装備、更衣室、トイレなどの環境不足といったハード面に加え、活動に対する誤解や先入観も大きな要因と考えられます。

例えば、常に危険な火災現場で活動する組織とのイメージや、男性中心で入りづらいとの印象、拘束時間が長く仕事や子育てと両立できないとの誤解、特別な体力や専門知識が必要との先入観などであります。

しかし、実際には消防団は消火活動にとどまらず、防火、防災啓発、救命講習、避難所運営の支援、PTAや自治会との連携など、地域を支える多様な役割を担っており、それぞれに適した活動の場があります。

こうした実態が十分に周知されていないことも大きな課題であると考えます。

そこで、県は消防団への女性の入団促進にどのように取り組んでいくのかお尋ねします。

次に、過疎・中山間地域における遊休農地対策についてであります。

本県の過疎・中山間地域における農業は、国土保全、防災、景観形成、伝統文化の継承など、多面的機能を担う重要な存在であるとともに、地域経済や雇用を支える基盤でもあります。

しかし、農業従事者の高齢化と担い手不足が進み、遊休農地の増加が深刻化しています。

遊休農地は、生産力の低下にとどまらず、景観悪化や鳥獣被害、土砂災害リスクの増大、さらには集落機能の衰退へとつながる課題です。

一方、人口減少下で全てを従来型農地として維持することは、現実的ではありません。

限られた担い手と財源の中、地域の実情や将来性を踏まえ、守るべき農地を重点化する戦略的な再編が不可欠であります。

そこで、県は遊休農地の発生防止にどのように取り組んでいくのかお尋ねします。

次に、妊娠をめぐる相談支援と予防教育について質問いたします。

人工妊娠中絶は、単なる医療行為にとどまらず、経済的支援、若年層対策、包括的性教育、女性の自己決定権の尊重、男性側の責任教育など、多面的課題を含む重要な政策分野です。

二〇二四年の中絶件数は、全国で十二万七千九百二十二件、福島県では千四百八十件で、十代後半にも一定数見られ、若年層対策の必要性が示されています。

中絶は医療的処置では完結せず、孤立感や抑鬱など心理的影響を伴う場合がありますが、日本ではアフターケア体制が十分とは言えません。

相談に来た方だけではなく、中絶経験者を含め、妊娠に悩む方へ寄り添う支援の充実が求められます。

そこで、県は妊娠に関する相談にどのように対応しているのかお尋ねします。

また、性教育は学習指導要領に基づき、発達段階に応じて行われていますが、時間数の不足、踏み込んだ内容に触れにくい、教職員の間で指導に差があるなどの課題があります。

また、若い世代では正確な知識不足やインターネット、SNS上での誤情報の影響も指摘されています。

本県の十代の人工妊娠中絶実施率は、平成二十九年以降全国平均を下回

っています。予期せぬ妊娠を防ぐには、家庭や社会とともに学校での指導の充実が重要です。

そこで、県教育委員会は予期せぬ妊娠を防ぐため、公立学校における性に関する指導にどのように取り組んでいくのかお尋ねします。

次は、人材の確保、活用について質問いたします。

まずは、地域限定保育士制度についてであります。

本制度につきましては、これまでも繰り返し質問してまいりましたが、今議会におきましても改めてお尋ねいたします。

本県では保育士不足が深刻である一方、地域には豊富な人生経験を有する高齢者や子育てを終えた母親が多く存在します。

これらの方々は単なる労働力ではなく、人生経験、道徳観、忍耐力、共感力を備えた貴重な人材であり、保育現場にとって大きな戦力となり得ます。

しかし、資格取得のハードルが参入の障壁となり、潜在的保育人材を十分に活用できていない現状があります。

地域限定保育士制度は、この解決策の一つであります。

本制度は、一定の講習を修了することにより実技試験が免除されるほか、自治体独自で日程設定が可能で、受験機会の拡大にもつながります。

また、子供にとっても、世代を超えた関わりは教育的価値が高く、地域に眠る力を生かすことこそ、今後の人材課題にとって重要な視点であります。

そこで、保育人材確保のため、地域限定保育士制度を活用すべきと思いますが、県の考えをお尋ねいたします。

また、企業の人材不足は深刻で、特に中小企業や地域産業では事業継続にも影響しかねない状況であります。

一方、豊富な経験や技術を持ち、定年後も働く意欲のあるシニア世代は地域に多く存在しますが、その能力と企業ニーズは十分に結びついてはいませ

ん。

雇用の柔軟性、情報不足、年齢への固定観念が障壁となっています。

国は七十歳までの就業機会確保を促していますが、地域の実情に応じきめ細かなマッチング体制の整備など、県の役割が重要であります。

そこで、県は高齢者の就業機会の確保にどのように取り組んでいくのかお尋ねいたします。

次に、観光振興について質問いたします。

本県の観光政策は、円安を背景にインバウンド需要の取り込みを進めておりますが、観光消費を長年支えてきたのは日本人観光客であります。

物価高騰により国内旅行を控える傾向や、人口減少に伴う将来的な国内旅行者の減少が懸念される今こそ、国内需要の強化は観光産業の持続性を確保する上で重要であります。

インバウンドは高い経済効果を持つ一方、外部要因に左右されやすい分野でもあります。

リスク分散と安定基盤の確立の観点から、日本人観光客の需要拡大は地域経済の生命線でもあります。

四月から始まるふくしまデスティネーションキャンペーンを契機に、国内外の観光政策を戦略的に推進すべきと考えます。

そこで、県はふくしまDCを契機に、国内観光客の誘客促進にどのように取り組んでいくのかお尋ねいたします。

また、近年、自由度の高い旅行手段としてキャンピングカー需要が拡大しております。

特にコロナ禍以降、国内旅行は多様化し、本県のように自然、温泉、海、山、食といった豊かな観光資源を有し、さらに広さゆえに公共交通が十分でない地域においては、機動性に優れたキャンピングカーとの親和性は高いも

のと考えます。

全国で累積保有台数は十七万台を超え、市場規模もこの十年で大きく拡大しております。

利用目的もレジャーにとどまらず、災害時の活用やテレワーク拠点などへ広がり、外国人観光客によるレンタル需要も増加しております。

一方で、RVパーク等の受入れ環境整備や広域周遊ルートの形成、情報発信体制は十分とは言えません。

今後の市場拡大を見据え、受入れ環境の充実を図ることは、本県観光の底上げと地域経済の活性化につながる重要な施策であります。

そこで、キャンピングカー等を利用した観光客の誘致に取り組んでいくべきと思いますが、県の考えをお尋ねいたします。

次に、教育行政について、幾つか質問いたします。

今回、一般質問で吉田誠議員も取り上げましたが、ラーケーションについてであります。

御答弁を拝聴しましたが、なかなかこの問題、状況は芳しくないということです。慎重さも大事ですけれども、課題が明確であれば、課題克服へ創造と工夫を凝らし、挑戦してもいいのではないのでしょうか。

そのラーケーションに関連して質問いたします。

近年、共働き世帯の増加や就労形態の多様化により、子供と親が日常的に向き合う時間の確保が難しくなってきました。

総務省の社会生活基本調査によれば、親子が一緒に過ごす時間は、平日でおおむね二時間台、休日でも四時間前後とされております。

しかし、これは同じ空間にいらだけの時間を含んだ数値であり、十分な対話や触れ合いが確保されているとは言い難い状況であります。

また、土曜日に勤務する労働者は約四割、日曜日でも約三割に上り、医療、

福祉、販売、飲食、観光などでは土日勤務が常態化しております。

その結果、家族全員がそろう休日を持ってない家庭も少なくありません。

こうした生活時間帯の不一致や父親の育児参加時間の不足などが重なり、親子の触れ合いは量、質の両面で課題を抱えております。

親子の時間を各家庭の努力に委ねるのではなく、社会全体で支える視点が求められております。

そこで、子供の成長過程において、家庭内におけるコミュニケーションの時間の確保が重要であると思うが、県教育委員会の考えをお尋ねいたします。

次に、地域スポーツクラブについてであります。

現在、国の方針の下、部活動の地域展開が進められております。

少子化、教員の負担軽減や専門性の向上の観点から重要な改革であります。が、子供たちの安心・安全の確保が置き去りになってはなりません。

学校では、文部科学省の指針に基づき、いじめ防止基本方針の策定や相談体制の整備、組織的対応が制度化され、教職員が日常的に子供を見守る体制が担保されています。

これだけ強化しても、教職員が努力しても、水面下に潜ったいじめはなかなか気づきにくく、手遅れとなる状況も見受けられます。

一方、地域スポーツクラブでは、いじめの定義や対応基準、責任の所在が必ずしも明確でない場合があります。

指導者は競技指導が中心であり、生活面まで継続的に把握することは難しく、見えにくいいじめが見過ごされる懸念もあります。大会へ参加するためには、辞めることもできません。

地域展開を確実に進めるには、競技力向上だけでなく、安心して活動できる環境整備が不可欠です。

相談窓口の整備、対応マニュアルの策定、責任の明確化など、制度的裏づ

けを講じるべきと考えます。

そこで、県教育委員会は公立中学校における休日の運動部活動の地域展開が進む中で、生徒の安全・安心の確保にどのように取り組んでいくのかお尋ねします。

次に、教員のワーク・ライフ・バランスと子育て支援環境の整備についてであります。

教育現場の働き方改革は、単なる業務時間の削減ではなく、教員が一人の人間として、また親としての人生を大切にできる環境づくりにこそ本質があります。

とりわけ子育て中の教員への配慮は重要な視点です。

管理職の理解促進や校内のフォロ体制づくりは、国を挙げた改革や現場の努力により徐々に進んできました。

しかし、保護者の理解はなお十分とは言えません。

担任が行事を休むのは無責任といった、いわれない時代錯誤の声が生じないう、教員も家族を大切にしている存在であることを社会全体で共有する必要があります。

教員が家庭を大切にすることは、子供たちにとってもワーク・ライフ・バランスを学ぶ生きた教材となり得ます。

そこで、県教育委員会は子育て中の教職員のワーク・ライフ・バランスの推進にどのように取り組んでいくのかお尋ねいたします。

次は、生徒の相談体制についてであります。

スクールカウンセラーは公認心理士や臨床心理士などの資格を有する専門職であり、子供たちの心のケアを担う重要な存在であります。

近年、不登校やいじめ、ヤングケアラー、発達特性、SNSトラブルなど課題は複雑化、多様化し、専門的対応の必要性は一層高まっております。

しかしながら、全国的な人材不足や財政的制約により、単純な増員には限界があります。

したがって、量の拡大だけではなく、限られた専門資源を最も有効活用する視点が重要であります。重点配置や相談体制に優先順位をつけるなど、戦略的運用が求められます。

カウンセリングの必要な生徒を確実にスクールカウンセラーへつなぐためには、生徒たちのささいな変化に気づく必要があります。

相談という形にとらわれず、日常の何気ない会話から支援につなげる仕組みづくりや、子供が構えずに思いをこぼせる環境整備が必要です。

そこで、県教育委員会は県立高等学校において、生徒が様々な悩みを相談できる体制づくりにどのように取り組んでいるのかお尋ねいたします。

次は、副校長についてであります。

現在、学校現場ではいじめ問題や不登校の増加、働き方改革、地域、保護者対応など、課題が複雑化、多様化しております。

加えて、従来の画一的な学校運営から、柔軟で個別最適な学びを支援する体制への転換も求められております。

こうした状況の中、学校経営の高度化、専門化は避けて通れない課題であります。

教育は教員が担い、組織マネジメントは専門性を有する人材が担う、このような役割分担を明確にすることが、これからの学校経営には不可欠であります。

学校は教育の場であると同時に、一つの組織でもあります。組織運営が適切に機能しなければ、教員、何よりも子供たちに最適な教育環境を提供することはできません。

そのためには、民間人も含めた適材適所、戦略的な副校長の配置、人材登

用が必要であります。

そこで、県教育委員会は学校のチーム力強化のため、副校長の役割をどのように生かしていくのかお尋ねいたします。

次に、学校給食費についてであります。

この質問も昨日の一般質問で吉田議員、猪俣議員が取り上げましたが、今回は給食の質、量の確保という視点でお伺いさせていただければと思います。国が新年度に打ち出した負担軽減策は、月額五千二百円を基準とする定額補助であり、いわゆる完全無償化とは異なる制度であります。

全国では、食材費は一食当たり小学校で約二百五十円から三百円、中学校では三百円から三百五十円とされており、補助が一定である以上、今後物価上昇が続けば、上昇分はどこかが吸収せざるを得ません。

そのしわ寄せが子供たちの給食の内容に及ぶようなことがあつてはなりません。

また、市町村が五千二百円という基準に縛られる懸念もあります。

学校給食は食育の柱であり、子供たちの成長を支える教育の一環です。

無償化という言葉だけが先行し、質や量の確保が後回しにされることは断じて許されません。

そこで、県教育委員会は国による学校給食費の負担軽減を踏まえ、市町村立小学校における適切な給食の実施に向け、どのように支援していくのかお尋ねいたします。

次に、中小企業支援について質問いたします。

物価高騰やエネルギー、原材料費の上昇、円安の進行により、価格転嫁力の弱い中小企業は大きな打撃を受けております。

内部留保に乏しい企業は、利益を削って耐えており、このままでは廃業や雇用喪失、地域経済の空洞化が懸念されます。

給付金や補助金などの短期支援は不可欠ですが、対症療法にとどまります。

今後は、生産性向上やデジタル化、適正な価格転嫁の環境整備、事業承継の円滑化、地域内経済循環の強化など、中長期的な構造改革が求められます。

地域経済を支える中小企業の経営体質を強化し、持続可能な経済基盤を築く、実効性のある取組が重要であります。

そこで、知事は県内中小企業の振興にどのように取り組んでいくのかお尋ねいたします。

次に、若手職員の育成について質問します。

本県の将来を担う若手県庁職員の育成は、県政運営の質を左右する重要課題であります。

社会環境が急速に変化する中、従来型の行政実務中心の研修のみでは多様化、高度化する政策課題に十分対応できない懸念があります。

これまでも民間企業への派遣研修は行われておりますが、その対象を企業に限定せず、医療、福祉、農林水産業、観光、スタートアップやIT、NPO、金融、建設、物流、子育て、教育現場など多様な分野へ広げるべきと考えます。

現場の最前線での経験こそが政策立案に深みをもたらします。

行政の役割は、机上の制度設計ではなく、現場課題を構造的に捉え、解決策を示すことにあります。

若手の段階で現場の空気を吸い、多様な価値観に触れることは、将来の政策形成能力を高める重要な投資であります。

復興もまだまだ道半ば、加えて人口減少や産業振興など地域課題が山積する本県において、こうした実体験の充実は不可欠であります。

そこで、若手職員の育成に向け、様々な環境での経験の機会を確保すべきと思うが、県の考えをお尋ねいたします。

次に、ALPS処理水への対応について質問します。

ALPS処理水の海洋放出は、二〇五一年の完了を目標とする、極めて長期にわたる国家的課題であります。

二十五年後の二〇五二年二月議会に一体誰がいるのか、想像もできません。

この問題をいかに扱うかは、日本の政治が福島未来をどう考えるのかを問う試金石の一つでもあります。

安全性の確保、社会的リスクの低減、そして風評を含む社会的影響の最小化は大前提であります。

その上で、政治には後世に対する責任を果たす視点が強く求められております。

処理水の海洋放出は、複数世代にまたがる長期的取組であり、将来世代への責任という観点も極めて重要であります。

そこで、ALPS処理水の海洋放出をできるだけ早期に完了するよう東京電力に求めると思いますが、県の考えをお尋ねいたします。

最後に、警察行政について質問いたします。

本県においても、地域コミュニティの担い手不足が深刻化する中、交番や駐在所は最後のとりでとも言える存在であります。

これらは単なる事件・事故対応の拠点ではなく、日々の巡回や声かけ、通学路の見守り、高齢者宅への訪問、防犯相談などを通じ、地域との信頼関係の上に成り立つ安心のインフラであります。

一方、人口減少や警察官の適正配置、業務効率化の観点から統廃合や再編が進められ、全国において約二十年間で交番は二百か所、駐在所は千四百か所以上減少しております。

現状の社会情勢を鑑みますと、合理化は一定程度必要であります。地域の拠点を失うことによる不安の増大や、初動対応の遅れといった懸念も否定

できません。

とりわけ高齢化が進む地域では、近くに駐在さんがいる、交番があるという心理的安心感は、数値では測れない重要な価値を持つております。

人口減少を理由に、単純に拠点を減らすのではなく、安心の質をどう守るかという視点が求められます。

交番、駐在所の在り方は、単なる施設配置の問題ではなく、地域社会の持続可能性に直結する重要な課題であります。

そこで、交番、駐在所の配置の最適化について、県警察の考えをお尋ねいたします。

以上をもちまして、私の一般質問を終わらせていただきます。御清聴ありがとうございました。（拍手）

●副議長（佐藤雅裕君） 執行部の答弁を求めます。

（知事内堀雅雄君登壇）

●知事（内堀雅雄君） 鳥居議員の御質問にお答えいたします。

県内中小企業の振興についてであります。

県内各地の事業者の皆さんとの意見交換の中で、「原材料費の高騰や人手不足で経営が厳しい」など、長引く物価高の影響による切実な声を伺っております。

私は、県内企業の大半を占める中小企業は地域経済の礎であり、確固たる経営基盤の維持が極めて重要であると考えております。

このため、きめ細かな経営相談、資金繰り支援、人材確保の取組等により、中小企業の経営安定化を促進するとともに、喫緊の課題である物価高への対応として、LPガス使用者の負担軽減策や省エネ設備への更新に係る補助等に取り組んでいるところであります。

新年度は、生産性向上に向けた設備の導入支援や価格転嫁をより一層推進

するためのセミナーの開催のほか、展示会出展への支援など、中小企業の稼ぐ力の強化を図ってまいります。

あわせて、県内の魅力ある企業の情報発信や働きやすい職場づくり改革のための支援など、産業人材の確保にも積極的に取り組み、今後とも関係機関と連携しながら、県内中小企業の振興にこれまで以上に力を尽くしてまいります。

その他の御質問につきましては、関係部長等から答弁をさせます。

（総務部長國分 守君登壇）

●総務部長（國分 守君） お答えいたします。

若手職員の育成につきましては、様々な経験を通して見識を深めることが効果的であることから、国や市町村、民間企業に職員を派遣し、県とは異なる環境で業務に従事する体制を整えております。

また、新年度からはDX関連の先進企業の取組を見て、聞いて、考え、主体的に業務に生かす研修を実施することとしており、こうした経験を積ませることで自ら考え、行動できる若手職員を育成してまいります。

（危機管理部長細川 了君登壇）

●危機管理部長（細川 了君） お答えいたします。

消防団への女性の入団促進につきましては、女性消防団員が自身の活動や経験を直接学生等へ伝える講座の開催や、消防団活動を実際に体験する様子のSNSによる発信等を通じ、消防団に対する女性の理解促進を図るとともに、女性が活動しやすい環境づくりに向け、機能別団員制度の普及促進に努めております。

新年度は、県消防協会とも連携し、女性団員の活躍をテーマとするワークショップの開催なども進めながら、今後とも女性の入団促進に取り組んでまいります。

次に、ALPS処理水の海洋放出につきましては、東京電力では国の基本方針に基づき、環境に与える影響等を確認しつつ、慎重に少ない量から放出を開始しており、これまでのところ放出作業は計画どおり実施されております。

県といたしましては、中長期ロードマップに掲げる廃炉終了までの間、放出作業における想定外の事態や新たな風評が生じることのないよう、安全かつ着実な作業の実施を国及び東京電力に求めてまいります。

（企画調整部長五月女有良君登壇）

●企画調整部長（五月女有良君） お答えいたします。

過疎・中山間地域のコミュニティの維持再生につきましては、地域運営組織の形成や地域活動を担う人材の確保が重要であることから、行政区長等を対象とした出前講座や集落支援員等に対する研修会、地域おこし協力隊の確保、大学生と集落の協働による地域活性化事業などの取組を進めております。

引き続き、様々な主体と連携し、過疎・中山間地域の持続可能なコミュニティの維持再生に向け、取り組んでまいります。

（商工労働部長小貫 薫君登壇）

●商工労働部長（小貫 薫君） お答えいたします。

高齢者の就業機会の確保につきましては、シルバー人材センター等における就職相談の実施などにより、高齢者と企業とのマッチングに取り組んできたところであります。

加えて、多様な人材の活用に関する企業の意識改革を図るセミナーの開催等を通じ、関係機関と連携しながら、高齢者雇用の潜在的なニーズの掘り起こしを進め、高齢者の知識、経験を生かせる活躍の場を創出するなど、引き続き就業機会の確保に取り組んでまいります。

（農林水産部長沖野浩之君登壇）

●農林水産部長（沖野浩之君） お答えいたします。

遊休農地の発生防止につきましては、地域農業を支える担い手を中心とした営農継続に向けた農地の集積、集約化等を促進するほか、関係者が連携して行う農村地域の保全を図るための共同活動等を支援しております。

さらに、営農継続が困難な農地を地域ぐるみで保全するため、少ない労力で栽培できる菜の花などを作付する取組等を含めた計画の策定や、計画を実践するための管理体制の整備を支援するなど、引き続き遊休農地の発生防止に取り組んでまいります。

（こども未来局長菅野寿井君登壇）

●こども未来局長（菅野寿井君） お答えいたします。

妊娠に関する相談への対応につきましては、保健福祉事務所に専用ダイヤルを設け、予期しない妊娠をはじめ、女性の様々な心身の悩みに保健師が応じております。

また、県助産師会と連携し、中高生などの性や健康に関する相談に対応しているほか、にんしんSOSふくしまにおいて、生活に困難を抱える妊婦への支援に取り組んでおります。

引き続き、関係機関と緊密に連携し、妊娠に関する相談に丁寧に対応してまいります。

次に、地域限定保育士制度の活用につきましては、試験内容が緩和される一方で、適切に実技講習等を実施する体制の確保など、慎重な検討が必要であると考えております。

県としては、保育人材の確保に向け、保育士・保育所支援センターを中心に、就職説明会の開催や潜在保育士と保育施設とのマッチングなどの取組を進めており、地域限定保育士制度の導入については、引き続き他県の実況等

を注視してまいります。

（観光交流局長藤城良教君登壇）

●観光交流局長（藤城良教君） お答えいたします。

ふくしまＤＣを契機とした国内観光客の誘致促進につきましては、本県の新たな魅力に触れて、また来たいと感じていただき、福島ファンを拡大することが重要であります。

ＤＣでは、早朝や夕方、夜の特別企画の充実や、五月中旬から実施する宿泊金の割引により旅館やホテル等への宿泊を伴う旅行を促すほか、ＤＣ後もＳＮＳを活用したキャンペーン等を切れ目なく展開することで観光誘客を促進してまいります。

次に、キャンピングカー等を利用した観光客の誘致につきましては、近年、移動と宿泊を同時に楽しめ、時間の制約がない旅としてキャンピングカーを利用した旅行などが人気となっており、県の観光サイトにおいて、県内のキャンプ場等の情報を拡充してきたところであります。

今後、道の駅等における有料の車中泊施設の整備、取組事例を事業者等と共有し、キャンピングカー等を利用した観光客のさらなる誘致に努めてまいります。

（教育長鈴木竜次君登壇）

●教育長（鈴木竜次君） お答えいたします。

公立学校における性に関する指導につきましては、ＳＮＳ等に潜む性犯罪の危険性や、性に関する情報への対処など、複雑化する課題に適切に対応するため、県が作成した「性に関する指導」の手引の効果的な活用について研修を行い、指導力の向上を図っております。

今後も手引を活用し、生命や人権、多様な価値を尊重する心を育み、望ましい人間関係を築けるよう、指導の充実に努めてまいります。

次に、家庭内におけるコミュニケーションの時間の確保につきましては、子供と保護者が互いに意見を持ち、話し合うきっかけづくりが大切であることから、先月、家庭での対話の重要性等をまとめたリーフレットを県のホームページに掲載し、子供の豊かな心を育む家庭環境づくりを支援しているところであり、引き続き家庭内におけるコミュニケーションの時間の確保に向けた情報発信に努めてまいります。

次に、休日の運動部活動の地域展開における生徒の安全・安心の確保につきましては、今後市町村における地域クラブの整備が本格的に進められることから、県において部活動の地域展開に関するガイドラインを作成し、適切な対応について周知してまいります。

また、ガイドラインに基づき、いじめ、ハラスメント等の不適切行為の防止対策や相談窓口の整備による迅速な対応が確実に行われるよう、市町村を支援してまいります。

次に、子育て中の教職員のワーク・ライフ・バランスにつきましては、持続可能な教育環境を構築し、教育の質の向上につなげていく上でも重要であります。

このため、時間外勤務時間の縮減や年次有給休暇の取得促進など、教職員の働き方改革を推進するとともに、働き方改革の必要性を説明するチラシを配布し、保護者や地域の理解醸成を図っており、今後とも子育て世代をはじめとした教職員のワーク・ライフ・バランスの推進に取り組んでまいります。

次に、県立高等学校における相談体制づくりにつきましては、生徒が気軽に相談できることが重要であるため、スクールカウンセラーを全校に配置するほか、生徒が安心して過ごせる居場所を県立高等学校十校に設置し、外部人材に相談できる体制を整えているところであります。

引き続き、個々の生徒の悩みに寄り添える相談体制の構築に取り組んでま

います。

次に、学校のチーム力強化のための副校長の役割につきましては、校長のリーダーシップを支え、組織マネジメントの体制をさらに充実させる上で重要であります。

このため、学校の経営方針の具現化に向けた研修会を通して、副校長の資質向上や役割の明確化等を図るとともに、学校の組織力を最大限に発揮できるように適切な配置に努めているところであり、引き続きこれらの取組を通じて、学校のチーム力強化につなげてまいります。

次に、市町村立小学校における適切な給食の実施につきましては、これまでも市町村への訪問による指導助言のほか、学校給食担当者等を対象とした研修会の実施など、児童生徒の心身の健全な発達に向けて支援してきたところであり、今後も学校給食実施基準を満たす給食の実施を促してまいります。

また、国の支援基準額については、物価上昇の状況等も十分に踏まえ、適切な額を設定するように国に求めてまいります。

（警察本部長森末 治君登壇）

●警察本部長（森末 治君）お答えいたします。

交番、駐在所の配置の最適化につきましては、県内の交番、駐在所の約半数が築年数三十年を経過している現状を踏まえ、施設の建て替え時期を捉えて様々な検討を進めております。

具体的には、社会情勢や治安情勢、市民の利便性を勘案した用地を確保することや、交番襲撃等に備え、セキュリティ機能等を強化した高機能型施設にすること、また人員の効果的な運用及び配置を行うことにより交番、駐在所の配置の最適化を進め、地域の安心・安全の確保に努めてまいります。

●副議長（佐藤雅裕君）これをもって、鳥居作弥君の質問を終わります。

本日は、以上をもって議事を終わります。

明三月四日は、定刻より会議を開きます。

議事日程は、県の一般事務に関する質問及び知事提出議案第一号から第八十六号までに対する質疑並びに議案撤回の件及び請願撤回の件であります。これをもって散会いたします。

午後四時三十七分散会

令和八年三月四日（水曜日）

午後一時一分開議

午後三時四十三分散会

議事日程

午後一時開議

一、日程第一 県の一般事務に関する質問

二、日程第二 知事提出議案第一号から第八十六号まで

1 付議議案に対する質疑

2 各常任委員会付託

三、日程第三 議案撤回の件

四、日程第四 請願撤回の件

五、議長提出報告第八号 請願文書表

本日の会議に付した事件

一、県の一般事務に関する質問及び知事提出議案第一号から第八十六号

までに対する質疑

二、知事提出議案第一号から第八十六号まで各常任委員会付託

三、議案撤回の件

四、議員提出議案第四百一十一号から第四百四十五号まで

1 付議議案に対する質疑

2 各常任委員会付託

五、請願撤回の件

六、議長提出報告第八号 請願文書表

出席議員

一 番	金澤拓哉君	二 番	菅田憲孝君
三 番	木村謙一郎君	四 番	矢吹貢一君
五 番	石井信夫君	六 番	佐藤徹哉君
八 番	半沢雄助君	九 番	猪俣明伸君
十 番	山田真太郎君	十一 番	吉田誠君
十三 番	佐々木恵寿君	十四 番	山内長君
十五 番	渡辺康平君	十六 番	鈴木優樹君
十七 番	渡邊哲也君	十八 番	江花圭司君
十九 番	鳥居作弥君	二十 番	真山祐一君
二十一 番	安田成一君	二十二 番	渡部英明君
二十三 番	三村博隆君	二十四 番	大橋沙織君
二十五 番	水野透君	二十六 番	山口信雄君
二十七 番	佐藤郁雄君	二十八 番	佐藤義憲君
二十九 番	佐々木彰君	三十 番	高宮光敏君
三十一 番	水野さちこ君	三十二 番	伊藤達也君
三十三 番	荒秀一君	三十四 番	橋本徹君
三十五 番	大場秀樹君	三十六 番	宮本しづえ君
三十八 番	山田平四郎君	三十九 番	佐藤政隆君
四十 番	先崎温容君	四十一 番	鈴木智君
四十二 番	佐藤雅裕君	四十三 番	安部泰男君
四十四 番	三瓶正栄君	四十五 番	佐久間俊男君
四十六 番	高野光二君	四十七 番	古市三久君
四十九 番	長尾トモ子君	五十 番	満山喜一君
五十一 番	渡辺義信君	五十二 番	太田光秋君
五十三 番	佐藤憲保君	五十四 番	今井久敏君

欠 席 議 員	五十五番	宮下雅志君	五十六番	亀岡義尚君
	五十七番	瓜生信一郎君	五十八番	神山悦子君
説明のため出席した者	四十八番	宮川 えみ子 君	総務部	保健福祉部
県	知事	内堀 雅雄 君	秘書課長	菅野 寿井 君
	副知事	鈴木 正晃 君	総務部主幹	佐藤 良教 君
	副知事	佐藤 宏隆 君	企業局長	阿部 俊彦 君
	総務部長	國分 守君	病院事業管理者	挾間 章博 君
	危機管理部長	細川 了君	病院局長	菅野 崇君
	企画調整部長	五月女 有良 君	教育委員長	鈴木 竜次 君
	生活環境部長	穴戸 陽介 君	稲田 雅子 君	
	保健福祉部長	菅野 俊彦 君	岸 敏恵 君	
	商工労働部長	小貫 薫 君	警察本部長	森末 治君
	農林水産部長	沖野 浩之 君	警察本部長	高橋 良行 君
土木部長	矢澤 敏幸 君	警察本部長		
会計管理者	岸 孝志 君	警察本部長		
出納局長(兼)	岸 孝志 君	警察本部長		
風評・風化戦略担当理事	半澤 浩司 君	警察本部長		
原子力損害対策担当理事(兼)	半澤 浩司 君	警察本部長		
企画調整部長	市村 尊広 君	警察本部長		
避難地域復興局長	紺野 香里 君	警察本部長		
企画調整部長	紺野 香里 君	警察本部長		
文化スポーツ局長	紺野 香里 君	警察本部長		
議 会 事 務 局 職 員	監査委員	事務局長	長根 由里子 君	
労働委員会	警察本部長	森末 治君		
公安委員会	警察本部長	森末 治君		
人事委員会	警察本部長	森末 治君		
選挙管理委員会	警察本部長	森末 治君		
教育委員会	教育委員長	鈴木 竜次 君		
病院局	病院事業管理者	菅野 崇君		
企業局	企業局長	阿部 俊彦 君		
総務部	秘書課長	川 俣 基君		
観光交流局長	観光交流局長	藤城 良教 君		

事 務 局 長	白 石 孝 之 君
事 務 局 次 長	佐 藤 尚 美 君
総 務 課 長	菅 野 義 君
議 事 課 長	市 川 新 吾 君
政 務 調 査 課 長	後 藤 康 治 君
議 事 課 主 任 主 査	中 村 大 君

午後一時一分開議

●副議長（佐藤雅裕君） この際、私が議長の職務を行います。

ただいま出席議員が定足数に達しております。
これより今日の会議を開きます。

●県の一般事務に関する質問及び知事提出議案 第一号から第八十六号までに対する質疑

●副議長（佐藤雅裕君） 直ちに日程に入ります。

日程第一及び日程第二を一括し、県の一般事務に関する質問及び知事提出議案第一号から第八十六号まで、以上の各案に対する質疑を併せて行います。

通告により発言を許します。十六番鈴木優樹君。（拍手）

（十六番鈴木優樹君登壇）

●十六番（鈴木優樹君） 自由民主党議員会の鈴木優樹であります。ちょうど初めて的一般質問から六年がたちました。あの当時の高ぶる使命感を一日たりとも忘れたことはありません。これまでもこれからも謙虚に、愚直に働いてまいることをお約束申し上げ、一般質問をさせていただきます。

まず初めに、プレコンセプションケアの推進についてであります。

プレコンセプションケアは性別を問わず、適切な時期に性や健康に関する正しい知識を持ち、妊娠、出産を含めたライフデザインや将来の健康を考えて健康管理を行う取組のことであります。

現在、本県では少子化が加速し、出生数の減少が深刻な問題となっております。

こうした中、若い世代が将来の妊娠への備えや、自分自身の心身を健やかに保つリテラシーを高めるプレコンセプションケアの重要性が増しております。

しかし、県民の間では、この言葉の認知度は依然として低く、具体的な健診内容や相談窓口についても十分に周知されているとは言えないため、県として若年層が自身のヘルスケアを自分事として捉えられるよう、SNS等を活用した効果的な情報発信や相談支援体制の充実に取り組んでいく必要があると考えます。

また、市町村や教育機関、医療現場、そして民間企業とも連携し、県内全域で普及を加速させるための具体的な施策も必要であると考えます。

そこで、知事はプレコンセプションケアの推進にどのように取り組んでいくのか尋ねます。

次に、不妊治療から産後までの支援についてであります。

先ほども述べたとおり、少子化が深刻な速度で進む本県において、出産を望む方々への支援は一刻の猶予も許されない最重要課題であります。

令和四年四月から不妊治療の保険適用が開始されましたが、依然として保険診療枠外の先進医療にかかる費用や、通院のための仕事との両立の難しさ、そして何より出口の見えない精神的負担が当事者に重くのしかかってきます。

まずは、これら保険外診療への県独自の支援や相談体制の強化を図るべきと考えます。

また、念願の出産を迎えた後も、孤独な育児や産後鬱への不安など、多くの母親が困難に直面しております。

県として、不妊治療という点の支援にとどまらず、妊娠、出産、そして産後まで、県内どこに住んでいても質の高いサポートをひとしく受けられる切れ目のない支援体制を構築していく必要があると考えます。

そこで、県は不妊治療から産後までの支援にどのように取り組んでいくのか尋ねます。

次に、無痛分娩についてであります。

近年、身体的負担を軽減し、産後の回復を早める無痛分娩へのニーズが高まっております。

これは、産後鬱の予防や痛みが怖くて二人目をためらうといった課題を解決し、少子化対策においても極めて有効な選択肢であります。

しかし、十数万円もの追加費用など、重い経済的負担により諦める方も多いとの話も聞かれます。

既に東京都においては、こうした課題を先取りし、今年度から最大十万円の使用補助を開始するなど、踏み込んだ支援に乗り出しております。

本県においても、所得の多寡によって出産方法の選択が制限される不公平を解消し、首都圏に劣らない支援体制を打ち出すことは、定住促進の観点から不可欠であると考えます。

また、実施医療機関が県内でも都市部に偏っている地域間格差の解消も必要であると考えます。

国が出産費用の保険適用を検討中とも聞きますが、県としていつになるかわからない国の対応を待つのではなく、妊産婦が経済的な懸念がなく出産に臨めるよう、費用の直接助成や市町村への支援を行う必要があると考えます。

また、県内どこに住んでいても安全に無痛分娩が受けられるよう、専門医

の確保や医療機関への施設整備支援を含めた包括的な体制構築にも県として積極的な姿勢で取り組むべきであると考えます。

そこで、県は希望する妊婦が安全に無痛分娩を受けることができる環境づくりに向け、どのように取り組んでいくのか尋ねます。

次に、里親への支援についてであります。

現在、虐待や経済的困窮など様々な事情により、家庭での養育が困難な子供たちが本県にも数多く存在しております。

国は、家庭養育優先の原則を掲げ、施設養育から里親等への委託へと大きくかじを切っており、本県の里親等委託率は増加してきておりますが、さらなる普及啓発等により、里親への委託を一層推進する必要があると考えます。

里親を増やすためには、制度の周知だけでなく、登録後の孤立を防ぐ支援体制が鍵を握っていると考えます。

また、専門員による相談体制の充実やピアサポートの場を広げることはもとより、昨今、現場で切実な声として上がっている物価高騰による経済的負担への支援が必要であります。

子供を預かる責任感や愛情に頼るだけでなく、食費や光熱費などの増大に対し、県としてもしっかりと応えていくべきであると考えます。

国の委託費基準のみにとどまらず、本県独自の施策として、物価高騰分を加味した委託費の上乗せや、特別な配慮を要する児童への加算措置など、踏み込んだ経済的支援が必要であると考えます。

そこで、県は里親への支援にどのように取り組んでいくのか尋ねます。

次に、児童養護施設等の退所者への支援についてであります。

施設養育、家庭養育ともに原則として十八歳で施設や里親を離れ、自立を迫られます。

しかし、頼れる身内がない中で、生活困窮や孤立に直面するケースは少

なくありません。

国は改正児童福祉法に基づき、年齢制限を撤廃した支援の拡充を進めておりますが、本県においても退所者が社会で孤立することなく、困ったときにいつでも実家のように頼れる体制を強化すべきであると考えます。

特に、県内各地の相談支援拠点の整備や居住支援、就業支援等が必要であると考えます。

また、物価高騰が続く中、経済的基盤の弱いケアリーバーへの生活支援金や奨学金などの経済的支援についても拡充し、併せて心理的な孤立を防ぐための居場所づくりやSNS等を活用した相談窓口の周知など、彼らの心に寄り添った具体的な支援策が必要であると考えます。

そこで、県は児童養護施設等の退所者への支援にどのように取り組んでいくのか尋ねます。

次に、こども家庭センターの機能強化についてであります。

改正児童福祉法の施行により、全ての市町村においてこども家庭センターの設置が努力義務化されました。

本県における児童相談所の虐待相談対応件数は、令和四年の二千二百五十六件を最高に、高止まり水準が続いております。

深刻な虐待事案を未然に防ぐためには、身近な市町村において母子保健と児童福祉が一体となった切れ目のない支援を届ける体制整備が急務であります。

先行して設置された自治体では、妊産婦へのアウトリーチやヤングケアラーを含む複雑な課題を抱える世帯への早期介入で成果を上げていると聞いております。

しかし、市町村からは、専門知識を持つ社会福祉士や保健師などの人材確保及び組織再編に伴う実務上の負担を懸念する声が根強くあります。

市町村が地域の実情にに応じてセンターを円滑に運営できるよう、県として専門職の確保・育成を支援し、相談体制の質の向上を図っていく必要があると考えます。

そこで、県はこども家庭センターの機能強化に向け、市町村をどのように支援していくのか尋ねます。

次に、子供、若者の立ち直り支援についてであります。

現在、本県においても不登校児童生徒数は高止まり傾向にあり、高校中退やひきこもりなど、既存の教育システムや社会のルールから外れ、孤独や不安を抱える子供、若者が少なくありません。

また、過ちを犯したが更生し、少年院等から社会に戻る出院者については、学業の遅れや就労の困難さに加え、周囲の根強い偏見という厳しい壁に直面し、再出発への意欲がそがれている現状があります。

一度のつまずきや過ちがその後の人生を決定づけてしまうような社会であってはならず、彼らを孤立させない切れ目のない支援が不可欠であると考えます。

国においては、令和五年四月に総理大臣を議長とし全閣僚が参画する、こども政策推進会議が発足いたしました。

さらに、その年の十二月に閣議決定されたこども大綱では、困難な状況にある子供、若者への支援として、多様な学びの場の確保や少年院出院者等の円滑な社会復帰に向けた再チャレンジ支援の強化が明確に打ち出されました。本県としても支援体制を強化し、本県の将来を担う全ての子供たちがどのような背景を持っていても、失敗を恐れず何度でもやり直せる環境を構築していくべきであると考えます。

そこで、県は困難を有する子供や少年院を出院した若者等の立ち直り支援にどのように取り組んでいくのか尋ねます。

次に、起業家精神を育む教育についてであります。

本県では、広野町のふたば未来学園における社会企業部の活動や小高産業技術高校における地域課題解決型の製品開発など、全国からも注目される先駆的な起業教育の事例が芽吹いております。

また、県立商業高校等においても模擬株式会社等の運営を通じ、ビジネスの最前線を学ぶ取組が行われていると聞いております。

こうした先進校では、生徒たちが自ら課題を見つけ、地域資源を生かしたビジネスモデルを構築することで驚くほどの成長を遂げております。

しかし、こうした貴重な体験が、一部の学校や地域にとどまっているのが現状であり、本県の全ての生徒が失敗を恐れず挑戦する起業家精神を養えるよう支援する必要があると考えます。

そこで、県教育委員会は県立高等学校において起業家精神を育むためにどのように取り組んでいるのか尋ねます。

次に、不登校児童生徒の学びの保障についてであります。

先ほども述べましたが、本県の不登校児童生徒数は過去最多を更新し、既存の学校の枠組みでは対応し切れない学びの空白が広がっております。

この課題に対し、国は学びの多様化学校の設置を推進しておりますが、本県では市町村の財政や人的資源の壁により、設置に向けた具体的な動きが停滞しております。

学校への登校が困難な生徒に対し、メタバース等を活用したオンライン上の居場所を公的に認める体制整備等も含め、県内どこに住んでいても、質の高い多様な学びを選択できる環境を整えることは重要であると考えます。

また、不登校児童生徒の学びを止めないためには、一人一人の学びに合った学びの場所や機会などの環境を整える必要があると考えます。

そこで、県教育委員会は公立小中学校における不登校児童生徒の学びの保

障に向け、どのように取り組んでいくのか尋ねます。

次に、いじめ事案への対応についてであります。

子供のいじめが深刻化の一途をたどる中、学校現場の調査には限界があると考えます。

当事者の主張が食い違い、加害者と被害者の関係が曖昧のまま放置されたり、学校側が責任回避のために問題を矮小化させたりするケースが後を絶ちません。

こうした不透明な状況を打破し、事実を明らかにするためには、強制捜査権を持つ警察が早期に介入し、厳格に捜査を行うべきであると考えます。

学校が事実関係を把握し切れない事案や学校の対応に不信感がある場合、警察が第三者的な立場で客観的な証拠を収集し、事案の全容を解明すべきと考えます。

また、厳格な捜査は加害者の特定のみならず、無実の罪を着せられる冤罪も防ぎ、同時に学校側の安全配慮義務といった管理責任を明確にするために不可欠であると考えます。

いじめの形態が変容し、構造的な課題となっている昨今、感情論や周囲の同調圧力に流されず、法に基づき何が真実かを明らかにすることが求められており、悪質な事案にはちゅうちょなく介入し、厳正に対処していくことが必要であると考えます。

そこで、県警察は学校におけるいじめ事案への対応にどのように取り組んでいくのか尋ねます。

次に、福島空港の利用促進についてであります。

福島空港の活性化には、県民への周知のみならず、行政自らが率先垂範して利用実績をつくることが不可欠であります。

しかし、現状では利便性やコストを優先し、近隣の空港や新幹線が選択

されるケースが見られております。

福島空港の存続と発展は、本県の広域的な交通ネットワーク維持に直結する課題であり、まずは県及び県内市町村が職員の出張や議員の公務において福島空港を率先的に利用する体制を改めて徹底すべきだと考えます。

市町村及び市町村議会に対しては、公務利用時における独自の助成制度の活用や空港利用を前提とした行程作成の推奨など、より具体的な働きかけや実態把握を行っていく必要があると考えます。

行政自ら積極的に利用することで、民間企業や団体へ波及効果を生み出す利用推進のサイクルを構築していく必要があると考えます。

そこで、県内自治体職員、議員による福島空港のさらなる利用促進を図るべきと思いますが、県の考えを尋ねます。

次に、ペロブスカイト太陽電池についてであります。

本県は、再生可能エネルギー先駆けの地の実現を目指し、太陽光発電をはじめとした再エネの導入を進めてきましたが、近年、大規模な太陽光発電施設の建設に伴う林地の乱開発やそれに起因する土砂災害のリスク、景観の悪化が県民の大きな不安となっております。

森林を切り開く開発手法は、本来の環境負荷軽減という目的から逸脱しかねない事態を招いております。

こうした中、日本発の技術であるペロブスカイト太陽電池は極めて軽量で柔軟なため、建物の壁面や耐荷重の低い屋根など、これまで設置が困難だった場所での発電を可能にします。

開発が進むこの技術は、都市型、建物活用型のエネルギーの地産地消を促進し、不適切な林地開発を抑止するとともに、本県における今後の再エネ普及拡大に向けた強力な鍵になると考えます。

そこで、ペロブスカイト太陽電池の県内普及に向けた取組を進めるべきと

思いますが、県の考えを尋ねます。

最後に、教職員公舎の居住環境整備についてであります。

本県の教育の未来を担う若手教員の確保と定着は、待ったなしの喫緊の課題であります。

若手教員が情熱を失わずに働き続けるためには、給与等の処遇改善はもちろんのこと、給与以外の側面からも福島で働くことの価値と生活の安心感を県として明確に打ち出す必要があると考えます。

特に切実なのが、生活の基盤となる居住環境であります。

初任地が縁のない土地となることも多い若手にとって、住居費の負担や住環境の質は本県への定着を左右する大きな要因であると考えます。

しかし、既存の教職員宿舎の老朽化は深刻であり、民間の賃貸物件が乏しい地域も存在します。

以前、委員会の視察で伺った学校で、職員の方から「宿舎の老朽化が著しいです。特にお風呂などは、その暗さと冷たさから霊安室とまで呼ばれているのです」という耳を疑うような悲痛な声を伺いました。

このような環境では、心身の疲れを癒やすどころか、若手教員の離職を加速させかねません。

若手教員が安心して新生活をスタートさせ、教員の仕事に集中できるように居住環境の整備が必要であると考えます。

そこで、県教育委員会は教職員公舎の居住環境整備にどのように取り組んでいくのか尋ねます。

以上で私の質問を終わります。ありがとうございました。（拍手）

●副議長（佐藤雅裕君） 執行部の答弁を求めます。

（知事内堀雅雄君登壇）

●知事（内堀雅雄君） 鈴木議員の御質問にお答えいたします。

プレコンセプションケアの推進についてであります。

プレコンセプションケアは、若いうちに性や健康に関する知識を得て、妊娠や出産を含め、将来を見据えながら健康管理を行う重要な取組であります。

そのため、県助産師会と連携し、中高生に対する健康教育の実施やSNSを活用した相談窓口の設置など、正しい知識の普及と相談体制の充実に努めております。

また、認知度向上を図るため、県民の皆さんを対象としたセミナーや大学生向けの出張講座を開催するなど、様々な年齢層への啓発を実施しております。

講座を受講した大学生からは、「プレコンセプションケアという取組は初めて知ったが、自分のライフプランを考える大切な取組だと感じた」などの声が寄せられております。

新年度は、より多くの方々に理解を深めていただくため、普及啓発の中心的な役割を担う市町村や教育、医療等の関係者を対象とした研修会を開催するとともに、企業等が若手社員向けに行う啓発活動を支援してまいります。

今後とも、個人の考え方を尊重し、様々な主体と連携を深めながら、プレコンセプションケアの理解の醸成を図ってまいります。

その他の御質問につきましては、関係部長等から答弁をさせます。

（企画調整部長五月女有良君登壇）

●企画調整部長（五月女有良君） お答えいたします。

ペロブスカイト太陽電池につきましては、薄型、軽量で柔軟性があり、従来型の太陽電池では設置が困難であった場所にも導入可能であるなど、今後の再エネの導入拡大に寄与するものとして期待されております。

そのため、県有施設への先行設置等を進めてきたほか、新年度においても事業化に向けた調査を実施する予定であり、今後も技術開発の状況などを踏

まえながら、国や市町村等と連携し、普及に向けた取組を進めてまいります。

（保健福祉部長菅野俊彦君登壇）

●保健福祉部長（菅野俊彦君） お答えいたします。

希望する妊婦が安全に無痛分娩を受けることができる環境づくりにつきましては、妊婦の身体的負担の軽減等の観点に加え、高額な費用や無痛分娩に特有のリスク、安全な無痛分娩の前提となる麻酔科医の確保が都市部以上に地方で困難となっている現状など、検討すべき内容が多岐にわたっております。

県といたしましては、国の動向を注視しつつ、県周産期医療協議会や県産婦人科医会など関係機関と検討を進めてまいります。

（こども未来局長菅野寿井君登壇）

●こども未来局長（菅野寿井君） お答えいたします。

不妊治療から産後までの支援につきましては、県独自に不妊治療費への助成を行うとともに、県立医科大学に委託し、不妊専門相談センターにおいて不妊に関する悩みに対応しております。

また、県助産師会と連携し、産前から産後までの相談対応等を行っているほか、新年度からは遠方の医療機関で産婦健診や産後ケア等を受ける方に対し、新たに交通費を助成することとしております。

今後とも、不妊治療から産後まで寄り添った支援に取り組んでまいります。

次に、里親への支援につきましては、子供を里親家庭が安定的に養育するために経済的な支援が重要であることから、里親手当や子供の生活費の支給に加え、物価高騰への補助を実施するとともに、新たに臨時の加算措置を行うこととしております。

また、今年度、ふくしま里親相談センターを設置し、子供との関わり方を学ぶ研修や、里親同士が交流し悩みを相談できるサロンを開催するなど、支

援の充実を図っております。

今後とも子供がより安心して生活できるよう、里親への支援に取り組んでまいります。

次に、児童養護施設等の退所者への支援につきましては、大学進学等の入学金や生活費を給付するほか、就職時の運転免許取得費用を補助するなど、経済的な支援を行っております。

また、退所後も孤立することがないように、施設等において相談に応じるとともに、生活に困窮した際には再び受け入れる体制も整えており、不安なく社会へ歩み出せるよう見守り、支えております。

引き続き、児童養護施設等から巣立った後も安心して生活できるよう支援してまいります。

次に、こども家庭センターの機能強化に向けた市町村への支援につきましては、母子保健と児童福祉の一体化の要である統括支援員の資質向上を図り、センター職員が子供と家庭の状況を的確に把握するための研修に加え、支援計画作成や実践的なサポート方法を学ぶワークショップを国と連携し開催するなど、機能強化に取り組んでおります。

引き続き、市町村が子育て家庭を切れ目なく支えられるよう支援してまいります。

次に、困難を有する子供や少年院を出院した若者等の立ち直り支援につきましては、家庭や学校、地域の中で孤立することなく、社会との新たな関わりを築けるよう、学び直しや就労の機会の確保など、様々な課題に応じて社会全体で支えていくことが重要であると考えております。

今後、他県での取組事例の情報収集に努めるほか、教育、雇用、福祉等の関係機関と連携し、効果的な支援について検討してまいります。

（観光交流局長藤城良教君登壇）

●観光交流局長（藤城良教君） 答えいたします。

県内自治体職員、議員による福島空港のさらなる利用促進につきましては、これまで県内全市町村と民間事業者で構成する福島空港利用促進協議会を通じて、利用拡大に一丸となって取り組んでまいりました。

今後とも、県外出張や行政視察などに積極的に利用いただけるよう、自治体訪問や各種会議開催時に福島空港の最新情報等を提供するなど、福島空港のさらなる利用促進に取り組んでまいります。

（教育長鈴木竜次君登壇）

●教育長（鈴木竜次君） 答えいたします。

県立高校における起業家精神を育む取組につきましては、生徒が課題を設定する力や解決する力を身につけることが重要であるため、生徒が企業等と協働し、地域イベントの開催のほか商品開発や会社経営の模擬体験など、地域課題探究活動に取り組んでいるところであります。

今後とも、企業等と連携しながら、新たな価値の創造に向け、失敗を恐れずに挑戦しようとする人材を育成してまいります。

次に、不登校児童生徒の学びの保障につきましては、一人一人の状況に合わせて、子供が学びたいときに学べる場所を確保することが重要であります。

そのため、校内での居場所となるスペシャルサポートルームの県内四十校への設置やオンラインによる支援など、多様なニーズに応じたきめ細かな支援を進めております。

今後は、市町村に対し校内教育支援センターの設置を支援し、子供の学びの場の選択肢を広げるなど、学びの保障に努めてまいります。

次に、教職員公舎につきましては、県立学校の所在に応じ、県内五十一か所に設置しており、築年数が経過し老朽化が進んでいる公舎も多いことから、これまでも必要に応じて随時改修等を行っているところであります。

引き続き、公舎の入居状況や建物の現状を踏まえながら、教職員の良好な居住環境が確保されるよう適切な維持管理に取り組んでまいります。

（警察本部長森末 治君登壇）

●警察本部長（森末 治君）お答えいたします。

学校におけるいじめ事案への対応につきましては、児童等に対する安全の確保を最優先に対応しております。

また、把握したいじめ事案について、犯罪行為が認められる場合には迅速に捜査等に着手するとともに事実関係を明らかにし、積極的に検挙や補導等の必要な措置を講じるなど、引き続きいじめ事案への的確な対応に努めてまいります。

●副議長（佐藤雅裕君）これをもって、鈴木優樹君の質問を終わります。

通告により発言を許します。二十三番三村博隆君。（拍手）

（二十三番三村博隆君登壇）

●二十三番（三村博隆君）県民連合議員会の三村博隆です。今年は震災から十五年、県政は百五十周年と福島にとって大きな節目の年です。その最初の定例会において一般質問の機会をいただいたことに、まずは感謝を申し上げます。将来に希望が持てる、安全で暮らしやすい福島を意識しながら、通告に従い質問いたします。

初めに、ふくしまグリーン復興構想についてです。

福島には、尾瀬や磐梯朝日などの国立公園をはじめ、私の身近にある南湖や大川羽鳥などの県立の公園を含め、十四の自然公園があります。

私たち県民は、その美しく豊かで魅力あふれる自然の中、その恵みを実感し、福島県民としての自覚と誇りを育んでまいりました。

東日本大震災から間もなく十五年となります。

震災の破壊力は、私たちが親しんできた自然環境にさえも甚大な被害を及

ぼしました。

県では福島の復興のため、自然公園利用者数の回復と交流人口の拡大、地域経済の活性化を目指して、平成三十一年に環境省と合同でふくしまグリーン復興構想を定めました。

これによって、国立・国定公園を中心に、自然環境の保全や自然保護への意識醸成を図りながら、公園の利活用を進めてまいりました。

しかし、その利用者数は令和六年で六百十九万人と目標の七百万人の達成には至っておりません。

このような中、昨年十一月のふくしまグリーン復興推進協議会総会において、期間を令和八年度から五年間とする第二期構想の骨子案が承認されたと聞いております。

福島の復興を加速するため、この次期構想の下、自然公園はもちろん、県内各地域の優れた自然やその景観の魅力を磨き上げて相互に連携し、全県域での交流人口の拡大などにさらに力を入れて取り組まなければなりません。

そこで、知事は次期ふくしまグリーン復興構想の推進にどのように取り組んでいくのかお尋ねいたします。

次に、職員の災害対応力の向上についてです。

県は、震災とそれ以降の度重なる災害の経験や、そこから得られた知見などを踏まえて災害対応の体制などを再構築し、また強化を図ってきたと承知しております。

しかし、災害時の対応の経験者が減りゆく中で、職員は日頃からリアリティーを持って災害を意識し、有事には迅速かつ的確な対応が取れるよう努めなければなりません。

震災から十五年、職員一人一人の危機管理意識を高め、予測し難い災害などの危機事象が発生した場合における対応力向上のための対策が改めて求め

られます。

そこで、県は職員の災害対応力の向上にどのように取り組んでいるのかお尋ねいたします。

次に、震災の記憶や教訓の継承についてです。

先日、高校生団体YOTSUHAで活動する高校生とお話をする機会がありました。

この団体は、白河市内のコミュニティ・カフェEMANONを拠点に、地域の魅力の発信や災害の記憶の継承などに取り組んでおります。

彼らは震災時、既に生まれていましたが、その記憶はありません。

しかし、地域を深く知り、震災の記録に接して東京電力福島第一原発に足運ぶ中で防災意識の重要性を理解し、復興への思いを強く持つて、廃炉後の被災地の未来にまで考えを巡らせるなど、静かに語る中にも熱い思いを感じました。今後、復興の取組にも大きな役割を果たしていくものと期待しております。

廃炉の目標である二〇五一年には、もう寿命の先が見えている私としては大変力強く、頼もしく思ったのが正直な気持ちです。欲を言えば、さらに多くの高校生にも同じ思いを共有してほしいと願っております。

積極的な地域活動が行える高校生ばかりではありません。

本県の全ての高校生が震災や被災地の現状に触れ、防災や復興をテーマに自ら考える機会を設けることは重要です。

そこで、県教育委員会は震災の記憶や教訓の継承にどのように取り組んでいくのかお尋ねいたします。

次に、県内企業の認知度向上についてです。

子供たちが自立し、主体的に生きる力を養うことは大切であり、小中学校でも家庭や地域、企業と連携して自分の個性や能力に気づき、働くこと

意義を考え、将来の夢を持つよう育成することが求められます。

本県では人口減少が深刻ですが、多くの若者が進学などを機に県外に転出し、自らの理想とする仕事や生き方を求めて本県から距離を置いてしまっている現状があり、福島において自らの理想を実現するためには、深く考える機会を早くから提供することは重要と思います。

これまでも地域に根差した企業や工場を見学し、また職業を体験する取組などが行われていますが、県内には数多くの魅力と特色のある企業が存在するとともに、福島に活躍の場を求めて起業したり、また進出してきた企業もあります。

小中学生が将来のなりたい自分を考える上で、県内幅広く、多様な企業の認知度を高めることは大切です。

そこで、県は小中学生の県内企業の認知度向上にどのように取り組んでいくのかお尋ねいたします。

次に、算数・数学の学力向上についてです。

困難な問題に直面したとき、その解決のため粘り強く思考し続けることが大切であり、そこでは物事を客観的に捉え、論理的に考えることが重要です。このような思考力を身につけようとするのが、算数・数学を学ぶ理由の一つであると思っております。

令和七年度の全国学力・学習状況調査によれば、福島県の小学六年生の算数と中学三年生の数学の順位はそれぞれ三十八位と三十五位であり、昨年よりも上昇し、全国平均との差は縮まっていますが、まだまだ全国的には下位にある状況です。

私は学生の頃、それを学ぶ意味まで理解が及んでおらず、特に数学に苦手意識がありました。

児童生徒の中にも、算数・数学に苦手意識を持ったりつまずいたりするケ

ースが多いと聞いておりますが、学校や児童生徒一人一人の状況に応じて、きめ細かな指導ができるよう支援することが必要と思います。

そこで、県教育委員会は公立小中学校における算数・数学の学力向上にどのように取り組んでいくのかお尋ねいたします。

次に、就農希望者等に対する研修についてです。

農業総合センター農業短期大学校、アグリカレッジ福島では、地域リーダーとなる農業者の育成を目指して、学生の教育に加えて就農希望者等を対象とした長期研修などを実施しております。

また、農業機械の免許取得のための支援などには定評もあります。

本県では、農業従事者の減少や高齢化が急速に進んでおり、新規就農者の確保が大きな課題となる中、農業短大の果たす役割は増していると考えております。

県は、令和五年度から校内の研修施設や宿泊棟など施設の整備を進めていますが、これらを生かし、希望する方々が円滑に就農し、その後の定着や経営の発展につなげていくことが求められます。

そこで、農業短期大学校において、学生以外の就農希望者等を対象とする研修を充実させるべきと思いますが、県の考えをお尋ねいたします。

次に、県民の食生活の改善についてです。

令和六年度の国民健康・栄養調査では、本県の二十歳以上の男性一日当たりの野菜摂取量は、前回調査から九グラム増加して全国一位となりました。女性は十七グラム減ったものの、前回と同じ二位となっております。

これは県が進めるベジ・ファーストの取組の成果が現れたものと思います。が、メタボリック症候群の該当者はいまだ全国ワースト四位であり、がんや脳血管疾患、心疾患などの生活習慣病の死亡率も全国ワーストクラスの状態にあります。

同じ調査での食塩摂取量は、男女ともワースト二位であった前回の調査からは改善し、男性が〇・八グラムの減、女性が〇・九グラム減となりましたが、第三次健康ふくしま21計画が目標とする男性七・五グラム、女性六・五グラムにはまだまだ遠く、生活習慣病のリスクを低減するためには食生活の面から習慣を変えるなど、取組の強化が求められます。

そこで、県は県民の食生活の改善にどのように取り組んでいくのかお尋ねいたします。

次に、スポーツに親しめる環境づくりについてです。

福島が健康長寿県を目指す上で、運動は食と並んで重要な柱であり、適度に体を動かすことはもちろんですが、身体への負荷の比較的高い競技スポーツを生涯にわたって続けられることは理想だと感じております。

私ごとながら、二年前に空手を始めました。きっかけは、旧知の空手の指導者から五十歳を超えた私に、「このまま何もしなければ、老いて朽ちゆくだけだぞ」と厳しくも温かい助言をいただいたことで取り組みました。

今では、四十代以降必ず肩にあった痛みとは縁が切れました。

毎年の人間ドックの結果は悪くはなっておらず、個人的な感想ではありますが、心身に少しきつめの運動でも、健康維持への好影響は実感しております。

もともと各地域には野球をはじめとする様々な球技や、マラソンや武道など、サークルやクラブ活動などで各世代ごとにプレーできる環境があります。が、人口減少が進み、余暇の過ごし方が多様化する中で、そのような活動の規模の縮小や偏在が懸念されます。

県には、市町村と連携して地域での活動を支援するとともに、活動の受皿の確保など、環境づくりにも一層力を入れて取り組むことが求められると考えます。

そこで、県は誰もが地域でスポーツに親しめる環境づくりにどのように取り組んでいくのかお尋ねいたします。

次に、野生鳥獣対策について聞いてまいります。

まず、中型動物の農作物被害防止対策についてです。

昨年来、ツキノワグマへの対策が大きな話題になっておりますが、一方でハクビシンなどの中型動物による農作物被害が拡大傾向にあります。

ハクビシンを捕獲するには市町村の許可が必要であり、捕獲活動や被害防止対策については市町村が鳥獣被害防止計画を策定して対応しておりますが、その体制や対策の内容、捕獲後の対応など自治体ごとに違いがあり、また住民の制度への理解にも差を感じております。

市町村ごとの対応を均一化するとともに、住民の理解が深まるよう、県が市町村を支援することが重要と考えます。

そこで、県はハクビシンなどの有害な中型動物による農作物被害の防止対策について、どのように取り組んでいくのかお尋ねいたします。

次に、狩猟者の確保と育成についてです。

鳥獣被害が増加し、またツキノワグマの市街地での目撃がまだ多発しております。

ツキノワグマの捕獲には第一種銃猟免許やわな猟免許が必要ですが、その資格者は高齢化が進み、新規の取得者は横ばいの状況にあることから、狩猟や有害捕獲に携わる担い手の確保と育成は急務です。

狩猟を始めるきっかけは人それぞれあるようですが、深刻な鳥獣被害に備え、持続可能な鳥獣管理体制を再構築するためにも、県は狩猟に興味を持ってもらうための機会の確保や費用の助成、相談のための窓口の充実、人材育成や技術継承のための支援など、取組を一層強化する必要があると考えます。

そこで、県は狩猟者の確保と育成にどのように取り組んでいくのかお尋ね

いたします。

次に、飲酒運転防止対策についてです。

昨年一月、郡山駅西口駅前の交差点で、青信号で横断歩道を渡っていた受験生が飲酒運転の車にはねられて死亡する事故が発生したことは、その事故の痛ましさから多くの県民の皆様が鮮明に覚えているものと思います。

この事故を受けて、県警察は関係機関と連携しながら、飲酒運転防止に一層の力を入れてきたものと承知していますが、昨年の飲酒運転による交通死亡事故の発生件数が前年比で七人増えるなど、いまだ歯止めのかからない現状にあり、極めて残念な思いです。

飲酒運転による悲惨な事故を今後一件たりとも発生させないため、飲酒運転の絶無に向けた対策を強化していく必要があります。

そこで、県警察は飲酒運転の根絶にどのように取り組んでいるのかお尋ねいたします。

次に、生活交通対策についてです。

本県では、日常生活での移動手段の大半を自動車に頼らざるを得ませんが、学生や免許返納後の高齢者などの交通手段確保は切実な課題です。

県は広域バス路線を維持するため、地域公共交通利便増進実施計画によりバス路線での効率的な運行を進め、また交通事業者の運転士確保を支援しております。

一方で、民間路線バスの運行のない地域の市町村では、コミュニティバスやデマンド交通の導入など、効率的、効果的な対策のため試行錯誤が続いているのが現状であり、地域住民からも県の積極的な対応を求める声が聞かれています。

県は様々な情報の共有を含め、市町村と連携して取り組むことが重要と考えます。

そこで、県は市町村が行う生活交通対策への支援にどのように取り組んでいるのかお尋ねいたします。

次に、県道の維持管理についてです。

まずは、県道棚倉矢吹線についてです。

県道棚倉矢吹線は、茨城県と中通りを結び、物流や地域住民の生活において重要な道路に位置づけられております。

交通量が多い上、地盤の弱さもあつて、度々修繕しているにもかかわらず、ポットホールや段差による事故の危険や振動が発生しており、沿線住民からは対応を求める声が絶えません。

現在、中島村内では、その解消策として期待される中島北バイパスの整備が進められており、その早期の開通を願うところではありますが、まずは振動などへの対応を訴える声の多い中島村から矢吹町までの区間について、計画的かつ速やかに舗装の修繕を進めることが求められます。

そこで、県は県道棚倉矢吹線中島村から矢吹町までの舗装の維持管理にどのように取り組んでいくのかお尋ねいたします。

次に、県道増見小田倉線についてです。

県道増見小田倉線は、白河市大信から西郷村を結ぶ道路であり、地域住民の生活を支え、通勤や観光にも重要な役割を果たしております。

特に通勤時間帯などを中心に交通量が多いことから、ひび割れなどが目立ち、走行の際の危険や振動を訴える利用者の声が数多く寄せられており、舗装の修繕を早急に進めることが求められます。

そこで、県は県道増見小田倉線における舗装の維持管理にどのように取り組んでいくのかお尋ねいたします。

最後に、阿由里川の整備についてです。

今、阿武隈川では鏡石町、玉川村、矢吹町の三町村にまたがる大規模な遊

水地群整備計画を国が進めています。

これは、阿武隈川流域全体において洪水に対する川の安全度を高めるため非常に重要な事業ですが、予定地の周辺の住民にとって、関連する支川の治水対策も身近で重大な関心事です。

令和元年東日本台風の際、阿武隈川流域の各支川では、バックウォーター現象による被害が発生しました。

遊水地の整備は、その効果的な対策である一方、遊水地周辺の支川の整備を併せて行う必要があります。

白河圏域河川整備計画では、遊水地に隣接する支川である阿由里川における災害発生防止と軽減のための改修が位置づけられていることから、地域住民の注目度が高まっております。

そこで、県は阿由里川の改修区間における整備にどのように取り組んでいくのかお尋ねいたします。

以上の質問となりますが、執行部の皆様には、次年度さらに熱意を増して取り組んでいただけることをお願い申し上げます、私の質問を終わります。

ありがとうございました。（拍手）

●副議長（佐藤雅裕君）執行部の答弁を求めます。

（知事内堀雅雄君登壇）

●知事（内堀雅雄君）三村議員の御質問にお答えいたします。

ふくしまグリーン復興構想の推進についてであります。

本県は尾瀬や磐梯山をはじめ、ラムサール条約湿地に登録された猪苗代湖など、豊かで多様性に富んだ自然や景観に恵まれております。

本構想では、これらの自然資源を活用し、交流人口の拡大を目指して越後三山只見国定公園の拡張や奥会津ビジターセンターの整備など、様々な取組を進めてまいりました。

今後は、こうした福島之宝をより多くの方々に直接見て、触れていただくため、県全域において豊かな自然環境を守り、磨き、未来へつなぐ取組をさらに前へと進め、本構想を新たなステージへ進化させることが重要であります。

このため、次期構想では浜通りや中通りへの絶景ビューポイントの増設をはじめ、福島ならではの自然を体験、学習できるプログラムの開発支援やトレイルルートを活用した周遊促進などに力を入れるほか、令和十年に開催する山の日全国大会の機会を捉え、福島の魅力を全国に発信してまいります。引き続き、市町村等と連携し、本県が誇る美しい自然の継承と魅力の向上に向け、本構想を力強く推進してまいります。

その他の御質問につきましては、関係部長等から答弁をさせます。

(危機管理部長細川 了君登壇)

●危機管理部長(細川 了君) お答えいたします。

職員の災害対応力の向上につきましては、県災害対策本部の指定職員に対する研修や、発災時の初動対応についての関係機関と連携した図上訓練に取り組んでおります。

加えて、新年度からは災害対応の経験が乏しい職員でも迅速かつ的確に対応できるよう、災害対策本部における個別具体の業務を体系的に整理し、標準化した防災アクションカードの導入も進めながら、今後とも職員の災害対応力のさらなる向上に取り組んでまいります。

(生活環境部長穴戸陽介君登壇)

●生活環境部長(穴戸陽介君) お答えいたします。

狩猟者の確保と育成につきましては、これまで新規狩猟者の確保に向け、猟友会と連携した狩猟の魅力を発信するイベントや狩猟免許試験の事前講習会の開催、新規狩猟者に対する狩猟用具の購入支援等に取り組んできたところ

であります。

新年度は、負担の大きい銃の購入に対する支援額を引き上げるほか、新たに、生息域の拡大が進むニホンジカへの対策として、ICT等を活用した捕獲技術セミナーを開催するなど、狩猟者の確保と育成を一層強化してまいります。

次に、市町村が行う生活交通対策への支援につきましては、地域の実情に応じた様々な移動手段の確保のため、AIを活用したデマンド交通やライドシェア等の運行経費に対する支援を行っているところであります。

また、市町村の取組事例を取りまとめ、成果等の共有を図るとともに、交通課題の解決手法等を学ぶ研修を行うなど、技術的支援にも力を入れております。

今後とも、地域公共交通の維持確保のため、市町村の生活交通対策を支援してまいります。

(保健福祉部長菅野俊彦君登壇)

●保健福祉部長(菅野俊彦君) お答えいたします。

県民の食生活の改善につきましては、自然に健康になれる食環境づくりが重要であり、減塩推進ネットワーク会議の参画企業との官民連携の取組を展開してまいりました。

新年度は、減塩と野菜摂取に加え適量な食事を推進するため、スーパー等との連携を強化し、減塩・肥満改善メニューの開発や家庭での実践に向けた親子料理教室の開催など、取組を拡充してまいります。

引き続き、企業や関係団体等と連携しながら、県民の食生活の改善に取り組んでまいります。

(商工労働部長小貫 薫君登壇)

●商工労働部長(小貫 薫君) お答えいたします。

小中学生の県内企業の認知度向上につきましては、幼少期から参加できる職業体験イベントや製造業を対象とした工場見学会の開催などを通じ、家庭や学校において早い段階から地元の会社を身近に感じてもらい、将来、地元で活躍する選択肢を増やす取組を進めてまいりました。

新年度は、見学する企業の対象を全産業に広げるとともに、職業体験イベントをさらに充実させるなど、知る機会の拡大に努め、県内企業の認知度向上に取り組んでまいります。

（農林水産部長沖野浩之君登壇）

●農林水産部長（沖野浩之君） お答えいたします。

農業短期大学校における学生以外のか農希望者等の研修につきましては、研修者の農業経験や目標に応じて必要となる技術等を効果的に習得できるよう、基本的な知識や作業の研修に加え、各人に圃場を割り当て、自ら栽培管理を行う実習等を実施しております。

新年度からは、新たに整備した施設においてドローンを活用した技術を習得できる講座を開設するなど、学生以外のか農希望者等に対する研修の充実にも取り組んでまいります。

次に、有害な中型動物による農作物被害の防止対策につきましては、市町村職員等が住民からの相談に応じ、地域ぐるみで被害防止に取り組めるよう、対象となる動物の生態や対策を学ぶ研修会を開催しております。

さらに、市町村が実施する捕獲等の経費を支援するほか、被害が増えている市町村に実践的な防止対策を行うモデル地区を設置し、実証結果を優良事例として広く周知するなど、引き続き地域の実情に応じ、農作物被害の防止に努めてまいります。

（土木部長矢澤敏幸君登壇）

●土木部長（矢澤敏幸君） お答えいたします。

県道棚倉矢吹線中島村から矢吹町までの舗装の維持管理につきましては、大型車の交通量の増加等により路面が損傷している区間について、計画的に修繕を進めております。

今年度は、中島村滑津地内及び矢吹町根宿地内において舗装の打換え等を実施したところであり、引き続き損傷の状況に応じ、ひび割れ等が発生しにくい、耐久性の高い構造となる路盤の改良を実施するなど、効果的な舗装の維持管理に取り組んでまいります。

次に、県道増見小田倉線における舗装の維持管理につきましては、日常の道路パトロールによる路面状況の確認や通行に支障となる箇所のか穴埋め等の速やかな補修に加え、舗装の打換え等の修繕を行っております。

引き続き、道路利用者の安全な通行を確保するため、損傷箇所の早期発見、早期補修に取り組むとともに、損傷の状況に応じ、舗装の打換えに併せて路盤の改良を行うなど、適切な舗装の維持管理に取り組んでまいります。

次に、阿由里川のか改修につきましては、阿武隈川との合流部から上流約八百メートルの区間について、国が堤防かさ上げ等のバックウォーター対策を行い、さらに上流約九百メートルの区間において、県が堤防の整備や河道の拡張などを実施することとしております。

今後は、早期に工事着手できるよう国と緊密に連携し、地域の方々に丁寧な説明を行いながら用地取得等を進めるなど、着実な整備に取り組んでまいります。

（文化スポーツ局長紺野香里君登壇）

●文化スポーツ局長（紺野香里君） お答えいたします。

誰もが地域でスポーツに親しめる環境づくりににつきましては、幅広い世代の方が技術や体力に応じて多様な種目を地域で楽しめるよう、その担い手となる総合型地域スポーツクラブに対し、指導者の育成支援や県スポーツ振興

基金を通じた事業費助成等を行っております。

今後とも、共通の課題について対応策を検討する意見交換会を地域ごとに開催するなど、市町村や関係団体等と連携しながら、スポーツに親しめる環境づくりに取り組んでまいります。

（教育長鈴木竜次君登壇）

●教育長（鈴木竜次君） お答えいたします。

震災の記憶や教訓の継承につきましては、高校生が自分の言葉で震災の記憶や教訓を語り継いでいくことが重要であります。

そのため、高校生が震災に関する探究を通じて学んだ内容を国内外へ発信する活動に取り組み、本年一月にはその成果を共有する交流会を開催したところであり、今後も研修を通じて教員の指導力向上を図りながら、高校生の探究、発信活動を推進し、震災の記憶や教訓の継承に取り組んでまいります。

次に、公立小中学校における算数・数学の学力向上につきましては、児童生徒が数学的に思考する楽しさを実感できる授業づくりが重要であります。

このため、指導力に優れた教員が行う授業の参観や、授業づくりについて協議を深める研修を実施するほか、指導主事が学校を訪問し、教員個々の課題に応じた授業づくりを継続的に支援しているところであり、引き続きこれらの取組を通して教員の指導力を高め、算数・数学の学力向上を図ってまいります。

（警察本部長森末 治君登壇）

●警察本部長（森末 治君） お答えいたします。

飲酒運転根絶への取組につきましては、検問等による交通指導取締りの強化のほか、関係機関、団体等と連携したキャンペーン等による広報啓発活動を推進しております。

また、飲酒運転根絶を題材とした漫画や啓発動画を制作し、ホームページ

やSNS等を通じて広報啓発を行うなど、飲酒が運転等に与える影響や飲酒運転による交通事故が引き起こす悲惨さを伝えることで、飲酒運転の危険性、悪質性を繰り返し呼びかけ、飲酒運転の根絶に努めてまいります。

●副議長（佐藤雅裕君） これをもって、三村博隆君の質問を終わります。
暫時休憩いたします。

再開は、午後二時三十分といたします。

午後二時十四分休憩

午後二時三十一分開議

●議長（矢吹貢一君） 休憩前に引き続き、これより会議を開きます。

直ちに、質問を継続いたします。

通告により発言を許します。十三番佐々木恵寿君。（拍手）

（十三番佐々木恵寿君登壇）

●十三番（佐々木恵寿君） 自民党議員会の佐々木恵寿であります。震災から間もなく十五年を迎えようとしている避難地域に関する質問を中心に、通告により一般質問を行います。

初めに、震災と原発事故の記憶と教訓の伝承について質問いたします。

震災と原発事故から間もなく十五年を迎える中、本県の復興は着実に前進している一方、避難地域の復興再生、八百八十トンに及ぶ燃料デブリの課題を抱える廃炉問題、汚染水・処理水対策、東京ドーム十一個分と言われる中間貯蔵施設の除去土壌等、風評と風化問題など、原子力災害に伴う様々な課題や急速に進む人口減少への対応、度重なる自然災害への対応など、本県には複雑で困難な課題が山積しており、復興はいまだ途上にあります。

しかしながら、長い年月が経過する中で、本県の原子力災害に関する国民の関心の低下や、最後まで復興を成し遂げる責任がある国においても、風化

の進行が危惧されております。

こうした中、長い闘いとなる本県の復興を成し遂げるためには、震災を風化させず、その記憶と教訓を伝承し、私たちは知事を先頭に、一丸となって地方創生を実現していかなければなりません。

そこで、知事は震災と原発事故の記憶と教訓の伝承にどのように取り組んでいくのかお尋ねいたします。

次に、ALPS処理水等の貯蔵タンクについて質問いたします。

ALPS処理水の海洋放出は着実に進められ、ALPS処理水を貯蔵している巨大なタンクは少しずつ解体の作業が始まっておりますが、今なおタンクの数は一桁を超えております。

一方で、これからより本格化する廃炉作業を安全に進めるために、新しい施設を建設する場所も必要であることから、ALPS処理水の処分を進め、さらにタンクを減らしていくことが求められます。

また、地震などが発生した際には、タンクから処理水が漏えいするリスクがあることに加え、大量のタンクの存在自体が風評の原因となっていることを心配する意見や、住民の帰還意欲をそいでしまうことになるのではという意見もいただいております。

そのため、ALPS処理水を処分し、数多くのタンクを減らしていくまでの長い間、東京電力は住民に不安を抱かせないよう安全に管理し、その状況を発信していくことが、廃炉と復興に向けて必要な作業となるはずであります。

そこで、県はALPS処理水等の貯蔵タンクが安全に管理されるよう、どのように取り組んでいくのかお尋ねいたします。

次に、県外最終処分に向けた除去土壌等の再生利用について質問いたします。

大熊町、双葉町にまたがる中間貯蔵施設に保管されている除去土壌等についてであります。

中間貯蔵施設に運ばれた除去土壌等は、福島県外で最終処分することが国の責務として法律に定められており、約束の期限である二〇四五年までの県外最終処分に向け、残された時間は決して多くありません。

昨年八月に国は、福島県内除去土壌等の県外最終処分の実現に向けた復興再生利用等の推進に関するロードマップを決定しました。

ロードマップでは、当面五年程度、政府が一丸となって、復興再生利用の推進、県外最終処分に向けた検討、理解醸成・リスクコミュニケーションに取り組みることとされております。

特に、復興再生利用の推進については、「除去土壌等の県外最終処分の実現に向けては、最終処分量を低減するため、減容・再生利用を進めていくことが重要であり、復興再生利用の案件創出を段階的に拡大していく」と明記されました。

これまで、総理官邸をはじめ、中央官庁の花壇等での再生利用等が進められているほか、今後も霞が関の中央官庁以外の各省庁における事例の創出を行うとされており、先日、石原環境大臣は「秋までに利用する場所を必ず見つけたい。それに対して全力を尽くしていきたい」と発言されました。

国においては、このロードマップの目指す姿にあるとおり、この五年間で県外最終処分の実現に向けた実用途における復興再生利用のめどを立ててもらいたいと考えております。

そこで、県外最終処分に向けた除去土壌の再生利用の取組を加速するよう国に求めると思いますが、県の考え方をお尋ねいたします。

次に、福島イノベーション・コースト構想について質問いたします。

福島イノベーション・コースト構想については、新たな青写真に示された

絵姿の実現に向けて、政府、関係機関が総力を挙げて取り組み、自立的、持続的な産業発展の実現を目指すこととしております。

福島イノベーション・コースト構想は、国家プロジェクトとして国がリーダーシップを取りながら、県や市町村と共に進めていくものであり、今回の青写真の改定を踏まえ、県としても今後さらに取組をステップアップさせ、県内事業者や住民の実感につなげる必要があると私は考えております。

そこで、県は県民が福島イノベーション・コースト構想の成果を実感できるように、どのように取り組んでいくのかお尋ねいたします。

次に、避難者支援について質問いたします。

震災と原発事故の発生から間もなく十五年が経過し、福島の復興は着実に前進する一方で、避難指示解除の見通しが立っていない地域も多く残され、県内外に約二万四千の方々が避難生活を続けておられるなど、今なお厳しい状況が続いております。

ふるさとへの思いを胸に長期の避難生活が続ける方は、避難先での生活面での課題や、将来帰還した際に安定した生活が確保できるかどうかなど、不安を抱いていらつしやいます。

そのような中、今月末には応急仮設住宅の供与終了となるため、入居者は転居先の確保等が必要となりますが、高齢者や福祉的支援を必要とする方など、自力で新たな住居を確保することが困難と考えられる方もおられることから、避難者お一人お一人の抱える課題に応じて今後の生活再建に対するきめ細かな支援を行っていくことが必要と考えます。

そこで、県は応急仮設住宅の供与終了に向け、避難者をどのように支援していくのかお尋ねいたします。

次に、避難地域の居住人口の回復に向けた移住推進について質問いたします。

避難地域では、特定帰還居住区域が拡大され、除染や道路網の整備をはじめ、医療や教育施設の再開、地域の交流拠点の整備などが進められ、復興は着実に進んでおります。

しかし、震災前のにぎわいを取り戻すまでには至っており、いまだ復興の途上にあるわけであります。

今後、復興をさらに加速させるためには、避難者の帰還はもとより移住を促進し、地域の担い手となり得る居住人口の確保が必要です。

居住人口が増えることで地域経済やコミュニティの活性化が進み、医療や学校、交通などの生活に必要なサービスの維持にもつながります。

このため、県では移住支援金や起業支援金などの各種制度を拡充し、着実に増加はしているものの、避難地域では生活環境が他の地域と比べても十分でないことから、移住者を増やしていくことは容易ではありません。

こうした中、避難地域への移住をさらに進めていくためには、多くの方々地域を訪れていただき、将来に移住につなげていく取組が必要と考えます。

そこで、県は避難地域における居住人口の回復に向けて、移住の促進にどのように取り組んでいくのかお尋ねいたします。

次に、復興祈念公園について質問いたします。

いよいよ四月二十五日に開園を迎える復興祈念公園は、東日本大震災で犠牲となった全ての命に対する追悼と鎮魂の場であり、また、東京電力福島第一原子力発電所事故をはじめ、東日本大震災における本県の複合災害の記憶と教訓を後世に伝承することなどを目的とした公園であります。

この復興祈念公園は、震災の風化を防ぐとともに、復興へ向けて取り組む福島の姿を国内外に発信するための公園として、国内外から多くの方々を訪れていただきたいと考えております。

このため、県は復興祈念公園へ数多くの方々に来園してもらえよう、ど

のように取り組んでいくのかお尋ねいたします。

次に、(仮称) あぶくま横断道路について質問いたします。

四月から第三期復興・創生期間が始まり、避難住民のさらなる帰還やなりわいの再生、新たな産業の創出など、復興の取組は新たな段階へと進んでまいります。

こうした中、双葉地方においても福島国際研究教育機構、いわゆるF・I・R E Iや福島イノベーション・コースト構想の進展により産学官の拠点が形成されつつあり、浜通り、中通りを結ぶ広域的な交通基盤の重要性はこれまで以上に高まっております。

このようなことから、福島県新広域道路交通計画の構想路線である(仮称)あぶくま横断道路は、震災及び原発事故の教訓を踏まえた代替避難路の確保はもとより、産業集積拠点間のネットワークの形成や物流の安定化を支える重要なインフラであり、双葉地域と県中地域を結ぶ規格の高い道路として早期に具現化するべきものと考えております。

そこで、県は(仮称)あぶくま横断道路の構想の具体化に向けてどのような取り組みでいくのかお尋ねいたします。

次に、あぶくまロマンチック街道の整備について質問いたします。

あぶくまロマンチック街道は、阿武隈高原の里山地域である川内村、田村市都路地区、葛尾村、浪江町津島地区、飯舘村を結ぶ国道三百九十九号の愛称とされ、関係自治体等が連携し、魅力あふれる里山地域を生かした観光誘客に取り組んできました。

原発事故以降、浪江町から飯舘村の間については、帰還困難区域のために長らく通行止めであり、令和五年五月、ようやく自由通行が可能となり、あぶくまロマンチック街道を基軸に沿線地区の着実な復興への取組が進められ、地域の魅力発信や交流・関係人口の拡大など、今後の展開に大変期待してい

るところであります。

一方、国道三百九十九号は、避難指示解除による住民帰還やなりわい再生、新たな産業の創出など復興の取組の進展や、相馬福島道路の開通やふくしま復興再生道路の整備等により新たな人の流れが生じ、交通量の増加が見込まれるも、現在の道路は幅員が狭く、急カーブ、急勾配であるため、帰還住民の安全・安心な日常生活や車両の安全かつ円滑な通行の確保に支障を来しており、早期の道路改良が必要であると考えております。

そこで、県は国道三百九十九号浪江町津島地内から飯舘村飯樋地区までの整備にどのように取り組んでいくのかお尋ねいたします。

次に、教職員の働き方改革の効果について質問いたします。

教職員の時間外勤務時間の削減とともに、教職員一人一人がやりがいを感じながら子供たちと向き合うことができる学校づくりを進めるため、県教育委員会が策定した教職員働き方改革アクションプランに基づく取組が二年目となりました。

今年六月には、公立の義務教育諸学校等の教育職員の給与等に関する特別措置法等の一部を改正する法律が公布されたところであり、教職員の働き方改革をさらに促進するため、プランに盛り込んだ取組を着実に実施することにより、本県教育の質の向上につなげていくことが求められております。

そのためには、例年実施している教職員の勤務実態調査及びプランの取組状況調査の結果等を踏まえ、取組の実効性を一層高めていくことが重要であります。

そこで、県教育委員会は教職員働き方改革アクションプランを着実に進めるため、どのように取り組んでいくのかお尋ねいたします。

次に、原発事故により休校となっている県立高等学校の今後の在り方について質問いたします。

平成二十三年三月に発生した東日本大震災及び原子力災害により、とりわけ相双地区の児童生徒は避難を余儀なくされ、教育環境が大きく制約されました。

県教育委員会は、生徒の学びを止めないとの強い決意の下、避難先の学習機会を確保するため、県立高等学校についてはサテライト校や仮設校舎を設置するとともに、地域復興と希望の象徴として福島県立ふたば未来学園高等学校を開校し、休校となった双葉高等学校、浪江高等学校、浪江高等学校津島校、富岡高等学校、双葉翔陽高等学校の校旗を預かり、地域の希望を支える活動や教育環境の安定化に取り組んできました。

その後は、県立高等学校改革基本計画及び前後期にわたる実施計画に基づき、教育復興の推進と地域教育の充実を着実に進めてきたところであります。

一方、校旗を預けた側の双葉地区の五校はまだ休校中であり、今後の在り方は重要な課題として残されています。

そこで、原発事故により休校となっている県立高校の今後の在り方について、県教育委員会の考えをお尋ねします。

次に、ふくしま浜通りサイクルートのナショナルサイクルート指定について質問いたします。

今年度は国の第三次自転車活用計画の策定の年に当たり、それに合わせてナショナルサイクルート、いわゆるNCRの追加指定が行われると伺っております。

そこで、県はふくしま浜通りサイクルートのナショナルサイクルート指定に向け、どのように取り組んでいくのかお尋ねいたします。

以上で終わります。ありがとうございます。(拍手)

●議長（矢吹貢一君） 執行部の答弁を求めます。

（知事内堀雅雄君登壇）

●知事（内堀雅雄君） 佐々木議員の御質問にお答えいたします。

震災と原発事故の記憶と教訓の伝承についてであります。

震災と原発事故から間もなく十五年を迎える中、時間の経過とともに風化が加速し、福島が経験した未曾有の複合災害の記憶と教訓の伝承がますます重要となっております。

このため、東日本大震災・原子力災害伝承館における震災当時の資料などの展示や周辺施設と連携した被災地を巡るフィールドワークの実施、学校教育における震災学習への支援等により、伝承活動に取り組んでおります。

被災地を訪れた方からは「自分が思っていたことと、来て、見て、知ったことの違いを実感した」といった声が寄せられ、災害の記録や被災地の現状に直接触れることの重要性を改めて感じております。

新年度は新たに、企業研修担当者を対象とした被災地域を巡るモニターツアーや福島の現状を広く発信していただくためのメディア向けツアーを実施するなど、地域や世代を超えて多くの方が福島の経験を自分事として捉え、深く心に刻んでいただくことができるよう、四月に開園予定の復興祈念公園等の近隣施設とも連携しながら、複合災害の記憶と教訓の伝承に取り組んでまいります。

その他の御質問につきましては、関係部長等から答弁をさせます。

（危機管理部長細川 了君登壇）

●危機管理部長（細川 了君） お答えいたします。

ALPS処理水等の貯蔵タンクの安全管理につきましては、東京電力に対し、処理水の流出等を防ぐ対策の確実な実施や現場管理の徹底、さらにはその管理状況について、丁寧な情報発信を行うよう求めているところであります。

加えて、県といたしましても、原発周辺十三市町村に全戸配布している広

報紙等により、その取組を分かりやすく周知するとともに、廃炉安全監視協議会等を通じ、今後とも東京電力の取組を厳しく監視してまいります。

（企画調整部長五月女有良君登壇）

●企画調整部長（五月女有良君） お答えいたします。

福島イノベーション・コースト構想につきましては、産業集積等を進めつつ、その成果を実感いただくための取組が重要であり、先日のシンポジウムでは参加者の交流会を初めて開催し、対話により構想の取組への理解が深まったとの感想が多く寄せられました。

新年度も県民向けの体験型イベント等を関係者と連携して実施するなど、構想への参画の輪を広げ、成果の実感につなげてまいります。

（生活環境部長宍戸陽介君登壇）

●生活環境部長（宍戸陽介君） お答えいたします。

除去土壌の再生利用につきましては、国における除去土壌等の県外最終処分の実現に向けた取組の一つと受け止めております。

除去土壌等の県外最終処分は、法律に基づく国の責務であり、必ず実現されなければなりません。

県といたしましては、政府一丸となつて最後まで責任を持って取り組むよう、国に対し強く求めてまいります。

（土木部長矢澤敏幸君登壇）

●土木部長（矢澤敏幸君） お答えいたします。

復興祈念公園につきましては、国籍や世代を問わず多くの方に来園いただき、復興への歩みを進める本県の姿を直接見て、感じてもらうことが重要であると考えております。

このため、多言語のリーフレットやSNS等を活用した広報を展開するとともに、個人旅行に加え、教育旅行や企業研修等で来園いただけるよう、新

たにホープツーリズムのモデルコースに加えるなど、積極的な情報発信に取り組んでまいります。

次に、（仮称）あぶくま横断道路の構想の具体化につきましては、広域的な道路としての役割や規格等を明確にする必要があることから、令和五年度より、本道路がもたらす効果などを検討するための基礎的な調査を行っております。

今年度は、物流や観光産業を担う企業等へのヒアリングを実施したところであり、引き続き双葉地域と県中地域間の道路交通の課題等を把握するための情報の収集、分析等を実施するなど、構想の具体化に向け、必要な調査を計画的に進めてまいります。

次に、国道三百九十九号浪江町津島地内から飯舘村飯樋地内までの整備につきましては、復興の取組を一層進めるため、急カーブや急勾配が連続する区間を解消し、車両の円滑な通行を確保する必要があります。

このため、新年度から新たに道路改良事業に着手し、安全で円滑な通行の確保や広域的な連携・交流の強化を図るなど、避難地域の復興を支える道路整備に重点的に取り組んでまいります。

（避難地域復興局長市村尊広君登壇）

●避難地域復興局長（市村尊広君） お答えいたします。

応急仮設住宅の供与終了に向けた避難者の支援につきましては、これまで避難者の意向や住宅確保の状況等を確認しながら、一人一人の実情に応じた住まい探しのサポートを行ってまいりました。

その結果、九割を超える世帯は住宅確保の見通しが立っており、残る方々についても、それぞれの不安や課題に丁寧に対応しながら、関係自治体等とも連携し、確実に生活再建につながるよう支援してまいります。

次に、避難地域における移住の促進につきましては、市町村と連携しながら

ら、移住希望者への相談対応や移住セミナーの開催などに取り組んでまいりました。

新年度は、首都圏における認知度向上を図り、移住関心層を掘り起こすため、避難地域の魅力を発信する交流イベントを都内で開催するほか、民間団体等と連携し、地域の文化や暮らしを直接体感できる機会を提供するなど、関係・交流人口を拡大することにより、移住の促進につなげてまいります。

（観光交流局長藤城良教君登壇）

●観光交流局長（藤城良教君） お答えいたします。

ナショナルサイクルルート、いわゆるNCRの指定につきましては、国、県、浜通り地域等の市町村及び民間事業者で構成する協議会を設置し、走行ルートの環境整備など、NCRの指定要件を満たす取組を行ってまいります。

今後も浜通りの交流人口、関係人口の拡大に資する重要な観光コンテンツとして、ふくしま浜通りサイクルルートのNCRの指定に向け、官民連携により取り組んでまいります。

（教育長鈴木竜次君登壇）

●教育長（鈴木竜次君） お答えいたします。

教職員の働き方改革につきましては、時間外勤務時間の減少など、取組の成果が着実に現れておりますが、いわゆる給特法の改正等を踏まえ、さらなる取組の強化が求められています。

今般、教職員働き方改革アクションプランを給特法に基づく業務量管理・健康確保措置実施計画として位置づけるとともに、部活動や教頭の負担軽減を重点項目とするなどの改定を行ったところであり、今後とも教職員の働き方改革に着実に取り組んでまいります。

次に、休校となっている県立高等学校の今後の在り方につきましては、そ

れぞれの学校が所在する地域における震災、原発事故からの復興の進捗や住民帰還の状況、さらには小中学校の再開状況や児童生徒数の推移などの動向を踏まえるとともに、地域の方々の声にも耳を傾けながら、慎重に検討していく必要があると考えております。

●議長（矢吹貢一君） これをもって、佐々木恵寿君の質問を終わります。

通告により発言を許します。一番金澤拓哉君。（拍手）

（一番金澤拓哉君登壇）

●一番（金澤拓哉君） 自由民主党議員会、東白川郡選出の金澤拓哉です。

総務省が公表した令和七年の人口移動報告によれば、東京圏への集中は依然続き、本県も七千百九十七人の転出超過となり、全国で二番目に大きい結果となりました。

人口減少は全国的な課題ですが、福島県において特に重く受け止めるべきは、若い世代を中心とした転出が続いている現実です。

人口が減る以上に、より本質的な問題は、若い世代にとって福島が将来の暮らしや働く場として選ばれる選択肢であり続けられるかという点であります。

進学、就職を機に県外に出た若者が戻らない流れが続けば、地域の活力は着実に細っていきます。

だからこそ、人口減少対策はこれまで進められてきた様々な取組を生かしながら、それらを一つの方向性の下に束ね、福島県が持続していくための生存戦略として位置づけていく必要があると考えます。

大きく三つの視点があるのではないかと思います。

まず、安心して暮らしていける地域であること、次に、地域の強みを伸ばし、選ばれる力を高めること、そして、その歩みを風評や風化から守ることです。この視点から質問をさせていただきます。

まず、安心して暮らしていける地域であることについてです。

安心には、これをやれば十分という唯一の正解はありません。

医療、救急、防災、子育て、交通など多様な政策を地道に積み重ね、その一つ一つが確実に機能しているという実感が安心につながると考えます。

とりわけ災害への備えや医療体制の確保は、地域の規模や地理的条件によって命の重さに差が生じることはあつてはならない分野です。

この安心の基盤が確かであることが、若い世代にとって福島が選択肢となる前提であると考えます。

初めに、安心して暮らせる地域づくりの大前提となる防災についてです。

昨年二月、会津地方を中心に記録的な豪雪が発生し、災害対応における関係機関の連携の重要性が改めて認識されました。

これを踏まえ、雪害に対応する防災行動計画の策定が進められ、さらに先日追加代表質問に対する答弁では、雪害にとどまらず風水害、地震など多様な災害を想定した行動計画の策定を進める考えも示されました。

しかし、防災行動計画は策定して終わりではなく、実際の災害対応において機能することが求められます。

関係機関との情報共有や初動対応が有効に機能するか、平時から検証していくことが不可欠です。

そこで、県は防災行動計画の実効性を高めるため、どのように取り組んでいくのかお尋ねいたします。

災害対応は、初動態勢の整備だけで完結するものではありません。実際に避難生活が始まったとき、どのような環境が確保されるかが県民の安心を左右します。

そこで、避難所のトイレ環境についてです。

震災、原発事故の経験を踏まえ、本県では避難所のトイレの環境の改善が

段階的に進められてきたと認識しております。

国際的な指標であるスフィア基準では、避難所のトイレは二十人に一基を標準とするなどの考え方が示されており、トイレは健康維持や感染症対策、さらには災害時の尊厳を守るための基本的なインフラです。

一方で、避難所運営は市町村や施設の状況などによって異なり、特に女性や高齢者、障がいのある方など、要配慮者を含めた対応には地域差が生じやすい側面もあります。

また、災害時には下水道が使用できない状況も想定されることから、マンホールトイレや自己処理型トイレなど、複数の手法を組み合わせた備えが重要です。

私の地元棚倉町ではトイレトレーラーが備えられていますが、イベント等でも活用されていることは、平時から防災を自分事として考える意識の醸成にも寄与するものと考えます。

そこで、県は避難所におけるトイレの確保にどのように取り組んでいるのかお尋ねいたします。

命を守るという観点では、迅速な医療体制の確保も欠かすことができません。特に救急医療は、迅速な初期対応が救命率を大きく左右します。

これに対応するため、各地域に大規模な病院を整備することは現実的ではありません。

だからこそ、居住地によって救命の可能性に差が生じることをない体制づくりが重要です。

私の妻は令和五年五月、自宅で脳梗塞を発症し、白河厚生病院に搬送され、一命を取り留めました。

救急の現場では、救急車の到着から搬送先の決定、病院までの移動の一つ一つが切迫した時間であることを痛感しました。

ドクターヘリやドクターカーの活用、県境地域における他県との連携強化などにより、地域間の医療格差を補完していくべきと考えます。

そこで、県は救急現場での迅速な医療提供にどのように取り組んでいくのかお尋ねいたします。

救急医療は、いざというときに命を救う最後のとりです。しかし、同時にそもそも救急に至らない社会をつくる努力も重要です。

健康づくりは、県民一人一人の暮らしの質を高めるとともに、医療費の適正化や地域の持続性にもつながる重要な取組です。

生活習慣の改善は一朝一夕に成果が出るものではありませんが、着実な取組の積み重ねが重要であると考えます。

実は、私も昨年に減量に取り組みました。血圧などの数値が改善したほか、体が軽くなることでアクティブに動ける上、気持ちもより前向きに変化することを実感しました。

厚生労働省が発表した令和六年度の国民健康・栄養調査によりますと、二十歳以上の福島県男性の一日当たりの野菜摂取量は三百五十六グラムとなり、全国で最も高い水準となりました。

県が市町村や民間企業と連携し、バランスのよい食事の推進や、野菜から食べ始めるベジ・ファーストの普及などに取り組んできた成果の一つであると受け止めています。

一方で、健康づくりの取組を一部の成果にとどめることなく、世代や地域を問わず、県民全体に広げていくことが重要です。

そこで、県は県民の生活習慣の改善にどのように取り組んでいくのかお尋ねいたします。

地域の安心を支えるという観点では、子供たちを支える社会的養護の仕組みもまた重要です。

児童養護施設は、家庭で生活することが困難となった子供たちを支える社会的養護のセーフティーネットです。

児童養護施設をめぐるのは、平成二十八年の児童福祉法改正により、家庭と同様の環境における養育の推進が法の理念として明確に位置づけられました。

これを受け、大規模な施設から、より家庭的な環境に近い小規模な生活単位への転換が進められてきたものと認識しております。

このように、家庭と同様の環境での養育を目指す制度改正が進む中で、児童養護施設は単に生活の場を提供するにとどまらず、心身の回復や成長を支える機能を併せ持つことが求められるようになり、セーフティーネットとしての役割はより一層重要なものとなっています。

一方で、児童養護施設に入所する子供たちの多くは家庭内での暴力や虐待、ネグレクトなど、家庭環境に起因する深刻な事情を背景に抱えています。

その結果、精神的なケアを必要とする子供が少なくない現状があります。しかしながら、福島県には児童心理治療施設がなく、心理的ケアについても主として児童養護施設の職員が担っている面があります。

セーフティーネットとしての役割がより重要になる中で、現場の職員の負担や専門性の確保が課題となっています。

子供たちが安心して成長できる環境を整えることは社会全体の責任であり、将来の地域づくりにも直結します。

そこで、県は児童養護施設への支援にどのように取り組んでいくのかお尋ねいたします。

安心の土台があつてこそ、地域は選ばれます。

しかし、それだけでは不十分で、仕事があり、産業が成り立ち、将来に希望が持てる環境が必要です。

ここから二つ目の視点、地域の強みを伸ばし、選ばれる力を高めることについての質問です。

市町村行政を取り巻く環境は、人口減少や人材確保の難しさに加え、制度改正や住民ニーズの多様化により、業務が年々複雑化しています。

こうした中で、限られた人員で行政サービスの質を維持向上させていくためには、生産性を高める取組が不可欠であり、その有力な手段がDXであると考えます。

DXの推進は、生産性の向上にとどまらず行政運営の質を高め、職員一人一人が能力を発揮しやすく、成長を実感できる職場環境を整える取組でもあります。

それは結果として、地方自治体を若い世代や専門人材に選ばれる職場にしていくなことにつながり、将来の人材確保にも資する重要な視点であると考えます。

一方で、DXは既存の業務を単にデジタルに置き換えるのではなく、業務フローそのものを見直した上で進める必要がありますが、各市町村が個別に専門人材を確保することには現実的な制約があります。

そこで、県は市町村のDX推進に向け、人材の支援にどのように取り組んでいくのかお尋ねいたします。

行政運営という地域の基盤の上で、地域経済を支える産業の持続性が問われます。

次に、本県の基幹産業である農業についてです。

本県農業は、震災及び原発事故により大きな影響を受けましたが、着実な復興の歩みも見られます。

令和六年の農業産出額は二千八百七十四億円となり、震災前の水準を上回りました。

また、令和七年度の新規就農者数は三百九十一人と過去最多を更新するなど、これまでの復興・創生に向けた取組が成果として現れてきております。

一方で、昨年十一月に公表された二〇二五年農林業センサスの調査結果では、農業経営体数が大きく減少していることが改めて示されました。

担い手の高齢化も進行しており、構造的な課題は依然として深刻です。

さらに、気象庁の発表によれば、二〇二五年の夏、六月から八月の全国平均気温は平年より二・三六度高く、統計開始以来最も暑い夏となりました。

気候変動の影響は農業経営に直接的なリスクをもたらしており、生産コストの上昇や収量の不安定化など、地域の農業者からの不安の声が日増しに大きくなっています。

農業は、食料の安定供給のみならず地域経済や雇用、さらには農村地域の維持そのものを支える基幹産業です。

人口減少が進む中であつてこそ、地域に根差した担い手が安定して経営を続けられる環境を整えることが不可欠です。

これらの課題に対応し、経営の改善や規模拡大、さらには収益性向上を目指す担い手をどのように後押ししていくかが問われています。

そこで、知事は農業担い手の経営の安定に向け、どのように支援していくのかお尋ねいたします。

農業は食料供給のみならず、地域のブランドを形づくる源でもあります。

その象徴の一つが、本県を代表する県産日本酒です。

福島県は、全国新酒鑑評会においての金賞受賞数など、全国的にも圧倒的な実績を積み重ねてきた日本有数の酒どころです。

さらに、近年では日本酒に加え、県内産原料を生かしたワインやクラフトウイスキー、ジン、ビール、焼酎など多様な県産酒が生まれております。

県産酒の魅力は情報として伝えるだけでなく、実際に触れ、味わう体験を

通じてこそ実感されるものです。

その意味で、乾杯条例のような取組は、日常の様々な場面で県産酒に触れる機会を創出し、魅力に気づくきっかけをつくる重要な役割を果たしていると考えます。

私は日本酒の利き酒師の資格を有しており、とりわけ福島県産日本酒の魅力をより多くの方に知っていただきたいと願っております。私もたくさん消費するよう努めてまいります。

知事がトップセールスとして国内外に県産酒の魅力を発信されている中で、福島県産日本酒の魅力をより多くの県民が理解し、そのよさを自らの言葉で語ることであれば、県産酒の評価と魅力はさらに広がっていくものと考えます。

そこで、県は県産日本酒の魅力発信にどのように取り組んでいくのかお尋ねいたします。

魅力は、発信されてこそ人を動かします。そして、その先にあるのが住んでみたいという選択です。本県にとって移住、定住の促進は、将来を左右する重要な課題です。

移住相談の現場では、仕事、子育て、教育、住環境などを総合的に踏まえ、自身や家族の暮らしに合う地域を比較しながら検討したいという声が多く聞かれます。

こうした中で重要となるのは、地域の魅力を抽象的に伝えるのではなく、移住後の生活を具体的にイメージできる情報発信であると考えます。

例えば、鮫川村で取り組まれている保育園留学は、親子で地域に滞在しながら、保育や自然体験を通じて暮らしを体験できる取組であり、子育て環境を重視する世帯にとっては、生活のリアルを具体的に感じ取れる機会となっています。

実際に体験を通じて移住の検討材料としたいという声も聞かれており、暮らしの姿を示す情報発信の一つの形と受け止めています。

県内各地域には、それぞれ異なる強みや特色があります。それらを移住希望者の視点に立つて整理し、比較しやすい形で示していくことが選ばれる地域づくりにつながるのではないのでしょうか。

そこで、移住促進に向け、移住後の生活を具体的にイメージできる情報発信に取り組むべきと考えますが、県の考えをお尋ねいたします。

以上、選ばれる地域について伺いました。

しかし、どれほど努力を重ねても、それが風評や風化によって覆されてはなりません。

県は震災及び原発事故以降、風評の払拭と風化の防止を重要課題として位置づけ、平成二十七年に風評・風化対策強化戦略を策定して以降、社会情勢や新たな課題を踏まえながら改定を重ね、全庁一丸となって取組を進めてられました。

農林水産物の輸出拡大、ホープツーリズムを核とした誘客促進、複合災害の記憶と教訓の伝承、さらには海外や万博等を通じた戦略的な情報発信などその取組は多岐にわたり、着実に成果を上げてきたものと評価しています。

実際、県の分析によれば、震災直後には大きく低下した福島県に対するよいイメージを持つ人の割合は、これまでの取組により約五割の水準まで回復し、悪いイメージを持つ層も大幅に減少するなど、風評対策の成果が数字としても現れてきました。

一方で、最新の分析ではよい、悪いといった明確な評価を持たない無関心層が増加傾向にあり、風化が静かに進行していることも示されています。

風評が薄らいできた一方で、関心そのものが薄れていくことは、将来にわたる復興や県産品の評価にとって新たなリスクとなり得る考えます。

また、現場の実態に目を向けると、風評問題の難しさを痛感させられる事例もあります。

原発事故以降、久慈川第一漁業協同組合に対して、一定期間補償が行われてきましたが、ある時期から申請が受け付けられなくなる状況が生まれました。粘り強い協議の結果、申請が再び受け付けられたものの、この過程は被害が風評によるものなのか、それとも市場環境など他の要因によるものなのか、その切り分けがいかに難しいかを象徴しています。

さらに、補償は永続するものではありません。

だからこそ、補償に依存しない形で県産品や観光、地域産業が正當に評価され、選ばれ続ける環境を整えていくことが不可欠であります。

その前提となるのが、風評の払拭と風化の防止であり、これは安心づくりや魅力づくりの努力を土台から支える取組であると考えます。

県の戦略においても、風評対策と風化対策は表裏一体であり、今後は無関心層へのアプローチや世代交代を見据えた情報発信がより重要になると考えます。

そこで、県は風評・風化対策の推進にどのように取り組んでいくのかお尋ねいたします。

安心して暮らせる地域をつくること、地域の強みを伸ばし、選ばれる地域となること、その努力が風評・風化により失われることのないようにすること、そのために何ができるか、私たち県民一人一人の努力と行動の積み重ねが福島未来を創ります。私もそのための努力と行動を続けていくことをお約束して、質問を終わります。御清聴ありがとうございました。（拍手）

●議長（矢吹貢一君） 執行部の答弁を求めます。

（知事内堀雅雄君登壇）

●知事（内堀雅雄君） 金澤議員の御質問にお答えいたします。

農業担い手の経営の安定についてであります。

本県農業が地域を支える基幹産業として持続的に発展するためには、意欲ある担い手が環境の変化に的確に対応しながら、効率的で安定的な経営を実践することが重要であり、農業経営・就農支援センターを中心に、相談対応や経営発展に向けた専門家派遣のほか、スマート農業の導入、農地集積等の支援に取り組んでおります。

先日、各地域で担い手として活躍されている方々との懇談において、近年の猛暑の中でも安定した品質を確保できる新たな栽培技術の導入やフレックスタイム制による働きやすい環境づくりなど、柔軟な発想で新しい農業を切り開いているお話を伺い、こうした挑戦を後押ししたいという思いを強くしました。

このため、これまでの取組に加え、新年度からは地球温暖化や担い手の減少を見据え、本県において本格的な生産実績がなかった作物の栽培や生産性向上のための先駆的な技術の導入等にリスクを恐れず、果敢に挑戦する取組を支援してまいります。

あわせて、異業種から農業に参入する企業等の取組や新たに有機栽培に取り組む農業者を支援するなど、地域農業を支える担い手の経営の安定に積極的に取り組んでまいります。

その他の御質問につきましては、関係部長等から答弁をさせます。

（危機管理部長細川 了君登壇）

●危機管理部長（細川 了君） お答えいたします。

防災行動計画の実効性を高める取組につきましては、計画に基づき市町村や防災関係機関と連携した訓練を定期的に行うとともに、気象警報発表時や地震発生時などにおける関係機関等の対応状況を丁寧振り返りながら計画の検証を行い、さらなる改善を図ることとしております。

新年度から策定を進める防災行動計画がより実効性のあるものとなるよう、関係機関と連携しながら取り組んでまいります。

次に、避難所におけるトイレの確保につきましては、避難所の衛生環境を維持し、避難者の健康を守るために重要であることから、簡易トイレ等を備蓄するとともに、事業者との応援協定に基づき、国が定める快適トイレを速やかに調達できる体制を整備しております。

また、移動式水洗トイレとして、現在配備しているトイレトレーラーに加え、新たにコンテナ型トイレを整備することとしており、今後市町村等と連携しながら、避難所におけるトイレの確保に取り組んでまいります。

（企画調整部長五月女有良君登壇）

●企画調整部長（五月女有良君） 答えいたします。

市町村のDX推進につきましては、これまで全ての市町村を対象としたICTアドバイザーの派遣や研修等を実施するほか、今年度は新たに民間企業からデジタル人材を受け入れ、伴走支援を実施してまいりました。

新年度は、県のデジタル人材を大幅に増員し、市町村の職員育成や業務効率化の取組等に対する支援を強化することとしており、引き続き市町村に寄り添いながら、DXの推進に取り組んでまいります。

次に、移住促進に向けた情報発信につきましては、相談窓口で聞き取った移住希望者の疑問や不安等を踏まえ、生活費の目安や雪国での暮らし方といった具体的な情報をホームページ等で発信しております。

また、市町村等と連携して移住お試し住宅を提供し、滞在中の利用者の生活を様々な媒体で紹介する取組なども行っており、今後とも移住希望者のニーズ等を丁寧に向いながら効果的な情報発信に努め、本県への移住促進につなげてまいります。

（保健福祉部長菅野俊彦君登壇）

●保健福祉部長（菅野俊彦君） 答えいたします。

救急現場での迅速な医療提供につきましては、これまで県立医科大学附属病院のドクターヘリや六つの救急医療機関に配備されているドクターカーの活用により、傷病者の救命率向上に努めてまいりました。

新年度は、主に転院搬送に利用される病院救急車の整備費や運転手の人件費等への補助を行い、救急医療機関における対応力向上を支援してまいります。

引き続き、関係機関と連携し、救急現場での迅速な医療提供に取り組んでまいります。

次に、県民の生活習慣の改善につきましては、県民一人一人が自分事として健康づくりに取り組むことが重要であり、広く啓発活動や体験型イベント等を実施してまいりました。

新年度は、無関心層にも興味を持ってもらえるようSNSを活用して広報するほか、今月公開する新たな健民アプリを用いたAIによる助言や利用に応じた特典の提供、市町村独自のポイント付与など、楽しく始めて継続できる環境を整備してまいります。

引き続き、市町村等と連携しながら、県民の生活習慣の改善に取り組んでまいります。

（風評・風化戦略担当理事兼原子力損害対策担当理事半澤浩司君登壇）

●風評・風化戦略担当理事兼原子力損害対策担当理事（半澤浩司君） 答えいたします。

風評・風化対策の推進につきましては、福島の正確な情報や様々な魅力を戦略的に発信することが重要であります。

そのため、風評・風化対策強化戦略に基づき、震災と原発事故の記憶がない若い世代や本県に対して応援意向を持つ方、関心が薄い方など、ターゲット

トを意識した上で事業構築に全庁で取り組んでまいりました。

今後は、本県に対するイメージの向上に向け、取組の成果や課題を丁寧に検証しながら、実効性のある施策を着実に推進してまいります。

（こども未来局長菅野寿井君登壇）

●こども未来局長（菅野寿井君） お答えいたします。

児童養護施設への支援につきましては、心や体に傷を負った子供を癒やし、守り育て、社会に巣立った後もよりどころとなる大切な役割を担っていることから、子供の心や背景を職員がより深く理解し、養育できるよう、専門的な研修により資質向上を図るとともに、子供が家庭的な環境で生活するための施設整備に対して補助等を行っております。

引き続き、子供が健やかに成長できるよう、児童養護施設を支援してまいります。

（観光交流局長藤城良教君登壇）

●観光交流局長（藤城良教君） お答えいたします。

県産日本酒の魅力発信につきましては、現在、県内酒蔵と連携して、県オリジナルの酒米と酵母を使用したオール福島素材によるDC記念カップ酒を開発しており、ふくしまDC期間中、県内のJR主要駅やイベント等で販売してまいります。

加えて、県アンテナショップに、新たに日本酒の試飲機と、AIが消費者の好みに合わせた日本酒を提案する端末を設置し、若い世代にも手に取ってもらえるよう、県産日本酒のさらなる魅力発信に取り組んでまいります。

●議長（矢吹貢一君） これをもって、金澤拓哉君の質問を終わります。

以上をもって、日程第一及び日程第二の質問、質疑を終結いたします。

●知事提出議案第一号から第八十六号まで 各常任委員会付託

●議長（矢吹貢一君） この際、知事提出議案第一号から第八十六号まで、以上の各案は、別紙付託表記載のとおり、各常任委員会の審査に付することいたします。

（付託表別冊参照）

●議案撤回の件

●議長（矢吹貢一君） 次に、福祉公安委員会において継続審査中の議員提出議案一件、別紙のとおり、提出議員から撤回の請求がありますから、御報告いたします。

(参 照)

議員提出議案撤回請求一覧表

議案番号	議 案 件 名	提出議員	議案提出年月日	付託委員会	撤回請求年月日
124	地域医療を守るため緊急対策の実施を求める意見書	宮下雅志 三村博隆	令七・一二・一五	福祉公安	令八・二・一八

●議長（矢吹貢一君） 日程第三、議案撤回の件を議題といたします。

お諮りいたします。ただいま御報告いたしました議案撤回の請求は、これを承認することに御異議ありませんか。

〔異議なし〕と呼ぶ者あり

●議長（矢吹貢一君） 御異議ないと認めます。よつて、本件は承認することに決しました。

●議員提出議案第百四十一号から第百四十五号まで
各常任委員会付託

●議長（矢吹貢一君） 次に、議員提出議案五件、別紙議案提出書のとおり提出になっておりますから、御報告いたします。

(参 照)

議 案 提 出 書

令和八年二月二十七日

福島県議会議長 矢 吹 貢 一 様

提出者 福島県議会議員 宮 川 えみ子

次の議案を別紙のとおり提出します。

同 大 橋 沙 織

消費税五％への減税、インボイス制度の廃止を求める意見書

理 由

消費税五％への減税、インボイス制度の廃止を求めるため

議案第百四十一号

消費税五％への減税、インボイス制度の廃止を求める意見書

厚生労働省が本年二月に発表した毎月勤労統計調査の令和七年分によると、名目賃金から物価変動の影響を差し引いた実質賃金は、前年比で一・三％減少し、四年連続のマイナスとなった。消費者物価指数（持ち家の帰属家賃を除く総合）は、前年比三・七％の上昇となり、実質賃金を押し下げている。

同じく厚生労働省が本年二月に発表した毎月勤労統計調査の令和七年十二月分によると、消費者物価指数（持ち家の帰属家賃を除く総合）は前年同月比で二・四％上昇し、実質賃金は前年同月比でマイナス〇・一％となり、十二カ月連続で減少しており、物価上昇に賃上げのペースが追いついていない状況が続いている。

また、総務省が本年二月に発表した令和七年十二月の家計調査によると、

消費支出に占める食費の割合を示すエンゲル係数は、二人以上世帯で二八・六％となり、食料品の価格高騰の影響により、昭和五十六年以来四十四年ぶりの高水準となった。

令和八年一月の全国の企業倒産件数（負債総額一千万円以上）は、前年同月比五・五％増の八百八十七件で、食料品や原材料、資材、エネルギーなどの価格上昇を一因とする物価高倒産が二カ月連続で前年同月を上回った。

令和八年度税制改正大綱では、インボイス制度の負担軽減措置について、二割特例を三割にし、八割控除を七割に縮減することとされた。これは実質増税であり、インボイス制度による小規模事業者の淘汰や排除が懸念される。

第五十一回衆議院議員総選挙において、自由民主党は消費税について、飲食料品を二年間限定で対象外とする減税策の検討を加速させることを公約とし、その他の各党も食料品に関して消費税の減税や廃止を公約とした。

世界では、百十六の国・地域で消費税（付加価値税）の軽減・減税措置が実施または実施予定とする調査結果もあり、日本でも一刻も早い消費税減税が必要である。

現行制度の見直しにより、消費税を廃止できる財源は生まれると試算する税の専門家もいる。

よって、国においては、次の施策を講ずるよう強く要望する。

一 消費税を五％へ減税すること。

二 インボイス制度を廃止すること。

以上、地方自治法第九十九条の規定に基づき意見書を提出する。

令和八年 月 日

衆議院議長

参議院議長

内閣総理大臣宛て

総務大臣
財務大臣

福島県議会議長 矢吹貢一

議案提出書

令和八年三月二日

福島県議会議長 矢吹貢一様

提出者 福島県議会議員 佐々木 彰

同 佐藤 義憲

次の議案を別紙のとおり提出します。

東京一極集中の是正に向けた実効性のある取組を求める意見書

理由

東京一極集中の是正に向けた実効性のある取組を求めるため

議案第四百四十二号

東京一極集中の是正に向けた実効性のある取組を求める意見書

我が国は、急激に進む少子高齢化や人口減少という、国家の将来に関わる重大な課題に直面している。とりわけ、若年層を中心として地方から大都市圏への人口流入が継続しており、地域社会の担い手不足や地域経済の縮小を招くなど、地方の持続可能性に深刻な影響を及ぼしている。

総務省が公表した令和七年の住民基本台帳人口移動報告によれば、東京都は全国最多の六万五千二百十九人の転入超過となっており、東京圏全体でも引き続き転入超過の状況にある。一方で、多くの道府県では転出超過の状況がみられ、特に若年層の都市部への移動が顕著である。当県においても転出超過が前年比五百十四人増となる七千百九十七人となるなど、人口流出が継

続しており、東京一極集中の構造は依然として大きな課題となっている。

国においては、これまで地方創生に関する各種施策を推進してきたところである。しかしながら、地方の人口減少や東京一極集中の是正に十分な成果を上げるまでには至っていない。各地域が持続可能な社会を構築していくためには、これまでの施策を総括し、より実効性の高い対策へと強化していくことが必要である。

よって、国においては、次の措置を講ずるよう強く要望する。

一 人口減少対策を総合的かつ一体的に推進する「庁」レベルの司令塔を設置するとともに、若者や女性の意見を十分に反映した実効性のある政策を総動員し、人口減少対策に取り組むこと。

二 東京圏に集中する企業の本社機能の地方移転の促進や大学・研究機関の地方分散など、過度な東京一極集中の是正に向けた具体的かつ実効性ある施策を一層推進すること。

三 若年層の正規雇用の促進や、地方企業における持続的な賃金上昇を可能とする経済環境の整備を図るとともに、スタートアップ支援の拡充等により、若者が地域に定着できる雇用環境の整備を促進すること。

四 テレワークやワーケーション等による働く場所の分散化、二拠点居住のさらなる推進、交通インフラ整備及びデジタル基盤の整備など、都市から地方への移住を促すための施策を総合的に推進すること。

以上、地方自治法第九十九条の規定により意見書を提出する。

令和八年 月 日

衆議院議長

参議院議長

内閣総理大臣

総務大臣

財務大臣

文部科学大臣宛て

厚生労働大臣

経済産業大臣

国土交通大臣

内閣府特命担当大臣

(地方創生)

賃上げ環境整備担当大臣

福島県議会議長 矢吹貢一

議案提出書

令和八年三月二日

福島県議会議長 矢吹貢一様

提出者 福島県議会議員 鈴木 智

同 佐々木 彰

次の議案を別紙のとおり提出します。

地域医療を支える医療人材の定着を求める意見書

理由

地域医療を支える医療人材の定着を求めるため

議案第四百十三号

地域医療を支える医療人材の定着を求める意見書

我が国の医療体制が抱える構造的な課題として、地域によって医師数に大きな偏りが生じる、いわゆる医師の地域偏在があり、必要な医療が適切に提供されない状況が生じている。当県においても、都市部の医療機関には医師

が集中する一方で、東日本大震災及び原発事故の被災地域や中山間地域では深刻な医師不足に陥っており、地域ごとの医師の過不足を数値化した医師偏在指標では、令和六年一月時点で全国四番目の低さとなっており、厳しい状況にある。

医師の偏在是正に向けた対策は、感染症対応や働き方改革などを踏まえた医療需要を的確に見極め、国と地方が連携して取り組むことが重要である。また、地域の実情を十分に理解した上で進めるべき重要な政策課題である。よって、国においては次の措置を講ずるよう強く要望する。

一 地域医療を担う医師の養成・確保を推進するため、既設医学部の入学定員の増員及び地域枠の拡充を図ること。

二 医師の高齢化や被災地域の特殊事情、中山間地域の地理的条件等を十分に反映した医師偏在指標となるよう見直しを行うこと。

三 相双地域などの被災地や南会津地域などのへき地に対する医師派遣の充実・強化を図るとともに、診療所の承継や開業に対する支援を強化すること。

四 地方の病院における医師確保を図るため、医師の働き方改革に対応した人員体制の確保及び財政支援等の必要な措置を講じること。

以上、地方自治法第九十九条の規定により意見書を提出する。

令和八年 月 日

衆議院議長

参議院議長

内閣総理大臣

財務大臣宛て

厚生労働大臣

文部科学大臣

議案提出書

令和八年三月二日

福島県議会議長 矢吹貢一様

提出者 福島県議会議員 佐久間 俊男

同 三村 博隆

次の議案を別紙のとおり提出します。

福島県最低賃金の引き上げと早期発効を求める意見書

理由

福島県最低賃金の引き上げと早期発効を求めるため

議案第四百四十四号

福島県最低賃金の引き上げと早期発効を求める意見書

二〇二五年春闘では高い水準の賃上げが実現したものの、物価上昇の影響により実質賃金の十分な改善には至らず、個人消費も力強い回復には結び付いていない状況が続いている。多くの人が生活向上を実感し、将来への希望と安心感を持てる社会を実現するためには、賃金上昇の流れを定着させるとともに、物価の安定と実質賃金の改善を進めることが不可欠である。

そのためには、社会や産業・企業を維持・発展させる観点から、中長期的な「人への投資」をより一層進める必要がある。また、国内投資の促進とサプライチェーン全体を視野に入れた産業基盤の強化により生産性を高め、持続的な生活向上につなげていくことが求められる。

人手不足が深刻化する中、賃金引き上げを含む労働条件の改善を進め、地域経済の好循環を生み出すことは、政労使共通の課題である。最低賃金の水

準は、労働力確保や若者の定着など地域社会に影響を与える要素の一つと指摘されており、当県においても人口流出の抑制や地域活力の維持の観点から、その引き上げと早期発効は重要な政策課題である。

よって、国においては、当県の一層の発展を図るため、福島県最低賃金引き上げに関する次の事項の実現に向けて措置を講ずるよう強く要望する。

一 二〇二〇年代に最低賃金の全国平均を千五百円に引き上げる目標を改めて掲げ、目標到達に向け福島県最低賃金の継続的かつ着実な引き上げを行うこと。

二 中小・零細企業においても、最低賃金の引き上げが着実に行われるよう「労務費の適切な転嫁のための価格交渉に関する指針」に基づき、関係団体と連携し、価格転嫁を可能とする環境整備及び支援策の周知徹底を図ること。

三 最低賃金の引き上げが労働力確保や若者の定着など地域社会に与える影響にも留意し、地域活力の維持・向上に資する観点から総合的な施策を推進すること。

四 福島県最低賃金の改定に当たっては、労働者間の均衡や景気への影響にも配慮しつつ、十月一日までの早期発効に努めること。

五 最低賃金の改定に伴い、公契約における賃金や労働条件に下方圧力が生じないよう、地方自治体に対し労働条件確保の観点を踏まえた公契約の在り方について必要な助言・支援を行うこと。

以上、地方自治法第九十九条の規定により意見書を提出する。

令和八年 月 日

衆議院議長

参議院議長

内閣総理大臣宛て

厚生労働大臣
福島県労働局長

福島県議会議長 矢吹貢一

議案提出書

令和八年三月二日

福島県議会議長 矢吹貢一様

提出者 福島県議会議員 佐久間 俊 男

同 三 村 博 隆

次の議案を別紙のとおり提出します。

公立学校給食の質向上と学校給食費の抜本的な負担軽減の拡充を求める意見書

理 由

公立学校給食の質向上と学校給食費の抜本的な負担軽減の拡充を求めるため

議案第四百十五号

公立学校給食の質向上と学校給食費の抜本的な負担軽減の拡充を求める意見書

公立の小学校段階における学校給食費の抜本的な負担軽減は、保護者の経済的負担を軽減し、児童に学校給食摂取基準を踏まえた望ましい栄養量の給食を提供する重要な施策である。

令和七年十二月に公表された「三党合意に基づくいわゆる教育無償化に向けた対応について」においては、令和八年四月から公立の小学校段階を対象に、月額五千二百円を基準額として国が支援を行うことが示されたところで

ある。しかしながら、物価高騰の影響や地域の実情を踏まえると、現時点で示されている基準額のみでは、給食の質の確保に十分とはいえない。特に、地産地消や有機食材の活用推進など、特色のある給食の提供に積極的に取り組む自治体への支援をより積極的に行うべきである。

さらに、今回の措置は、公立の小学校段階を対象としているが、児童生徒の成長段階に応じた栄養管理という観点から、中学校段階についても速やかに課題整理を行い、学校給食費の抜本的な負担軽減策を講ずる必要がある。

よって、国においては、次の事項を実施するよう強く要望する。

一 学校給食の質が十分確保されるよう、国からの支援基準額について実態を踏まえた見直しを行い、更なる充実を図ること。

二 公立の中学校段階における学校給食費の負担軽減について、速やかに具体的な検討を進め、必要な措置を講ずること。

三 給食未実施校が給食を開始する場合の学校給食施設整備等に対する支援を着実に実施するとともに、必要な財源を確実に確保すること。

四 食物アレルギー等により学校給食を喫食することが困難な児童生徒に対する支援を充実させること。

以上、地方自治法第九十九条の規定により意見書を提出する。

令和八年 月 日

衆議院議長

参議院議長

内閣総理大臣 宛て

総務大臣

財務大臣

文部科学大臣

福島県議会議長 矢吹貢一

●議長（矢吹貢一君） お諮りいたします。ただいま御報告いたしました議員提出議案第四百十一号「消費税五％への減税、インボイス制度の廃止を求める意見書」外四件を本日の日程に追加し、一括議題とすることに御異議ありませんか。

〔異議なし〕と呼ぶ者あり〕

●議長（矢吹貢一君） 御異議ないと認めます。よって、議員提出議案第四百十一号外四件は日程に追加し、一括議題とすることに決しました。

直ちに各案を一括議題といたします。

お諮りいたします。各案は、説明を省略することに御異議ありませんか。

〔異議なし〕と呼ぶ者あり〕

●議長（矢吹貢一君） 御異議ないと認めます。よって、各案は説明を省略することに決しました。

これより議員提出議案第四百十一号から第四百十五号までに対する質疑に入ります。御質疑はありませんか。

〔なし〕と呼ぶ者あり〕

●議長（矢吹貢一君） 御質疑ないと認め、質疑を終結いたします。

この際、議員提出議案第四百十一号外四件は、別紙付託表記載のとおり、各常任委員会の審査に付することにいたします。

(参 照)

令和八年二月福島県議会定例会 議員提出議案付託表

番号	件 名	議案提出者	付託委員会	備 考
141	消費税五%への減税、インボイス制度の廃止を求める意見書	宮川 えみ子 大橋 沙織	総 務	請願 99号
142	東京一極集中の是正に向けた実効性のある取組を求める意見書	佐々木 彰 佐藤 義憲	企画環境	
143	地域医療を支える医療人材の定着を求める意見書	鈴木 智 佐々木 彰	福祉公安	
144	福島県最低賃金の引き上げと早期発効を求める意見書	佐久間 俊男 三村 博隆	商労文教	請願 100号

●請願撤回の件

●議長（矢吹貢一君） 次に、商労文教委員会において継続審査中の請願一件、別紙のとおり、紹介議員を経て撤回の申出がありますから、御報告いたします。

番号	件 名	議案提出者	付託委員会	備 考
145	公立学校給食の質向上と学校給食費の抜本的な負担軽減の拡充を求める意見書	佐久間 俊男 三村 博隆	商労文教	

(参 照)

請 願 撤 回 申 出 一 覧 表

受理番号	請 願 の 要 旨	請願者住所氏名	紹介議員	受理年月日	付託委員会	撤回申出年月日
17	福島県内の市町村で実施されている学校給食費無償化または一部補助事業に対する県による助成を行うことを求めることについて		宮本 しづえ 大橋 沙織	令五・一二・一二	商労文教	令八・二・二六

●議長（矢吹貢一君） 日程第四、請願撤回の件を議題といたします。

お諮りいたします。ただいま御報告いたしました請願撤回の申出は、これを承認することに御異議ありませんか。

〔異議なし〕と呼ぶ者あり

●議長（矢吹貢一君） 御異議ないと認めます。よって、本件は承認することに決しました。

●議長提出報告第八号

●議長（矢吹貢一君） 次に、議長より報告第八号を提出いたします。

なお、報告第八号請願文書表は「消費税五％への減税、インボイス制度の廃止を求める意見書の提出について」外二件の請願であります。
この際、報告第八号の各請願は、それぞれ文書表記載の各常任委員会の審査に付することにいたします。

（参 照）

報告第八号

請 願 文 書 表

受理 番号	請 願 の 要 旨	請 願 者 住 所 氏 名	紹 介 議 員	受 理 年 月 日	付 託 委 員 会
99	消費税五％への減税、インボイス制度の廃止を求める意見書の提出について		宮川 えみ子 大橋 沙織	令八・二・一六	総 務
100	福島県最低賃金の引き上げと早期発効を求める意見書の提出について		佐久間 俊男 三村 博隆	令八・二・一六	商労文教
101	子どもたちの健やかな成長と健康を支えるために、学校給食の水準を維持、充実させ、県内全市町村で学校給食費無償化を求めることについて		神山 悦子 宮川 えみ子	令八・二・一六	商労文教

上記のとおり報告する。

令和八年三月四日提出

福島県議会議長 矢 吹 貢 一

●議長（矢吹貢一君） 本日は、以上をもって議事を終わります。

明三月五日は各常任委員会、六日は定刻より会議を開きます。

議事日程は、知事提出議案第六十九号から第八十六号までに対する審議並びに休会の件であります。

これをもって散会いたします。

午後三時四十三分散会



令和八年三月六日（金曜日）

午後一時一分開議

午後一時十八分散会

議事日程

午後一時開議

一、日程第一 知事提出議案第六十九号から第八十六号まで

1 委員長報告

2 討論

3 採決

二、日程第二 休会の件

本日の会議に付した事件

一、知事提出議案第六十九号から第八十六号まで

1 委員長報告

2 採決

二、休会の件

出席議員

一番 金澤拓哉君

三番 木村謙一郎君

五番 石井信夫君

八番 半沢雄助君

十番 山田真太郎君

十三番 佐々木恵寿君

十五番 渡辺康平君

二番 誉田憲孝君

四番 矢吹貢一君

六番 佐藤徹哉君

九番 猪俣明伸君

十一番 吉田誠君

十四番 山内長君

十六番 鈴木優樹君

十七番 渡邊哲也君

十九番 鳥居作弥君

二十一番 安田成一君

二十三番 三村博隆君

二十五番 水野透君

二十七番 佐藤郁雄君

二十九番 佐々木彰君

三十一番 水野さちこ君

三十三番 荒秀一君

三十五番 大場秀樹君

三十八番 山田平四郎君

四十番 先崎温容君

四十二番 佐藤雅裕君

四十四番 三瓶正栄君

四十六番 高野光二君

四十九番 長尾トモ子君

五十一番 渡辺義信君

五十三番 佐藤憲保君

五十五番 宮下雅志君

五十七番 瓜生信一郎君

欠席議員

四十八番 宮川えみ子君

説明のため出席した者

県

十八番 江花圭司君

二十番 真山祐一君

二十二番 渡部英明君

二十四番 大橋沙織君

二十六番 山口信雄君

二十八番 佐藤義憲君

三十番 高宮光敏君

三十二番 伊藤達也君

三十四番 橋本徹君

三十六番 宮本しづえ君

三十九番 佐藤政隆君

四十一番 鈴木智君

四十三番 安部泰男君

四十五番 佐久間俊男君

四十七番 古市三久君

五十番 満山喜一君

五十二番 太田光秋君

五十四番 今井久敏君

五十六番 亀岡義尚君

五十八番 神山悦子君

知

事

内

堀

雅

雄

君

企 業 局		総 務 部		企 業 局 長																		
副 知 事	副 知 事	総 務 部 長	危 機 管 理 部 長	企 画 調 整 部 長	生 活 環 境 部 長	保 健 福 祉 部 長	商 工 労 働 部 長	農 林 水 産 部 長	土 木 部 長	会 計 管 理 者	出 納 局 長（兼）	風 評・風 化 戦 略 担 当 理 事	原 子 力 損 害 対 策 担 当 理 事（兼）	企 画 調 整 部 長	避 難 地 域 復 興 局 長	企 画 調 整 部 長	文 化 ス ポー ツ 局 長	保 健 福 祉 部 長	こ だ も 未 来 局 長	商 工 労 働 局 長	観 光 交 流 局 長	
鈴 木 正 晃 君	佐 藤 宏 隆 君	國 分 守 君	細 川 了 君	五 月 女 良 君	穴 戸 陽 介 君	菅 野 俊 彦 君	小 貫 薫 君	沖 野 浩 之 君	矢 澤 敏 幸 君	岸 孝 志 君	岸 孝 志 君	半 澤 浩 司 君	半 澤 浩 司 君	市 村 尊 広 君	紺 野 香 里 君	菅 野 寿 井 君	藤 城 良 教 君	川 俣 基 君	佐 藤 讓 君	阿 部 俊 彦 君		
病 院 局	病 院 事 業 管 理 者	教 育 委 員 会		選 挙 管 理 委 員 会		人 事 委 員 会		公 安 委 員 会		労 働 委 員 会		監 査 委 員		議 会 事 務 局 職 員		事 務 局 次 長		総 務 課 長	政 務 調 査 課 長	議 事 課 主 任 主 査 兼 委 員 会 係 長		
挾 間 章 博 君	菅 野 崇 君	鈴 木 竜 次 君	成 田 良 洋 君	千 葉 悦 子 君	山 本 真 一 君	森 末 治 君	長 根 由 里 子 君	渡 辺 仁 君	白 石 孝 之 君	佐 藤 尚 美 君	菅 野 義 君	市 川 新 吾 君	後 藤 康 治 君	中 村 大 君	齋 藤 幸 恵 君							

午後一時一分開議

●議長（矢吹貢一君） ただいま出席議員が定足数に達しております。
これより本日の会議を開きます。

●知事提出議案第六十九号から第八十六号まで （委員長報告、採決）

●議長（矢吹貢一君） この際、知事提出議案第六十九号から第八十六号までに
対する審査報告書が各委員長より別紙のとおり提出になっておりますから、
御報告いたします。

（報告書別冊参照）

●議長（矢吹貢一君） これより日程に入ります。

日程第一、知事提出議案第六十九号から第八十六号まで、以上の各案を一
括議題といたします。

付議議案に対する各委員会の審査経過及び結果について、委員長の報告を
求めます。

企画環境副委員長五番石井信夫君。

（五番石井信夫君登壇）

●五番（石井信夫君） 企画環境委員長報告。

本委員会に付託されました知事提出議案に対する委員会の審査経過及び結
果について御報告申し上げます。

委員会は、三月五日開会、慎重に審査いたしました。

今回審査いたしました議案は、知事提出議案第六十九号令和七年度福島県
一般会計補正予算（第八号）のうち本委員会所管分であります。

これが審査に当たりましては、関係当局から詳細な説明を聴取し、質疑応
答を重ね、各委員から活発な意見が述べられました後、採決いたしました結
果、原案のとおり可決すべきものと決定いたしました。

以上、御報告申し上げます。

●議長（矢吹貢一君） 福祉公安副委員長六番佐藤徹哉君。

（六番佐藤徹哉君登壇）

●六番（佐藤徹哉君） 福祉公安委員長報告。

本委員会に付託されました知事提出議案に対する委員会の審査経過及び結
果について御報告申し上げます。

委員会は、三月五日開会、慎重に審査いたしました。

今回審査いたしました議案は、知事提出議案第六十九号令和七年度福島県
一般会計補正予算（第八号）のうち本委員会所管分、同第七十二号令和七
年度福島県国民健康保険特別会計補正予算（第三号）、同第七十三号令和七
年度福島県母子父子寡婦福祉資金貸付金特別会計補正予算（第一号）、同第八
十二号令和七年度福島県立病院事業会計補正予算（第三号）、以上四件であ
ります。

これが審査に当たりましては、関係当局から詳細な説明を聴取し、質疑応
答を重ね、各委員から活発な意見が述べられました後、採決いたしました結
果、いずれも原案のとおり可決すべきものと決定いたしました。

以上、報告申し上げます。

●議長（矢吹貢一君） 商労文教副委員長十五番渡辺康平君。

（十五番渡辺康平君登壇）

●十五番（渡辺康平君） 商労文教委員長報告。

本委員会に付託されました知事提出議案に対する委員会の審査経過及び結
果について御報告申し上げます。

委員会は、三月五日開会、慎重に審査いたしました。

今回審査いたしました議案は、知事提出議案第六十九号令和七年度福島県一般会計補正予算（第八号）のうち本委員会所管分、同第七十四号令和七年度福島県小規模企業者等設備導入資金貸付金等特別会計補正予算（第一号）、同第七十九号令和七年度福島県奨学資金貸付金特別会計補正予算（第二号）、同第八十一号令和七年度福島県工業用水道事業会計補正予算（第三号）、同第八十三号福島県高等学校等教育改革促進基金条例、以上五件であります。

これが審査に当たりましては、関係当局から詳細な説明を聴取し、質疑応答を重ね、各委員から活発な意見が述べられました後、採決いたしました結果、いずれも原案のとおり可決すべきものと決定いたしました。

以上、御報告申し上げます。

●議長（矢吹貢一君） 農林水産副委員長十四番山内長君。

（十四番山内 長君登壇）

●十四番（山内 長君） 農林水産委員長報告。

本委員会に付託されました知事提出議案に対する委員会の審査経過及び結果について御報告申し上げます。

委員会は、三月五日開会、慎重に審査いたしました。

今回審査いたしました議案は、知事提出議案第六十九号令和七年度福島県一般会計補正予算（第八号）のうち本委員会所管分、同第七十五号令和七年度福島県就農支援資金等貸付金特別会計補正予算（第二号）、同第七十六号令和七年度福島県林業・木材産業改善資金貸付金特別会計補正予算（第一号）、同第八十四号県が行う建設事業等に対する市町村の負担の追加及び一部変更について、以上四件であります。

これが審査に当たりましては、関係当局から詳細な説明を聴取し、質疑応答を重ね、各委員から活発な意見が述べられました後、採決いたしました結

果、いずれも原案のとおり可決すべきものと決定いたしました。

以上、報告申し上げます。

●議長（矢吹貢一君） 土木副委員長三番木村謙一郎君。

（三番木村謙一郎君登壇）

●三番（木村謙一郎君） 土木委員長報告。

本委員会に付託されました知事提出議案に対する委員会の審査経過及び結果について御報告申し上げます。

委員会は、三月五日開会、慎重に審査いたしました。

今回審査いたしました議案は、知事提出議案第六十九号令和七年度福島県一般会計補正予算（第八号）のうち本委員会所管分、同第七十一号令和七年度福島県土地取得事業特別会計補正予算（第二号）、同第七十七号令和七年度福島県港湾整備事業特別会計補正予算（第三号）、同第八十号令和七年度福島県流域下水道事業会計補正予算（第五号）、同第八十五号県が行う建設事業等に対する市町村の負担の一部変更について、以上五件であります。

これが審査に当たりましては、関係当局から詳細な説明を聴取し、慎重審査の後、採決いたしました結果、いずれも原案のとおり可決すべきものと決定いたしました。

以上、御報告申し上げます。

●議長（矢吹貢一君） 総務委員長長二十七番佐藤郁雄君。

（二十七番佐藤郁雄君登壇）

●二十七番（佐藤郁雄君） 総務委員長報告。

本委員会に付託されました知事提出議案に対する委員会の審査経過及び結果について御報告申し上げます。

委員会は、三月五日開会、慎重に審査いたしました。

今回審査いたしました議案は、知事提出議案第六十九号令和七年度福島県

一般会計補正予算（第八号）のうち本委員会所管分、同第七十号令和七年度福島県公債管理特別会計補正予算（第一号）、同第七十八号令和七年度福島県証紙収入整理特別会計補正予算（第一号）、同第八十六号工事請負契約の一部変更について、以上四件であります。

これが審査に当たりましては、関係当局から詳細な説明を聴取し、質疑応答を重ね、各委員から活発な意見が述べられました後、採決いたしました結果、いずれも原案のとおり可決すべきものと決定いたしました。

以上、御報告申し上げます。

●議長（矢吹貢一君） 以上をもって、各委員長の報告は終わりました。

ただいまの委員長報告に対し、御質疑はありませんか。

〔なし〕と呼ぶ者あり

●議長（矢吹貢一君） 御質疑ないと認め、質疑を終結いたします。

これより討論に入りますが、討論の通告がありませんので、討論を終結いたします。

お諮りいたします。知事提出議案第六十九号から第八十三号まで、第八十五号及び第八十六号、以上の各案を一括採決いたして御異議ありませんか。

〔異議なし〕と呼ぶ者あり

●議長（矢吹貢一君） 御異議ないと認め、一括採決いたします。

（参 照）

議案第六十九号 令和七年度福島県一般会計補正予算（第八号）

議案第七十号 令和七年度福島県公債管理特別会計補正予算（第一号）

議案第七十一号 令和七年度福島県土地取得事業特別会計補正予算（第二号）

議案第七十二号 令和七年度福島県国民健康保険特別会計補正予算（第三号）

議案第七十三号 令和七年度福島県母子父子寡婦福祉資金貸付金特別会計補

正予算（第一号）

議案第七十四号 令和七年度福島県小規模企業者等設備導入資金貸付金等特別会計補正予算（第一号）

議案第七十五号 令和七年度福島県就農支援資金等貸付金特別会計補正予算（第二号）

議案第七十六号 令和七年度福島県林業・木材産業改善資金貸付金特別会計補正予算（第一号）

議案第七十七号 令和七年度福島県港湾整備事業特別会計補正予算（第三号）

議案第七十八号 令和七年度福島県証紙収入整理特別会計補正予算（第一号）

議案第七十九号 令和七年度福島県奨学資金貸付金特別会計補正予算（第二号）

議案第八十号 令和七年度福島県流域下水道事業会計補正予算（第五号）

議案第八十一号 令和七年度福島県工業用水道事業会計補正予算（第三号）

議案第八十二号 令和七年度福島県立病院事業会計補正予算（第三号）

議案第八十三号 福島県高等学校等教育改革促進基金条例

議案第八十五号 県の行う建設事業等に対する市町村の負担の一部変更について

議案第八十六号 工事請負契約の一部変更について

賛成者起立

賛成者起立

●議長（矢吹貢一君） 議案第六十九号「令和七年度福島県一般会計補正予算（第八号）」外十六件を一括原案のとおり決するに御賛成の各位の御起立を求めます。

●議長（矢吹貢一君） 起立総員。よって、各案は一括原案のとおり可決されました。

次に、お諮りいたします。知事提出議案第八十四号を採決いたして御異議ありませんか。

〔異議なし〕と呼ぶ者あり

●議長（矢吹貢一君）御異議ないと認め、採決いたします。

（参 照）

議案第八十四号 県の行う建設事業等に対する市町村の負担の追加及び一部変更について

●議長（矢吹貢一君）議案第八十四号「県の行う建設事業等に対する市町村の負担の追加及び一部変更について」、本案を原案のとおり決するに御賛成の各位の御起立を求めます。

（賛成者起立）

●議長（矢吹貢一君）起立多数。よって、本案は原案のとおり可決されました。

●休会の件

●議長（矢吹貢一君）次に、日程第二、休会の件を議題といたします。

お諮りいたします。三月十一日は、議事都合のため休会とすることに御異議ありませんか。

〔異議なし〕と呼ぶ者あり

●議長（矢吹貢一君）御異議ないと認めます。よって、三月十一日は議事都合のため休会とすることに決しました。

本日は、以上をもって議事を終わります。

明三月七日及び八日は県の休日のため休会、九日及び十日は各常任委員

会、十一日は議事都合のため休会、十二日及び十三日は各常任委員会、十四日及び十五日は県の休日のため休会、十六日は各調査特別委員会、十七日は総括審査会、十八日は総括審査会及び各常任委員会、十九日は定刻より会議を開きます。

議事日程は、知事提出議案第一号から第六十八号まで並びに議員提出議案第四百四十一号から第四百四十五号まで及び前回より継続審査中の議員提出議案並びに議長提出報告第八号及び前回より継続審査中の各請願に対する審議並びに「復興・創生推進対策について」、「県民の安全・安心対策について」及び「人口減少・地域活力創造対策について」並びに議員提出議案第四百四十六号に対する審議並びに臨時的な協議等の場の設置の件であります。

これをもって、散会いたします。

午後一時十八分散会

令和八年三月十九日（木曜日）

午後一時一分開議

午後二時四十九分閉会

議事日程

午後一時開議

- 一、日程第一 知事提出議案第一号から第六十八号まで並びに議員提出議案第百四十一号から第百四十五号まで及び前回より継続審査中の議員提出議案並びに議長提出報告第八号及び前回より継続審査中の各請願

1 委員長報告

2 討論

3 採決

二、日程第二 復興・創生推進対策について

1 委員長報告

2 採決

三、日程第三 県民の安全・安心対策について

1 委員長報告

2 採決

四、日程第四 人口減少・地域活力創造対策について

1 委員長報告

2 採決

五、日程第五 議員提出議案第百四十六号（即決）

六、日程第六 臨時的な協議等の場の設置の件

七、閉会

本日の会議に付した事件

一、議長提出報告第九号から第十三号まで

二、知事提出議案第一号から第六十八号まで並びに議員提出議案第百四十一号から第百四十五号まで及び前回より継続審査中の議員提出議案並びに議長提出報告第八号及び前回より継続審査中の各請願

1 委員長報告

2 討論

3 採決

4 継続審査・調査付議

三、復興・創生推進対策について

1 委員長中間報告

2 継続調査付議

四、県民の安全・安心対策について

1 委員長中間報告

2 継続調査付議

五、人口減少・地域活力創造対策について

1 委員長中間報告

2 継続調査付議

六、知事提出議案第八十七号

1 知事説明

2 採決

七、議員提出議案第百四十六号（即決）

議案第百四十六号 福島県議会会議規則の一部を改正する規則

八、臨時的な協議等の場の設置の件

九、閉 会

出席議員

一 番	金澤拓哉君	二 番	誉田憲孝君
三 番	木村謙一郎君	四 番	矢吹貢一君
五 番	石井信夫君	六 番	佐藤徹哉君
八 番	半沢雄助君	九 番	猪俣明伸君
十 番	山田真太郎君	十一番	吉田誠君
十三番	佐々木恵寿君	十四番	山内長君
十五番	渡辺康平君	十六番	鈴木優樹君
十七番	渡邊哲也君	十八番	江花圭司君
十九番	鳥居作弥君	二十番	真山祐一君
二十一番	安田成一君	二十二番	渡部英明君
二十三番	三村博隆君	二十四番	大橋沙織君
二十五番	水野透君	二十六番	山口信雄君
二十七番	佐藤郁雄君	二十八番	佐藤義憲君
二十九番	佐々木彰君	三十番	高宮光敏君
三十一番	水野さちこ君	三十二番	伊藤達也君
三十三番	荒 秀一君	三十四番	橋本徹君
三十五番	大場秀樹君	三十六番	宮本しづえ君
三十八番	山田平四郎君	三十九番	佐藤政隆君
四十番	先崎温容君	四十一番	鈴木智君
四十二番	佐藤雅裕君	四十三番	安部泰男君
四十四番	三瓶正栄君	四十五番	佐久間俊男君
四十六番	高野光二君	四十七番	古市三久君
四十八番	宮川えみ子君	四十九番	長尾トモ子君

説明のため出席した者				五十番	満山喜一君	五十一番	渡辺義信君
県				五十二番	太田光秋君	五十三番	佐藤憲保君
				五十四番	今井久敏君	五十五番	宮下雅志君
				五十六番	亀岡義尚君	五十七番	瓜生信一郎君
				五十八番	神山悦子君		
知 事	内堀雅雄君	副 知 事	鈴木正晃君	副 知 事	佐藤宏隆君	総 務 部 長	國分守君
副 知 事	佐藤宏隆君	企 画 調 整 部 長	細川了君	企 画 調 整 部 長	五月女有良君	生活環境部長	穴戸陽介君
保健福祉部長	菅野俊彦君	商工労働部長	小貫薫君	農林水産部長	沖野浩之君	土木部長	矢澤敏幸君
会計管理者	岸孝志君	出納局長(兼)	岸孝志君	風評・風化戦略担当理事	半澤浩司君	原子力損害対策担当理事(兼)	半澤浩司君
企 画 調 整 部 長	市村尊広君	企 画 調 整 部 長	紺野香里君	文化スポーツ局長			

保健福祉部	こども未来局長	菅野寿井君
	商工労働局長	
総務部	観光交流局長	藤城良教君
	秘書課長	
企業局	総務部主幹	川俣基君
	企業局長	
病院局	病院事業管理者	阿部俊彦君
	病院局長	
教育委員会	教育長	挟間章博君
	教育長	
選挙管理委員会	委員	菅野崇君
	委員	
人事委員会	委員	鈴木竜次君
	委員	
公安委員会	委員	成田良洋君
	委員	
労働委員会	警察本部長	千葉悦子君
	警察本部長	
監査委員	事務局長	山本真一君
	事務局長	
議会事務局職員	監査委員	森末治君
	監査委員	
	渡辺仁君	長根由里子君
	渡辺仁君	

事務局次長	白石孝之君
総務課長	佐藤尚美君
議事課長	菅野義君
政務調査課長	市川新吾君
議事課主任主査	後藤康治君
	中村大君

午後一時一分開議

●議長（矢吹貢一君）ただいま出席議員が定足数に達しております。

これより本日の会議を開きます。

●議長提出報告第九号から第十三号まで

●議長（矢吹貢一君）この際、議長より報告第九号から第十三号まで、以上五件を提出いたします。

（参 照）

報告第九号 定期監査等の結果報告について

報告第十号 令和七年度行政監査の結果報告について

報告第十一号 随時監査の結果報告について

報告第十二号 財政支援団体等監査の結果報告について

報告第十三号 令和八年三月四日に執行した例月出納検査の結果報告につい

て

●知事提出議案第一号から第六十八号まで並びに議員提出議案第四百十一号から第四百十五号まで及び前回より継続審査中の議員提出議案並びに議長提出報告第八号及び前回より継続審査中の各請願（委員長報告、討論、採決）

●議長（矢吹貢一君） 次に、知事提出議案第一号から第六十八号まで並びに議員提出議案第四百十一号から第四百十五号まで及び前回より継続審査中の議員提出議案並びに議長提出報告第八号及び前回より継続審査中の各請願に対する審査報告書が各委員長より別紙のとおり提出になっておりますから、御報告いたします。

（報告書別冊参照）

●議長（矢吹貢一君） これより日程に入ります。

日程第一、知事提出議案第一号から第六十八号まで並びに議員提出議案第四百十一号から第四百十五号まで及び前回より継続審査中の議員提出議案並びに議長提出報告第八号及び前回より継続審査中の各請願を一括議題といたします。

付議議案、報告に対する各委員会の審査経過及び結果について、委員長の報告を求めます。

企画環境委員長十八番江花圭司君。

（十八番江花圭司君登壇）

●十八番（江花圭司君） 企画環境委員長報告。

本委員会に付託されました知事提出議案及び議員提出議案に対する委員会の審査経過並びに結果について御報告申し上げます。

委員会は、三月五日、九日、十日、十二日、十三日及び十八日の六日間開会、慎重に審査いたしました。

今回審査いたしました議案は、知事提出議案第一号令和八年度福島県一般会計予算のうち本委員会所管分、同第二十三号東日本大震災・原子力災害伝承館条例の一部を改正する条例、同第三十五号福島県行政手続等における情報通信の技術の利用に関する条例の一部を改正する条例、議員提出議案第四百二十二号東京一極集中の是正に向けた実効性のある取組を求める意見書、以上四件であります。

これが審査に当たりましては、関係当局から詳細な説明を聴取し、質疑応答を重ね、各委員から活発な意見が述べられました後、採決いたしました結果、知事提出議案第一号のうち本委員会所管分外一件については多数をもって、同第二十三号及び議員提出議案第四百二十二号については満場一致をもって、いずれも原案のとおり可決すべきものと決定いたしました。詳細は、議案審査報告書のとおりであります。

なお、議会閉会中において継続調査を要する事件につきましては、別途、継続調査申出書を提出しております。

以上、御報告申し上げます。

●議長（矢吹貢一君） 福祉公安委員長五十四番今井久敏君。

（五十四番今井久敏君登壇）

●五十四番（今井久敏君） 福祉公安委員長報告。

本委員会に付託されました知事提出議案及び議員提出議案に対する委員会の審査経過並びに結果について御報告申し上げます。

委員会は、三月五日、九日、十日、十二日、十三日及び十八日の六日間開会、慎重に審査いたしました。

今回審査いたしました議案は、知事提出議案第一号令和八年度福島県一般

会計予算のうち本委員会所管分、同第四号令和八年度福島県国民健康保険特別会計予算、同第五号令和八年度福島県母子父子寡婦福祉資金貸付金特別会計予算、同第十五号令和八年度福島県立病院事業会計予算、同第三十六号福島県国民健康保険条例の一部を改正する条例、同第三十七号福島県保健師等修学資金貸与条例の一部を改正する条例、同第三十八号福島県理学療法士等修学資金貸与条例の一部を改正する条例、同第三十九号福島県周産期医療等医師確保修学資金貸与条例の一部を改正する条例、同第四十号福島県獣医学修学資金貸与条例の一部を改正する条例、同第四十一号福島県薬剤師法に係る事務処理の特例に関する条例の一部を改正する条例、同第四十二号福島県医薬品、医療機器等の品質、有効性及び安全性の確保等に関する法律施行条例の一部を改正する条例、同第四十三号福島県いじめ問題調査委員会条例の一部を改正する条例、同第四十四号福島県双葉地域における中核的病院看護師修学資金貸与条例、同第四十七号福島県警察職員定数条例の一部を改正する条例、議員提出議案第四百四十三号地域医療を支える医療人材の定着を求める意見書並びに前回より継続審査中の議員提出議案第一百七号、同第一百八号及び同第二百二十八号から同第三百十号まで、以上二十件であります。

これが審査に当たりましては、関係当局から詳細な説明を聴取し、質疑応答を重ね、各委員から活発な意見が述べられました後、採決いたしました結果、知事提出議案第一号のうち本委員会所管分外十三件及び議員提出議案第四百四十三号については、いずれも原案のとおり可決すべきものと決定いたしました。詳細は、議案審査報告書のとおりであります。

なお、議会閉会中において継続審査または調査を要する事件につきまして、別途、継続審査及び継続調査申出書を提出しております。

以上、御報告申し上げます。

●議長（矢吹貢一君） 商労文教委員長十七番渡邊哲也君。

（十七番渡邊哲也君登壇）

●十七番（渡邊哲也君） 商労文教委員長報告。

本委員会に付託されました知事提出議案、議員提出議案及び議長提出報告の請願に対する委員会の審査経過並びに結果について御報告申し上げます。

委員会は、三月五日、九日、十日、十二日、十三日及び十八日の六日間開会、慎重に審査いたしました。

今回審査いたしました議案は、知事提出議案第一号令和八年度福島県一般会計予算のうち本委員会所管分、同第六号令和八年度福島県小規模企業者等設備導入資金貸付金等特別会計予算、同第十二号令和八年度福島県奨学資金貸付金特別会計予算、同第十四号令和八年度福島県工業用水道事業会計予算、同第十六号福島県企業立地資金貸付基金条例を廃止する条例、同第二十四号福島県ハイテクプラザ条例の一部を改正する条例、同第二十五号福島県大町起業支援館条例を廃止する条例、同第三十一号福島県立高等学校条例の一部を改正する条例、同第四十五号福島県教育関係職員定数条例の一部を改正する条例の一部を改正する条例、同第四十六号福島県いじめ問題対策委員会条例の一部を改正する条例、同第五十二号工事請負契約について、議員提出議案第四百四十四号福島県最低賃金の引き上げと早期発効を求める意見書、同第四百四十五号公立学校給食の質向上と学校給食費の抜本的な負担軽減の拡充を求める意見書並びに前回より継続審査中の議員提出議案第九十五号から同第九十七号まで及び同第三百三十三号から同第三百三十五号まで、以上十九件であります。

これが審査に当たりましては、関係当局から詳細な説明を聴取し、質疑応答を重ね、各委員から活発な意見が述べられました後、採決いたしました結果、知事提出議案第一号のうち本委員会所管分については多数をもって、同第六号外九件については満場一致をもって、いずれも原案のとおり可決すべ

きものと決定いたしました。詳細は、議案審査報告書のとおりであります。

次に、請願について申し上げます。今回審査いたしました請願は十二件であります。慎重に審査いたしました結果、いずれも継続審査を要するものと決定いたしました。

なお、議会閉会中において継続審査または調査を要する事件につきまして、別途、継続審査及び継続調査申出書を提出しております。

以上、御報告申し上げます。

●議長（矢吹貢一君） 農林水産委員長十六番鈴木優樹君。

（十六番鈴木優樹君登壇）

●十六番（鈴木優樹君） 農林水産委員長報告。

本委員会に付託されました知事提出議案及び議員提出議案に対する委員会の審査経過並びに結果について御報告申し上げます。

委員会は、三月五日、九日、十日、十二日、十三日及び十八日の六日間開会、慎重に審査いたしました。

今回審査いたしました議案は、知事提出議案第一号令和八年度福島県一般会計予算のうち本委員会所管分、同第七号令和八年度福島県就農支援資金等貸付金特別会計予算、同第八号令和八年度福島県林業・木材産業改善資金貸付金特別会計予算、同第九号令和八年度福島県沿岸漁業改善資金貸付金特別会計予算、同第十九号福島県国営土地改良事業負担金徴収条例の一部を改正する条例、同第二十六号福島県農業総合センター条例の一部を改正する条例、同第二十七号福島県土地改良施設条例の一部を改正する条例、同第四十九号県の行う建設事業等に対する市町村の負担について並びに前回より継続審査中の議員提出議案第百十三号及び同第百十四号、以上十件であります。

これが審査に当たりましては、関係当局から詳細な説明を聴取し、質疑応答を重ね、各委員から活発な意見が述べられました後、採決いたしました結

果、知事提出議案第一号のうち本委員会所管分七件については、いずれも原案のとおり可決すべきものと決定いたしました。詳細は、議案審査報告書のとおりであります。

なお、議会閉会中において継続審査または調査を要する事件につきましては、別途、継続審査及び継続調査申出書を提出しております。

以上、御報告申し上げます。

●議長（矢吹貢一君） 土木委員長二十六番山口信雄君。

（二十六番山口信雄君登壇）

●二十六番（山口信雄君） 土木委員長報告。

本委員会に付託されました知事提出議案に対する委員会の審査経過及び結果について御報告申し上げます。

委員会は、三月九日、十日、十二日、十三日及び十八日の五日間開会、慎重に審査いたしました。

今回審査いたしました議案は、知事提出議案第一号令和八年度福島県一般会計予算のうち本委員会所管分、同第三号令和八年度福島県土地取得事業特別会計予算のうち本委員会所管分、同第十号令和八年度福島県港湾整備事業特別会計予算、同第十三号令和八年度福島県流域下水道事業会計予算、同第二十号福島県道路占用料徴収条例の一部を改正する条例、同第二十一号福島県建築基準法施行条例の一部を改正する条例、同第二十二号福島県建築物のエネルギー消費性能の向上等に関する法律関係手数料条例の一部を改正する条例、同第二十八号福島空港条例の一部を改正する条例、同第二十九号福島県都市公園条例の一部を改正する条例、同第三十号福島県県営住宅等条例の一部を改正する条例、同第五十号及び同第五十一号の工事請負契約について、同第五十三号から同第五十九号までの工事請負契約の一部変更について、同第六十号及び同第六十一号の工事施行協定について、同第六十二号か

ら同第六十五号までの工事施行協定の一部変更について、同第六十六号訴えの提起について、同第六十七号民事調停の申立てについて、以上二十七件であります。

これが審査に当たりましては、関係当局から詳細な説明を聴取し、質疑応答を重ね、各委員から活発な意見が述べられました後、採決いたしました結果、知事提出議案第一号のうち本委員会所管分外一件については多数をもつて、同第三号のうち本委員会所管分外二十四件については満場一致をもつて、いずれも原案のとおり可決すべきものと決定いたしました。詳細は、議案審査報告書のとおりであります。

なお、議会閉会中において継続調査を要する事件につきましては、別途、継続調査申出書を提出しております。

以上、御報告申し上げます。

●議長（矢吹貢一君） 総務委員長二十七番佐藤郁雄君。

（二十七番佐藤郁雄君登壇）

●二十七番（佐藤郁雄君） 総務委員長報告。

本委員会に付託されました知事提出議案、議員提出議案及び議長提出報告の請願に対する委員会の審査経過並びに結果について御報告申し上げます。

委員会は、三月五日、九日、十日、十二日、十三日及び十八日の六日間開会、慎重に審査いたしました。

今回審査いたしました議案は、知事提出議案第一号令和八年度福島県一般会計予算のうち本委員会所管分、同第二号令和八年度福島県公債管理特別会計予算、同第三号令和八年度福島県土地取得事業特別会計予算のうち本委員会所管分、同第十一号令和八年度福島県証紙収入整理特別会計予算、同第十七号福島県税条例の一部を改正する条例、同第十八号福島県行政財産使用料条例の一部を改正する条例、同第三十二号福島県職員定数条例等の一部を改

正する条例の一部を改正する条例、同第三十三号福島県行政手続条例の一部を改正する条例、同第三十四号福島県公益認定等審議会条例の一部を改正する条例、同第四十八号包括外部監査契約について、同第六十八号専決処分報告及びその承認について、議員提出議案第四百四十一号消費税5%への減税、インボイス制度の廃止を求める意見書及び前回より継続審査中の議員提出議案第八十九号、以上十三件であります。

これが審査に当たりましては、関係当局から詳細な説明を聴取し、質疑応答を重ね、各委員から活発な意見が述べられました後、採決いたしました結果、知事提出議案第一号のうち本委員会所管分については多数をもつて、同第二号外九件については満場一致をもつて、いずれも原案のとおり可決または承認すべきものと決定し、議員提出議案第四百四十一号については、多数をもつて否決すべきものと決定いたしました。詳細は、議案審査報告書のとおりであります。

次に、請願について申し上げます。

今回審査いたしました請願は四件ありますが、慎重に審査し、採決いたしました結果、「消費税5%への減税、インボイス制度の廃止を求める意見書の提出について」は、多数をもつて不採択とすべきものと決定いたしました。詳細は、請願審査報告書のとおりであります。

なお、議会閉会中において継続審査または調査を要する事件につきましては、別途、継続審査及び継続調査申出書を提出しております。

以上、御報告申し上げます。

●議長（矢吹貢一君） 以上をもつて、各委員長の報告は終わりました。

ただいまの委員長報告に対し、御質疑はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

●議長（矢吹貢一君） 御質疑ないと認め、質疑を終結いたします。

これより討論に入ります。

通告により発言を許します。二十四番大橋沙織君。(拍手)

(二十四番大橋沙織君登壇)

●二十四番(大橋沙織君) 日本共産党の大橋沙織です。県議団を代表し、討論を行います。

初めに、知事提出議案について反対の立場から意見を述べます。

議案第一号「令和八年度福島県一般会計予算」についてです。

県の当初予算額は約一兆二千六百六億円、今年度当初予算比で二百十二億円、一・七%の減となり、そのうち復興・創生分は約千九百七十億円、対前年度比六百八十七億円、二五・九%の減です。

アメリカとイスラエルによるイランへの無法な先制攻撃で、世界情勢は深刻化しています。

政府は、イランとイスラエルには事態の鎮静化を求めながら、先制攻撃を仕掛けたアメリカには何も物が言えません。

今日の日米首脳会談でイランへの攻撃を中止するよう、アメリカに求めるべきです。

異常円安に続き原油価格高騰など、ますます国民生活が圧迫される下で、国民生活を支える国の姿勢が厳しく問われています。

今こそ消費税減税を実現すべきです。

ところが、今年四月から国民の税負担が引き上げられます。

巨額の防衛予算確保のために防衛特別法人税とたばこ税が開始され、一兆円規模の負担増が見込まれています。

さらに、来年一月からは防衛特別所得税を導入し、所得税額に一%を上乗せする増税も狙われていますが、物価高騰に苦しむ国民の暮らしを顧みることなく負担増を押しつける姿勢は、到底看過できません。

だからこそ、国の悪政に対峙し、県民生活を守るための施策が一層求められています。

とりわけ本県は震災、原発事故の影響により、少子高齢化や人口減少が全国に比べて約十年早く進行しています。

震災から十五年を迎えた今こそ復興ビジョンと計画に立ち返り、原子力に依存しない社会づくり、日本一子育てしやすい県、全国に誇れる健康長寿の県の理念の下、県民の暮らし最優先の予算編成へと転換することを求めます。

昨日、我が党総括質問の答弁で、知事は国民主権、基本的人権の尊重、平和主義という現行憲法の三つの基本原則についての基本認識を述べられました。

大変重要な答弁であり、今後もこの現行憲法を基本に据えた県政運営を進められることを求め、以下意見を述べます。

第一に、県民生活と医療・福祉を支える施策についてです。

物価高が続く中、県民生活は厳しい状況に置かれています。

新自由主義経済の下で、いわゆる失われた三十年と言われる長期の経済停滞により、地域経済を支える中小企業や小規模事業者も厳しい経営環境に直面しています。

県内の中小企業の倒産件数は二年連続で百件を超えており、事業継続そのものが大きな課題となっています。

県は、生産性向上に取り組むことのできる事業者に対しては賃上げ支援を行います。この事業の対象となるのは中小企業八万件のうち僅か数百件です。

地域の経済も文化も支えているのが中小零細企業であり、ここへの支援が必要です。

お弁当屋さんを経営する女性は、引き上げられた最賃分を十分に支払う余

裕がなく、やむなく従業員の労働時間を短縮せざるを得ないと話しています。

また、スーパールの清掃をしている七十代の女性は、これまでは一日七時間働き、月十二万円もらっていた。しかし、一月からは時給が引き上がったものの一日一時間しか働けなくなり、月の給料は僅か一万円、働きたくても働かせてもらえないとの事例が出ています。

最低賃金の引上げは、労働者の生活を守る上で重要です。

同時に、中小企業が賃上げできる環境を整えることが不可欠であり、社会保険料の負担軽減など、国の責任による支援が求められています。

県が今年度実施した最低賃金引上げのための緊急一時支援は、多くの事業者から歓迎されています。

最低賃金の引上げは人口流出対策としても重要です。

教員やバス運転手など人手不足が深刻な中、賃金水準の高い隣県に働き手が流れている現状を真摯に受け止め、賃上げのための直接支援を継続すべきです。

医療・福祉の分野でも課題は深刻です。

医療費四兆円削減、高額療養費制度の自己負担限度額引上げなど、患者に重い負担を強いるものです。

地域医療と福祉を支える人材確保を進めるとともに、加齢性難聴者への補聴器購入補助など、健康長寿の県にふさわしい施策を進めるべきです。

第二に、原発事故からの復興と避難者支援についてです。

原発事故から十五年が経過しました。事故直後、二度と事故を繰り返してはならない、原発に依存しない社会を目指すべきだという思いが社会全体に広がりました。

今月十一日に行われた追悼復興祈念式で、遺族代表の方は、「どうか現場の小さな声、被災者一人一人の心の震えにこれからも耳を傾けてください」

と話しました。

これは国や政府だけでなく、県にも同様に求められているのではないのでしょうか。

そうした中でも、知事は原発再稼働に反対する立場を明確に示しています。

原発事故を二度と繰り返さないでほしいという県民の願いに応える姿勢を示すことこそが、事故の教訓を生かすことにつながるのではないのでしょうか。

今なお多くの避難者の生活再建は途上にあり、課題は継続しています。

復興政策では、道路整備などハード事業に多額の予算が投入されてきましたが、その一方で避難者への住宅支援の打ち切りなど、生活再建を支える支援は次々と縮小されてきました。

国、県発表の避難者数は二万三千人、一方、避難地域十二市町村によれば四万二千人と約二万人の乖離があります。

新年度から避難地域復興局内の避難者支援課と生活拠点課が統合され、避難者生活支援課となりますが、避難者の丁寧な実態把握と支援の継続を求めるものです。

今月末には、大熊、双葉両町からの避難者に対する住宅無償提供が打ち切られます。少なくとも避難指示が継続している間は無償提供を続けるべきです。

これまでイノベ関連事業には五千九百億円がつぎ込まれてきました。

一方で、この間、補助金を受けながら倒産した企業は四件、その企業が受けていた補助金は百六億円に上り、そのほかに撤退した企業が四件あります。多額の復興予算が県民の復興に本当に役立ってきたのか検証すべきです。

原発事故からの真の復興とは、被災された方々の生活となりわい、そして尊厳を守ることです。ハード中心の復興ではなく、避難者を支える人間の復

興にこそ重点を置くべきです。

原発避難者の医療・介護の保険料減免の継続や希望者が安心して帰還できる環境整備など、引き続き国に対して支援を求めるべきです。

第三に、農業や若者支援など、将来を支える分野への取組です。

本県では、若者の県外流出に歯止めがかかっていません。

人口流出は、広島県に次いで全国二番目という深刻な状況です。

高い学費と奨学金の返還が若者の生活を圧迫しており、奨学金返還支援などの制度拡充が求められています。

若い世代が地元に残りたい、帰ってきたいと思える環境を整えることが重要です。

また、本県の基幹産業である農業分野も資材価格の高騰などにより厳しい状況に置かれています。

食料を支え、県土を守る農業への支援を強化し、持続可能な農業を守る必要があります。

農業従事者は五年間で一万四千人以上減少し、過去最少となりました。

農業だけでは暮らしていけないことが要因です。

県は、もうかる農業を掲げ、農地集約、大規模化などを推進していますが、県内農業は家族経営などの小規模農家が支えており、ここへの支援こそ求められています。

教育分野においては、教員不足が深刻です。

本県は毎年百人から二百人の教員が不足、新学期でも担任がいない、産休などの代替教員を配置できない状況が常態化してしまっています。

さらに、文科省の調査では、本県の小学校の教員不足数は百三十九人と全国で最も深刻で、中学校も始業日時点で教員不足が生じた学校の割合が高く、全国平均の三倍です。

教育予算を拡充し、子供も教員も生き生きと過ごせる学校環境の実現が求められています。

人口減少が進む中で、教育や農業など地域を支える分野を手厚くし、将来を見据えた県政運営を行うべきです。

第四に、人類的な課題である気候危機対策についてです。

年々深刻になる温暖化、気候危機は大きな課題です。

新年度から本県でも高校体育館及び実習室へのエアコン設置に踏み出します。非常に大事な一歩です。

エアコン設置は七年かける計画ですが、昨今の異常気象とそれによる災害被害の甚大化を見れば、迅速な対応が求められます。

学校現場では、県の計画を待ちきれず、保護者負担で独自に設置するところも出ています。予算を拡充し、一気に設置を進めるべきです。

県教委が示した学校の維持管理予算は僅か一%の増額で、物価高騰に追いついていません。

そもそもカーボンニュートラルに取り組む県の本気度が見えません。

二酸化炭素を大量に排出する石炭火発の廃止抜きに実効性のある取組とは言えず、抜本的な見直しが求められます。

第五に、ジェンダー平等の推進に向けた取組についてです。

本県においても、性別による固定的な役割分担意識は依然として残っており、賃金格差や管理職に占める女性の割合の低さ、家事、育児の負担の偏りなど、解決すべき課題は多く残されています。

本県のジェンダーギャップ指数は、経済分野を除き、行政、政治、教育の各分野で順位を下げており、特に教育分野は全国ワースト一位と深刻な状況です。

ジェンダー平等後進県からの早期脱却が求められています。

また、女性が安心して働き続けられる環境整備や出産、子育てと仕事の両立支援の充実、人口減少対策の観点からも重要です。

さらに、性の多様性への理解を広げ、誰もが尊重される社会の実現も不可欠です。

ジェンダー平等の実現は、特定の人のための施策ではなく、全ての県民が自分らしく生きることができる社会の基盤です。

県として実効性ある取組を一層推進することを強く求めるものです。

以上、五点にわたり申し上げました。いずれも県民の暮らしと尊厳に関わる問題であり、本予算には賛成できません。

次に、議案第三十五号「行政手続等における情報通信の技術の利用に関する条例の一部を改正する条例」についてです。

本条例は、情報通信技術を活用した行政手続の推進に関する法律に基づき、行政手続のオンライン化を進めるためのものとされています。

今回想定されている対象は、法人登記申請など法人に関する手続とされていますが、条例にはマイナンバーカードの利用に関する規定も盛り込まれており、将来的には個人への適用に広がる可能性も含む内容となっています。

行政手続の利便性向上を図ること自体は重要です。

しかし、マイナンバーカードの利用を前提とする制度については、個人情報報の取扱いや利用範囲の拡大に対する県民の不安も依然として存在しています。

また、本条例は対象となる具体的な手続が必ずしも明確ではなく、今後の運用によって適用範囲が拡大していく可能性があります。

さらに、デジタル化の推進には、莫大な財政負担を伴う点も重大な問題です。県民生活に関わる制度である以上、対象や影響について十分な説明と慎重な検討が求められます。

行政のデジタル化は、県民の理解と信頼の下に進められるべきであり、賛成できません。

次に、議案第三十六号「国民健康保険条例の一部を改正する条例について」です。

これは、十八歳以上の全ての国民から子ども・子育て支援金を医療保険料に上乗せして新たに徴収するための条例改定です。

子育て支援の重要性は誰もが認めるところです。しかし、その財源を国民に負担させるやり方は国民同士の分断につながります。

既に新年度から三年間は段階的に負担が増えることが決まっています。

際限なく増え続ける防衛予算などを見直して、子育て支援の財源を確保すべきです。

次に、議案第六十六号、県営住宅の明渡しを求める提訴についてです。

今回明渡しを求める県営住宅は、復興公営住宅です。

原発事故による避難を続ける中で様々な困難にぶつかり、日常生活を送ることそのものが困難になってしまったのではないのでしょうか。原発事故によって暮らしが壊された思いは計り知れません。

福祉との連携は当然重要ですが、原発事故特有の心理的な複雑さにも寄り添って対応することを求めるものです。

続いて、議員提出議案について意見を述べます。

議案第百四十一号「消費税五％への減税、インボイス制度の廃止を求める意見書」についてです。

さきの総選挙では、自民党も含め、ほぼ全ての政党が消費税減税を訴えました。

本気で消費減税を進めるのであれば、国民会議ではなく、党派を超えて国会で議論すべきです。

日本共産党は、将来的な消費税廃止を目指し、緊急に一律5%の減税を提案しています。

準備期間は数か月で可能で、物価高対策として効果的です。

財源は、大企業や富裕層に応分の負担を求める税制の改革によって確保できます。

よって、議案第四百十一号は可決すべき、請願九十九号は採択すべきです。

以上で討論を終わります。(拍手)

●議長(矢吹貢一君) 通告により発言を許します。二十九番佐々木彰君。(拍手)

(二十九番佐々木 彰君登壇)

●二十九番(佐々木 彰君) 自由民主党議員会の佐々木彰です。私は、本県の未来に責任を担う同志を代表し、知事提出議案第一号「令和八年度福島県一般会計予算」につきまして、賛成の立場から意見を申し述べます。

知事は、昨年十月に示された当初予算編成方針に基づき、複合災害からの復興、人口減少の克服、物価高、防災力の一層の強化など、県政が直面する横断的課題に的確に応えるため、本予算を編成されました。

その基本的な考え方については「総合計画に掲げた将来の姿の実現に向け、安定的な財政基盤を堅持しながら、これらの施策を力強く推進していく」と、我が党鈴木幹事長の代表質問に対し、明確に答弁されたところであります。

財政の見通しにつきましては、歳入面では個人県民税や法人事業税の増収を見込む一方、軽油引取税の暫定税率廃止に伴う減収を見込み、本年度当初予算比一・四%減となる総額二千四百十八億円が計上されております。

また、地方交付税や各種基金を適切かつ効果的に活用することにより、必要な財源の確保が図られております。

歳出におきましては、物価高騰対策や防災力強化をはじめ、根拠に基づく政策立案の下、効率性と実効性を重視した予算編成が行われたものと認識し

ております。

その結果、復興・創生分千九百七十億円を含む一兆二千六百六億円の規模となりました。

これは、復興再生と地方創生を一層推進する第三期復興・創生期間の初年度として極めて妥当かつ適切な内容であり、社会情勢の変化を的確に踏まえた予算であると評価するものであります。

それでは、新年度における主な事業について申し述べます。

まず、避難地域における復興の加速化についてであります。

震災から十五年が経過し、避難指示区域の大幅な縮小や拠点施設の整備の進展など、復興は確実に前進しております。

福島イノベーション・コースト構想の推進により、浜通り地域には福島ロボットテストフィールドをはじめ最先端の研究、実証拠点が整備され、復興知を生かした特色ある教育、人材育成、さらにはFIREIと地域企業、団体との連携も進展しております。

特に、設立から三年目を迎えるFIREIについては、令和十年度からの供用開始を目指す駅前整備と連動した施設整備が順調に進んでおります。

一方で、浜通りのみならず中通り、会津地域の企業からもFIREIとの連携に対する期待の聲が高まっております。

新年度は、県全体を対象とした地域とFIREIの連携事業への支援に加え、県からFIREIに派遣している広域連携監を中心とした地域との結びつきが一層強化されます。

FIREIが地域と一体となった取組をさらに拡大し、その設置効果が県内全域に広く波及することを期待するものであります。

避難地域における病院は、単なる医療提供の場にとどまらず、住民が安全・安心を実感し、帰還や定住を決断するための不可欠な生活基盤であると

ともに、地域再生を象徴する心のよりどころとしての役割を果たします。

現在、県では双葉地域における中核的病院の早期開院に向け、施設の基本、実施設計や人材確保などの取組を進めておりますが、医療従事者、とりわけ多くの人材を必要とする看護師の確保は全国的にも深刻な課題であり、計画的な取組が不可欠であります。

県は、新年度から中核的病院での勤務を希望する看護学生を対象とした修学資金の貸与制度や、県外の医療機関等で勤務する看護師が中核的病院での勤務を前提に県内へ移住する場合の支援金制度の創設など、県立医科大学や関係機関と連携した取組を進める考えであります。

地域の安全・安心な暮らしを支えるため、適切な対応を強く求めるものであります。

また、避難地域だけにとどまらず、地域の実情を踏まえた医療人材の確保を国に求めるため、今定例会において、我が党から議員提案として「地域医療を支える医療人材の定着を求める意見書」を提出しております。併せて御議決賜りますよう、お願い申し上げます。

次に、出会い、結婚、子育て支援、健康長寿の実現についてであります。

高市総理は、先月二十日の施政方針演説において「少子化、人口減少は、我が国の活力をむしろいかに静かな有事である」と強い危機感を示し、その上で、「少子化傾向を反転させるための対策を強化する」ことを明言しました。

国が先月発表した令和七年の年間出生数は七十万五千八百九人で、十年連続の減少となりました。

本県は、八千二百五十二人で過去最少を更新し、人口減少が長期間にわたリ、しかし確実に社会の基盤をむしろいかに静かな状況にあります。

新年度は、居住地域にかかわらず安心して妊娠、出産に臨めるよう、遠方

の医療機関での妊婦健診や出産に関わる交通費等について県独自の上乗せ補助を行うほか、物価や建設費の高騰が続く中での住環境を整えるため、子育て世代への住宅取得費用の支援を開始します。

若い世代が安心して子供を産み育てることが出来る環境づくりに積極的に取り組むよう、強く求めるものであります。

次に、教育環境の充実についてであります。

教育環境の充実、県の将来を担う人づくりに欠かせない、極めて重要な要素であります。

県教育委員会は、我が党の代表質問に応える形で、今後の県立高等学校の在り方について検討を進めていくことを明らかにしました。

冒頭申し上げました少子化や情報化の進展など、社会情勢が目まぐるしく変化している中で、県立高等学校が果たすべき役割を明確にさせていただきましたと思います。

特に、適切な学校規模に関する議論については、引き続き私立学校側と建設的な議論を進めていただきたいと思います。

さらに、我が党の代表質問でも取り上げたとおり、人づくりの礎である教育の質の向上は極めて重要であり、その質を上げるのは教職員一人一人の意識であります。

しかしながら、一部教職員による不祥事が相次ぎ、学校現場が混乱していることは看過できません。

学校は、子供たちが心身ともに健やかに過ごせる場所であってはなりません。

子供たちの人格形成に関わる大人として、そして未来を開く教育者として、全ての教職員が強い自覚を持って行動するよう強く要望するものであります。

次に、医療・介護体制の充実についてであります。

本県の高齢化率は全国平均を上回るペースで上昇しており、令和七年八月時点では三四・二％と過去最高を更新しております。

また、二〇四〇年には団塊ジュニア世代が六十五歳以上となり、高齢化率は四〇％を超えると予測されております。

介護を必要とする方に持続的に介護保険サービスを提供するためには、介護人材の確保・定着が不可欠であります。

しかし、少子化の影響により生産年齢人口が減少し、働き手の確保が追いつかない状況にあります。

そのため、多くの若者が実際の介護現場を知り、介護職への興味、関心を持つ機会を広げる取組が求められます。

県はこれまで、親子を対象とした参加型イベントや小中高校生を対象とした職場見学会などを通じて、介護の仕事の魅力を若い世代に伝えてきました。新年度は、介護のボランティア活動に特化したマッチングサイトを活用し、介護への関心を高める取組をさらに強化する考えであります。

市町村や関係機関と連携し、介護人材の確保にしっかりと取り組むよう求めるものであります。

次に、安心して住み、暮らすための環境づくりについてであります。

我々の心を癒し、豊かな恵みをもたらす雄大な自然は、一たび牙をむけば地震や雪崩、あるいは記録的な豪雨となつて平穏な日常を一瞬で奪う脅威となります。

東日本大震災の発災以来、本県は毎年のように大規模災害に見舞われ、県民は自然災害の恐ろしさを身をもって知っております。

安全・安心な日常を守るためには、これまでの地域防災力の向上に加え、自然災害に備えた防災力の一層の強化が必要です。

今後、県は国が策定した第一次国土強靱化実施中期計画を踏まえ、河川改

修や消融雪施設の整備などの豪雨、豪雪対策を進めるとともに、橋梁の耐震化など、公共土木施設の強靱化を図っていく考えであります。

災害対策は、一歩ずつ確実に進めていかなければならない、終わりのない取組であります。県の積極的な対応を求めるものであります。

今年度は、ツキノワグマの目撃件数や人身被害件数が過去最多となり、市街地や住宅地など、我々の日常エリアでの出没が常態化しております。

国においては、クマ被害対策パッケージに基づき、全国の自治体への支援を強化しているところでありますが、県としても年間を通じた大量出没を想定し、中長期的な視点に立った対策を進めていく必要があります。

新年度は、捕獲等を行う専門人材の育成・確保や個体数管理の強化など、市町村や関係機関と連携した取組が進められます。

熊の被害防止に向け、切れ目のない対策の推進をお願いいたします。

次に、豊かで持続可能なまちづくりについてであります。

昨年七月、猪苗代湖がラムサール条約湿地に登録され、その魅力が改めて発信されております。

本県の宝である猪苗代湖の環境保全を一層推進していくことが求められます。

今後、県は将来の環境保全を担う人材育成や自然環境学習の受入れ体制の整備を図っていく考えであります。

また、新年度からはふくしまグリーン復興構想の第二期がスタートします。これまで会津地方を中心に進められてきた取組が全県に拡大されることから、自然公園の魅力向上が大いに期待されます。

本県の豊かな自然を活用し、環境学習や交流の機会を拡大するなど、環境保全に対する県民の意識の向上に向け、積極的な取組をお願いするものであります。

次に、中小企業等の振興、新産業の創出・集積についてであります。

中小企業、小規模事業者は地域経済を支えし、雇用やコミュニティの維持などにおいて中心的かつ重要な役割を担う存在であります。

しかし、昨今の原材料価格の高騰に伴う物価上昇や米国の関税措置等による経営環境の変化、人手不足、後継者不足、さらに最低賃金の大幅な引き上げなどにより、極めて厳しい経営環境に置かれております。

このため、県は販路開拓や生産性向上に向けた取組を促進し、中小企業、小規模事業者の安定した経営の実現を目指していく考えです。

中小企業等の振興については、令和七年十二月定例会において我が党が提出した「中小企業・小規模事業者への支援強化を求める意見書」が可決されており、その方向性は明確であります。

県の積極的な取組により、地域経済に新たな活力が生まれ、経済の好循環につながることを大いに期待するものであります。

次に、農林水産業の振興についてであります。

農林水産資源を活用し、付加価値を高めた商品をつくる六次化産業は、地域経済の活性化にもつながることから、全国各地で様々な取組が行われております。

本県においては一次産業、二次産業、三次産業が連携し、地域産業六次化として本県独自の取組を継続しており、商品開発への支援、販路拡大、PRなどに取り組んでおります。

今後は従来の産業連携に加え、消費者による生産体験や商品開発の企画など、多様な主体が関わる新たな六次化商品づくりが進められます。

地域の雇用創出や食品産業の事業拡大、さらには関係人口の創出にもつながる福島ならではの地域産業六次化が一層推進されることを期待するものであります。

次に、交流、移住の促進であります。

全国の自治体、企業と連携し、移住相談などを行っているふるさと帰郷・移住交流推進機構の令和七年移住希望地ランキングにおいて、本県は第五位となりました。

農業を始めたい方や広い住居を求める方などから支持され、前年同様トッペン入りとなりました。

これは窓口相談者へのアンケート結果であり、全てが即移住につながるものではありませんが、これまでの堅実な取組が着実に成果として現れたものと受け止めております。

一人でも多くの方々に本県への移住を決断していただけるよう、丁寧かつ熱意のある相談体制の充実をお願いするものであります。

また、県は新年度、県内への新たな人の流れを創出するため、関係人口拡大に向けた取組を一元的に発信するポータルサイトの構築をはじめ、テレワークや副業などを切り口とした県外企業への積極的なアプローチなど、情報発信の強化に取り組むこととしております。

多様な交流機会を創出し、将来的な移住の拡大へとつながるよう、強く求めるものであります。

最後に、風評・風化対策についてであります。

震災から十五年が経過し、復興再生が進む一方で、観光や教育旅行の宿泊者数は震災前の水準に回復していないなど、いまだ風評の影響は残っております。

また、時間の経過とともに風化も進んでおり、風化の抑制を図るためには改めて本県への関心を高め、共感の輪を広げていくことが極めて重要であります。

このため、県は市町村や企業等との連携による情報発信をはじめ、首都圏、

関西圏などにおける本県の復興状況の発信に引き続き取り組む考えであります。

風評・風化対策は災害対策と同様に終わりのない取組であります。戦略的な対策が展開されるよう、大いに期待するものであります。

以上申し述べましたとおり、知事提出議案第一号「令和八年度福島県一般会計予算」は福島県の復興と地方創生を実現するためにふさわしい予算であり、大いに評価すべき内容であります。よって、当然賛成すべきものと考えます。

本年は昭和元年から起算して満百年の節目であり、福島県政百五十周年の記念すべき年でもあります。

多くの困難を乗り越え、今日に至る歴史を紡いできた先人の努力に思いを致し、その歩みを学び、再評価する。我が党は節目の年に当たり、過去のよき伝統を現代に生かし、今の時代を生きる県民一人一人にとって希望のある一年となるよう、全力を尽くしていく所存であります。

以上をもちまして、私の討論を終わります。御清聴誠にありがとうございます。
ました。(拍手)

●議長(矢吹貢一君) 通告により発言を許します。二十三番三村博隆君。(拍手)
(二十三番三村博隆君登壇)

●二十三番(三村博隆君) 県民連合議員会の三村博隆です。会派を代表して、今定例会に提出された知事提出議案第一号「令和八年度福島県一般会計予算」について、賛成の立場から意見を述べさせていただきます。

令和八年度は第三期復興・創生期間の初年度であるとともに、震災と原発事故から十五年、福島県が誕生してから百五十年となる大変重要な節目の一年です。

これらを踏まえ、県は令和八年度当初予算を共創で歩む復興・創生予算と

位置づけ、頻発化、激甚化する自然災害や物価高などの課題に適切に対応しながら、福島ならではの県づくりに向け復興と地方創生を一層進めるため、総額一兆二千六百億円を計上いたしました。

県民が豊かさや幸せを実感できる、魅力ある福島をつくり上げていくという決意が表れた予算であると認識しております。

今回の予算の内容を詳しく見てまいります。

まず、歳入については、雇用及び所得の状況や物価上昇による消費動向を注視していく必要がある中、復興・創生に向けた取組など、広範かつ多額の財政需要に対応するため、財源の確保は非常に厳しい状況にあったと思います。

このため、原子力災害等復興基金などの有効活用や事務事業見直しの徹底、さらには知事が先頭に立つて国に対し要望活動を行うなど、あらゆる方策を講じて歳入の確保に取り組まれており、並々ならぬ努力、そして工夫の跡がうかがえます。

復興に向けた取組が第三期復興・創生期間という新たなステージを迎える中、人口減少対策はもとより、長引く物価高への対応や防災力の強化、地球温暖化対策、デジタル変革など多くの課題に確実に対応するため、引き続き財源の確保にしっかりと取り組んでいただきたいと思います。

続いて、歳出についてです。

我が会派の宮下議員の代表質問に対して、知事は「福島ならではの県づくりに向けて、総合計画の八つの重点プロジェクトに重点的に予算を配分し編成した」との答弁をいただいております。

そこで、具体的な施策について、重点プロジェクトの区分に従ってそれぞれ見てまいります。

まず、避難地域等復興加速化プロジェクトに関する施策についてです。

避難地域においては、帰還困難区域を抱える七市町村のうち六市町村において特定帰還居住区域が設定され、宅地や道路等の除染、インフラ整備が進められるなど、復興に向けた動きは着実に進んでいます。

一方で、医療、介護、住まい、子育て、買物などの生活環境の整備に加え、産業、なりわいの再生など、解決すべき課題は依然として残っております。

新年度予算は引き続き事業、営農の再開に向けた支援やさらなる移住促進のための情報発信強化に取り組むとともに、双葉地方における中核的病院の整備、福島国際研究教育機構と地域との連携強化など新たな課題にも対応していく内容となっており、避難地域等の復興をさらに加速させるため、確実に施策を実行していただきたいと思えます。

次に、人・きずなづくりプロジェクトに関する施策についてです。

震災と原発事故から十五年が経過する中、根強く残る風評の払拭と、時間の経過に伴って加速する風化を抑制することは重要な取組です。

そのため、新年度も引き続き、復興に向けて歩み続ける福島県の姿や県産品などの魅力を国内外に戦略的に発信するとともに、震災の記憶や教訓を次世代に継承する取組にも力を入れる内容となっております。

また、今年と来年の二回にわたって開催される大ゴッホ展と連携した様々な施策も盛り込まれており、これを契機として多くの方々に福島を訪れていただき、復興が進む福島の現状と様々な魅力を実感していただくことを期待したいと思います。

次に、安全・安心な暮らしプロジェクトに関する施策についてです。

全国的に自然災害の頻発化、激甚化の傾向が続いており、来るべき自然災害への備えは依然として重要です。

そのため、自助、共助、公助の各主体が災害の種別や進捗に応じた防災行動を取るための計画、防災タイムラインを策定することにより、迅速かつ適

切な災害対応につなげていくほか、地域防災サポーターによるマイ避難を推進するなど、地域防災力の強化を図っていくための施策が盛り込まれております。

また、今年度は全国的にツキノワグマの出没や被害が数多く報道され、本県でも目撃件数が過去最多を記録し、人身事故も相次いで発生いたしました。こうした状況は来年度も継続するおそれがあるため、当初予算に盛り込まれた熊に関する調査、監視や被害防除、専門人材の確保など、対策の強化に向けた取組を確実に実施していただきたいと思えます。

次に、産業推進・なりわい再生プロジェクトに関する施策についてです。

まず、農林水産業の振興については、地球温暖化などに対応するため新項目、新技術の導入や有機農業を軸とした多様な取組にチャレンジする意欲ある担い手を支援するとともに、多様な主体が連携して取り組む六次化商品の開発や、共同利用によるスマート農業機器等の導入支援などのスマート農業の推進に取り組む予算が計上されております。

さらに、水産業の復興に向けた継続的な支援、近年の気温上昇を踏まえた畜産業の暑熱対策、飼料価格高騰対策も盛り込まれております。

また、商工業については、水素社会の構築に向けた水素ステーションの整備や燃料電池自動車等のさらなる導入推進、今後成長が期待される航空宇宙関連産業の集積に向けた認証取得や設備導入への支援に加え、創業関連ベンチャー企業等の成長支援等に取り組むなど、新産業の創出・集積にも力を入れております。

このように、基幹産業である農林水産業や商工業の振興に加え、新産業の創出と集積により産業全体の発展に寄与し、復興・創生のさらなる推進が期待されます。

次に、輝く人づくりプロジェクトに関する施策についてです。

大変厳しい本県の少子化の現状を踏まえ、若い世代を対象とした大規模マツチングイベントを開催するほか、遠方での出産、健診等に係る通院費用の支援拡充、産後早期の子育て支援情報の提供や出産時のお祝い膳等の費用を支援する内容が盛り込まれました。

また、こども誰でも通園制度の本格実施や子育て世帯への住宅取得費用の支援、学校給食費の負担軽減に加え、新たな中央児童相談所の整備に着手するなど、出会い、結婚、出産、子育てといった各ステージにおける支援をさらに充実させる施策も盛り込まれております。

さらには、新たなふくしま健民アプリの活用促進に加え、健康をテーマとした第三期チャレンジふくしま県民運動も実施するとしており、本県の重要課題である誰もが健康で暮らしやすい県づくりに向けて、多様な政策を総合的にしっかりと推進していただきたいと思っております。

次に、豊かなまちづくりプロジェクトに関する施策についてです。

地球温暖化対策など、環境と調和、共生した持続可能な地域づくりが求められる中、福島県二〇五〇年カーボンニュートラルの実現に向け、企業や県民の皆さんの意識醸成と実践拡大を一層推進するため、脱炭素モデル企業への支援や若者との共創による情報発信などに取り組む予算となっております。

また、猪苗代湖のラムサール条約登録を契機として、将来の環境保全を担う人材の育成や環境学習の受入れ体制の整備に取り組むほか、自然公園の魅力向上など、第二期ふくしまグリーン復興構想を推進していく内容となっております。環境に優しい循環型社会の形成につながることを期待したいと思っております。

次に、しごとづくりプロジェクトに関する施策についてです。

県内経済は、物価高や人手不足、人件費の向上などが続いており、県内企業の休廃業の件数も増加が見られるなど、予断を許さない状況にあります。

このため、福島で働く魅力や若者が求める情報をポータルサイトに集約して発信するとともに、小中学生の職業体験イベント等の充実、企業における働き方改革や女性活躍に向けた意識改革の伴走支援、奨励金等による職場環境の整備、さらにはインターンシップ等の実施促進などにより、「感動！ふくしま」プロジェクトを一層強化する予算となっております。

また、中小企業等の生産性向上や展示会出展などの取組への支援、価格転嫁の推進に向けたセミナー等も実施することとなっており、地域経済を支える県内企業の稼ぐ力の強化や多様な人材確保・育成につながることを期待するところです。

最後に、魅力発信・交流促進プロジェクトに関する施策についてです。

四月から始まるふくしまDCは、福島のような魅力とともに、福島の復興の現状を正しく知っていただく絶好のチャンスでもあります。

そのため、ふくしまDCでは各種事業を展開するほか、通年での観光誘客に向け、効果的な情報発信やリピーターの創出を図っていくこととしております。

また、関係人口のさらなる創出に向け、県、市町村等の取組を一元的に発信するポータルサイトの構築や受入れ体制の整備などに取り組むとともに、テレワークや副業等に積極的な県外企業への情報発信の強化にも取り組む内容となっております。

さらに、海外プロモーションによるインバウンド誘客、台湾便をはじめとした国際チャーター便の運航促進に加え、大ゴッホ展に向けた機運の醸成や県政百五十周年記念事業の実施などを通じて、国内外との多様な交流をさらに促進していただきたいと思います。

令和八年度当初予算は、以上の八つのプロジェクトを中心に、震災、原発事故からの復興再生と人口減少の克服に向けた地方創生、さらには自然災害

への対応や地球温暖化対策、デジタル変革などの横断的な課題への対応などの施策をしっかりと前に進め、福島ならではの将来の姿を実現するための予算として編成されております。

今後は、予算に盛り込まれた施策について、市町村をはじめとしたあらゆる主体と一体となって力強く推進し、成果につなげていくことを求めたく思います。

以上のとおり、知事提出議案第一号「令和八年度福島県一般会計予算」につきましては、復興と地方創生を実現するための実効性のある予算として大いに評価できる内容であり、当然に賛成すべきものです。

議員各位の御賛同を賜りますことをお願い申し上げ、私の討論を終わります。ありがとうございます。（拍手）

●議長（矢吹貢一君） 以上をもって討論を終結いたします。

お諮りいたします。知事提出議案第一号、第三十五号、第三十六号、第四十九号及び第六十六号、以上の各案を一括採決いたして御異議ありませんか。

〔異議なし〕と呼ぶ者あり〕

●議長（矢吹貢一君） 御異議ないと認め、一括採決いたします。

（参 照）

議案第 一 号 令和八年度福島県一般会計予算

議案第三十五号 福島県行政手続等における情報通信の技術の利用に関する

条例の一部を改正する条例

議案第三十六号 福島県国民健康保険条例の一部を改正する条例

議案第四十九号 県の行う建設事業等に対する市町村の負担について

議案第六十六号 訴えの提起について

●議長（矢吹貢一君） 議案第一号「令和八年度福島県一般会計予算」外四件を一括原案のとおり決するに御賛成の各位の御起立を求めます。

（賛成者起立）

●議長（矢吹貢一君） 起立多数。よって、各案は一括原案のとおり可決されました。

次に、お諮りいたします。知事提出議案第二号から第三十四号まで、第三十七号から第四十八号まで、第五十号から第六十五号まで、第六十七号及び第六十八号、以上の各案を一括採決いたして御異議ありませんか。

〔異議なし〕と呼ぶ者あり〕

●議長（矢吹貢一君） 御異議ないと認め、一括採決いたします。

（参 照）

議案第 二 号 令和八年度福島県公債管理特別会計予算

議案第 三 号 令和八年度福島県土地取得事業特別会計予算

議案第 四 号 令和八年度福島県国民健康保険特別会計予算

議案第 五 号 令和八年度福島県母子父子寡婦福祉資金貸付金特別会計予

算

議案第 六 号 令和八年度福島県小規模企業者等設備導入資金貸付金等特

別会計予算

議案第 七 号 令和八年度福島県就農支援資金等貸付金特別会計予算

議案第 八 号 令和八年度福島県林業・木材産業改善資金貸付金特別会計

予算

議案第 九 号 令和八年度福島県沿岸漁業改善資金貸付金特別会計予算

議案第 十 号 令和八年度福島県港湾整備事業特別会計予算

議案第 十一号 令和八年度福島県証紙収入整理特別会計予算

議案第十二号 令和八年度福島県奨学資金貸付金特別会計予算

議案第十三号 令和八年度福島県流域下水道事業会計予算

議案第十四号 令和八年度福島県工業用水道事業会計予算

議案第十五号 令和八年度福島県立病院事業会計予算

議案第十六号 福島県企業立地資金貸付基金条例を廃止する条例

議案第十七号 福島県税条例の一部を改正する条例

議案第十八号 福島県行政財産使用料条例の一部を改正する条例

議案第十九号 福島県国営土地改良事業負担金徴収条例の一部を改正する条例

条例

議案第二十号 福島県道路占用料徴収条例の一部を改正する条例

議案第二十一号 福島県建築基準法施行条例の一部を改正する条例

議案第二十二号 福島県建築物のエネルギー消費性能の向上等に関する法律

関係手数料条例の一部を改正する条例

議案第二十三号 東日本大震災・原子力災害伝承館条例の一部を改正する条例

例

議案第二十四号 福島県ハイテクプラザ条例の一部を改正する条例

議案第二十五号 福島県大町起業支援館条例を廃止する条例

議案第二十六号 福島県農業総合センター条例の一部を改正する条例

議案第二十七号 福島県土地改良施設条例の一部を改正する条例

議案第二十八号 福島空港条例の一部を改正する条例

議案第二十九号 福島県都市公園条例の一部を改正する条例

議案第三十号 福島県県営住宅等条例の一部を改正する条例

議案第三十一号 福島県立高等学校条例の一部を改正する条例

議案第三十二号 福島県職員定数条例等の一部を改正する条例の一部を改正する条例

議案第三十三号 福島県行政手続条例の一部を改正する条例

議案第三十四号 福島県公益認定等審議会条例の一部を改正する条例

議案第三十七号 福島県保健師等修学資金貸与条例の一部を改正する条例

議案第三十八号 福島県理学療法士等修学資金貸与条例の一部を改正する条例

例

議案第三十九号 福島県周産期医療等医師確保修学資金貸与条例の一部を改正する条例

正する条例

議案第四十号 福島県獣医学学生修学資金貸与条例の一部を改正する条例

議案第四十一号 福島県薬剤師法に係る事務処理の特例に関する条例の一部を改正する条例

を改正する条例

議案第四十二号 福島県医薬品、医療機器等の品質、有効性及び安全性の確保等に関する法律施行条例の一部を改正する条例

保等に関する法律施行条例の一部を改正する条例

議案第四十三号 福島県いじめ問題調査委員会条例の一部を改正する条例

議案第四十四号 福島県双葉地域における中核的病院看護師修学資金貸与条例

例

議案第四十五号 福島県教育関係職員定数条例の一部を改正する条例の一部を改正する条例

を改正する条例

議案第四十六号 福島県いじめ問題対策委員会条例の一部を改正する条例

議案第四十七号 福島県警察職員定数条例の一部を改正する条例

議案第四十八号 包括外部監査契約について

議案第五十号 工事請負契約について

議案第五十一号 工事請負契約について

議案第五十二号 工事請負契約について

議案第五十三号 工事請負契約の一部変更について

議案第五十四号 工事請負契約の一部変更について

議案第五十五号 工事請負契約の一部変更について

議案第五十六号 工事請負契約の一部変更について

議案第五十七号 工事請負契約の一部変更について

議案第五十八号 工事請負契約の一部変更について

議案第五十九号 工事請負契約の一部変更について

議案第六十号 工事施行協定について

議案第六十一号 工事施行協定について

議案第六十二号 工事施行協定の一部変更について

議案第六十三号 工事施行協定の一部変更について

議案第六十四号 工事施行協定の一部変更について

議案第六十五号 工事施行協定の一部変更について

議案第六十七号 民事調停の申立てについて

議案第六十八号 専決処分報告及びその承認について

●議長（矢吹貢一君） 議案第二号「令和八年度福島県公債管理特別会計予算」外六十二件を一括原案のとおり決するに御賛成の各位の御起立を求めます。

（賛成者起立）

●議長（矢吹貢一君） 起立総員。よって、各案は一括原案のとおり可決または承認されました。

次に、お諮りいたします。議員提出議案第百四十二号及び第百四十三号、

以上の各案を一括採決いたして御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

●議長（矢吹貢一君） 御異議ないと認め、一括採決いたします。

議員提出議案第百四十二号「東京一極集中の是正に向けた実効性のある取組を求める意見書」外一件を一括原案のとおり決するに御賛成の各位の御起

立を求めます。

（賛成者起立）

●議長（矢吹貢一君） 起立総員。よって、各案は一括原案のとおり可決されました。

次に、お諮りいたします。議員提出議案第百四十一号を採決いたして御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

●議長（矢吹貢一君） 御異議ないと認め、採決いたします。

議員提出議案第百四十一号「消費税5%への減税、インボイス制度の廃止を求める意見書」、本案を原案のとおり決するに御賛成の各位の御起立を求めます。

（賛成者起立）

●議長（矢吹貢一君） 起立少数。よって、本案は否決されました。

次に、お諮りいたします。請願九十九号を採決いたして御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

●議長（矢吹貢一君） 御異議ないと認め、採決いたします。

請願九十九号「消費税5%への減税、インボイス制度の廃止を求める意見書の提出について」、本請願を採択と決するに御賛成の各位の御起立を求めます。

（賛成者起立）

●議長（矢吹貢一君） 起立少数。よって、本請願は不採択と決しました。

●継続審査、調査付議

●議長（矢吹貢一君） 次に、各常任委員長より、現に委員会において審査及び調査中の事件につき、別紙のとおり議会閉会中における継続審査及び継続調査申出書が提出になっておりますから、御報告いたします。

（申出書別冊参照）

●議長（矢吹貢一君） お諮りいたします。本件は、いずれも委員長の申出のとおり、議会閉会中において各委員会が継続して審査及び調査を行うことに御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

●議長（矢吹貢一君） 御異議ないと認めます。よって、本件は各委員会が議会閉会中も継続して審査及び調査を行うことに決しました。

●復興・創生推進対策について

（委員長中間報告、継続調査付議）

●議長（矢吹貢一君） この際、復興・創生推進対策について、復興・創生推進対策特別委員長より、別紙のとおり議会閉会中における継続調査申出書が提出になっておりますから、御報告いたします。

（申出書別冊参照）

●議長（矢吹貢一君） 日程第二、復興・創生推進対策について。
本件に対する特別委員会の調査経過について、委員長の中間報告を求めます。

復興・創生推進対策特別委員長十六番鈴木優樹君。

（十六番鈴木優樹君登壇）

●十六番（鈴木優樹君） 復興・創生推進対策特別委員長中間報告。

本委員会に付託されました付議事件は、「第三期復興・創生期間における

復興施策について」、「廃炉作業等の安全対策について」及びこれらに関連する事項であります。

本委員会は、令和七年十二月二十三日に設置され、同日、継続調査とする中間報告を行いました。その後の経過といたしましては、今定例会の三月十六日に第二回委員会を開催し、本委員会の調査事項及び調査計画について慎重に協議を行い、次のとおり決定いたしました。

まず、付議事件「第三期復興・創生期間における復興施策について」は、調査事項を「避難地域の復興について」、「福島イノベーション・コースト構想について」及び「風評払拭・風化防止対策について」の三項目としたところであります。

また、付議事件「廃炉作業等の安全対策について」は、調査事項を「安全確保に関する取組について」としたところであります。

次に、調査計画については、調査期間が令和九年六月定例会までとされていることから、その間の議会日程などを考慮し、計十二回の委員会を開催することといたしました。

以上が前定例会後の調査経過であります。

続いて、本委員会の今後の取組について申し上げます。

慎重に審議いたしました結果、復興・創生推進対策につきましては、極めて広範囲にわたる課題であり、今後とも相当の期間調査を要するものと認められるため、全員一致をもって議会閉会中もなお継続して調査を行うことに決定いたしました。

以上、御報告申し上げます。

●議長（矢吹貢一君） 以上をもって、委員長の中間報告は終わりました。

お諮りいたします。本件は、委員長の申出のとおり、議会閉会中において特別委員会が継続して調査を行うことに御異議ありませんか。

〔異議なし〕と呼ぶ者あり〕

●議長（矢吹貢一君） 御異議ないと認めます。よって、本件は復興・創生推進対策特別委員会が議会閉会中も継続して調査を行うことに決しました。

●県民の安全・安心対策について

（委員長中間報告、継続調査付議）

●議長（矢吹貢一君） 次に、県民の安全・安心対策について、県民の安全・安心対策特別委員長より、別紙のとおり議会閉会中における継続調査申出書が提出になっておりますから、御報告いたします。

（申出書別冊参照）

●議長（矢吹貢一君） 日程第三、県民の安全・安心対策について。
本件に対する特別委員会の調査経過について、委員長の間接報告を求めます。

県民の安全・安心対策特別副委員長十一番吉田誠君。

（十一番吉田 誠君登壇）

●十一番（吉田 誠君） 県民の安全・安心対策特別委員長中間報告。

本委員会に付託されました付議事件は、「自然災害からの安全・安心について」、「身近な暮らしにおける安全・安心について」及びこれらに関連する事項であります。

本委員会は、令和七年十二月二十三日に設置され、同日、継続調査とする中間報告を行いました。その後の経過といたしましては、今定例会の三月十六日に第二回委員会を開催し、本委員会の調査事項及び調査計画について慎重に協議を行い、次のとおり決定をいたしました。

まず、付議事件「自然災害からの安全・安心について」は、調査事項を「防

災・減災について」及び「災害発生時の対応について」の二項目としたところであります。

また、付議事件「身近な暮らしにおける安全・安心について」は、調査事項を「暮らしについて」及び「自然との共生について」の二項目としたところであります。

次に、調査計画については、調査期間が令和九年六月定例会までとされていることから、その間の議会日程などを考慮し、計十二回の委員会を開催することといたしました。

以上が前定例会後の調査経過であります。

続いて、本委員会の今後の取組について申し上げます。

慎重に審議いたしました結果、県民の安全・安心対策につきましては、極めて広範囲にわたる課題であり、今後とも相当の期間調査を要するものと認められるため、全員一致をもって議会閉会中もお継続して調査を行うことに決定いたしました。

以上、御報告を申し上げます。

●議長（矢吹貢一君） 以上をもって、委員長の間接報告は終わりました。

お諮りいたします。本件は、委員長の申出のとおり、議会閉会中において特別委員会が継続して調査を行うことに御異議ありませんか。

〔異議なし〕と呼ぶ者あり〕

●議長（矢吹貢一君） 御異議ないと認めます。よって、本件は県民の安全・安心対策特別委員会が議会閉会中も継続して調査を行うことに決しました。

●人口減少・地域活力創造対策について

（委員長中間報告、継続調査付議）

●議長（矢吹貢一君）次に、人口減少・地域活力創造対策について、人口減少・地域活力創造対策特別委員長より、別紙のとおり議会閉会中における継続調査申出書が提出になっておりますから、御報告いたします。

（申出書別冊参照）

●議長（矢吹貢一君）日程第四、人口減少・地域活力創造対策について。

本件に対する特別委員会の調査経過について、委員長の間報告を求めます。

人口減少・地域活力創造対策特別副委員長二十二番渡部英明君。

（二十二番渡部英明君登壇）

●二十二番（渡部英明君）人口減少・地域活力創造対策特別委員長中間報告。

本委員会に付託されました付議事件は、「人口減少対策について」、「持続可能な地域づくりについて」及びこれらに関連する事項であります。

本委員会は、令和七年十二月二十三日に設置され、同日、継続調査とする中間報告を行いました。その後の経過といたしましては、今定例会の三月十六日に第二回委員会を開催し、本委員会の調査事項及び調査計画について慎重に協議を行い、次のとおり決定いたしました。

まず、付議事件「人口減少対策について」は、調査事項を「人口減少の抑制について」としたところであります。

また、付議事件「持続可能な地域づくりについて」は、調査事項を「暮らし・仕事について」及び「人と地域資源の活用について」の二項目としたところであります。

次に、調査計画については、調査期間が令和九年六月定例会までとされていることから、その間の議会日程などを考慮し、計十二回の委員会を開催することといたしました。

以上が前定例会後の調査経過であります。

続いて、本委員会の今後の取組について申し上げます。

慎重に審議いたしました結果、人口減少・地域活力創造対策につきましては、極めて広範囲にわたる課題であり、今後とも相当の期間調査を要するものと認められるため、全員一致をもって議会閉会中もお継続して調査を行うことに決定いたしました。

以上、御報告申し上げます。

●議長（矢吹貢一君）以上をもって、委員長の間報告は終わりました。

お諮りいたします。本件は、委員長の申出のとおり、議会閉会中において特別委員会が継続して調査を行うことに御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

●議長（矢吹貢一君）御異議ないと認めます。よって、本件は人口減少・地域活力創造対策特別委員会が議会閉会中も継続して調査を行うことに決しました。

●知事提出議案第八十七号

（知事説明、採決）

●議長（矢吹貢一君）この際、知事より別紙提出書のとおり議案提出の通知がありますから、御報告いたします。

（参 照）

提 出 書

議案第八十七号 収用委員会の委員の任命につき同意を求めることについて
上記のとおり提出します。

令和八年三月十九日

福島県議会議長 矢 吹 貢 一 様

福島県知事 内 堀 雅 雄

議案第八十七号

収用委員会の委員の任命につき同意を求めることについて

収用委員会の委員三瓶正は、令和八年三月三十一日をもって任期満了となるので、次の者を収用委員会の委員に任命することについて、土地収用法（昭和二十六年法律第二百十九号）第五十二条第三項の規定により、同意を求める。

郡山市開成五丁目二番二十一号 二F 三 瓶 正

令和八年三月十九日提出

福島県知事 内 堀 雅 雄

●議長（矢吹貢一君）お諮りいたします。ただいま御報告いたしました知事提出議案第八十七号を本日の日程に追加し、議題とすることに御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

●議長（矢吹貢一君）御異議ないと認めます。よって、知事提出議案第八十七号は日程に追加し、議題とすることに決しました。

直ちに本案を議題といたします。

付議議案に対する知事の説明を求めます。

（知事内堀雅雄君登壇）

●知事（内堀雅雄君）本日追加提出いたしました議案につきまして御説明申し上げます。

これは、任期満了に伴う収用委員会の委員一名の後任委員の任命につきま

して、同意を求めようとするものであります。

速やかな御議決をお願い申し上げます。

●議長（矢吹貢一君）お諮りいたします。知事提出議案第八十七号は、質疑、常任委員会の審査及び討論等の議事手続を省略し、採決することに御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

●議長（矢吹貢一君）御異議ないと認め、採決いたします。

議案第八十七号「収用委員会の委員の任命につき同意を求めることについて」、本案に同意するに御賛成の各位の御起立を求めます。

（賛成者起立）

●議長（矢吹貢一君）起立総員。よって、本案は同意されました。

●議員提出議案第百四十六号（即決）

●議長（矢吹貢一君）この際、議員提出議案一件、別紙議案提出書のとおり提出になっておりますから、御報告いたします。

（参 照）

議 案 提 出 書

令和八年三月十九日

福島県議会議長 矢 吹 貢 一 様

提出者 福島県議会議員 三 村 博 隆

同 佐々木 彰

同 三 瓶 正 栄

同 先 崎 温 容

本案を原案のとおり決するに御賛成の各位の御起立を求めます。

(賛成者起立)

●議長（矢吹貢一君）起立総員。よって、本案は原案のとおり可決されました。

次の議案を別紙のとおり提出します。

福島県議会議規則の一部を改正する規則

提出理由

標準都道府県議会議規則の改正を踏まえ、所要の改正をしようとするものである。

議案第四百十六号

福島県議会議規則の一部を改正する規則

福島県議会議規則（昭和三十四年福島県議会議規則第一号）の一部を次のように改正する。

第二条第二項中「（配偶者の出産を含む。）」を削り、「六週間」を「八週間」に改める。

附 則

この規則は、公布の日から施行する。

●議長（矢吹貢一君）日程第五、議員提出議案第四百十六号を議題といたします。

お諮りいたします。本案は、説明、質疑、常任委員会の審査及び討論等の議事手続を省略し、即決することに御異議ありませんか。

〔異議なし〕と呼ぶ者あり

●議長（矢吹貢一君）御異議ないと認め、採決いたします。

議員提出議案第四百十六号「福島県議会議規則の一部を改正する規則」、

●臨時的な協議等の場の設置の件

●議長（矢吹貢一君）この際、臨時的な協議等の場の設置の件について、別紙のとおり提出しておりますから、御報告いたします。

(参 照)

福島県議会議規則第二百二十七条第二項の規定による臨時的な協議等の場の設置の件

令和八年三月十九日

- | | | |
|-----|-------|-------------------------------------|
| (1) | 名 称 | 福島県議会議員定数等検討委員会 |
| (2) | 目 的 | 福島県議会議員の総定数、選挙区及び選挙区別定数について調査検討を行う。 |
| (3) | 構 成 員 | 委員十三名 |
| (4) | 招集権者 | 委員長 |

●議長（矢吹貢一君）日程第六、臨時的な協議等の場の設置の件を議題といたします。

お諮りいたします。本件は、別紙のとおり、臨時的な協議等の場として福島県議会議員定数等検討委員会を設けることに御異議ありませんか。

〔異議なし〕と呼ぶ者あり〕

●議長（矢吹貢一君） 御異議ないと認めます。よって、本件は決定いたしました。

以上をもって、全部の議事を終わります。

●閉会挨拶

●議長（矢吹貢一君） 閉会に当たり、一言御挨拶を申し上げます。

今期定例会は、二月十六日開会以来、本日まで三十二日間の長期にわたりましたが、この間、議員の皆様には令和八年度福島県一般会計予算をはじめ県政当面の重要な案件につきまして終始熱心に御審議を賜り、ここに全部の議事を終了することができました。これもひとえに議員の皆様方の御精励と議事運営に対する御協力のためものでありまして、深く感謝を申し上げます。

また、会期中における執行当局及び報道関係各位の御支援、御協力に対しても厚く御礼を申し上げます。

震災と原発事故から十五年が経過し、来月からは第三期復興・創生期間が始まります。

本県の復興は着実に歩みを進めている一方で、多岐にわたる新たな課題が山積しておりますが、私たち県議会といたしましては、令和八年度予算が県民生活の安定向上につながるものとなるよう、その効果的な執行をしっかりと注視するとともに、復興・創生の実現に向けて、今後とも全力で取り組んでまいる所存であります。

執行当局においては、審議の過程で示された意見を十分に踏まえ、復興・創生を一層推し進めるべく、実効性のある施策の展開を図るよう望むものがあります。

時節柄、議員の皆様方にはますます御自愛の上、本県の復興と県政のさらなる進展に向け、なお一層御尽力くださいますようお願いを申し上げます。閉会の挨拶といたします。

知事より挨拶があります。

（知事内堀雅雄君登壇）

●知事（内堀雅雄君） 二月県議会定例会の閉会に当たりまして、御挨拶を申し上げます。

今期定例会におきましては、令和八年度一般会計予算案など重要な議案を提出いたしましたところ、議員の皆様には終始熱心に御審議の上、御議決を賜り、深く感謝を申し上げます。

御議決をいただきました案件につきましては、その適正な執行に努めることはもとより、審議の過程において皆様からいただきました御意見、御提言を十分尊重し、誠意を持って県政に反映させてまいります。

今年は東日本大震災と原発事故から十五年、そして現在の福島県が誕生してから百五十年という本県にとって極めて重要な年に当たるとともに、新年度からは第三期復興・創生期間がスタートいたします。

このため、これまでの本県の歩みを振り返りながら、挑戦をさらに「シンカ」させ、県民の皆さんに復興と地方創生の進展を実感していただけるよう、全庁一丸となって取り組んでまいります。

年度末で何かと御多忙の折、皆様には十分御自愛の上、県政進展のため一層の御尽力、御協力を賜りますようお願い申し上げます。挨拶といたします。

●議長（矢吹貢一君） これをもって、閉会いたします。

午後二時四十九分閉会



この印刷物は、印刷用の紙へ
リサイクルできます。